

平成 29 年

# 12月熊取町議会定例会会議録

平成29年12月6日開会

平成29年12月19日閉会

熊 取 町 議 会

## 平成29年12月定例会会議録目次

(12月6日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
一般質問	5
1. 坂上昌史議員	5
1) ふるさと納税の推進について	
①ふるさと納税の現状について	
②今後の新たな取り組みについて	
③寄付額を増額させる取り組みについて	
2) 街頭防犯カメラについて	
①今後の増設の予定について	
②運用方法について	
2. 矢野正憲議員	12
1) スマホ統一ルールについて	
①児童生徒自身に考えさせる機会の提供について	
②PTA・保護者を巻き込んで、学校別やクラス別での統一ルール制定について	
③スマホ等を通しての「いじめ」「トラブル」などの事案について	
3. 阪口 均議員	20
1) 住民協働のまちづくり	
①理想とする姿について	
②住民への期待について	
③町の関与について	
2) 地域コミュニティについて	
①理想とする姿について	
②住民への期待について	
③協働事業制度等の充実の内容について	
④自治会加入率アップの具体策について	
3) 生涯学習について	
①熊取ゆうゆう大学の現状について	
②今後の目標について	
4) シティプロモーションについて	
①人口社会増加の対策について	
4. 浦川佳浩議員	34
1) 熊取ブランド「子育てのまち熊取」について (企画部)	
①いつから「子育てのまち」としてブランド化を目指し始め、設定当時は何	

をゴールとしたのか	
②2027年の人口43,000人を維持するために、今後どの世代に力を入れていくのか	
2) 熊取ブランド「子育てのまち熊取」について (健康福祉部)	
①「熊取町は子育てしやすい町か」の質問結果について	
②つどいの広場事業「ぷらっつ」の直近5年間の利用実績について	
3) 熊取ブランド「子育てのまち熊取」について (教育委員会)	
①図書館の「年間有効利用者数」の傾向について	
②BGMの反響(アンケート結果)について	
③Wi-Fiの導入について	
④カフェの導入について	
5. 江川慶子議員 .....	45
1) 広域消防の現状課題と災害時の地域連携について	
①救急での病院の受け入れ状況と現場到着所要時間について	
②災害時の消防署、消防団、自主防災組織の連携と体制の強化について	
2) 高齢者の生きがいと健康について	
①タピオ体操+(プラス)の周知とタピオステーションの立ち上げ支援状況について	
②地域老人憩いの家を拠点とした活動や地元長生会への支援について	
3) 国民健康保険について	
①試算での保険料の値上がりに対する住民負担を減らすための取り組みについて	
6. 文野慎治議員 .....	55
1) 平成30年度予算編成へ向けての基本的な考え方について	
①新年度の歳入面での見通しについて	
②新年度の歳出面での考え方について	
③予算要求における各課への指示内容について	
④藤原町政の折り返し点における公約実現のための施策の実施について	
2) 任用のあり方について	
①事務効率化の考え方について	
②一般行政職の級別職員数及び給料表の状況について	
 (12月7日)	
出席議員 .....	67
議事日程 .....	67
一般質問(続き) .....	68
1. 佐古員規議員 .....	68
1) 弱者の安全安心対策について	
①子どもの見守り活動について	
(1)過去からの取り組み状況及び今後の方針について	
②女性及び児童・生徒・学生への犯罪防止の本町の対応状況について	
(1)スマートフォンのLINE等における対策について	
③安全な街としての今後の本町のすべきことについて	
2) 子どもたちの体力アップについて	
①小学生又は幼児からの独自の体力増進に向けた取り組みについて	

②オリンピックに関連した本町の取組について	
2. 渡辺豊子議員 .....	80
1) 災害対策について	
①被災者支援システム導入についての検討状況について	
②要支援者に対する避難訓練の実施について	
③避難所運営ゲーム（HUG）の取り組み状況について	
④避難所での支援コミュニケーションボードの活用について	
⑤聴覚障がいの方への「災害時バンダナ」の導入について	
2) 小中学校のAEDについて	
①町内小中学校のAEDの設置場所について	
②夜間・休日の学校開放時の緊急時対応について	
③AEDの屋外移設について	
3) いじめ防止対策について	
①本町のいじめの現状と取り組みについて	
②いじめ防止対策として有効と考える車いすダンス講演会の継続と、全学校での実施について	
4) チャイルドファーストのまちづくりについて	
①「子ども条例」または「子ども基本条例」についての精査、再考の結果について	
②子ども議会の再考結果について	
3. 二見裕子議員 .....	93
1) 子どものがん予防について	
①熊取町でのがん教育について	
②大阪府のがん教育の熊取町での実施状況について	
③子どもを受動喫煙から守る条例について	
2) 災害時の対応について	
①防災行政無線でのお知らせが聞こえない住民への対応について	
②局の増加予定について	
③防災行政無線戸別受信機について	
④飲料メーカーとの「災害支援協定」について	
3) 転入定住促進について	
①税収を増やすための施策について	
②若い世帯の転入を促進するための施策について	
③空き家や所有者不明の土地の活用について	
4. 重光俊則議員 .....	105
1) 熊取町の都市計画について	
①国道170号線（大阪外環状線）の4車線化に向けた町の活動について	
②ひまわりドーム下の歩行者道路の拡幅工事の実施時期と財源について	
③煉瓦館入口の紺屋上橋の拡幅時期と財源について	
④煉瓦館から外環状線までの道路の拡幅の検討について	
2) 永楽ゆめの森公園の来園者数について	
①平成28年度と平成29年度の月別来園者数の比較及び水遊び場の設置の検討について	
3) 熊取町内の保育所運営について	
①認定こども園を含む公営及び民営保育所における受入可能幼児数と入所者	

数の実態について	
②上記保育所における正職員と臨時職員数の実態について	
③町営保育所の臨時職員募集時の時給及び通勤手当の実態と、貝塚市及び泉佐野市との比較について	
④公営及び民営保育所における障がい児童の受入対応について	
⑤今後の熊取町内の保育所運営方針の改善内容及び「子育てしやすいまち」という町のスローガンとの整合性について	
4) 高齢者の健康増進について	
①タピオステーションの数と各地区の一回当たりの平均参加者数について	
②今後の活動拡大計画と期待する成果について	
③介護ボランティア制度の導入について	
5. 河合弘樹議員	118
1) 地域防災について	
①台風21号に伴う熊取町の被害状況と対応及び今後の防災・減災のための取り組みについて	
2) ひまわりバスについて	
①過去5年間の乗車人数とこれまでの経緯及び今後の運営等の改善策について	
6. 鱧谷陽子議員	122
1) 池にソーラーパネルを付けることについて	
①4つの池の選定基準について	
②公募にかける条件と現在の状況について	
③環境への影響について	
④反対があった際の中止について	
⑤町の収入と町民の負担について	
⑥太陽光発電設備の設置の規制などに関する条例について	
2) 介護保険事業について	
①訪問介護緩和型の総合事業を受けている人数及び通所介護緩和型の総合事業を受けている人数及び卒業者の人数について	
②タピオ体操で「インセンティブ」は得られるのか	
③町独自の保険料の引き下げと利用料の減免などの実施について	
3) 学童保育について	
①学童保育の施設改善における現在の見通しについて	
提案理由説明	
議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	132
質 疑	132
採 決	133
提案理由説明	
議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例	133
質 疑	133
 (12月8日)	
出席議員	135
議事日程	135
提案理由説明	

議案第80号	税条例等の一部を改正する条例	136
質 疑		138
提案理由説明		
議案第81号	都市公園条例の一部を改正する条例	138
質 疑		139
提案理由説明		
議案第82号	水道事業設置条例の一部を改正する条例	139
質 疑		141
提案理由説明		
議案第83号	熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について	141
質 疑		145
提案理由説明		
議案第84号	熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について	145
質 疑		147
提案理由説明		
議案第85号	指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）について	149
質 疑		150
提案理由説明		
議案第86号	指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）について	151
質 疑		151
提案理由説明		
議案第87号	土地改良法に基づく応急工事計画の策定について	152
質 疑		153
提案理由説明		
議案第88号	平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	153
質 疑		155
提案理由説明		
議案第89号	平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	155
質 疑		156
提案理由説明		
議案第90号	平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	156
質 疑		157
提案理由説明		
議案第91号	平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）	157
質 疑		158
 (12月19日)		
出席議員		159
議事日程		159
委員会報告		160
議会運営委員会報告		160
議案第79号	宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例、議案第80号 税条例等の一部を改正する条例、議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について、議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）、以上5件一括付議	160

議案第84号に関する追加説明	161
総務文教常任委員会委員長報告	161
質 疑	162
討 論	162
採 決	162
議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例、議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例、議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）について、議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）について、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について、議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）、以上8件一括付議	167
事業厚生常任委員会委員長報告	167
質 疑	168
採 決	168
提案理由説明	
議案第92号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	170
質 疑	171
採 決	172
提案理由説明	
議案第93号 退職手当条例等の一部を改正する条例	172
質 疑	173
採 決	173
提案理由説明	
議案第94号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第5号）	173
質 疑	174
採 決	175
提案理由説明	
議案第95号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	175
質 疑	176
採 決	176
提案理由説明	
議案第96号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第97号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上2件一括付議	177
質 疑	178
採 決	178
提案理由説明	
議案第98号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	179
質 疑	180
採 決	180
提案理由説明	
議案第99号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）	180
質 疑	181
採 決	181

提案理由説明

議員提出議案第6号 全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書、議員提出議案第7号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書、以上2件一括付議	182
質 疑	183
採 決	183
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	184

提案理由説明

議員提出議案第8号 環境施設広域化調査特別委員会の設置について	184
質 疑	185
採 決	185
議会選任第4号 特別委員会委員の選任について	185



12 月熊取町議会定例会（第 1 号）

## 平成29年12月定例会会議録（第1号）

月 日 平成29年12月6日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	塩谷 義和	住 民 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	阪上 清隆
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第79号	宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例
議案第80号	税条例等の一部を改正する条例
議案第81号	都市公園条例の一部を改正する条例
議案第82号	水道事業設置条例の一部を改正する条例
議案第83号	熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について
議案第84号	熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について
議案第85号	指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）について
議案第86号	指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）について
議案第87号	土地改良法に基づく応急工事計画の策定について
議案第88号	平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
議案第89号	平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第90号	平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。平成29年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成29年9月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、9月19日、10月18日及び11月20日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

参考までに、平成29年10月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

平成29年度分

一 般 会 計	2億1,944万1,791円
下水道事業特別会計	2,546万6,077円
国民健康保険事業特別会計	1億8,478万3,699円
介護保険特別会計	1,950万 756円
墓地事業特別会計	765万7,570円
後期高齢者医療特別会計	2,057万7,635円
水道事業会計	5億 521万3,396円
歳入歳出外現金	2,746万5,910円

となっております。

以上で報告を終わります。

（「局長、一般会計」の声あり）

議会事務局長（北川雄彦君）失礼しました。

一般会計2億7,944万1,791円でございます。訂正いたします。すみませんでした。

議長（坂上巳生男君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成29年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしも残すところ1カ月を切りまして、本町の冬の風物詩でありますくまどりイルミネーションナイトが2日から始まっております。今月25日まで煉瓦館や熊取駅前夢広場がイルミネーションで飾られ、幻想的な雰囲気の中、コンサートなどさまざまなイベントが行われます。議員の

皆様におかれましても、ぜひ足を運んでいただければと存じます。

それでは、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任同意、一部改正条例につきましては宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例ほか3件、熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について、熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について、そのほか指定管理者の指定、熊取永楽墓苑、永楽ゆめの森公園について、並びに土地改良法に基づく応急工事計画の策定についてでございます。また、補正予算につきましては、平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）ほか3件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞご審議を賜り、原案どおりご同意、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

---

議長（坂上巳生男君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。吉田住民部統括理事。住民部統括理事（吉田 潔君）報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告をさせていただきますので、議案書の黄色の分界紙から2枚目をお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次ページをお開きください。

内容でございますが、1、事故発生日時は平成29年8月1日午後1時10分ごろでございます。

2、事故発生場所、熊取町小谷南1丁目1826番地先道路上でございます。

3、相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

4、事故の概要でございますが、住民部美しいまちづくり推進課の作業車が、熊取中学校の前の道を小谷のほうへ進み、突き当たりとなります町道小谷穴釜線と町道五門久保小谷線とのT字路交差点において、当方車がひまわりドーム方面に右折する際、左側、緑ヶ丘のほうから第三者の車がこちら側の久保方面に曲がるため停止したので車を右折進入したところ、左側から停止した車とは別の直進する後続車と接触し、相手方車両に損傷を与えたものでございます。

5、損害賠償でございますが、8万2,598円で、主に板金塗装の修繕費でございます。

なお、損害賠償費につきましては、全国町村会総合賠償保険からの補填を受けるものでございます。今後におきましては、より一層事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。議長（坂上巳生男君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）以前にも事故があった際にいろいろ質問させていただきましたけれども、今回のこの事故は過失割合はどのようになっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）今回の事故の過失割合は9対1でございまして、当方のほうが9ということでございます。これにつきましては、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準というのがございまして、今回の場合は相手方の道路が優先直進車ということで、この場合の基準につきましては1対9ということになっているということで、この基準どおりになったものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）9対1で8万2,000円ということは、大事故ではなかったかとは想像するわけですが、こういった事故を踏まえて、前回もご提案させていただいたドライブレコーダーというのの設置については、本町の進捗ぐあいはどうなっていますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）佐古議員からドライブレコーダーの設置ということでご提案いただいたところでございますが、その後、総務課のほうでいろいろと研究、調査させていただいております。ただ、そのときにも申し上げたと思うんですけど、まだドライブレコーダーについては導入している自治体も少ないということで、いろいろとその自治体の状況とか検証をさせていただきたいなということで、それも同時に進めさせていただいているところでございます。

ドライブレコーダーの一番有効性というのは、今回も重大な事故であるわけですが、一番大事なのはやっぱり人身事故で刑事事件になったときの証拠書類として、しっかりと行政として示される一つの証拠物ということにもなりますので、今回も重大事故ではあるわけではございますが、車両の損傷で済んでいるわけではございます。そういったことも含めてしっかりとドライブレコーダーの設置については調査、研究を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）やはり、民対行政側というふうになりましたら、どうしても弱い立場にあるのではないかなというふうに考えております。もちろん過失割合等々では公平には判断されるであろうと思いますけれども、そういった意味でも、今後の重大事故になりかねない場合のしっかりとした検証のためにも、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。これは要望で終わっておきます。よろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席1番 文野議員、議席13番 江川議員、以上2名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）去る11月30日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月6日から12月19日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日12月6日、7日、8日及び19日の4日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を12月14日に、事業厚生常任委員会を12月12日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を12月12日に、議員全員協議会を12月14日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

これをもって議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日12月6日から12月19日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月6日から12月19日までの14日間と決

定いたしました。

議長（坂上巳生男君）続きまして、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、大きい1つ目、ふるさと納税の推進についてということで質問させていただきます。

先日の議員全員協議会で第3次のアクションプログラムのご説明があったんですけども、その中にふるさと納税の推進ということで、これは5年間で9億7,500万円積み上げるというご説明だったんですけども、ちょっとこの数字が消極的かなと思ったことで、ちょっと質問させていただきます。まずは、熊取町のふるさと納税の現状についてご説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、ご質問1点目のふるさと納税の現状につきまして、答弁申し上げます。

初めに、参考といたしまして直近3カ年の実績のほうご報告させていただきます。

まず平成26年度は787件、1,090万8,825円、平成27年度は1万756件、1億2,147万2,526円、平成28年度は1万9,218件、3億9,733万5,621円と着実に実績のほう伸ばしてございます。

次に、ご質問の現状といたしましては、平成29年11月末時点での寄附実績は2,348件、1億7,517万3,487円となっており、前年度同時期と比べますと約1.3倍の寄附実績となっております。また、ふるさと納税増額の主たる取り組みと想定しております寄附に対する謝礼品の品数につきましても現在157品となっており、平成28年度末時点と比べますと85品増加しているといった取り組み現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

毎年毎年ふえていって、職員の皆さん頑張っておられることは重々承知の上で、このアクションプログラムの数字がもうちょっと攻めた数字でもいいのかなと思ったので、質問させていただきます。

次に、小さい2番と3番一緒にとということやったんで、今後の新たな取り組みはということと、寄附額を増額させるためにということでご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、2点目、3点目の今後の新たな取り組みと寄附額を増額させる取り組みにつきまして答弁申し上げます。

こちら、先ほどの答弁のとおり、ふるさと納税増加の主たる取り組みと想定します、ふるさと納税に対する謝礼品の拡充に随時取り組んだ結果、現在157品に大幅に品数をふやしております、先日も坂上議員からご紹介いただき謝礼品を追加したような取り組みも行っているところでございます。

今後地場産品を中心としながらも、それにとらわれることなく魅力的な謝礼品を追加することで、寄附の増額につなげてまいりたいと、そのように考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

まず、商品をどんどんふやしているということなんですけれども、商品をふやすことに対して事業者に対して営業をかけたとか、どのような取り組みを行っていますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）商品の取り組みにつきましては、大きくと  
いいますか、4パターンぐらいで取り組んでいるといったところでございます。

まずは、町内業者ということで、ふるさと納税の本趣旨にのっとったということで、商工会を中心としてお声がけをさせていただきまして、そして地場産品をご提供いただけるというお声のあつた業者に対して営業をかけていくといったところでございます。

もう一点といたしましては、本町と協定であったりとか、過去仕事を一緒に行ったといったところで、例えば緊急雇用で行わせていただきました近畿日本ツーリストであったりとか、アウトドアの連携協定ということでLOGOSであったりとか、あるいは大阪のセレッソであったりとかといったような、町と関連のある企業、そのようなところとお願いして謝礼品を追加したというそういった形、また町長や議員のご紹介、そういったところで関連というところで、例えば南三陸町、大きな津波災害がありました、その復興支援ということも含めて、そのような町長のほうが議員のご紹介がある、友人がいらっしゃるということで、そういったことをきっかけに商品を広げていったりとか、あるいは今回、坂上議員がご紹介いただいたりとかいうところで水ナスを入れさせていただいたりとかというような、そのようなコネクションを使ったところで営業をさせていただいているといったような展開、またあるいは新たに熊取ブランドとして熊取コロッケというのがありますが、この熊取コロッケを当然熊取ブランドの一つとして上げていくというような、そういったところで、想定できるありとあらゆる手段を使って、現在謝礼品をふやしていつているといった、そのような取り組みを行っているところでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）積極的に動いていただいているようなんですけれども、隣の泉佐野市と比べると、泉佐野市は額がすごいんで比べるのもどうかと思うところもあるんですけれども、やっぱり商品の数が多いほうが、それだけ寄附してくださる方も選びやすいということもあると思いますので、事業者がもうちょっと熊取町へのふるさと納税というフォーマットを使いやすくするためにという考えで、商品の送料一部負担とかということは考えられないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）今現在、謝礼品ですけれども、総務省からの通達に従いまして、寄附額の3割を目安に商品のほうご提供いただいているというところでございますが、その3割の中に要は送料であったりとか振り込み手数料、こちらも——ごめんなさい、商品の送付手数料、送料というのはその3割の中を含めるという形をとっておりますが、そういったところで、今現時点ではその送料につきましては、事業主負担、調整の中で行っているというところでございますが、事業主の負担を軽減するという考え方も一定考慮していかなあかんかなというところになります、今現時点では3割の謝礼品の中で事業者のほうに、3割といたしましてもきっちり1万円に対して3,333円というわけでもございませんで、ざっくり送料が仮に500円かかるとするならば、その中で対応していただいているというそのような形をとっておりますので、さほど事業者の負担にはなっていないのかなというふうに想定しているところでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）もし送料を負担しているような自治体があるとするならば、熊取町の町内の事業者は少ないので、外からの事業者で商品提供していただけるならばというところで、その事業者がある自治体と熊取町は送料負担するとなった場合、事業者としては熊取町のふるさと納税というフォーマットのほうが魅力的に映るのではないかなというところで提案させていただきました。

それから、町内の事業者に対してなんですけれども、このふるさと納税という制度自体が永遠に続くかどうかということもわかりませんので、先ほどの町外の事業者に対してのメリットだったんですけれども、今度は町内の事業者に対して、ふるさと納税を機にネットの店舗の開店に事業を拡大していただくために、ネット店舗の開設に対しての初期投資費用の補助というんですか、そういうことも考えられないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） ネット店舗の開店補助というところですが、実際のところ我々のほうが営業していくといえますか、先方のほうから熊取町でふるさと納税を入れたいというところの業者が一つございまして、その業者なんかですと、いわゆる熊取町に店舗をわざわざ開設してまでして、熊取町にふるさと納税を入れたいというお申し出の業者がございました。その業者なんかにつきましては、お話を伺っておりますと、やはり法人設立ということになりますので、一定の費用はかかったのかなというふうに思うんですが、ただ、余りあれですけれどもペーパーカンパニーというんですか、そういった形で事務所を一つ借りられて、そこを起点にして熊取町でのふるさと納税、熊取町とゆかりを持ってふるさと納税を入れていただけるといことで、その業者なんかでいきますと、熊取町が古くから卓球に力を入れておったということで、卓球商品をご提供いただくといったような、そのような業者もございます。

そういったことから、本町のほうからネット店舗を開設するに当たっての設立の補助ということにつきましては、新規企業の補助ということ、住民部のほうとそのあたりにつきましては、また調整していかなあかんとところもあろうかと思うんですけれども、現時点はふるさとに対してのネット開設というところは今のところ考えておりませんが、また今後の状況次第によって見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君） ちょっと産業全般のお話としてご答弁させていただきます。

まず、現在ご存じのように産業活性化基金を活用いたしまして、ブランド創造並びに創業支援という補助を出しております。その中で新たな創業をする場合、そういったホームページの立ち上げとか含めて補助はさせていただきます。また、さらに商品開発でブランド化、新たな商品をつくるというような場合でも、販売促進という観点でホームページを新たに立ち上げるというような場合も補助の対象としてございます。できましたら、そういうところをご利用いただければというふうに思っています。

また、ウェブ版として今商工会がウェブのお店ガイドというのを既につくってございまして、商工会にお申し出いただければ、そのお店の紹介をしているというサイトももう既に立ち上がっています。そのようなところもご利用いただくという方法でございます。

あと最後に、全町的な全ての事業者にホームページの立ち上げを支援するかというのは、今後全体的な経費もございますので、慎重な検討をした上で判断していきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君） ふるさと納税とは少しそれた話になったかもしれませんが、熊取町の産業振興という意味とふるさと納税の増額という意味でちょっと積極的に考えていただいて、またそちらのほうも職員の皆さん、事業者に対して周知できるように頑張っていたきたいと思っております。

それから、増額させるための直接的な取り組みということで、熊取町のふるさと納税の商品の写真がちょっと見えて見づらいとか、いいものなんだろうけれども、魅力的に見えないと思われました。

なぜかといいますと、隣の泉佐野市と、僕はずっと泉佐野市がすごいなと思ってよく見ているんですけれども、商品の写真がとってもいいんです。どこのネットショップで買うにしても、見られるのはネットに載っている写真だけです。ということは写真で判断するというので、熊取町で商品を出している写真が、少しほかの自治体のものと比べると暗く写っているように感じます。

そこで、熊取町がプロのカメラマンをその日に来てもらって、熊取町のふるさと納税に商品提供していただいている事業者に対して撮影会をしてみたらどうかと思うんです。ここぐらいでしたらカメラマン1日雇っていただいて、きれいな写真を撮っていただいて、それを熊取町のふるさと納税の写真に使うということにするのであれば、事業者も各事業者でカメラマンを雇うよりは完全に安いですし、また写真の見ばえも確実によくなると思うんですけれども、この辺は考えていただ



けますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）ご提案ありがとうございます。

実は、この写真につきましては、我々職員自身も実際周りの先進の自治体の写真で、非常に商品がいいように写っている写真を確認しております、このようになればより魅力的になるかなというところで、極力お金をかけないという観点で、持っているカメラで最高のライトを当てたりとかという工夫をして直営で取り組んでおまして、それが今の限界というところでございます。

プロのカメラマンをとということで、これも我々につきましても何とかそういった技術のある方、仮にプロではなくても熊取町の写真クラブの方がいらっしゃると思いますので、そういった方を活用してできないものかなというふうに考えているところはあるんですが、基本は大手の会社ですと、もともと商品に対する写真というのがありますので、それをいただいて、その分は恐らく見ばえのいい形になっているかと思えます。

どうしても、例えば熊取町で直接地場でそういう写真を持っていない方については、我々で写真を撮るわけなんです、今後こういったご提案もいただいておりますので、お金を払ってプロの撮影会はちょっとさておきまして、何らかの形でセミプロというんでしょうか、町内のご協力をいただける方に行うとか、そういった形で今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ぜひそこはけちらないでほしいと思います。町長、今僕がプロのカメラマンに撮っていただきたいなと思っているんですけども、多分そんなに投資費用要らないと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）いいご提案をありがとうございます。

町内の某竹製品をネットに載せる際にしましても、ちょっと一苦労したというのがあるんですけども、撮り方もプロにお願いするとまた格段の違いが出てくるのではないかなというふうに思います。あと、ホームページ作成の方のほうの載せ方も、これも任せ切りになっているところがあるので、もう少しこちらの注文に応じてその辺してもらえないかということも、これからまた提案していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

ぜひその辺の写真のことはけちらないで、ある程度お金をかけてやっていただきたいなと思えます。

それから、ふるさと納税のアピール、これについては先ほどの説明に余りなかったんですけども、熊取町外の人に対しての周知というのはどのようにされていますか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）現在の町内、町外の方を含めたPRですけども、ホームページ、これはもちろんあるわけでございますが、ふるさと納税の利用ナンバーワンサイトのほうに現在掲載しておりますので、多くの方はこのサイトから申し込まれるというのが主流になってございますので、現時点は町のホームページと、それからそのナンバーワンサイト、そちらのほうで、全国の方は今ちょうどまさに11月、年収が確定するこの時期から動き出すという時期でございますけれども、多くはこのナンバーワンサイトをのらんになられて、ふるさと納税を申し込まれるということでございます。ですので、基本的にはそのサイトに上げているということで、対応しているというところでご理解いただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ふるさとチョイスに上げていただいているというのは知っているんですけども、それやとほかの自治体と一緒になんです。今熊取町、経常収支比率がすごい上がってきていて、しんどいにもかかわらず、そのほかの自治体と同じことをやっても飛び抜けられないし、ここは積極的に、毎年額も上がっているんですから、ある程度お金も投資して人も導入していくべきやと思うんですけども、今熊取町にフェイスブックページ、メジャーちゃん、ちょっとわかりにくいんですけども、あると思うんですけど、それを活用して関東圏の人に対して広告を打つということは考えていませんか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）いわゆるSNSを使って、フェイスブック等を使って関東圏のほうにという取り組みは、現時点は想定はしておりませんが、ただ一旦ちょっと我々のほうでも検討したらどうかという取り組みがございまして、先ほどナンバーワンサイト、ふるさとチョイス、こちらに上げさせていただいてもらっているわけですが、ふるさとチョイスのほうに一定の額を払えば、横のバナーのほうで特定の市町村が掲載されるというのはございます。

ただ、そちらどれぐらいの額になるかということところまでは、今現時点ちょっとまだ調べ切れてはないんですけども、もし目立つ、全国でご利用されるナンバーワンのふるさとチョイスをごらんになられたときに、横のバナーで熊取町というのが上がれば、一定SNSよりはかなりの効果はあるのかなというふうには想定されますので、今後ちょっとそういったご提案、先ほどのご質問もそうやと思うんです。4億円近い寄附を今実績上げておりますけれども、それだけの寄附があるんだから、ある程度プロの写真を入れて、要は——けちらないという表現ですか、要は投資してやっていく。あるいはさらなる先行投資というような意味合いも含めて、ふるさとチョイスの横に、一定の額はかかるかと思っておりますけれども、バナーを打っていくというような、そういった本日ご提案いただいておりますので、今後ある程度費用をかけて、どこまでの費用対効果があるかどうかも含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ぜひその辺は検討していただきたいし、予算をつけて実行していただきたいと思えます。

これは平成27年度の数字ですけども、全国で1,400億円のふるさと寄附金の金額です。この1,400億円の取り合いなんですね、全国の自治体で。熊取町は町として4億円いただいているので、決して頑張っていないとかそういう話ではないですけども、毎年毎年これぐらい数字が上がってきているので、そこは期待するところですので、ぜひお金をかけて、もっとふるさと納税の額を上げていっていただきたいなという思いで質問させていただきました。

それから、このアクションプログラムのここの数字も、貝口部長とこの協議会の日に、数字とか項目とか今後入れかえることもありますということでしたので、ぜひこの9億7,500万円、5年で9億7,500万円ではなくて、5年後に約10億円にしていきますというような目標にさせていただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ご指摘ありがとうございます。

今、アクションプログラムのほう全庁的に鋭意取りまとめのほう進めておるところです。その中でも、本来的な収支バランスを改善し、持続可能な状況を達成したとは言いがたいふるさと納税に依拠している今回のアクションプログラムのほうは、そういった立つつけになっているのは事実でございまして、ただ、これにつきましては今ご指摘のとおり、先ほど明松の答弁にございましたように、1.3倍程度とか、この12月は年末、かなりこれから上がってまいりますので、その辺の昨年4億円近い額ですし、今年度のこの年末までの状況等踏まえて、さらに今おっしゃられた10億円なり、そこまでまだ明言できませんけれども、多少なりとも町の財政状況を改善するための方策として上げる場所は見直しのほうは進めてまいりたいと思っております。よろしくご理解のほうお願いいた

します。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ぜひ積極的な取り組みと積極的な目標設定のほうよろしくをお願いします。

では次に、大きい2つ目の質問に移らせていただきます。

街頭防犯カメラについてということで、1個目の今後の増設の予定はというところで答弁お願いいたします。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、街頭防犯カメラについての1点目、今後の増設の予定について答弁いたします。

まず、本町における防犯カメラの設置につきましては、安全・安心なまちづくりに資することを目的に、計画的かつ効率的に推進することとし、平成28年度は通学路等中心に5つの町立小学校区ごとに2台、合計10台を設置、また29年度におきましては各区、自治会と協議調整の上、合計40台の設置を検討しており、現時点におきましては区、自治会や関西電力などの関係機関との協議調整が調った23カ所について整備が既に進捗中であり、残る17カ所についても目下関係機関との添架協議など進めているところであり、本年度内に設置完了を見込んでおります。

なお、平成28年度と29年度の防犯カメラの整備には、大阪府市町村振興協会、振興協会の安全・安心まちづくり推進助成金500万円の助成を活用しております。

今後は、防犯カメラの設置後における泉佐野警察署へのデータ提供や犯罪発生件数等の推移、犯罪抑止効果などの総合的な検証を一定期間行う考えであり、さらなる増設の予定は現時点ではございませんが、各自治会からの増設要望等には、府下自治体の対応状況等を勘案しつつ、自治会への補助制度の創設の是非など財源確保も含め、慎重に検討してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今年度つけていただける40台というのは、随時進んでいっているようですので安心しました。

それから、今後の予定のところを一定期間検証してということでしたが、今のところは考えていないようですけれども、この一定期間というのは大体どれぐらいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）本格的には来年度からのスタートなんで、目安として最低2年ないしは3年程度の期間内に、もともとは本町の犯罪の発生率等は、近隣を見ても、たしか岬町、阪南市に次いで比較的低いほうではございまして、年々件数も減ってきておる状況ですけれども、さらに今回40台目安で28年度の10台と含めて進める中で、それでどの程度減っていくのかと、あるいは別の何か事案、問題等がないのか、総合的な検証をしたいという、そういう判断で2年ないしは3年ぐらいは目安として考えておる次第です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今、2年か3年というところやったんですけども、議会報告会で今のところ回らせていただいていますけれども、そのときにでも街頭防犯カメラのことについてはよく聞かれたりしますし、やはり七山地区とかであればもっとつけてほしいなというご意見もありますし、その自治会の話だとやっぱりつけてほしいというところのほうが多いかなという肌感覚で僕はいます。

そういう中で、2年か3年検証しますと言われたときに、住民の方からしたら、えっ、長くないか、それ、と思うと思うんです。今後増設予定は2、3年以降計画するということなんですけれども、もう少しスピーディーに物事を考えられないかなと思うんですけれども、その辺は何か警察ももっとデータを持っていると思うので、そういう熊取町に似たような自治体で大体何台ぐらいが適正というか、そういう数字があるんかわからないですけれども、そういう協議を進めていただいて、2年か3年というよりも、1年、来年度以内に次のつけるか、つけないかというところも含めて計

画を立てられないかなと思うんですけども、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ご指摘ありがとうございます。

一定の目安として2年ないし3年ということは申し上げておりますけれども、ただスピーディーにということ、これは安全・安心は何よりも重要というふうな認識を持っておりますし、今後警察等のそういった先ほど申し上げたような犯罪の件数等々、あるいは設置箇所ではか町として重要な箇所がないとか、そういった意見交換のほうはさらに進めてまいりたいと考えています。

それと、やはり比較になってしまうんですけど、泉南5市3町で見ますと、今回の設置によって大体上のほうから3番目ぐらい、真ん中よりも上ぐらいの数は今回で確保できるようなところでございますけれども、さっきおっしゃられたように、重大事件であったり、友梨ちゃん事件の女児の行方不明事案等もございまして、町としてのそういったまた別の配慮というのも必要なと思いますので、別途政策的に考える必要がある場合は、先ほどの自治会に対しての補助ということ以外に、そのときは適宜判断してまいりたいと考えております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）ぜひその辺は考えていただきたいと思っておりますし、各小学校区に10台ずつというところで、多いか少ないかという話はあると思うんですけども、僕としてはもう少しつけてもいいんじゃないかなという思いでいます。

それでは、次の2番、運用方法はということでご答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目の運用方法について答弁申し上げます。

防犯カメラにつきましては、24時間作動、録画しているもので、記録画像は犯罪発生の抑制、犯罪発生時の確認及び管理に必要な場合にのみ利用することとし、犯罪捜査に係る警察等からの照会などに応じて活用してきており、本年7月1日に泉佐野警察署と熊取町街頭防犯カメラの運用管理に関する協定を締結し、防犯カメラ映像の提供により、犯罪捜査のスピードアップと事務手続の効率化を図ったところでございます。

なお、28年度におきましては18件の防犯カメラの情報提供、29年度におきましても現在までに17件の情報提供を行っており、犯罪捜査に寄与しているものと考えております。

いずれにいたしましても、本町では今後とも安全・安心なまちづくりに資するため、防犯カメラの適時適切な設置、運用に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）先ほど情報提供に警察などということやったんですけども、警察以外にこの録画された情報は提供する場合はあるんですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）捜査関係機関ということで、例えば検察であったりとか、そういうことは十分考えられます。ただ、今のところは所轄の泉佐野警察からの照会が全てでございます。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）今、29年度中は17件の情報提供ということやったんですけども、この情報提供するに際して、カメラのところに行くのは熊取町の職員も行っているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）結論から申し上げますと、今回協定によって警察のほうでもう対応いただく。町のほうはもう同行しない形で進めております。と申しますのは、前申し上げたように無線でのそういうデータをパソコンのほうに、いわゆるWi-Fi方式の無線通信方式でできるようになり、今回の協定の中でパソコンを町と警察の貸与分でお渡ししていますので、それをもって無線通信できる範囲内で警察が直接行っていただいて対応しているというふうな状況です。これによってスピ

ーディーにより迅速に解決に向けて動いていただけると。より安全・安心なまちづくりに寄与できるといふふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）昨年度つけた10台については無線のやつやったと思うんですけども、今年度の40台については無線のやつじゃなかったと思うんですけども、それについてはどうなりますか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）非常にこの点は最後まで悩みました。検討を要は経費的に落としていく必要があることと、ただ、件数がどんどんふえてきたときに、以前は町の職員も3人程度、情報政策の人間とかも含めて、安全管理する人間とか入れてやっていっておいりましたので、この点は改善していくということで、今は警察のほうだけで対応できておるんですけども、ただ、具体的に申し上げた28年度の方で、要はカメラ本体のハードディスクに無線式のW i - F i が実績として大体実績として単価27万円ぐらいです。今回実はSDカード、だから前も申し上げたSDカード式でW i - F i がないかいろいろ調べました。

5月ぐらいもインテックスのほうで防災防犯フェアとか、うちの職員も行かしたりとか、その中で見つけ出したのがSDカード式でW i - F i 式というのが。金額的にも今回の23台でできました21万5,000円程度で、直近で26年度に自治会でちょっと補助として入れさせていただいた分で20万5,000円程度でした。1万円の差ぐらい結果的にあるんですけども、ただ、先ほど申し上げたように、1回行きました、3人ついていって、人件費でいうと1回1万円前後とかそれぐらいになるのか、ちょっと細かいところは別として、そういう全体的な経費の判断、あるいは本当に捜査の迅速性とか考えて、今回は以前から申し上げたようにSDカード式ですけども、若干は最終的には経費はそういった意味では人件費等々で見たら逆に安く抑えられる形で導入ができたということで、この後の残りの17台についても同じような方針で対応できればと考えておるところです。

以上です。

議長（坂上巳生男君）坂上議員。

5番（坂上昌史君）では、ことしつける40台についても無線式になったということですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）はい。

5番（坂上昌史君）わかりました。

そのほうが便利になっていいと思いますし、町の職員も行かなくてよくなったということは大変素晴らしいことだなと思います。ありがとうございました。

あと気になるのは、やっぱり今後の予定、増設するかどうか、何台までつけていくのが適正なのかという答えを、熊取町としてもある程度持つておくべきかなと思います。僕自身としては、各小学校区で10台の増設というのはまだ少し少ないのではないかなと思うし、やっぱり山間部であったり駅周辺であったりという熊取町はそういうところですけども、どちらもある程度の数が必要かなと思いますし、どこにつけていくか、何台つけるかというのは、ある程度早いうちに答えを出していただきたいなと思うところで、これは要望として言っておきますけれども、これで質問を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で坂上昌史議員の質問を終わります。

次に、矢野議員。

10番（矢野正憲君）それでは、スマホの統一ルールについて質問させていただきます。

昨年の12月議会で一般質問をさせていただいておりますけれども、町としての統一ルール制定については、各校においてスマホ等の適切な使用について、児童・生徒及び保護者に対して意識を高められるように組織的な啓発が行われているとのことで、ルール制定については考えていないとのことでありましたが、さきの全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問調査結果の分析で、携帯・スマホの所持率が小学校6年生で68.7%、中学校の中3で89.9%と、前年と比較しても増加をして

ございます。

また、児童・生徒は携帯・スマホの操作に長時間費やしている傾向にあり、睡眠時間が短くなりがちで、家庭での約束はないというのが小学校で9.4%、中学校で21.2%となっています。家庭での約束があっても守っているというふうなことが、小学校で53.4%、中学校で57.4%となっており、おおよそ45%の児童・生徒が守っていないのが現状のようであります。

基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの成長過程で重要で、携帯・スマホの使用の仕方についてルールづくりが課題で、保護者への啓発を行うとともに児童・生徒自身に考えさせる機会が必要と結んでおられます。

まず1点、児童・生徒自身に考えさせる機会をどのように提供されていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、矢野議員のスマホの統一ルールについてのご質問にご答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末などの普及により、子どもたちがメールやインターネット等を利用する機会が急増し、睡眠時間が短くなったり、スマホ依存やネット依存になったりするなど、基本的な生活習慣が整っていない子どもたちも出てきているのが現状です。本町におきましては、本年度、携帯・スマホ等の所持に関する調査を行い、結果小学校では67.6%、中学校では84.1%の所持率であり、そのほかにも課題となることが明らかになったところでございます。

さて、ご質問の1つ目でございますが、まず中学校においては生徒会が主体となって電子メディアが体に及ぼす影響について調べたり、ノーメディア週間を実施したりするメディアコントロールを実施し、生徒みずから自分の健康と時間の有効活用について考える機会を設けております。小学校においては、学年の実態や課題に応じて関係機関等と連携して外部から講師を招き、児童への携帯・スマホ等の安全な利用等についての研修会を開催し、携帯・スマホ等の安全な利用等について考える機会を設けているところでございます。

以上でございます。

失礼しました。続いてすみません。また、小学校の社会科及び公民や保健体育科、技術、家庭科の授業においても、メディアリテラシーに関する学習をする単元がありまして、子どもたちは教科指導の中でも携帯・スマホ等について考える機会を設けているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）いろいろ研修会等もやっておるといふふうなことも1年前の答弁の中にありましたし、これからもやっていくよといふふうな話がありました。研修会についてはご案内いただいて私も参加させていただきましたが、非常にいい研修会であったかなといふふうには個人的には思っております。

ここで、スマートフォンの統一ルールができた流れといふふうなことをちょっと紹介させていただきますと、これまでも携帯電話を学校に持ち込んだらだめですよといふふうなこともあったりしましたがけれども、自治体による統一ルールの策定というのが注目されたのが、平成26年、ちょうど3年前に愛知県の刈谷市のほうで、小・中学校の家庭を対象にして子どものスマホなどを夜9時以降は保護者が預かるという、そういうふうなことを要請したのが始まりやといふふう聞いておるんです。それが全国的に話題になったといふふうな形で、今現在でもそういう形で学校でやったりとかクラスでやったりとか、さらには市町村で統一的にもうやっておるところが大分とふえてきておるといふふうな実情になっています。

その辺を考えると、熊取町にあってもこれからスマートフォンの普及というのは、所持率というのはこれからますますふえることになると思います。スマートフォンというのはやはり便利なもの

でありますから、逆にそれを使えなかったらいじめに遭ったりだとかというふうなことになってくるのかなという思いも持つ中で、やはり一つ大きな目標というか、テーマ、ルールというふうなことをつくるということで、親御さんに対しても啓発活動にもなるだろうし、子どもたち自身が考えて話し合いをして、いろんな形で4つぐらいのテーマでルールをつくっているというのがほとんどになっておるんですけども、そういうふうな必要性はないというふうにお思いなのか、やはりこれから熊取町としてもやっていかないといけないというふうな思いを持っているのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ただいまのご質問を2つ目の質問としてご答弁させていただきます。よろしいでしょうか。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）はい。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目のご質問についてでございますが、本町では例年3中学校の生徒会役員及び担当教員が集まって、生徒会交流会を実施しています。今年度の生徒会交流会では、今年度実施した携帯・スマホ等の所持に関する調査の結果も踏まえ、3中学校で実施している携帯・スマホ等の利用に関する活動の交流を予定しています。そこでは、ルールづくりを含めて話し合いを行い、その結果を各中学校に持ち帰り、生徒への啓発、さらには保護者への啓発につなげていきたいと考えております。

議員ご指摘の統一ルール制定についてでございますが、携帯電話やスマートフォンの所持、使用につきましては、保護者の協力を得ながら取り組まなければなりません。各校においては携帯・スマホ等の適切な使用について、児童・生徒及び保護者に対して意識を高められるよう、学校だよりや生徒指導通信等を通じて継続的な啓発を行っております。今後はルール制定のメリット、デメリットを考え、どのように啓発していけばいいのかを考えてまいりたいと思います。

携帯やスマホ等の利用に関しては、保護者の意識を高めていくことが子どもたちの規範意識を高めることにつながり、トラブルを起こしたり、巻き込まれたりしないことにつながるというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）統一ルールというふうな名前がある、ないは別にして、いろんな形で子どもたちにも考えさせているようなこともやっているというふうなことなんですよ。

それをされているのであれば、形にしていくというふうなことも重要になってくるのかなと思ったりします。私自身もここにおられる議員の中で、やはり小学生の子どもを持つようなお父さん、お母さん、特にお父さん、おられると思います、議員の中で。そのことを考えると、私の娘は今小学校5年生です。小学校5年生の娘になると、やはりスマホを買ってほしいというような話というのがちらほら出てくるようになってきました。恐らく浦川議員であったりとか坂上議員とかもそういうふうな話があるんだと思います。

である中で、本来ならスマホの使い方、ルールというのは、やはり家族の中で決めるようなのが第一義的であろうかなというふうに思っております。ただ、今現状では先ほど言ったように、答弁にもあったように小学校でも67%ぐらい、中学校で84%というような形で、高い所持率になっておりますので、やはり我々の大人の知らないところで、子どもの世界でLINEのやりとりであったりとかというような実情も出てきている中で、やはりこれは我々大人としてもそうなんですけれども、やはり大きな枠組みの中でそういった一定のルールというのは必要になってくるのかなと思います。例えば、夜9時以降はだめですよというふうなことだけじゃなくて、親の目の届くところに夜はスマートフォンや携帯を置いておくというふうなことも一つでしょうし、そういうふうなこと

が必要になってきている時代なのかなというふうに思っています。

そういうふうな時代であるならば、もちろん一義的には家庭でルールづくりをしないとイケないんですけども、やはり子どもたちにもそういうふうなルールをつくるための制定させる過程の中で、そういう話し合いであるとか、共通理解を持たすとかというふうなことも必要になるでしょうし、それをもって今度は、やはり家庭の皆様、保護者の皆さんにも関心を持ってもらうような一助になってくるのかなというふうな思いを持っているんです。

そういうふうなことがあるんで、各全国でいろいろ事例を調べるとたくさん出てきているというふうなことなんだと思います。熊取町もそういうふうな流れに乗るべきじゃないのかなという思いを持っているんで、去年に続けて2回目の質問をさせてもらっているというふうな状況なんです。

やはりこれから当然家庭の中でルールをつくるというのが一番ですよ。だけど、いろいろ読んでみると、メリットとしたらこういうルールをつくったんで注意がしやすくなったというふうなことも実際にあるように聞いていますので、その辺について熊取町としてはやっぱりつくるべきなのかな。熊取町でつくるのがしんどいのであれば各学校、各学級というふうな形でもいいのかなと思っていますが、その辺については進めていくというふうなことは教育委員会としては考えているんですか。

もう一つ、例えば一番当初は一方的に大人がつくって、これを保護者の皆さんにお知らせしますというふうな形なんですけれども、近年つくっているところを見ると、先ほども言いましたけれども、児童・生徒が参加をしながら、共通理解を得ながら、話し合いをしながら進めているというふうな形になっています。これはモラルの授業とかでやっているというふうなことも聞いています。そういったところを熊取町も必要としているんじゃないですか、やっていかないとイケないんじゃないですかねというふうな感じで考えておるんですが、その辺もう一度お願いしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員のほうから全国いろいろな市町村、自治体でルールとして制定してきているところがふえているというお話がございました。

ルールについてですけども、これは議員のほうもご存じだというふうには思いますけれども、市規模、県規模で例えば9時以降はというようなことを進めているところもあれば、いわゆる熊取町と同じぐらいの規模のまちがルールを制定したと。当然その過程では話し合い等も通じて9時以降SNS等を使わないようにしようというふうなルールを制定したというふうなまちもございます。

直接そのまちの担当者に私のほうからご連絡させていただいて、今の現状はどうでしょうかというお話も聞かせていただいたら、やはりその担当の方がおっしゃっていたのは、もう2年前から方向転換をしましたというお話がございました。つまり、ルールを決めて何時以降はやめましょうといてもなかなか成果が上がらなかったというふうなことなんです。だから9時以降と決めつつも、ルールがあるのに子どもたち自身がやっぱりルールが守れずに、結局自治体であるとか教育委員会で決めたルールが、本来守るべきものがルールであるのに守れないままで改善が見られなかったと。ルールを決めたわ、それを守らない、じゃ、そのルールをもう取り下げるのかどうなのかというところにも苦慮されているということも聞かせていただきました。

それで、どのように方向転換をされたのかというと、今、矢野議員がお話しされたように、子どもたちのほうからしっかり話し合いをし、ルールということよりも何時以降はみんなやめませんかといったような、ルールというよりも呼びかけですよ。啓発というのか、親にもそれをわかしてもらい、啓発できるような内容をみんなで考えていったんですと。やっぱり大人が決めるんじゃないかって、子どもみずからがどうしていかないといけないのかなということを考え、保護者を一緒に巻き込んでいくという取り組みというのがやっぱり必要だと思っていますと。ただ、現実その結果どう変わりましたかとお伺いしたところ、大きな変化はなかったけれども、やはり若干の成果はあったと思っていますというふうなことはお話しされていました。

つまり、やはり大切なことは、今携帯がここまで所持率が高くなっている状況の中で、その危険



性であるとか使い方については根気強く訴えていくとか、啓発していくことがやはり大事だなというふうに思っています。そういった意味で、今、議員からお話ございましたように、本町でも今回のアンケート調査の結果、それから生徒会の交流会、また小学校の児童会、あるいは外部からの講演会もさせていただいております。

その講演の中では、今ありましたように、大人には見えない子どものネット社会でどんなことが起こっているかという講演もしていただいています。これは全教職員対象、それから保護者にも対象でやらせていただき、あるいはその講師に学校へ入っていただいて、府の事業を利用して無償で入っていただいて講演もしていただいているという状況をしていますので、課題意識はもう議員と同じように持たせていただいていますので、そういった意味でルールづくりといいますか、どう啓発できるのかということを含めて、やはり取り組みは進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 今、先生がおっしゃったように、3年前に始まって、最初は押しつけみたいな形で、今はもう子どもたちと一緒にというふうな形になっています。

この統一ルールのみそは、先生も先ほどおっしゃいましたけれど、夜の使用禁止だけではなくて、保護者にやっぱり子どものスマートフォン等の管理、使用であったりとか、そういった管理をしっかりしてくださいねというふうなことであったりとか、親子でのスマートフォンを使うときの使用ルールの話し合いであるとか、そういったものが必要であろうというふうな形に、方向転換しているというのは多分そういうふうなことやと思います。これを機にそういうふうな話をやってくださいね、家庭の中で、家族の中でそういうふうな話をやはり深くやってくださいね、それが結果的には子どもたちの危険であるとか、いじめとかそういうふうなものから身を守るようなことになるというふうなことにつながっていくんだろうというふうに思っております。

やはりそれは、私自身何度も言いますが、保護者が関心を持ってもらうためにはいろんなことをやっていかないといけない。当然それをするためにやはり子どもたちにも教えるべきことはしっかりと教えなければいけないし、話し合いもしなければいけない。共通理解もやはり持ってもらうといけないというふうなことにつながっていくと思うんです。

統一ルールをつくるのがちょっと大変しんどいのであれば、そういうふうな話し合いをもう少しするというようなことというのは教育委員会としては考えておられるのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 教育委員会としては、そういった啓発はやっぱり進めていきたいと。だから、保護者に対しては子どもと話をしてくださいねとか、そういったところをしっかり啓発できるような取り組みは進めていきたいと考えておるところでございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） スマホの使い方について、やはりいろんな危険が潜んでいるとかいうふうな形、あとはやはりスマートフォンの依存症であるとか、これはもうゲーム機もそうなんですけれど、そういったこともやはり国自身も危機感を持っているというふうな形で、今現在、こういった形で文部科学省が「子供のための情報モラル育成プロジェクト」というふうな形で進めています。これにいたら、実践事例等を載せながら、各地域の団体や企業等も取り組みをしてくださいというふうな形になっております。

熊取町の教育委員会としていろいろな啓発等も考えていくというふうな答弁でしたので、国のこういうようなものをスローガンであったりとかロゴマーク、「考えよう家族みんなでスマホのルール」というような形で進めていると。こういったものを使うような考え、その辺の考えはどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）そのチラシ、今ご紹介いただいた内容につきましては、我々も把握しているという状況でございます。ですから、例えば文部科学省が出しているそれを使うのがいいのか、例えば子どもたちにそういった啓発の文言を考えるという機会を、また応募してその中で選んで、これを熊取町として広げていきたいと思いますというのがいいのか、あるいはロゴマーク等についても、例えば子どもたちからのアイデアの中で、そんなロゴマークを考えていこうといったような機会をつくり、それを使うのがいいのか。そういったことも含めて、文科省のそれも含めて、その辺は今後どうしていくことが一番子どもたちにとって、あるいは保護者にとって理解してもらいやすいのかというようなことについては考えていきたいというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）文部科学省の子どものための情報モラル育成プロジェクト、先ほど見てもらいましたが、こういうふうなロゴなんです。スローガンも出ております。実践している団体等を見させていただきますと、こういったロゴとかスローガンを使っているのが115団体ぐらいありました。使っていないけれども、さっき吉田先生がおっしゃったように、スローガンは子どもたちに考えさせる、ロゴマークも自分たちで考えさせるというふうな形でやっている事例も60件ぐらいありました。やはり両方とも、どちらにしても子どもたちに考えさせるというふうなことが、共通理解を図っていくというのが一つのみそになっているような状況になっていると思うんですけれども、現時点で熊取町の教育委員会としては、こういったものを使う使わないは別にして、そういうふうな機会というのはやはりどんどんつくっていくというような、そういうふうな理解をさせてもらっていいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）前向きにそのように取り組んでいきたいというふうに考えているというふうにご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

我々の時代のときは、小学校のときにそういうふうなスマートフォンがあるような、携帯電話があるような時代ではありませんでしたが、今はもうそれがあるのが当たり前。使うことができないというのが全くだめ、使うことが不可欠やというような時代になっていますので、そういったことを教育委員会としてもやはり頭にしっかり持っていただいて対応はしていただきたいなというふうに思いますし、あらゆるところで投げかけをする。啓発ですけれど、いろんな形で投げかけをしないと親としての今度理解が深まらないようなところも出てくるのではないのかなというふうな思いも持ちますので、やはり努力はしていただきたいなというふうには思っております。

私も小学校5年生の父親ですので、ひょっとしたらこれからPTAに参画をしないといけないような状況も出てくるかもしれません。そういうふうなことになるれば、そういった場でも発言はしていきたいなというふうに思っております。いろんな事例を見ていますと、そういうふうなPTAの要請を受けてスマートフォンの統一ルールをつくっているような都道府県も出ておりますし、市町村も出てきておりますので、その辺はやはりしっかりと対応はしていただきたいなという思いは持ちますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、スマホ等を通じてのいじめ、トラブル、この事案等はどうなのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、3つ目のご質問のスマホを通してのいじめ、トラブルですけれども、本町におきましても社会的に問題となっておりますLINEによる誹謗中傷、仲間外れによるトラブル、ツイッター、ユーチューブ等への無断での書き込みや投稿などによるトラブルが数件発生しております。

しかし、発覚したトラブルに関しましては、各校において丁寧かつ迅速な対応及び指導により解

決いたしております。各校では原則的に携帯・スマホ等の持ち込みを禁止しており、その使用については保護者の協力を得ながら取り組まなければならないと考えております。

今後も、より一層複雑化するであろうネット社会に主体的に対応できる子どもたちを育成すべく、学校、家庭、地域、そして関係機関等が連携し、子どもたちにとって有効な取り組みを進めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） いじめやトラブルのこういった事案というのは、増加傾向にあるんですか。その辺はどうなんですか、先生。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 増加傾向というよりも、横ばいといいますか、その年々によって若干多かったり少なかったりというふうな状況であろうかというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 児童・生徒からいじめの相談であるとかトラブルの相談というのは、それは大体どういうふうな形で受けておられるんですか。口頭でもらったりとか、いろいろあると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 保護者からの相談、あるいは本人自身が訴えかけてくること、あるいは友達から、周りの生徒から、あるいは児童からそういった話がある場合、あるいは教職員が子どもたちのクラスでの行動、様子を見てちょっと気になるなということで声をかけるということ、また定期的実施しております教育相談というものを実施しております、教職員が全児童・生徒と話をするという機会を設けておまして、その中でしんどい思いをしているなということがわかってきたりと、そういったところから事案を把握しているという状況でございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 今、各市町村電話等でも相談を受けられるようになってきているんですね。いろいろとスマートフォンの関係を調べておると、そういうふうないじめ、トラブルの事象を、そういうスマートフォンの所持率が高いというふうなことを逆手にとって、いじめの対策の新しい形でLINEアプリ等を開発して、子どもたち一人一人にLINEからいじめの相談を受けられるような、そういうふうな先進的な事例もこの秋ぐらいから始まっているんですね。滋賀の大津市なんていうのは、やはりいじめがあつて相談できずに自殺をされたというふうな事件がありましたが、滋賀県の大津市のほうでやはりそういうふうなスマートフォンの所持率が高いのを利用して、アプリでそういうふうないじめ対策、相談をするようなアプリができたみたいです、つくって。そういうふうな形になっておるようです。長野県は、それこそことしの秋ぐらいからされているというような状況で、飛躍的に相談件数が伸びておるというような状況も出てございます。

熊取町というよりも、来年の1月からは、今度大阪府もそういったものを試験的に施行をするというふうな話を聞いておるんですが、その辺については熊取町の教育委員会としてはどのように対応されていくんですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） LINE等でのいじめ相談等についても実際今行っている都道府県、自治体等があるというのは我々も十分に把握しております。

それを始めることによって、非常に件数が多くなったと。ただ、その相談の内容というのは、いじめだけではなくて、例えば進路の相談とか、あるいは恋愛の相談であるとか、それ以外の悩みであるとか、いじめに限らずさまざまな子どもたちの思い、悩みをそこへ書き込んでいるというふうなことであるというふうにも理解しております。

ただ、1点、今後、これまだ始まったばかりなので、それがどういった成果をもたらすかという

ことがまだ未知数であるというふうなこと、それから一つやはり懸念されるのは、今まで電話あるいは直接子どもたちから相談がある、例えばカウンセラーと子どもたちをつないでいったときに、面と向かいながら話をしてその子の様子、あるいは信頼関係をしっかりとつくりながら、本心を引き出して解決に導いていくというのが、今までの取り組みの仕方であったというふうに考えております。

ただ、これがLINEでの文字での相談となってきたときに、文字を見てその子がどういう感情でいるのかであるとか、返事を返すときにも結局は物事を解決していくためには時間も当然かかりますが、相手との信頼関係というのが非常に重要になってまいります。そういったことを考えたときに、最初のファーストドアはトントンとたたいて駆け込んで相談はするんだけど、その後どう関係をつくって、結果的には電話なり実際に対面で話をしたりというふうなことに持っていかなければならないのか、果たしてそこまでどうやって持っていけるのか。それをしようと思えば、そこでの信頼関係というのを十分につくっておかないと、なかなか相談にまで持っていけない場合があると。だから結局各自治体の悩みというのは、ファーストドアはトントンとたたいてくれたけれども、その後どう継続しながら解決につないでいくというのが、非常に課題であるというふうなことも聞いております。

そのためのプロ、いわゆる対面しながら解決するカウンセラーというプロはいますけれども、そういうLINEの文字でやりとりしながら解決する、そういう専門家をどう養成していけるのかというのも、カウンセラー自身もそれについては非常に戸惑っていて、そこをどういうふうにしていけばいいのかというのが、非常に課題であるというふうなことも実際情報としていただいております。

何千件というのが短期間にばっと来たときに、結局聞いてみますと2,000件相談があったら600件には対応できましたという話もあって、残り1,400件には対応できなかった。そこで気になるのが、その1,400件の中に本当に相談しなければならなかった子がいた場合に、その子はそのままほったらかしになってしまうんです。

だから、その辺のところの課題、本当に悩んでいる子がそこへ駆け込んで、それをちゃんと受けとめて、それに対応できるのかどうかといったような課題も今後出てこようかと思っていますので、先進自治体が実際にやられている内容であるとか、本当にその相談者がどんなふうに対応されているかということ、我々やはりもっとしっかりと理解した上で、どうしていけるのかと。

ただ、一つ手段としては、今まで電話が結局LINEでの書き込みになったので、例えば府が始めれば、今でも電話相談、府にいきましたら、熊取町にかかわる子があれば熊取町教育委員会に必ず連絡来ます。うちが直接対応するという形をとらせていただいておりますので、その手順については変わらないとは思いますが、ただ、実際LINEでそういった相談、始まったばかりです。その辺のところはまだ手探りで動いている状況だと思っておりますが、そこをやれば我々は課題を含めてしっかりとどう対応できるかを考えていかなければいけないというふうには考えておるといってございます。

議長（坂上巳生男君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 滋賀県の大津市の取り組みですけれども、先ほど入り口が電話相談からLINEに変わるといふふうな、これ恐らく何でこないなっとるかというふうな話をさせてもらうと、若いやはり10代の小学生、中学生は電話離れになっていると。電話で話す時間よりもLINEいじっている時間のほうが長いんでというふうな形で、時代の要請とともに多分LINEでも相談できる窓口をつくっているというふうなことになっているんだと思います。これからそういった形でやっていこうというふうな形になっているんだと思いますし。

大津市のほうは、やはり試験的には始めてはいるんですけれども、対応は先生がおっしゃったようにそんなに変わっていません。深刻な場合はやはり面談等につなげていくというふうな形になっておるようです。心理カウンセラーですよ、今もそういった形でやっておりますけれども、心理

カウンセラーが相談事に乗って、これはちょっと内容が深いなというふうなことになるれば、もう面談をしていくというふうなことになっていますので、LINEでやりとりをやって解決するというふうなものではないようです。やはり窓口が電話相談からこういったものも、LINEでの相談をふやすというふうな状況のようになっています。

やはり、メリットもあるようで、それは何かというと本音を書いてもらえる、電話でもそうなんでしょうけれども、やはり電話離れになっているので、LINEにするといろいろと自分の本音が出てくるというふうな状況になっているみたいです。

長野県は、始めて2週間で1,579件のアクセスがあったそうです。そのうちの547件に相談に乗ることができたというふうなことで、多分そこで先生がおっしゃったように恋愛の問題であるとか、そういったことを取捨選択されたんだと思います。課題もやはりあるようです。文字に起こすことによって、さっき先生がおっしゃったような感情等読みにくいというふうなことにはなっているんですけども、ただ、先ほど言うたように、小学校、中学生のスマホの所持率が高いというふうなことを逆手にとっているのと、電話離れになっているのでLINEを使うほうが今の子どもたち、児童・生徒は多いというふうなことで、相談窓口を新たに一つつくったというふうな意味合いになっているみたいです。

そういった意味じゃ、熊取町もこれからそういうふうな時代の波にさらされるようなことにもなるかと思しますので、やること自体はそんなに変わらないと思いますが、窓口の相談業務ですね、そういったものが少し変わってくるのかなというふうに思っておりますので、これがだんだんメインになってくるんだらうなというふうな予測もつきますので、その辺のやはり対応というのは万全を期してほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何か意見があればいただいて、なければもうこのままで終わりたいと思ひますが、よろしいですか。では、私の質問等はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、矢野議員の質問を終わります。

次に、阪口議員。

4番（阪口 均君）それでは、通告に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

先日配付されました熊取町の第4次総合計画、この資料に基づきまして、気になる点を質問していきたいというふうに思っております。

まず、その中にありました住民協働のまちづくりというのが検討されております。その住民の協働のまちづくりに関しまして、理想とする姿、どういうものを描いてこのことを検討していつているのかと。この資料の中には目指すべき10年後のまちの姿というのがあります。この10年後のまちの姿、そんなに具体的じゃないので、できるだけ具体的にどういうことを考えているのかというふうなことをお聞きしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）それでは、住民協働のまちづくりの理想とする姿についてご答弁申し上げます。

住民協働のまちづくりについては、これまで第3次総合計画を進める上で、最重要規範となる協働憲章に基づいて、種々の取り組みを進めてまいりました。

本憲章では、協働すること自体を目的とするのではなく、さまざまな担い手が協働を推進、実践することにより、住みよい豊かな地域社会を実現することを目的としており、第4次総合計画策定後、今申し上げました目的を含み、幹となる部分は引き続き踏襲しながら協働憲章の見直しを図った上で、個別の施策、取り組み等について検討していく予定でございます。

ご質問の住民協働のまちづくりの理想とする姿につきましては、協働憲章にも記載してございますが、行政が大きく担っていた公共領域に協働、参画によるまちづくりが進むことで、住民ニーズに応じたよりよい公共サービスの提供や、よりよいまちづくりにつながり、住民満足度も向上していくこと、また、本町の特徴である自治会等の地域コミュニティや大学などさまざまなまちづくり

の主体が、あらゆるまちづくり分野で協働のまちづくりに参画し、地域課題の解決や目標達成につながることで、地元への愛着心やさらなる地域活性化が図られていくことが一つの目指すべきまちの姿であり、理想の姿であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 今現在住民協働でしている活動、それは幾つぐらいありますか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 住民協働といいますよりも、いろいろな例えば趣味の活動もしていて、何かのイベントのときに協働事業と一緒にやったりとかというような、そういった団体も含めると約90程度の団体があるというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） この90というのは、住民協働提案事業とイコール、そういうことですか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 住民提案協働事業の件数ということでございますか。件数といたしましては直近3カ年程度で申し上げますと、平成28年度、いわゆる制度化している住民協働事業、団体提案制度、行政提案型、いろいろございますが、そういう制度に基づいてやっている住民提案協働事業といたしましては、28年度で4件、29年度4件、30年度は7件の予定でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、今この90の活動というのは、協働提案事業以外のものも含まれているということですね。例えば、どんなものが入っているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） ちょっと総論的な協働の話になってくるのかなと思いますので、まずこれはもともと協働憲章をつくるときの協働の当初の段階から推進委員会等でも議論が、お話があったところなんですけれども、1点ありますのは、NPOとの協働事業というところでは、例えば子育て関連で申し上げますなら、ホームスタート事業であるとかファミサポ事業、学童保育事業、こういったところも古くから熊取町では行っている協働事業でございます。

そういったことも含めまして、平成27年度実績でいきますと62事業、NPOとの協働事業がございます。それ以外に先ほど申しあげました大学との連携事業というところでは、これはもういろんな委員になっていただいたり大学との協働事業、健康に関する事業であるとかということをやっておったりしますが、そういったものにつきましては、すみません、これ最新で平成29年度では96事業でございます。これ以外に自治会等の活動等も含めた事業は別途あるというところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 町から補助が出ているものと出ていないものというのは、この中にあるわけですね。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 町から協働事業として補助金が出されているものは、先ほど申しあげました4件であるとか7件であるとか、こういったものになってくると。あとは役割分担というところで、広報の協力であったり場所の協力であったりというような、できることを協力しながらやってみようというような形で進めておるといったところなんです。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、大部分が自主的な活動ということで、住民の方が行っている活動というふうな理解でいいわけですか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 大部分がというのなかなか難しいところでございますけれども、もちろん

大学等との連携事業であれば、町がこういう事業をしていきたいというところで、大学の事務局であったり、過去からつながりのある教授であったりに依頼、相談を申し上げて事業を進めていくというようなものもございますので、物によってちょっと違うのかなというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） それでしたら、ちょっと話変えますけれども、大学を利用した協働事業というふうには、よくこういう言葉が出てくるんですけども、熊取町が理想としているほかの自治体でうまく大学と連携をとって協働しているなというふうな、そういう見本になるような場所はどこかあるんですか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 大学との連携事業は、私先ほど申し上げましたように、極めて事業ごとに教授等に依頼したり大学に依頼したりというようなところで進めてきておるといのが現実的な形かなと。この形というのは、多くの市町村がそういう状況にあって、我々も実はもう少し大きな組織的な枠組みで大学等と一緒にやっていけないかなと。

私個人もいろいろそういうところはネット等でも調べたんですけども、なかなかそこまで至っておらないというところで、先日、議員全員協議会で大阪体育大学の熊取町と一緒にやるDASHプロジェクト、そういう動きが今まさに私もメンバーに入らせていただいて検討を進めておりますが、そういう意味では非常にあらゆる第4次総合計画案でも記載しております、あらゆるまちづくり分野で大学と連携したまちづくりをより一層展開していくというところでは、こういうDASHの動きというようなところは、本町の今後にとってはフラッグシップになり得るような形なのかなというところで、これは私もちょっと検討も含めて前向きに進めていきたいと考えているようなところで、他市町でどうなんだと言われると、すみません私調べる限りでは存じ上げないというところでは。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 確かに大学を抱えている自治体というのは、大学との連携というのは、それを一つの売りみたいなことで、いろんなところでそういうものを出してきていますけれども、実際に本当にどれだけメリットがお互いにあるのかなという、なかなかそういうところが感じられないという現状だと私も思っています。

今、田中理事がおっしゃったこれからの熊取町と大学の付き合い方、DASHプロジェクトという一つの大きなイベントをキーにして、より深い関係を持っていった住民にメリットがあるような、そういう形に持っていったらいいなというふうな思うことと、それとやっぱりそれを大成功させることによって、他自治体が熊取町に見習うみたいな、そういうところまでやっていっていただきたいなというふうに思いますので、DASHについてはしっかりと、田中理事の今の頭の中ではどういう形が描けていて、どういうところにゴールを持っていけるかというのは、そんな理想像みたいなものがここで披露できたらちょっとお願いしたいと思いますが。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） すみません、住民協働という視点で田中理事にちょっと答弁求められていましたが、一定こちらのDASHプロジェクトのほうにつきましては、企画部中心となりまして今進めておりまして、12月1日なんですけれども、熊取創生プロジェクトチームにさま変わりいたしまして、過去9回、大学側と詰めてまいりましたが、1日からは、第10回目からは熊取創生プロジェクトチームとして取り組んでおります。

その今後の進めていく内容でございますが、共通のテーマを長く楽しく元気に暮らせるまちづくりの推進というもの、これを掲げまして5つの事業、具体的には運動・スポーツの推進、健康長寿の医療費削減に向けた取り組み、また運動・スポーツの施設の共同利用、職員による人事交流、また新たな施設、環境整備の検討といったような5つのテーマを掲げて今後取り組んでまいります、先ほど田中理事も申し上げましたとおり、我々7人の理事で今後取り組んでまいります、この事

業が大学のあるまちの特徴、フラッグシップ的な本当に先進的な大学との新たな取り組みとなるようにしっかりと進めていき、それがひいては熊取町の健康または運動、健康、スポーツ、また健康長寿につながってまいりますように、しっかりとこのプロジェクトのほう成功させてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 見守っていきたいと思いますし、ぜひ成功に導いていただきたいというふうに思います。

続きまして、小さい2つ目の住民に期待することということで、お答えいただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） すみません、2点目の答弁に入ります前に、1点修正をお願いいたします。

先ほどNPO等の数が私、約90と申し上げましたが、すみません間違えております。約150あるというところでございます。修正のほうお願いいたします。申しわけございません。

それでは2点目、住民の皆様を期待することについてご答弁申し上げます。

住民の皆様を期待することについてでございますが、住民の皆様一人一人が住民協働のまちづくりを進める上での原動力であり、そういった意味からも住民の皆様には、まず地域社会に関心を持っていただき、みずからできることを考え、地域活動、住民活動に参加、協力していただくことを期待しております。

とりわけ、安全・安心を初めとするまちづくりが、住民同士のつながりなくしてなし得ないという意識を一人一人がお持ちいただき、人と人とのつながりを大切にすぬくもりのあるコミュニティを創造していくことが大切であると認識しております。

また、既にNPOなど団体として活動されている住民の皆様におかれましては、充実した活動を行うことで社会的評価が得られるよう、また地域に貢献したいと願う住民の皆様には社会参加の機会を提供していただくことや、さらには行政では十分に対応し切れなかった社会や地域の個別の課題やニーズに気づき、拾い上げ、迅速かつ柔軟に対応していただくこともあわせて期待しているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 住民が主体的に動くということを期待しているところが多いと思いますが、住民の方も自分がこういう社会であればいいなというふうなことを考えている人はたくさんいると思いますが、実際自分がどういう行動に移していけばいいのかというのが、そこに入っていき入り口が見つからない人が多いんじゃないかなというふうに思ったりしているんですけれども、これに対して町のほうからある程度ガイドライン、町はこんなことを考えています。この考え方に賛同する方、力をかけてもらえませんかみたいな、この指とまれみたいなそういうガイドをつくっていくというのも一つの方法かなというふうに思うんですけれども、そこら辺についてはいかがですか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） まず、先ほど議員のほうからありました、この指とまれの的なところと申しますのは、現制度、その辺のところを考えておるところでございます。まずは私こんなことをしたいなというところから、そういう仲間を募りましょう、そしてグループ化しましょうと。そしてグループ化の支援も当然しますし、グループ化の後には協働事業を進めていきたいなというような一連の流れをテーマにしておるところでございます。ただ、この仲間を募りましょうという制度の中には、やはり例えば協働推進委員会でプレゼンテーションをしていただく必要があるだとか、一定やはりハードルのものがある部分があります。これはやっぱり今までの実績を踏まえまして、一定ハードルが高いなと思うようなところは下げていくというような修正、改善を図っていくべきなのかなというところで考えています。

以上です。



議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 住民の方は、思いがそれぞれあったとしても、なかなかそれを行動に移しにくいというのが基本的な部分としてあると思うんです。行動に起こしやすいような道しるべ的なものを町のほうからガイドしていただけたら、よりそういう方の方の入ってくる入り口が広がってくるん違うかなというふうに思っています。

今、理事がおっしゃったのは、そういうものもメニューとしてありますということですけども、そのメニューに行き着くまでのところですよ。そこら辺をもっと大事にしてほしいなというふうに思うんですが。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 実は、協働推進委員会のほうからも、ちょっと違う視点なんですけれども、指摘を受けて既に動いているところがございまして、やっぱり住民の皆さんがいろんな協働事業を展開していく中で、そのPRをもっとしてあげなさいというところで、写真等も含めまして、ことしはこんな協働事業が実施されましたというようなところを、今年度からホームページ上で掲載しておるといってございまして、そういった面も含めて、ほかの、先ほど道しるべ的なというようなところも含めて、やはりホームページ上を活用してどんどんPRのほうは充実させていきたいなというふうに考えます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） その点は、ぜひよろしくをお願いします。

それと、先ほどの答弁の中に、そういった協働で動きたいという人の社会的評価を高めていくというふうなことがあったんですけども、こういうことをされる人というのは物すごく気高い気持ちの持ち主であって、別にそんな評価は要りませんよ。ただ、人知れず頑張ったことが風の便りにあの人こんなことをやってくれているよなみたいな、そういうことが非常に達成感、満足感を得られると思うんです。これは、もう僕の勝手な見解かもしれませんが。

だから、そういう人に対して例えば表彰状を与えて表彰するとか、別にそういう人らは喜ばないと思うんです。例えば、小学生に対してそういう活動をしている人が、小学生が作文を書いたらこんなことをしてもらっていて助かりましたみたいな、そういうことが広報の片隅に載るとかいうのが、それをちらっと見ては、ああ自分がやっていることはよかったなみたいな、そういう満足感というのは物すごく感じて達成する人たちだと思います。ですから、やらせじゃないんですけども、そういった町のバックアップの一つとして、活動している方に対してさらに次の頑張りを奮起していただけるような、そういう形づくりみたいなものがあればいいのかなというふうに思います。

賛同されるのであれば、ぜひ方法は幾つかあると思いますけれども、そんなことも必要かなというふうに思いますので、これは私の勝手な想像というか希望ですので、かなえられるようでしたらそういうようにしていただけたらなというふうに思います。

次に、小さい3つ目ですけど、町はどのように関与するのかという点についてお願いしたいと思えます。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） それでは、町の関与につきましてご答弁申し上げます。

町の関与につきましては、住民の皆様が活動しやすい基盤を町が整備するとともに、多様な仕組みのまちづくりを進め、活動を支援することが必要であると考えております。

今般の第4次総合計画（案）における住民協働のまちづくりについての基本的な考え方は、平成22年3月に策定いたしました熊取町協働憲章で定めた協働のまちづくりへの取り組みを、住民が参加するという段階から、住民が参加することで地域の課題解決などにしっかりと結果を出すという次の段階に進めることを目標としているところであり、先ほども申し上げましたが、協働憲章や制度について必要な見直し、リニューアル、新設等を検討してまいりたいと考えております。

検討に当たりましては、これまで取り組んできた協働のまちづくりでどのような成果があり、ど

のような課題があったかを検証し、総合計画（案）の内容を十分に踏まえ、協働推進委員会を初め、各方面からご意見を拝聴しながら本町の特徴を生かしつつ、一層参画しやすい制度構築を目指したいと考えております。

また、今申し上げた制度面での支援、サポートの充実に取り組むことで、住民の皆様や本町の特徴である自治会、大学などさまざまなまちづくり主体が地域等のさまざまな課題に対し、広く協働事業制度を活用いただき、結果を出せるよう協働のまちづくりをさらに発展的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 今の答弁どおり、しっかりと動いていただけたらなというふうに思います。

一つだけ注文をつけるとすれば、そのポジションに当然人員配置される人がいるんですけども、やはりどの自治体のどの事業でも成功しているところは必ずキーマンが1人います。汗を流す人ですね。それについては、あの子がやっているんやったら頑張ったろうと住民が思うような、そういう人が必ずいるところに成功の秘訣がありますので、ぜひ人員配置も含めて、頑張ってもらえる職員をしっかりと配置していただきたいなというふうに思うんですが、どんなんですか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 人員配置はあれですけども、やっぱりキーになるのは、みんなと協働課、私以下を含めたスタッフになってまいりますので、この点はしっかりとみんなを引っ張って、組織を引っ張っていけるように頑張っていきたいなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 住民に協働をお願いするという事は、変な見方をすると役場の職員何もせえへんやんかという言い方をする人も必ず絶対出てきます。だから成功しないとこれは職を放棄しているのかみたいな、そんな悪口が絶対言われるんで、必ずこれは成功させていただきたいと思うし、物すごくハードルの高いことをしようとしています。ハードル、大きな壁かもしれませんが、これを乗り越えるには、それぐらいの覚悟を持って、この協働事業というのは進める内容だと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員の一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時56分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。阪口議員。

4番（阪口 均君） 引き続き、一般質問に入ります。

2番目になります。地域コミュニティにつきまして、2番目の1番として、理想とする姿、これをどういうふうに考えているかというのをお願ひしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） それでは、地域コミュニティの理想とする姿について、ご答弁申し上げます。

自治会を初め、子ども会、青年団、婦人会、長生会などの地域コミュニティ活動は、活動への自主的な参加を得て、その総意と協力により、安全安心な地域づくり、楽しく生き生きと魅力あふれる地域づくりを進める土台となる活動であると考えております。

第4次総合計画（案）では、施策の大綱の一つとして「一人ひとりの意識と、ご近所のふれあい、くらしやすいまち」を目指すこととしております。こうした一人一人の意識やご近所の触れ合いを通じて、住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決困難な地域課題に対して、地域でできることを考え、さまざまな団体や人材を結びつけて、地域内で補い合うコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会の形成を目指したいと考えております。また、地域課題解決の過程を含め、さまざまな地域活動を通じて自治意識の向上が図られ、地域活動への参加意欲の向上や活

動の活性化、担い手の育成などにつながり、結果として、地域社会を支える力が高まり、住民ニーズに応じた住みよいまちづくりや、一方では、住民の生きがいややりがいのある場の提供につながるものと考えており、こういった一面も目指すべき姿の一つであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 子ども会とか青年団とか婦人会、長生会、自治会、これらの参加人数というのはどんどん減少していると思うんですけども、そういったものに対する対策というのは、何か考えていますか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 議員おっしゃっていただいた子ども会、青年団等につきましては、従前から補助金という形で支援しておるところがございますが、協働という観点から申し上げますと、自治会のみでなく、そういうさまざまな地域コミュニティが参加したくなる、しやすくなるような協働事業制度の構築、この検討というのにも必要になってくるだろうというふうに考えています。その中で、そういう制度を活用いただいて、活動そのものが活発化することで、小さいころから地域になれ親しんでいただいて、それが最終的に自治会の加入促進につながっていけばというようなところが1点。もう一点は、やはりPRなのかなど。これは私の所管しておるのは自治会が中心になるんですけども、自治会のさまざまな活動をPRしていくというようなところでは、ホームページ上で、今の記事のみでなくて、もっと、協働のところでも申し上げましたが写真等も活用して、こんな活動をしているんだよというようなところもPRしていくというようなところも重要かなというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 参加率というか参加数が非常に減っているということの問題に対する打ち手、補助金は一つ聞きました、PRも聞きましたけれども、もっとそれ以外に、具体的にこんなことをしていこうというふうな、そんな対策というのは、何か考えていることはあるんですか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 子ども会、青年団に対してという部分では、ちょっと直接みんなと協働課が担当しておる部局ではございませんので、直接こういったことをしていこうというようなことは特に考えておらないというところです。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 子ども会と青年団については、余り考えていないという今の意見ですよ。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） ただいま、子ども会とか青年団の活動に対してということでご質問をいただきましたが、まず一つ目は、子ども会の活動につきまして、熊子連といたしまして熊取町の連合組織、こちらに加入していただく地区がどんどん減少しているというのが実情でございます。ただ、一方で、各地区に子ども会自身がなくなっているのかといいますと、こちらについては、ある程度、今でも活動されているという実態もつかんでおります。ということで、この連合会組織にどのように参画していただけるか、どのような魅力ある事業をしていけば、そういった連合組織としての活動ができるかというところは、今後も考えていきたいというふうに考えています。

それと、もう一方、青年団ということでお話があったかと思うんですけども、青年団のほうにつきましては、年々、地区ごとに増減というのはかなりあるんですけども、すごく減っているかといいますと、今はどちらかといいますと横ばいというぐらいの程度で推移をしております。つい先日も、次の30年度の役員の方の選出等の会議もさせていただきましたけれども、青年団に対しましては、これまでどおりで、活動に対する補助金の支援を初め、事務局としての支援、またいろいろ事業の提案、できるところはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）すみません、子ども会、青年団のほうはそういうことなんですけれども、自治会のほうにつきましては、実際3点目、我々がすべきこととして、やっぱりマンパワーによる支援という部分が非常に重要でございまして、実際にことしなんかもございましたが、ある自治会が今までやっていないようなバーベキューパーティーも含めた小さな区のイベントをやろうと思っているんだというのを、企画段階からご相談いただきまして、当然我々もアイデアを出しながら、当日、うちのスタッフがお手伝いになるというようにしております。そういう活動の支援をしていくということも重要ではないかというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）それでは、小さい2番の住民に期待することについての答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）住民の皆様にご期待することについてでございますが、先ほど住民協働のまちづくりのところで答弁いたしましたとおり、住民の皆様には、まず地域社会に関心を持っていただき、みずからできることを考え、地域活動、住民活動に参加・協力していただくことを期待しております。また、地域コミュニティには、地域の課題解決の担い手として、行政やそのほかの団体との連携を図り、主体的に協働によるまちづくりを推進されること、地域活動を活性化させるため、若年層や女性の参加、世代間交流を推進し、次世代のまちづくりの担い手を育成することも期待しております。とりわけ災害時や防犯面など、コミュニティの役割が高まっている反面、人口減少、高齢化等により、コミュニティの維持が困難となることが危惧されており、さまざまな形で支援を図りながら、地域課題の解決や地域活性化に向けて、協働のまちづくりを、より一層推進していくことが肝要であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）続いて、3つ目の協働事業制度等の充実、具体的にどんなことを考えているのかということについて、お願いします。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）協働事業制度等の充実につきましては、第4次総合計画（案）においても、地域の課題解決などにしっかりと結果を出すことを目標としているところであり、協働事業制度等の充実が重要な検討課題であると認識しております。

今後、総合計画（案）の記載内容を踏まえ、協働憲章の見直しや協働事業制度の見直し、リニューアル、新設等について、町の附属機関であります協働推進委員会からのご意見を拝聴しながら、本町の特徴である自治会を初めとした地域コミュニティや大学に対する制度の充実を念頭に置き、検討してまいりたいと考えております。また、それに先立ちまして、地域コミュニティへの支援策の一つとして、コミュニティ備品の整備支援について充実を図るべく、現在、来年度予算編成作業を進めております。当該備品の購入に当たりましては、これまでも、一般社団法人自治総合センターが運営する宝くじ収益を財源とした助成制度を活用してまいりましたが、現状は、町による備品の一括管理のもとコミュニティ団体等への貸し出しを行ってまいりましたが、今後は、全39の区・自治会が、3年ごとに上限額の範囲内で希望する備品を自由に選定し、直接使用、管理できるよう改善し、区・自治会運営の利便向上とあわせて、地域コミュニティ活動を一層支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口 均君）4つ目の自治会加入率アップに対する具体策、何か考えていることはありますか。

議長（坂上巳生男君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）次に、自治会加入率アップの具体策についてでございますが、地域コミュニ

ティは、住民の皆様の自主的な参加のもと、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することが目的の一つでございます。自治会への加入促進により、災害時の助け合いといった対応ができたり、防犯、子育て、高齢者福祉、環境美化などの地域の課題解決につながるほか、地域の行事など地域活動への参加を通じて住民意識が高まり、安心感とともに、生きがいややりがいのある場の提供にもつながり、身近な生活の充実を図れると考えております。したがって、こうした自治会加入の目的や意義を理解していただくことによる加入促進の取り組みは、大変重要であるとと考えております。

自治会加入促進への取り組みにつきましては、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部並びに公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部と自治会連合会、町の3者で締結した自治会への加入促進に関する協定に基づき、新規入居者や住宅購入者等に対してチラシを配布の上、加入促進を行っていただいているほか、住民課窓口での転入、町内転居時のチラシ配布、さらには各自治会においても、自治会への加入促進活動に取り組んでいただいております。

今後も、区長や自治会長と緊密に連携しながら、さまざまな地域活動への支援やバックアップを初め、PRや地域コミュニティとの協働事業を念頭に置いた協働事業制度充実の検討など、直接的、間接的な加入促進に向けた取り組みをより進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） この第4次のところに、計画として、自治会加入率92.5%、10年後ですね。現在が89%。これは非常に高いハードルだと思いますけれども、具体的に、どうなんですか、これは、可能性としてはできますか。

議長（坂上巳生男君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 議員おっしゃいますとおり、92.5%というのは非常に高いハードルでございます。基本的には、くまとり創生戦略と同じ目標設定という形で、おおむね1年に0.5%引き上げたいという希望も含めた目標値でございます。それに対して、実績値はどうかというと、すみません、力及んでおりませんでして、27年度が89%、28年度が88.3%というふうに若干の減となっておりますのでございまして、先ほども申し上げましたが、自治会を含めたコミュニティ活動の活性化と、あとPR、我々の支援含めて頑張っていきたいなというところでございます。

ちなみに、本町の88.3%と申し上げますのは、公的な加入率の積算方法というのが、統一したものがございません。ただ、ある市がアンケート調査をしていただきまして、細かな部分で算出方法が違うんですけれどもという前提の中では、大阪府内でトップクラスの加入率というふうにお考えいただきたい。ただし、どんどん目標に向かって頑張りたいなというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） やっぱりどの団体についても、やらされ感が強過ぎるんですよね。これはもう、どないしたらそれがなくせるんかと言うて、どう考えてもやっぱり無理なんですよ。でも、その中で維持していく、向上させていくということは、やっぱり知恵を絞っていかんとしょうがないというふうなことになるかと思えます。

先ほど、子ども会、青年団のことで答弁をいただきましたけれども、一番底辺のところ、若年層のところ、そういったことに参加する意欲というか意思を強く持ってもらうという、その活動をしていくと、その子たちが大きくなっていったら、子ども会が青年団につながり、あるいは自治会につながり、長生会につながりというふうなことになると思います。どこかでぶつっと切れてしまうと、なかなかやりづらいことだと思います。私たちも議会報告会で行きますと、この前も出たんですけれども、最近だんじりの引き手がおれへん、だんだん減ってきていると、どないしたらええものかみたいなことを相談受けてもします。やっぱりそういったところは、町としても何か方向性を、ほったらかしてはないと思いますけれども、何か考えるヒントになるようなこととかいうふうなことは投げかけていく必要があるのかなというふうに思ったりもします。

田中理事の答弁の中にも、ある自治会でバーベキューをやったら盛況であったというふうな話もあります。だから、自主的に何か楽しいことをして、こんなことをやったら、こういう自治会が出てきていますよみたいなアナウンスもいいと思いますけれども、どんどん、そこら辺のアピールとこのことをやっていっていただけたらなというふうに思っています。それと、自治会の区長、会長、我々が議会報告会へ行くと、何人呼んだらええのかなということをよく相談されるんです。何人でもいいんですけれども、あの人たちは、やっぱり義務で呼ぼうと一生懸命努力してくれるんです。だから、10人程度一般の方が来てくれたら我々うれしいですよというふうなことで行くと、10人集めようと努力してくれるんですよ。だから、そういった、悪く言えば競争みたいなものを、意識をちょっと刺激して行って、どこかがこんなことをやって、こうなってますみたいなことを、どんどんそういう人たちにアピールするようなアナウンスをしていくようなことが一つの糸口でもあるのかなというふうなことを思ったりもしますんで、そういったことも検討の項目の中に入れていただきたいなというふうに思います。

続けていきます。

3番目の生涯学習についてお尋ねします。熊取ゆうゆう大学の現状はということで、お答えいただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、生涯学習についての1点目、熊取ゆうゆう大学の現状についてご答弁申し上げます。

平成16年度に開学しました熊取ゆうゆう大学については、本町におけるさまざまな学びの場を一つの大学と捉え、受講者の年代やニーズ、また社会的問題となっている課題に対応する講座など、多種多様な講座を開催しています。具体的には、さまざまな内容を少しずつ体験する「体験楽部」、1つの内容をじっくりと学ぶ「教養楽部」、各種講座を修了した後、主体的な学びへとつなげていく「ゆうゆう楽部」の3楽部で構成しており、高齢者向けの講座を初め、親子向け、小学生向け及び子育て中の保護者向けといったターゲットを絞った講座のほか、IT関係、料理、語学、歴史、資格取得対策など目的を持って教養を高める講座や、将棋、囲碁といった趣味を楽しむ講座など、毎年少しずつではありますが、内容を見直しながら各種の講座を開催しているところでございます。

なお、直近3カ年の実績としましては、平成28年度は、講座数48、延べ参加者数が3,050人、平成27年度は、講座数46、延べ参加者数3,810人、平成26年度は、講座数46、延べ参加者数3,358人となっています。

今後も、より多くの住民の皆様にご利用いただけるよう講座の内容については随時見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上、熊取ゆうゆう大学の現状についてのご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 先日、ゆうゆう大学の入学案内というやつ、これ、ホームページから引っ張り出したんですけども、ここで見ると二十幾つかぐらいの講座数しかないんですけども、先ほどおっしゃった四十幾つというのは、これ以外にもいっぱいありますよということですか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 毎年4月に、広報と同時配布で、今お持ちの入学案内を配布させていただいています。全戸配布で対応させていただいておりますが、主に前期の分の講座になっておりますので、そちら以外にも講座はございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） これは、講座開設に当たっては、補助金が出るんですか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） この事業につきましては、特に補助金等はございません。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 開設したい講座を、ある人が、こんなことをしたいんですよと言って、それを審査して、講座が決定されるんですか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） ただいま阪口議員がおっしゃられたのは、住民の方からの持ち込み企画による講座という意味かと思うんですけども、本町のほうでは、持ち込み企画を採用してということは、現在のところしておりません。ただ、このような内容の講座はできないかというようなご要望とか相談とかいただく場合はございまして、それについては一定配慮して、町の職員のほうで考えて、次年度以降とかにはなりますけれども反映するようには努力しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、こんなことをしたいという人が、プレゼンして、相談して、それを町が判断して、来年からやりましょうとか再来年からやりましょうとか、そういう話になるわけですね、手順としては。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） ただいまおっしゃっていただいたような手順で進んでいくことになります。あとは、具体的に、そのご提案いただいた講座によりまして、講師の方を探すという作業が必ず出ますので、そのあたりと会場の都合というようなことで、全てトータルで考えて、計画はしてまいります。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、必ずしも、講師の方が、私こんなことをしたいんですよと言ってくるんじゃないくて、住民の方がこういう講座はありませんかというふうなほうが多いという、そんな感じで受けとめていいですか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 過去にありました実例等で申しますと、例えばですけども、精神障がい者の方のまだ理解が進んでいないから、こういった理解促進につながるような講座ができないかというような、そういうテーマとして、ご要望、ご相談いただくことが多いです。特にこの先生にというような感じではございませんでした。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、開設されている講座をやめるきっかけというのは、どういうことがきっかけになるんですか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） これまでにも、企画倒れと言ったらいいかと思うんですけども、町の職員としましては、毎年講座の内容というのはある一定見直しをかけています。その中で、ことはこういうことをしようということで、集めようという努力ももちろんさせていただきますし、するんですけども、結果的に申し込みゼロ人でしたというのは、少ないですけども、何講座かやっぱり出てきます。そういった場合は、もちろん中止させていただきます。それと、ゼロではないにしても、5人以下というような余りにも少ない人数のご応募しかなかった場合につきましては、中止を考えさせていただいております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 去年のこれぐらいの時期に、「泉州のコトバでえんげきをやって舞台に立とう」という講座がありまして、それ、中家でやっていました。それを見に行くと、非常にいいなというふ

うに思って、ゆうゆう大学のことを今取り上げたんですけども、これは脚本家のキタモトさんという方が脚本と演出指導というふうなことで、熊取町の歴史にまつわる演劇を舞台でやっていました。

最初は、1年目の年は、雨山に関することだったんです。私らもこの土地に住んでいながら、雨山の、初めて知ったようなこともありました。落ち延びる武士がどこかにお金を隠すのに、東のほう、どうのこうのとか、余りはっきり覚えていませんけれども、そういうことを演劇の題材にしてやっていました。

ついこの間は、貝塚の遊女のお話をしていました。これは最近のことなんで私もよく覚えているんですけども、貝塚の遊郭に売られた和歌山の女の子が病気になって、和歌山に逃げ帰ろうとしている途中、貝塚市の稲谷で力尽きて、そこで死んでしまったと。当時の貝塚市の稲谷の人たちが、その遊女の亡くなり方に哀れみを感じて、そこに墓を立てた。その墓をずっと長く守りをしていたというふうな、そういう言い伝えの話だったんです。当時の人は、草の掃除もずっとやっていました。ところが、最近、その草も整理されずに、もうわからなくなっていますみたいな、そういうところが最終的に持っていつている話だったんです。

みんなもそういった、墓の掃除だけやないんですけども、まちを汚さないような、そういう活動をしましょうみたいなところに話を持っていついて、内容的には非常にこれは訴えかけるものがあるなというふうなことで、ちょっと感銘を受けたんですけども、そういったものがやっぱり続いていつて、言い伝えなり歴史がそういった形で伝わっていくというのも一つのいいことだと思いますし、さらにいいのは、今言ったように、人として、どんなことをしていくのが社会貢献になるのかなみたいなことも、この脚本一つ一つによって訴えかけられるという、そういったところが、私が非常にいいなと思ったんで、ぜひこういうものはつながっていつてほしいなとも思いましたし、これ、見られていますか。このあれは。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） すみません、私は、企画書でありますとか大体こういうふうな講座を運営していきますという部分は見させていただいたんですが、現実には見させていただいておりません。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ぜひ、いろんな講座がありますんで、全部が全部というわけにいかんと思いますけれども、手分けしてでも見られたらどうかというふうに思いますし、これから続けるのか続けないのかというふうな判断の材料としても、ぜひ見ておくべきだと思いますから、そういうふうにしてほしいなというふうに思います。

脚本一つで人の心に訴えられるような内容もできますし、熊取町のために貢献しましょうみたいな話にもできるし、それは、この脚本家のキタモトさんと話をすれば、こんなことをつくってくれへんかみたいなこともやり方としてはあると思いますから、ぜひ、せっかくやっていることをうまく利用していつてもらえたらなというふうに思ってこれを取り上げましたんで、よろしくお願ひしたいと思います。

この生涯学習、ゆうゆう大学の今後の目標についてなんですけれども、お答えいただけますか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、2点目の熊取ゆうゆう大学の今後の目標について、ご答弁申し上げます。

熊取ゆうゆう大学については、引き続き多様化する住民ニーズの把握に努めつつ、社会的な課題対応とのバランスを考慮しながら、今後も多種多様な講座を企画することにより、特に新規の受講者をふやすよう、学びのきっかけとなる機会の拡充に努めてまいりたいと考えています。具体的には、各種講座の周知PRなど情報発信に努めるとともに、インターネット申し込みや保育つきの講座の開催など、受講しやすい環境づくりを進めてまいります。また、町内の各大学等のさまざまな



知的資源の活用を再検討するとともに、庁内の関係部局との連携を図りながら、新たな講座開設など学習機会の創出に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、現在、多くの住民の皆様のご協力を得ながら熊取町第4次生涯学習推進計画の策定作業を進めておりますが、その中でも、熊取ゆうゆう大学の今後の目標やそのあり方について議論しているところであります。

今後も、熊取ゆうゆう大学をより魅力のあるものとしていくよう努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げ、熊取ゆうゆう大学の今後の目標についての答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ありがとうございます。

次に移ります。

4番目、シティプロモーションに関してというのが書かれております。人口の社会増加に対する対策ということで、ここのあれでいきますと、平成28年度、マイナス99の人口増減であったということを、10年後にはプラスの110にするとなっておりますけれども、これの具体策とかいうふうなことがあるのかどうかというのをお話しください。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） それでは、4点目の人口の社会増加に向けた対策につきまして、答弁申し上げます。

本町では、これまで、充実した子育て・教育施策を展開し、これらを本町の強みとして、定住魅力あふれるまちづくりを進めてきたところでございます。その土台の上に、子育てしやすい、教育のまち熊取としての熊取ブランドを構築し、平成25年度から平成27年度の3年間におきましては、転入定住促進効果とともに本町のブランド力や魅力にまずは注目していただく取り組みといたしまして、新築住宅の固定資産税課税免除を初めとした7つのインセンティブによる転入定住促進策を図ってまいりました。その効果としましては、一定の転入実績はもとより、大阪府を初めとした他団体からの問い合わせや新聞等のマスメディアに取り上げられるなど、本町へのインパクト効果もあったものと認識しております。

また、7つのインセンティブ終了後の平成28年度と平成29年度の2年間におきましても、子育て世代を中心とした若年代代に対して、これまで積み上げてきた充実した子育て・教育施策について、町内学生とともに作成したPR動画や情報誌「熊取ものがたり」等を活用し、転入定住促進につなげてまいりました。

さらに、平成30年度からは、新機軸による転入定住促進策を実施する予定でございます。そして、これまで積み上げてきた充実した子育て・教育施策や熊取ブランドの発信とあわせて実施することで、引き続き、子育て世代と想定する25歳から39歳の転入定住を促進させ、ひいては議員ご指摘の社会増減数の増加につなげてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） この110人の数字について確認したいんですけども、10年後110人ふえているということですか。それとも、年々ふえていって、累計は110人どころじゃないよという、そういう数字なんですか。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） こちらの28年度99人を110人にするという、この数値の根拠でございますが、人口ビジョンに掲げます2040年の目標人口4万2,000人を達成させるためのシミュレーションに基づいて110人と設定したものでございまして、これは、毎年110人ずつということ、それによりまして、平成52年、2040年に4万2,000人の人口、これを維持するといった内容でございます。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） この資料に、平成39年に4万3,000人を想定しているというふうに冒頭に書かれているんですけども、それは生きていますよね。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） こちらの基本構想の要は前段のところの人口分析のところ、2027年、10年後、こちらが平成39年ということで、これが総合戦略の目標年次になります。この数字の4万3,000人というのは、これ、目標ではございませんでして、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の推計値というものでございまして、目標値は、あくまでも2040年の人口4万2,000人の維持というもので、あくまでもこれは途中経過の、社人研の推計値ということでご理解いただけたらと思います。

議長（坂上巳生男君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） そしたら、2040年ということは、今から23年後に4万2,000人、今4万4,500人、ざっと言ったら2,500人減りますよということですね。社会増が毎年110人ですから、目標としてですけども、23年後には2,530人社会増がありますよ。あくまでも目標ですよ、ありますということですね。自然減が、当然今から自然減というのはふえてきますよね。そうなってくると、4万2,000人の目標値がもっと下がるような気がするんですよ、今の数字を追いかけると。それはいいです、時間もないことですから、また検証してもらったら結構です。

いずれにしても、インセンティブによる定住、転入を進めてきたが、次のステップに移ろうということ、ここに文章にして書かれているということは、もう一度定住・転入促進のための7つのインセンティブは復活しませんという、そういう言葉のあらわれかなとも思うんですけども、私は、それはそれでいいと思いますよ。それにかわるものを考えていきましょうということですから、ぜひそれにかわる、それを上回る何かを考えた上で、この110人の社会増を達成してほしいなというふうに思います。

最近、我々で視察に行った東京都日の出町というところがあります。ここは、人口がふえていっているんです。開発されている土地もあるということも事実です。だから、そういうことによる人口増もあると思いますけれども、でも、ここの住民憲章的なものの中に、日本一の子育て支援——これは言っていなかったな、福祉のことは日本一と書いていました。高齢者に対する支援と子育て支援、これを徹底的にやっていますと。やり続けていますと書いていました。ただ、人口をふやそうとしてやっているんじゃないかと、この2つをやっていることで、勝手に人口がふえてきているんです。だから、インセンティブによる強引など言うたら言葉に語弊がありますけれども、力づくで人口をふやそうというのも一つの手かもしれませんけれども、やっぱりこつこつと、人に優しいまちづくりというのは、人口がふえていく一番大きな秘訣だと思いますんで、そういったところについても十分注力されてやっていただきたいなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君） 阪口議員、どうもありがとうございます。

私も、このシティプロモーションの仕事をさせていただいている中で、全く同意でございます。本当に、確かにインセンティブによる一定短期間によるインパクト効果で、これは確かに、まあまあ効果は一定あるものというふうには思いますが、やはり住民は当然高い買い物をして住居を決定していただくということでございますので、本当に上っ面というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、一時的な補助だけではやはり選んでもらえないのかなというのが実感として考えてございます。

したがって、議員がおっしゃられました、本当に若年世代に選んでいただけるような、そういったしっかりと地に足がついたまちづくり、それはやはり充実した子育て・教育、これに尽きるのかなと。あわせて、高齢者に対しましても、次期総合計画で掲げております本当に健康長寿、長く楽しく住んでいけるまちづくり、高齢者にも優しいまちづくりであり、それでいて、なおかつ交

流人口の増加という、周りの方が、住んでいて本当に楽しそうだなという憧れを持ってもらえるような、そういった活気あふれるまちづくり、こういったところもしっかりと進めていくことが必要かと考えておりますので、また今後につきましてもご理解とご協力をいただければと思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）時間が来ていますので、よろしく。阪口議員。

4番（阪口 均君）以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、阪口議員の質問を終わります。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

今回の質問は、現在進めているまちづくりの基本的な方向性を示すための、先ほどからもたびたび出てまいります、「子育てするなら熊取町」、「子育てしやすい町くまとり」、そういったワードがたびたび出てくるわけでありますけれども、熊取町はこれからも子育てのまちとして言うていくのかどうか。また、本町を含む多くの自治体が、先ほど阪口議員からもありましたけれども、子育てのまち、いろいろ転入促進策をうたっております。そんな中で、非常に高い都市間競争が行われている中でも、子育てのまちとして熊取町は言うていくのかどうか、そういったことについて質問していきたいと思っております。

こういった子育てのまち熊取町として質問させていただく場合、ここにいてる皆さん全てにかかわる問題かと思っております。けれども、今回は通告に従いまして、3つの各部局の担当の責任者の方から、ご答弁いただきたいと思っております。

それでは、質問の1点目、いつから「子育てのまち」としてブランド化を目指し始め、設定当時は何をゴールとして設定したのかについて、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、ご質問の1点目のうち、子育てのまちとしてのブランド化を目指し始めた時期でございますが、こちらは、平成24年3月でございます。これは、まちの活力を維持し、周辺自治体との都市間競争において優位性を保つことを目的に転入促進基本方針を策定いたしまして、この基本方針の中で、「子育てのまち」、「教育のまち」を明記したものでございます。そして、その基本方針では、これまで積み上げてきた充実した子育て・教育施策を本町の強みとして継続するとともに、転入定住促進につながる新たな施策の展開により、当該ブランドイメージの確立を目指したものでございます。

次に、設定当初の具体的なゴール、つまり目標でございますが、平成24年12月に策定の転入促進アクションプログラムにおいて、生産年齢人口の中でもとりわけ子育て世代と想定する20歳代後半から30歳代、具体的には議員お示しの25歳から39歳の若年世代をターゲットと設定したところでございます。そして、平成25年度から実施した7つのインセンティブをインパクトとするとともに、本町の充実した子育て・教育施策を内外に幅広く発信することにより、25歳から39歳を中心とした生産年齢人口の割合の減少を鈍化させることを第1の目標に掲げました。また、町全体の人口が減少傾向にある中、第1の目標である生産年齢人口の減少に歯どめをかけるとともに、町全体の人口増加を第2の目標と設定したものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）平成24年3月から実際にブランド化していくと、転入定住促進に力を入れていくということで進めた、そういった意味では、本当に割と住民の方からしてみても、熊取町は子育てのまちだよねといったようなキャッチフレーズというか、非常に浸透しているなというのは率直に感じます。人口もその間ずっとふえてきた。先ほど7つのインセンティブ等の話もありましたけれども、そういった施策によって、一時的ではあっても人口がふえてきたといった意味では、非常に成功してきたのかなというふうに言えると思っております。

改めて、町長にもお伺いしたいわけですが、藤原町政になっても、引き続き熊取町は子育てのまちなんだと、子育てのまちとしてブランド化していくと、そういった形で力を入れていくというふうにお考えなんですか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 今、議員が言われたような、そういう方針でこのまちづくりを進めたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。本当に、これ、全町的に子育てのまちとして一層力を入れていっていただきたいというふうに思います。

では、質問の2点目に入りたいと思います。2027年の人口4万3,000人を維持するため、これ、先ほど社人研等の推計値というふうにありましたけれども、今後どの世代に力を入れていくのかについて、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君） 2027年の4万3,000人というのは、先ほど阪口議員の答弁の中で申し上げましたとおりでございます。その前提で、どの世代に力を入れていくかでございますが、1点目で答弁申し上げましたとおり、引き続き、税収入の増加につながる生産年齢人口の中でも、とりわけ子育て世代と想定いたします25歳から35歳、こちらを中心として取り組み、平成27年10月策定の人口ビジョンの目標値であります平成52年、つまり23年後の西暦2040年の人口4万2,000人の維持・確保にしっかりとつなげてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） この通告に掲載させていただいた表の1なんですけれども、これは、先ほどから何遍も出てきている社人研の推計値から引用してきているものです。社人研の推計値を見ると、年齢区分が3つしかないのが非常にわかりにくいので、今回、私の質問は若者・子育て世代に特化しているので、ちょっと加工させていただいて添付させていただきました。

これで見ると、2010年から2020年の推計値のみを見ていますけれども、実際は、これよりも想定を上回るスピードで本町の人口が減少しているといったような事実があります。さらに、この10年間で、25歳から39歳の世代が最も大きく減少している。そして、2020年以降は、その若者・子育て世代の子どもさんに当たる0歳から24歳のお子さんたちの世代も大きく減少していく。ここは、輪をかけて人口が減少していくといったようなことが、この社人研の推計値からも容易に予想ができます。

私は、ここへ立つたびに、若者・子育て世代という形でさまざま議論してきているわけですが、本町の人口が減っていくのも、またふえていくのも、この若者・子育て世代が非常に大きなキーになっている。なので、先ほどから理事もこの世代に力を入れていく、町長からも、若者・子育て世代に力を入れていくといったようなお言葉をいただいたわけですが、これは住民の総意でもあると、若者・子育て世代に力を入れてほしいというのは、住民の総意でもあるということをお伝えしたいと思います。

というのは、この熊取町第4次総合計画を策定するに当たって住民向けにアンケートをとられたかと思うんですが、そのアンケートの中にも、質問項目の4番目に、熊取町の望ましい将来像について、いわゆる熊取町は将来どんなまちであってほしいですかというような質問ですね。これ、たくさんいろいろ質問項目がある中で、子どもを健やかに育てることのできる子育てのしやすいまち、こういった要望が第3位に上がってきています。それを要望した人たちの年齢区分というのも細かく出ていましたので、当然ながら、これは若者・子育て世帯の人たちが一番多く望んで

いるという結果は出ています。ところが、子育て世代がある一定終わった50歳代や60歳代の人たちからも、将来熊取町は子育てしやすいまちであってほしいというような要望が、これ、第3位に上がってきているわけです。

ということは、我々若者・子育て世代だけではなくて、そういった子育てが終わった50歳代、60歳代の人たちも、熊取町は子育てのまちとして、子育てしやすいまちとしてあってほしいということを願っているといったようなことで、ここは、今後も力を入れて子育て世代の支援に特化していくべきだというふうに申し上げたいと思います。

このアンケートの結果については、何かご答弁ありましたらお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）こちら、総合戦略兼第4次総合計画を効率的につくるために、2,000人を対象に、最終的には800人の方からいただいたアンケートということで、非常に2,000人、800人といいますと内容的にも充実したものになるだろうという、そういったコンサルタントのご意見もいただいたものでございます。

その中で、ただいまありました、子育てしやすいまちが第3位、また50歳代から60歳代、子育てが終わった方からも第3位であるということ、これは、非常に私もこの結果を見ましたときに喜ばしく思っております。自分たちの世代のことだけではなくて、将来のことも考えてくださるすてきな高齢者が熊取町にはたくさん住んでいるんだなということで、深く認識させていただきました。

そういったところで、このアンケートにつきましては、主にそのアンケートの中にも転入者の声を聞くアンケートというのがございまして、どうして転入してきたか、これ、やはり大きなポイントかなど。今住んでいらっしゃる方のご意見、3位というのも大きいんですけども、転入されてきた方のご意見としても、熊取町の住みよいその周辺の環境であったりとか、自然に恵まれている、また通勤などの交通の便がよい、これが第3位で、それで、第4位にやはり子育て環境に恵まれているというのが上位の4位に入っているといった、こういったアンケートもとられております。そういったところを見たときに、私自身も、今現在の熊取町のブランド、子育てしやすいまち、これは間違えていないんだなということで確信を持ったところでございます。

したがって、今後につきましても、この10年間の総合計画、これにおきましても、子育てしやすいまち、教育のまちというのは、これは、やはり中心、幹になってくるものだというふうに考えてございますが、先ほどの阪口議員の最終の答弁で申し上げましたとおり、やはり全ての世代に、高齢者の方に対しても住み続けてきてよかったなと思える長く楽しいまちづくりであったりとか、また、住んでいる住民が住んでいて楽しい、活気あふれる、また交流人口も増加するような、そういったまちづくりも必要かというふう考えてございますが、ただ、やはり幹になるのは、議員にご提案いただいております子育てのまち・教育、その中には教育も含まれるということで、子育て・教育のまち熊取、これを中心に今後も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

本当に、全世代で、町民の方たち皆さん全てが、この熊取町は子育てしやすいまちであるべきだ、そういった形で温かく皆さん見守っていただいているので、割と政策というと、この世代の政策にはこれ、この世代の政策にはこれと、いろいろと出てしまいがちだと思うんですけども、住民の総意であるということをお伝えした上で、より一層子育て支援に本町としても力を入れていただきたい。

今回、通告に入れていませんので答弁を求めませんけれども、私、近居支援の導入は日々お願いしています。熊取町子ども・子育て支援計画、これ、答弁求めませんけれども、この中身を見たときに、本町の女性の就業率を見た場合は、25歳から39歳の女性の就業率は、大阪府や全国と比べて同じような水準、63.5%。つまり、本町でもそうですけれども、全国の女性の約6割の方が働いていらっしゃるって、4割の方は働いていない、もしくは働きたくても働きに行けないような状況

があると。働きに行けない状況というか事情は、やはり25歳から39歳の女性を対象にしていますので、子どもがいるので預けるところがなくて働きに行けないとか、他人に預けるのが心配だとか。また夏休みとか冬休み、子どもが長期間の学校が休みになったときにどうやって面倒を見るのか、そういったようないろんな事情があって、残りの4割のうち何割かは働きに行けないような状況があるんです。なので、そういったところも近居支援であれば、近居に住んでいただければ親に預けて働きに行くことだってできるわけです。

そういったところで、引き続きこの近居支援もあわせて、熊取町は子育て支援、子育てしやすいまちなんだといったことをアピールするためにも、ぜひとも前向きに検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

では、次に若者・子育て世代の現場により直接的にかかわっている健康福祉部の観点から、子ども・子育て支援計画のアンケートの調査の結果に基づき質問したいと思います。

「熊取町は子育てしやすいまちか」の質問結果について、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、「熊取町は子育てしやすいまちか」の質問結果について、ご答弁申し上げます。

熊取町子ども・子育て支援計画の策定に係る子ども・子育て支援に関するアンケートにつきましては、就学前児童及び小学生の保護者の方2,004名を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況などを把握するために、平成25年度に実施したものでございます。このアンケートのうち、議員ご質問の「熊取町は子育てしやすいまちか」の設問に対する回答は、「はい」と答えた人は57.3%で、これは前計画に当たる熊取町次世代育成支援対策地域行動計画策定の際、平成20年度に実施したニーズ調査結果の42.5%に比べ14.8ポイント増加しており、本町の着実な子育て支援施策の取り組みが増加につながったものと考えているところでございます。また、「いいえ」と答えた人は4.1%で、同じく前回の調査結果の8.5%に比べ、4.4ポイント減少しております。

本町といたしましては、同アンケートを踏まえ策定いたしました熊取町子ども・子育て支援計画を適切に進行管理しつつ、「子育てしやすい町くまとり」の取り組みを着実に推進してきたところでございます。また、当該計画につきましては、計画期間が平成31年度までとなっており、来年度からは、次期計画策定に向けた作業を進める予定としております。次期計画策定に当たっては、これまで推進してきた「子育てしやすい町くまとり」の取り組みを継承しつつ、新たなニーズへも適切に対応し、より多くの方に、子育てしやすいまちであると実感してもらえるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）平成20年度に調査したときと比べて、就学前、就学後でそれぞれ15ポイント、25ポイント向上したということで、これは非常に評価したい部分だなというふうに思います。やはりいろいろ取り組まれてきた結果がこのアンケートの数字で出てきたというふうに思います。

前回の調査したときから15ポイント、25ポイントそれぞれ就学前、就学後で、子育てしやすいまちだと思おうという人たちがふえてきたわけですがけれども、これは、どこに力を入れたと言ったらちょっと答えにくいのかもわからないですけれども、こういったことをやられてきた結果、向上したのかなというふうに分析されていますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）施策、子育て支援策、本当にいろんな多岐の分野にわたってございますので、これをもってというのはなかなかご答弁しにくいところではあるんですけれども、やはり熊取町が今まで培ってきた、さっきも出ていました地域協働のまちづくりであるとか、やはり熊取町のコンパクトなまち、顔と顔の見える住民の対応とか、そういったところを全般的に基本としつつ取り組んできた結果であるのかなというふうに私は思っております。特に、熊取町が特段こうい

うのに力を入れたというのは、前計画からは重立ったものはないですけども、やはり着実にそのあたりを推進してきたというところが、この結果にあらわれたものであるというふうに認識しているところでございます。また、保育環境、また学童保育事業につきましても、学童保育に至っては小学校6年までといったようなところも含めて、そういう保育環境の充実といったところも一定評価されてきたのかなというふうには思っているところで、私の所感ではそういうふうには思っているところでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）本当にいろんなことを取り組まれてきていて、それを一つ一つ丁寧にやってきていただいた結果が上がってきたかなと、私自身もそう思うんですけども、先ほどの質問の中で、子育てしやすいまちだと思いかという質問に対して「いいえ」と答えられた方も若干数いたと。「はい」でもない、「いいえ」でもない方もたくさんいらっしゃるわけです。子育てしやすいまちかと言われたら、どっちかなのかなみたいなちょっと迷われる方ですね。

そういった人たちが、本来は「はい」と答えてもらえるような施策というか、思ってもらえたら一番いいわけですけども、そういった「はい」以外の人たちから見ると、3割、4割の方が、熊取町は子育てしやすいまちかと言ったところで、素直に「はい」と言えない、ちょっと厳しい言い方かも知れないですけども、そういった否定的というか肯定できないような人たちもそれだけいらっしゃるということで、やっぱりそれは課題があると思うんです。どの辺を向上していけば、いわゆるその課題、どこに課題があるかなというふうに思われていますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）課題ということでございますけれども、その課題につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、また次期計画策定に際しまして、来年度、住民アンケートを実施する予定としてございます。そういったところで、議員おっしゃるように、できるだけそのような課題が見えるような設問の仕方というんですか、そういったところは工夫していきたいなど。単純に前回のアンケート調査そのままというんじゃなくて、そのあたりは分析できるような設問、アンケート形式に、できるだけ工夫してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうですね。本当に、アンケートで住民の方が答えられるような、アンケートを分析したら課題がきちんと見えるようなアンケートづくりというものをお願いしたいと思います。

一方で、子ども・子育て支援計画のアンケートを見ると、保護者自身の悩み、気になることの質問として、保護者の方たちの悩みの上位3つに、自分の時間が十分とれない、子育てに係る出費がかさむ、子育てのストレスで子どもにきつく当たってしまう、そういった結果が出ています。これは、就学前、就学後、それぞれ同じ結果が出ています。こういった課題を解決するための一つとして、つどいの広場事業というふうに事業が当たっているんだと思いますが、つどいの広場事業の中でもぷらっつの利用状況について、直近5年間でどれぐらい推移しているか、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、つどいの広場事業「ぷらっつ」の直近5年間の利用状況について、ご答弁いたします。

つどいの広場事業は、乳幼児を持つ親とその子どもが、気軽に集い、子育ての苦労や喜びを分かち合い、交流や情報交換、相談などを行い、子育ての負担を軽減できる場を設置することにより、安心して子育て・子育てができる環境を整備するとともに、地域全体で豊かな子どもの育ちを支える基盤の充実を図ることを目的に実施しているものでございます。

本町では、当該事業によるつどいの広場を、NPO法人への委託により、「ぷらっつ」と「であいのひろば」の2カ所を設置しており、「ぷらっつ」は教育・子どもセンターに開設しているものでございます。

ご質問の、「ぷらっつ」の直近5年間の利用実績でございますが、延べ人数で順次申し上げます

と、平成24年度が、子ども3,739人、大人2,930人の合計6,669人、平成25年度が、子ども3,542人、大人3,134人の合計6,676人、平成26年度が、子ども4,419人、大人3,952人の合計8,371人、平成27年度が、子ども5,598人、大人4,574人の合計1万173人、平成28年度が、子ども5,137人、大人4,432人の合計9,569人と、非常に多くの方にご利用いただいている状況でございます。利用者は、スタッフが見守る中で、ゆったりと参加され、悩み相談や情報交換を行い、親として成長しながら、子どもにしっかり向き合えているとの報告をもらっており、安心して子育て・子育てができるつどいの広場として、当該事業の目的を良好に果たしているものと考えております。

今後とも、「子育てしやすい町くまとり」の一翼を担う事業として推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

平成24年に合計6,669人いた参加者の方たちが、ずっとふえていって、平成28年には9,569人、約1.5倍ぐらい。直近5年で見ても、これだけ利用者の方がどんどんとふえてきているといったような状況で、先日私もぷらっつの取り組みというのを実際に拝見させていただいて、本当にお母さんたちや子どもさんが和やかにやられていて、お母さん同士の情報交換とかお母さん同士のネットワークとかもどんどん使われていて、本当にありがたい取り組みだなと。

いろいろご予算とかも聞くと、非常に金銭的には少ない金額の中で、ボランティア精神として本当に頑張っているなど。先ほど私が申し上げたような保護者のお母さんたちの悩み、自分の時間がとれないとか子育てのストレスで子どもにきつく当たってしまう、そういったお母さんたちの悩みも、こういったぷらっつにに取り組むことで、総会資料、いただいた資料を見させていただきましたけれども、ぷらっつに参加しているお母さんたちの99%が、ストレスがとれたといったように答えられていて、本当にいろんないらいらや不安を解消してくれているありがたい拠点だなというところで、本当に感謝していきたいと思います。なかなか財政的な問題があるので、できることとできないことがあると思いますけれども、こういった実績が上がっていることに関しては、今いろんなことが予算削減の方向に持っていっていますけれども、そうではなくて、これだけ本当にお母さんたちのよりどころとなっているような事業に関しては、決して経費の対象とか予算削減の対象になることのないように、しっかりとご支援いただけたらなというふうに要望をしておきたいと思います。

では、最後に、子育てのまち熊取としての観点で熊取図書館を見た場合、子ども・子育て支援計画の実態調査によると、実は、子育て支援サービスとしての認知度は1位を誇っております。そこで、教育委員会としての視点でお答えいただきたいと思います。

まず初めに、去年12月議会でも、熊取図書館の有効利用者数の推移や今後の図書館の方向性について提言申し上げましたが、年間有効利用者数の傾向について、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）熊取ブランド「子育てのまち熊取」について、熊取図書館についてのご質問の1点目、熊取図書館の年間有効利用者数の傾向について、ご答弁申し上げます。

まず、年間有効利用者数について改めてご説明しますと、図書館の利用登録をいただいている方のうち、その年度に1回でも実際に貸し出しを行った人数を集計した数値となっています。年間有効利用者数の平成28年度と27年度との比較では、0歳から3歳、51歳から60歳、71歳から80歳では平成27年度より増加していますが、それ以外の年齢層では減少しており、特に16歳から18歳、23歳から30歳は、大きく減少しているのが現状でございます。

なお、減少の理由としては、種々考えられる中で複数の要因が重なった結果であると考えておりますが、特にインターネットの普及により、インターネットで情報を得る人が多くなっていること及び電子書籍を利用する人が徐々にふえていることが、最大の要因ではないかと分析しています。逆に、利用が増加している51歳から60歳、71歳から80歳については、高齢者の増加に伴って時間に



余裕ができた人が多くなってきていることが考えられます。また、0歳から3歳については、図書館における子育て支援事業として、4カ月児健診時のブックスタートを初めとして、1歳7カ月児健診時のリーフレットの配布、3歳6カ月児健診時の図書館案内など、健診の場を利用して図書館が子育てを支援していることをPRしてきた結果があらわれているのではないかと考えているところでございます。

このほかにも、図書館では、ご来館いただいた親子向けに、フォローアップ事業として、乳幼児と保護者を対象とした「あかちゃんの時間」、「親子でリトミック」、「親子であそぼう！」などの事業を継続的に行い、わらべ歌や絵本を使いながら親子でのコミュニケーションを楽しむ方法や大切さを伝えているところでございます。

今後も、図書館では、引き続きブックスタートを初めとした子育て支援事業に取り組むとともに、気軽にご来館いただけるような環境づくりに努め、図書館の利用促進につながる取り組みを進めてまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）前回、去年の12月議会でも、図書館活動報告書から数字のほうを引用させてもらって、いろいろとお話しさせていただきました。今回も表2という形で掲載させていただいているんですが、平成28年度も、やはり23歳から40歳の若者・子育て世代の利用が減少してしまったと。過去を見ると、平成21年には、2,006人の若者・子育て世代の利用者がいたものの、28年には1,130人、ほぼ半減してしまったということです。

利用率、これも前回の12月議会でも申し上げましたけれども、図書館の利用率を見ると、町内の住民のうち2割弱しか利用していない。この利用というのは、先ほど理事からも冒頭ご説明がありましたけれども、実際にこの1年間の中で貸し出しのあった人なので、館内で雑誌を読んだり、新聞を読んだり、立ち読みした、そういった人たちの利用はここには含まれていないですけれども、いずれにしても利用者がどんどん減っていったというような問題があります。こういったことを前提として、次の質問に入りたいと思います。

去年12月議会で、館内BGMの実施をお願いし、導入に向けてアンケートをとっていただいているかと思いますが、その結果について答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）次に、2点目のBGMの反響について、ご答弁申し上げます。

昨年12月議会でご質問いただき、その後、平成29年2月24日から、音楽のジャンルや流す時間帯を変えるなど試行的に実施するとともに、試行開始直後の3月と約半年経過後の8月の2回、来館者へのアンケート調査を実施させていただいたところです。その結果、3月と8月の調査とも、大半の方からBGMを流すことについて肯定的な回答をいただきましたが、一方で、断固反対とのご意見もいただいております。

このため、音楽が流れることでくつろいだ雰囲気や雑音をカバーする効果が期待できるようなクラシックなどの曲目を選ぶ。音量は50デシベル程度の控え目な音量とする。音に敏感な利用者にも配慮し、1日の開館時間のうち3時間程度流すこととする。BGMを好まない利用者を考慮して、音楽を流す場所を一般閲覧室とし、BGMを流さないスペースを設ける。BGMを使用する音楽は、図書館で所蔵するCDを活用すると、こういった運用方針に基づき、現在本格実施をしているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）大部分でとか、小数で反対のご意見があったというふうにあると思うんですけども、大体これは、割合的には具体的に何%とか、そういうのも出ているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）具体的に数値のほうを申し上げさせていただきます。

3月実施分のアンケートでは、あってもよいという回答が85.9%ございました。一方で、よくないと、断固反対だという意見は3.2%でございます。それと、8月の実施分でございますが、こちらのほうで、ないほうがよいと、断固反対とおっしゃられる方は、6.5%ございました。それ以外の方は肯定的な意見でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）90%以上、93%ぐらいですか、9割ぐらいの方が肯定的で、残り1割弱の方、3%から6%の方は断固反対だというようなご意見があったということです。

もともとBGMというのは、私も図書館活動報告に出ているアンケート、別でアンケート結果報告書、図書館のいろいろアンケートをとられた内容から、BGMはどうかというふうに思ったんですが、というのは、静かな館内に子どもを連れていくと、ほかの方に迷惑がかかるので利用できない、そういったような30歳代女性の方たちからのご意見が非常にアンケートに多く寄せられていたのを確認しています。結局、やはりこういうことが解決できなかった結果、この若者・子育て世代、特に女性の方たちの利用が大きく減ってきたんだと思うんです。やはり私自身も子どもを連れていたときに感じたのは、非常に静か過ぎて、例えば児童エリアとか子どもの本のところに行くと、どうしても親と子どもが一緒になって本を選ぶというようなケースになると思うんです。そんなときに、当然ながら、会話して、この本どうかな、あの本どうかなといったような声が奥の方までも筒抜けになるぐらい静か過ぎるというか、当然図書館なんで静かなのが当たり前なんですけれども、そうなってくると、非常に気を使ってしまうという部分があって、なかなか入りづらくなるなというような、これも私自身も非常に同意というか感じたことです。

先日の日曜日、子どもを連れて図書館に行きました。そのときは、ちょうどお昼ぐらいだったので、BGMが流れていたんです。あ、BGMが流れているわと思って、全体的な雰囲気を見ていて、僕自身は肯定的な意見を持っている人間なので、すごくいいなと思いました。ちょうどそこから1時をまたぐと、音楽がぴたっとやむんです。あら、音楽がとまったわ、そのときは、何時から何時まで流しているのか僕もわからなかったもので、音楽とまったなと思った瞬間、物すごい雑音というか、人の話し声であったり、歩く音であったり、機械音、そういうのが物すごい入ってきて、使用前・使用后じゃないですけども、僕は90%のほうに入るほうなんで、やっぱりあったほうがいいかなと。不快だと、断固反対だと思われる方も少数いるということなので、そこは、また日々研さんしていただきながら、そういった人たちでも不快にならないような環境をつくっていく、もしくは音量の問題ですとか選曲の問題、いろいろあると思うんですけども、そういった人たちとも、理解いただきながら、すみ分けというものを図っていただけたらなと思います。

本当に、BGMは、導入している自治体は非常に少ないですけども、導入している自治体でも賛否が分かれているというのは、いろいろ私も調べてわかっていることですけども、その中でも、やっぱりやっていこうというふうに決めていただいた図書館司書の皆さん、それから住民の皆さんにも、本当にお礼申し上げたいと思います。

ちょっと確認したいんですが、これは、毎日10時から1時までの間の3時間を流しているという理解でいいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）流す時間につきましては、議員今おっしゃられたとおりで、午前10時から午後1時、これが基本でございます。先ほど議員おっしゃられましたように、アンケート調査の自由記述の中でも、やはり30歳代女性の方、特に男性の方も含めてですけども、子どもさんと一緒に入りやすくなったとか、雑音がカバーされるんで、子どもの声とかも気にならなくなったというお声は確かにいただいております。この辺もありまして、基本的には流す方向で考えておるんですけども、一定やはり静かな空間が欲しいとか、ゆっくり考えたいとおっしゃられるお客

さんもいらっしゃいますんで、一定配慮しながら今後も続けてまいりたいと考えています。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）すぐすぐ、若者・子育て世代の人たちが利用があるかというところは、難しいと思いますけれども、少しずつ、一歩ずついろんな取り組みをしていただきながらやっていただきたいということと、あとは、BGMが流されたということを知らない人もかなりいらっしゃいます。私の友人の中でも、行ったけれども流れていなかったよとか、あれ、たまたま流れていたんかなとか、いろんな意見があるんで、その辺はしっかりと広報していただいて、特に、そういった利用しづらいとおっしゃっていたような小さな子どもを持つ親御さんにもしっかりとその声が届くように、周知のほうをしっかりとしていただきたいなというふうに思います。

次の質問にいきたいと思います。

次なんですけど、図書館で本を読みながら、また調べ物をする際、図書館で勉強をする際にはWi-Fiが必要になってくるのかなと思いますが、このWi-Fiの導入について答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）続きまして、3点目のWi-Fiの導入についてご答弁申し上げます。

現在、熊取町内では、煉瓦館、永楽ゆめの森公園、駅下にぎわい館などの施設で、主に観光の観点からフリーWi-Fiが既に導入をされています。一方、図書館では、インターネット検索用の利用者向け端末を4台設置し、インターネットで調べる環境を整備していることもあり、これまでWi-Fiは導入しておりませんでした。しかしながら、スマートフォンやタブレット端末の普及など情報化が急速に進展している中で、図書館においても、より情報を入手しやすい環境を整備し、住民のさらなる利便性の向上を図るため、Wi-Fiの導入については今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ぜひ、前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

最後の質問になりますが、冒頭申し上げました子育てのまち熊取としての観点で熊取図書館を見た場合、子育て支援サービスとしての認知度は1位となっています。つまり、この子ども・子育て支援計画を見ると、子どもが未就学児、小さなころは、先ほど冒頭でおっしゃっていただいたようないろんな事業、読み聞かせであったりとか、リトミック、そういった事業でプログラムを組んでいただいて、それを図書館でやられていたといったようなところで、そういった意味で、図書館が子育て支援サービスとしての拠点、1位と。これはもうぶっちぎり1位だったので、私は、これを見たときに、あれ、何で図書館なんかとちょっと正直思ったところがあります。いろいろ調べていくと、そういった事業があるので、未就学児を持つお母さんたちには、子育て支援サービスとして図書館が位置づけられていたと。

ところが、子どもが小学生に上がると、そういったプログラムがあるのかないかちょっとわからないです、親子で参加するという事業があるのかないかわからないですが、結果的に、利用率がぐぐっと下がってしまって、もう利用しなくなってしまっているわけです。それが、この子ども・子育て支援計画と図書館活動報告、この2つの資料をがっちゃんこさせて見えてきたことなんですけれども、これは非常にもったいないなと。そういった利用者がどんどん減っていく図書館を、いろんな人たちが集う、世代が集まる場として利用していただくために、図書館にカフェを導入していただくことを検討していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、4点目のカフェの導入について、ご答弁申し上げます。

昨年12月議会での一般質問では、結論として、現在の図書館施設の利用状況を考慮すると、館内

に常時カフェを設置することは困難である旨のご答弁をさせていただいたところでございます。ただし、図書館が地域の活性化や住民の交流の場として求められているという中で、どうこの施設を今後活用していくかを問われている状況にあること、また、近年、長時間にわたり利用される、いわゆる滞在型の利用者が増加しているということも踏まえると、カフェの導入については、何らかの形で実現できないかの検討が必要な時期になっていると考えております。

しかしながら、現時点では、実際にカフェに対しどの程度の需要が見込めるのかが不明であることから、いきなり本格的に大がかりなカフェの設置を検討するのではなく、玄関前や中庭、もしくは館内のレイアウト変更を含めて、館内に飲食スペースを確保できないかの検討を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）この1年間で、ちょっとだけ前へ進んできたのかなというところですよ。

私も、図書館の利用者、利用率がどんどん減っていくと。同じような世代の人たちの足が遠のいていっているという実態の中で、どうやったら図書館に足を運んでくれるのかなと。これ、簡単にカフェを設置したら来るという問題じゃないと思うんです。基本的には、図書館に入ってもらい、要は今までずっと図書館を利用していない人であったりとか、先ほど申し上げたように、子どもが小さなころはよく子どもと一緒に行ってたけれども、小学生に上がったらもう行かなくなった、結果そういう人が多かったんで利用者が下がったということですよ。なので、そういった人たちには、何らかのきっかけをつくる必要があるなど。

本来であれば、教育委員会だけではなくて、健康福祉部、ほかの企画等もそうなんですけれども、いろんなところと連携して、せっかく子どもが小さいころはよく行っていたのに、小学生に上がったらもう行かなくなったということになってしまっているんで、ここは、全庁的にいろんな取り組みをしていただいて、そのきっかけとしてカフェを導入したら、非常に話題性もあるし、図書館というのはやっぱり住民たちにとっても非常に身近な、あれだけきれいな、立派なものがあるので、もっと活用していただきたいな。

理事の答弁もありましたけれども、中庭の利用は余りないのかなと思うんで、その中庭と、これは私の勝手な想像、判断、意見なんですけれども、中庭と、窓際に自習カウンターがありますね、あそこが非常に狭くて使いづらいといったような声も非常にアンケートに出ています。なので、雑誌コーナー、入ってすぐの雑誌コーナーをそっちの中庭側に持って行って、雑誌コーナーと中庭の一角はカフェを利用できるようなスペースというか環境をつくってもらえないのかな。一定雑誌というのはある程度消耗品であると思いますんで、雑誌を読みながらカフェを楽しんでいただく、本来は、そういったことが定着していくと、小学生を持つ親御さんでも何らかの、先ほど来、お母さん、お父さんたちの子どもに対してのストレスというか、自分の時間がとれないとかいろんな状況もお話しさせていただきましたんで、そういったところも踏まえて、中庭から雑誌コーナーを一体化させて、小学生を持つ親御さんでも、お母さん同士が気軽に話せるような取り組みというかプログラムを組んでいただけないのかなというふうに思います。

こういった全庁的な取り組みというのをぜひ検討する場にあるのかなと思うんですけれども、その辺どうですか。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）ただいまご提案いただきましたカフェの設置、中庭と自習カウンターのあたりで、雑誌のコーナーを設けて一体的にというお話ございましたが、そのご提案も含めまして、これからどうするかということを考えていきたいと思うんですけれども、まず、図書館でカフェが必須条件かといいますと、私はやっぱりそうとは限らないというふうに考えています。熊取町のように図書館単独の施設でカフェを導入しているところというのは、本当にわずかなのも現実だと思います。そういったことを考えますと、根本的には、どうやって今後図書館の利用者をふ

やしていくかということとは絶えず考える必要はあると思います。それは、やはり蔵書の構成であったりとかということにつながっていくことだと思うんですが、こちらのほうはもちろん予算も必要になってきますので、そのあたりは予算の範囲内ということにはなるんですけども、新鮮な蔵書を維持するというようなことと、あと、従来雑誌の冊数がかなり多かったんですが、今は150誌というふうなことで、かなり削減しております。このあたりも利用者の減につながっているところではないかなというふうにも考えております。

ですので、予算をかけるのではなくて、雑誌オーナー制度とかにも取り組んでおりますので、このあたり、もう少し拡充するようなことができないかというようなことも含めて、あわせてカフェのほうの導入については考えてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）雑誌オーナー制度、雑誌コーナーの話から雑誌オーナー制度の話が出てきたと思うんですけども、雑誌オーナー制度の契約率の伸び率というのは、今ちょっと削減があったというふうにお話がありましたけれども、実際はどうなんですか。どれぐらい、伸びてはないんでしょうけれども。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）申しわけございません。今雑誌オーナー制度の数値自体持っていないんですけども、ここ何年かは8社、9社というような感じのご契約をいただいているというところで、ほぼ横ばいで、それ以上ふえているという状況ではございません。

議長（坂上巳生男君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）確かに、カフェが全てというか、利用者をふやすという意味で、カフェは必須条件かといったような問いで、私も必須条件ではないと思います。だけれども、結局利用率というか、今非常に世代が偏ってしまっているんで、利用者が。なので、いろんな人たちに利用してもらうための一つとしてカフェの導入というのを提案させていただいたわけですが、もっと言うと、子ども・子育て支援計画を見ると、地域で必要な、相談したい人という質問がありまして、それで、その答えは、同世代の親に相談したいと思っている人が断トツの1位だったんです。つまり、ちょっとした相談事を行政に持ち込むことなく、お母さん同士で、「うちの子こんなやけれども、どうなん」、「いや、うちの子もこんなやで」、「あ、そうなん、よかったわ、うちだけじゃなかったわ」、これだけでもちょっとしたストレスの軽減というか、安心できることにつながると思います。そのきっかけを、お茶でも飲みながらというか、お茶を飲んでいる間に、同じような世代を持つお父さんお母さんたちが横にいたときに、そんな話をできるようなプログラムがあればよいのではないかなといったようなところでも考えていただきたい。

これ、実際に、簡単にカフェを入れるとか入れないとかの話じゃないと思うんです。何度も申し上げますけれども、これは子ども・子育て支援、子育てのまち熊取につながる大きなPRをできるかできないかが非常に問われている時期だと私は思っています。このままどんどん利用者が減っていくのをどうしても私も見ていられませんので、何とかふやしてもらえよう取り組みをやっていただきたい。

先ほどの雑誌オーナー制度の話でいくと、8社、9社、これもやっぱりオーナー制度は民間企業が手を挙げて、スポンサーとなって出しているわけですよ。当然ながら、利用者の推移は見ています。どんどん減ってくるところに果たして広告効果があるのか、そういったところは必ず民間企業の経営者は見られていると思います。だったら、そこを利用者がふえていくような形に変えていく、雑誌を充実させていくことで利用者もふえていく、そのふやすきかけとして、カフェを導入したらどうなのかなというのが一つの案として、申し上げたいわけです。

なので、いろいろ今る申し上げましたけれども、これは、単に図書館にカフェを入れるか入れないかだけの議論じゃないんです。この熊取町が、子育てのまち熊取としてより一層力を入れてい

くための材料というか、一つのプロジェクトとして、ぜひとも全庁的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

冒頭、町長からも子育て支援に力を入れていくというようなお言葉もありましたので、ぜひとももう一度見直していただいて、私、浦川からの質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

議長（坂上巳生男君）一般質問の途中ですが、ただいまより2時50分まで休憩といたします。

---

（「14時31分」から「14時50分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。江川議員。

13番（江川慶子君）議長からお許しが出ましたので、私から一般質問させていただきます。

まず初めに、広域消防の現状及び課題と災害時の地域連携についてお聞きします。

町長の施政方針にもあります、日常生活を安全に安心して過ごせるまちづくりの一つとして質問します。

救急で病院への受け入れ状況、主な搬入先の病院、救急患者を乗せ、病院へ到着するまでの所要時間、また、前回の9月議会での回答で、救急の現場到着所要時間が平均6分42秒とお聞きしました。平成15年度の4分6秒からおくっていました。その原因をお聞きします。

よろしくをお願いします。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、広域消防の現状課題と災害時の地域連携についてのご質問の1点目、救急での病院の受け入れ状況と、9月議会でもご質問いただいた現在の現場到着所要時間に関連したご質問でございますが、本件については、9月議会での答弁同様、泉州南消防組合から情報提供いただいたものであります。

まず、ご質問の病院の受け入れにおける主な地域及び到着時間でございますが、傷病者の状況に応じた受け入れ先病院の選定となると、そうしたことから、受け入れ先が明確に地域区分されているものではないとのことでございます。

また、到着時間、すなわち119番通報を受けてから傷病者を病院に収容する所要時間については、総務省消防庁発行の最新版の消防白書での平成27年集計における全国平均は、39分24秒となっております。一方、泉州南消防組合全体では、35分36秒となっております、いち早く到着できているところでございます。

次に、現在の現場到着までの所要時間の状況でございますが、9月議会でご答弁させていただきました、119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間は、同じく平成27年の消防白書によりますと、全国平均は8分36秒と示されており、熊取消防署の救急活動における集計におきましては平均6分42秒で全国平均以下となっております、比較的には迅速に現場到着できているところではございますが、江川議員が示されました平成15年の4.6分、すなわち4分36秒とは約2分遅くなっております、平成25年度の広域化後において、現場到着所要時間が短縮されていないことをお尋ねいただいているものと理解しております。

本件に関し、9月議会におきまして、江川議員が平成15年の統計で平均4分36秒と示された内容につきまして、熊取消防署に確認いたしましたところ、これは、熊取町消防本部が当時発行しておりました消防年報の数値であり、消防広域化後の平成27年は6分42秒であり、ご指摘のとおり遅くなっておると。この差異の背景につきましては、交通事情の変化や市街地の拡大のほか、全国的にも救命効果向上の鍵となります現場に居合わせた方による応急手当等の実施、かつ、救急隊が現場において的確・迅速に応急処置が実施でき、適時適切な病院搬送を行うことを目的に、通報段階で傷病者の詳細な情報を現場からじかに聴取していることから、状況確認の時点での所要時間がおの

ずと増加していることによるものです。

したがって、ご指摘の点は消防の広域化に起因するものではなく、消防白書におきましても、平成15年から平成27年での経年での救急車の現場到着所要時間も、全国では6分18秒から8分36秒へと同様に約2分増加している状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

1つ目の主な搬入先については、統計的にご答弁なかったんですけれども、熊取町には1つの病院しかございませんよね、救急で受け入れているところが。あと、泉佐野市ではりんくう総合医療センター、岸和田市では岸和田徳洲会などあるんですが、救急で受け入れ先の行政区、それというのはご答弁はできないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）冒頭申し上げましたように、消防組合に確認しましたところ、3市3町で運用しておりますけれども、その3市3町の市・町域内を超えて府下の病院にも搬送することももちろんありますし、府外を超えてお隣の県とかそういったことがあるということで、個別に、例えばどのエリアがどこの病院で何分であるという、幾らこういう救急指定がある病院がということであったとしても、それは、そのときの患者の状況等を見て、最もふさわしい病院、例えば交通事故では脳の挫傷であったり、例えば、目がとか、あるいは足の大腿骨がとか、その部位、部所、状況等によって総合的に判断するというところで伺っております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

本来なら、消防署が熊取町にある場合はそちらに聞けばいいんですけれども、広域消防になつてからは、議会の中でこういったことの質問ができなくなりまして、ちょっと間を挟んだ形でお答えしていただいて、わかるどころと答えられないところがあると思うんですが、引き続きお願いいたします。

患者を乗せて病院まで到着する時間ですが、全国的な白書では39分42秒で、泉州南消防では35分36秒だというようなご答弁を今いただいたんですが、これというのはどうなんでしょう、早く処置して病院まで到着していると、認識のほう、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）担当部署の私としては、あくまでもこの比較の範囲内ではしかお答えできません。

ただ、数字から見れば全国平均よりも迅速に対応ができておるといふような理解はしております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

大阪府下なんですけれども、大阪府下の中で、この35分36秒というのはどうなんでしょう。わからないかもしれませんが、もしわかるようでしたら。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）申しわけありません。ご質問がなかった中身ですので、ちょっと事前の準備ができておりません。申しわけございません。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

熊取町には公立病院がないということで、きっと大阪府下の中で、病院まで連れていくのに多少時間がかかっているのではないかなというふうに感じているところなんですけれども、先日も、救急車を利用したら、どこの病院に連れていかれるかちょっと見当がつかないので、実は、病院が近くにないので帰りの心配をされているんです。救急で運ばれて入院ということになれば、そのまま病院になるんですけれども、帰りの心配というは、距離が遠いと交通費もばかにならないんです。

タクシーなどを使っても泉佐野市からりんくう総合医療センターまで2,040円、タクシー乗り場のところへ書いてあったんですけども、結構金額がかかるということで、そういう部分では、熊取町に身近なところに大きな病院がないというところでは、そういった見えない経費もかかっているんだなというふうに思っております。

ここ、国保の話とちょっと関連するんですけども、熊取町は医療費が高いということで医療費水準が高いと言われているということで、この間もご報告が答弁の中であつたんですが、こういった中で、医療費水準が高いと言われているけど、それは病院が必要であつて病院に行っているのであつて、見えない交通費だとかそういったものも含まれている。だから、医療費水準が高いのではなくて、医療にかかるために医療費もかかり、交通費などの経費もかかっていると見たほうがいいのではないかなというのが私の考えです。答弁求めませんので、そういうふう感じているので、ちょっとここで後の質問とかかわってくるので述べさせていただきます。

次に、広域になって遅くなった理由というのが、交通事情と市街地化の状況等で遅くなっているんだというお話でした。私が議員になって消防のほうで携帯により地図表示がされて、通報段階で処置を相談なり促しながら救急車が現場まで到着していくので、時間的にはもっと早くなるんだと。そのための緊急装置、携帯でぱっと地図が表示される。そういったような、ちょっと金額高かつたんです、あの当時の購入予算では。そういった提案がある中で、私はもっと早くなるのではないかなと思っていたら、広域化になってもっと効果が上がるのではないかと。例えば、朝代地域とかでは、泉佐野市の日根野から駆けつけてくれるならば、もっと早くなるのではないかなと想像したんですが、そうではないという部分ではちょっと不安を感じているんですが、その点についていかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）何点かのご質問の中に確認事項がございましたので。

まず、指令業務のほうは、今まで3市3町別々に実施しておつたものが、28年度から本部で今指令業務、指令センターのほうを一元的に設置して、全て一括して今進めておるところです。その中で、先ほどおっしゃられたように、熊取町でも市街地が、例えばですけども、つばさが丘とかまだそんなに人が張りついておらない、要は世帯が入居されていないときは、そんなにいく頻度というのは少ないと思うんですけど、今は、もう従前と比べてかなりの人が住んでおるんで、それだけ出動回数もおのずとふえると。そうなれば、今の熊取消防署から、やはり距離の遠い市街地が拡大して、つばさが丘という比較的距離のあるところの件数とかがふえてくれば、おのずと時間的なものが、より時間を要した件数がふえてくるので、そういった意味での市街地の拡大という意味と、あと交通事情は、熊取町で言えば外環の渋滞等々、こういったところです。

これに加えて主たる要因としては、これは熊取町に限らず、現場での少しでも救命率を上げるために消防署員が現場での傷病者、あるいは傷病者の関係者からの確認事項に時間を従前よりも多くとっていると。現場での時間を過去よりも症状の確認であつたりとか、そういったところに、状況の聴取に時間をとるようになってきている。これは熊取町、あるいは組合に限らず全国的には、これは事務の取り扱いとしての傾向で、主たる要因はこういったところであるというふうにご理解いただきたいと思えます。

それと、最後に1点、やはり広域化して日根野の日根野署であつたり上瓦屋の外環を下がったところの、そういったところからも救急に限らず火災であつたりとか、そういった応援体制があるので、そういった意味では一定迅速性の確保等も図られている部分もあろうかと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ありがとうございます。

担当課が直接質問できないんで、広域消防の関係では議会からも議員が出ておりますので、そこで意見をまた言っていただけると思うんですが、やはり広域化によって時間短縮できなかつたり悪



くならないようにどうぞよろしくお願ひします。事故の場合だとかは、1分でもすごく長く感じるんですよ、本当に。早く駆けつけてもらえるように、広域化のメリットが生かせるような形になるように、よろしくお願ひします。

その次、火災について、消防の場合は、通報から到着時間について、前回の答弁では把握していないとの答弁でしたが、なぜ統計的に把握していないのか、その理由をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）この点も組合のほうの確認で、9月の一般質問でも同様のご質問をいただいて、そのときの確認は、やはり集約はしていないということでお伝えしたんですけれども、再度、確認いたしました。やはり結果としては同じでございます、組合としては、火災の通報から現場到着までの所要時間というのは、個々の事案ごとにはもちろん把握している、それぞれの1件としては把握しておると。ただ全ての、例えば、28年度で火災の出動は46件ございました。それは、データとしては持つておるんですけれども、ただそれは、さらにさまざまな角度からそれを解析あるいは分析してということで、江川議員がおっしゃるような数字の把握、全体として全火災件数の年間平均値が幾らということは現状では持つておらないと。

なぜかということも確認したんですけれども、これは主たる確認事項ではないと。消防庁とかで消防白書とかをつくっております、そういったところに出す火災の出火原因とか、あるいは消失の損害額とか、こういう主たる確認事項というのが火災ごとにあるようで、そういった部分と分けられて、今おっしゃられたような、全て足してどれぐらいの平均所要時間があるはというのは、そういう把握の仕方はしておらないということでしたので、ただ、個々のデータはあるということでご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

前回の質問を聞いて、住民からちょっと何でなんか、もうちょっと突っ込んで聞いてくれと言われたんで、ちょっと入れたんですが、そういうことであれば仕方ないです。そのようにお話ししておきます。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ただ、きのうお越しいただいたので、さらに再度うちの熊取消防署長にお願いして、ちょっと作業もお手伝いいただいて、数字は全部集計しました、うちのほうで。7分32秒という数字が、ちょっとご参考までに。これから今後、全てにあるわけじゃないです。この28年度の46件についての火災の通報をいただいて現場到着まで、組合としては7分32秒というふうな独自の集計結果になっております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）お手間をとらせまして、ありがとうございます。一応、時間ははかっていただいたということで、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

泉州地域で同時に大きな災害が発生したとき、状況把握や対応はすぐに町が行うことになっております。広域消防に関する具体的な指令はどこがするのか、広域消防と消防団、自主防災組織の連携と体制はどのように強化されていますか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目の災害時の消防署、消防団、自主防災組織の連携と体制についてでございます。

現在、39自治会のうち、本年度に設立した1自治会を含め、38自治会が自主防災組織を結成し、自治会世帯数での結成率は99.3%となっております。

平常時におきましては、町行政といたしましても、各自主防災組織の訓練指導等に当たるとともに、訓練実施の事前打ち合わせなどでは熊取消防署員にも同席していただき、さらには訓練当日、

現場での訓練指導を行っていただく場合等もございます。

また、消防団におきましても、地域防災力の中核という立場から、地元組織の訓練には消防署と同様に訓練指導にご尽力いただいております。

このような中、大規模災害の発生時に備え、ふだんから災害時に協力し合える体制を構築することが極めて重要であることから、自主防災組織間の相互の情報交換や協力応援体制、さらには、組織間の連携による合同訓練の実施など、自主防災組織の連携強化を図ることを目的に、自主防災組織連絡協議会の立ち上げを予定しているところであり、また、本年度、既にこの11月に全区・自治会への立ち上げの事前説明会も無事終え、来年2月に設立総会の開催を予定しております。

いずれにいたしましても、各地域の自主防災組織の充実強化を軸に、地域防災力の向上を目指していく所存でございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

自主防災組織が1つふえて38自治会ということで、99.3%ですか、すごく広がってよかったと思います。2月に設立開催予定だということで、ぜひ、うまくいきますように願います。

それで、広域消防のほうのことなんですけれども、そういう災害が同時に起きた場合の駆けつける優先順位なんですけれども、それは、どのようになっていますか。もし、お答えできるようであれば。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）これは再度、詳細に確認はしたいと考えておりますけれども、やはり激甚災害で、先ほど申し上げたように消防指令センターの受付事務が一元化されているので、情報は集約は可能だと思います、そういった意味で、出動の依頼等に関しては、その中では、組合のほうで、その事案の重大性、重篤性を考えて判断していくのかなど。おっしゃるように優先順位はその場で判断されていくのかなどと考えてございます。熊取町が1番でとか、地元本部が泉佐野市、そういったことではなく、やはり内容によって十分吟味されて判断されるというふうに理解しております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）その点も、町内に消防署があったのと同じように、町内で同時に起きた場合、やっぱり町内にあるということが生かされるような、広域消防であってもそうであってほしいなど住民の立場として願いますので、その辺も確認していただいて検討していただきたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）そういった意味からも、先ほど答弁で申し上げましたように、地元の消防団であったり、今回、自主防災組織での協議会を立ち上げて、各自主防のほうもこういった緻密な連携ができるように十分協力を求めてまいる考えですので、ご理解お願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、2つ目の質問に入ります。

高齢者の生きがいと健康について質問します。

昨年、地域の皆さんから依頼されて、私も地域の長生会に入会しました。そこで、この間いろんなことを皆さんと体験してまいりました。年間通じた行事では、楽しく体を動かして歌ったり、地域の居場所になっています。ここでは、健康や病気の話も、地域の話も、長らく活動してきた経験や歴史をご存じで、英知がいっぱいあるなど感じています。口には出さなくてもそれぞれの助け合いが多々見られます。

ところが、最近入会する方が少なく、十分に世代交代できず、しかも、役の引き受け手がなく長生会を解散するといったところが出てまいりました。これから高齢化社会を迎えると言われていときにとっても残念なことだと思います。地域コミュニティ組織は高齢者の居場所であり、今まで余り高齢者の生きがいや健康という面では評価されてきていなかったかもしれません。しかし、長生会は、介護予防の面でも大きく貢献してきた地域組織です。元気な方がふえ、活動も多様化してい

る中で、長生会が衰退していくのであればこのまま放ってはおけません。町の支援が必要ではないかと思えます。

そこで、質問いたします。

タピオ体操+（プラス）の周知、タピオステーションの立ち上げ支援状況はいかがでしょう。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、高齢者の生きがいと健康についてに係るご質問の1点目、タピオ体操+（プラス）の周知、タピオステーションの立ち上げ支援状況につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、タピオ体操+（プラス）の周知についてでございますが、本年5月から6月にかけて行いましたタウンミーティングの場において、町長が直接PRを行ったのを初め、町広報紙や健康カレンダー、ホームページ、さらには新総合事業のパンフレットなどへの掲載、長生会の役員会や町政連絡事務嘱託員連絡会などにおけるPR活動、また、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊とともに、タピオ体操+（プラス）に興味を示している地区への出前講座を通じての周知、啓発を行っております。

次に、タピオステーションの立ち上げ支援状況についてでございますが、平成27年度、28年度において、モデル実施として立ち上げた南山の手台、若葉、水荘園の3地区に加え、本年度におきまして、10月末時点で桜が丘、美熊台、青葉台、緑ヶ丘、自由が丘、翠松苑、新野田の7地区が新たに立ち上がり、合わせますと10地区で展開しております。

また、現時点で立ち上げ支援を予定している地区が2カ所あるとともに、6地区から実施に向けての問い合わせが入っているといった状況でございます。

今後におきましても、タピオ体操+（プラス）の啓発とタピオステーションの普及に向けての効果的なPR活動に加え、希望する地区などに対し、個々の状況に応じた支援を丁寧に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。徐々に広がっているということによくわかりました。

この活動なんですけれども、長生会とのかかわりというのはどのようになっていますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）長生会のみならずなんですけれども、広く啓発をやって声の上があったところ、例えば、長生会はもちろんのことなんですけれども、自治会でありますとか、また、ボランティアの方、具体的には、タピオ体操ひろめ隊の方々からのアプローチであるとか、校区福祉委員会、そういったところのさまざまところからのアプローチ、また、議員が地元いらっしゃるところなんかはお声かけいただいたりとか、そういったところで広く啓発していただいているというふうに考えております。特に、我々は長生会のほうの協力も連合会を通じまして求めておきまして、若手委員会のほうの方々を中心となって、このタピオ体操いいことだよねということで、熱心に啓発を今後展開していきたいということで、お答えをいただいております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

タピオ体操+（プラス）いいものだからといって、長生会に押しつけるというわけにもまいりませんので、その辺は自主組織ですので、やれるような方向で。また、そこだけではできないのであれば、町が支援して広げていくような形で健康増進のために支援していただきたいと思えます。

それでは、2つ目ですが、地域老人憩の家を拠点とした活動や歴史ある地域コミュニティである地元長生会への支援をどのように考えておられるかお聞きします。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の地域老人憩の家を拠点とした活動や歴史ある地域コミュニティである地元長生会への支援をどのように考えているかにつきまして、ご答弁申し上げます。

す。

まず、各地区の老人憩の家を拠点とした活動への支援についてでございますが、1点目ご質問のタピオステーションへの支援がその主なものとなります。少しその内容を申し上げますと、地域の高齢者が地域社会とつながり、住民同士で触れ合う中で、いつまでも元気で暮らしていただけるようタピオ体操+（プラス）を実践し、体操後にはお茶などを飲みながら交流していただく場となっております。これに対する支援といたしまして、町の保健師を初め、運動指導や口腔ケアに係る専門職の派遣やカフェの立ち上げ支援補助金の交付などを行っております。

次に、地元長生会への支援についてでございますが、現在、町では長生会連合会に対して補助金を交付し、長生会の活動支援を行っております。その額につきましては、通常110万円となっております。町といたしましては、この補助金を有効に活用していただき、長生会全体の活動が活発化することにより会員が増加し、地域での支え合いがより一層広がって高齢者の生きがいと健康づくりにつながるものと期待しております。

したがって、今後におきましても、引き続き、長生会連合会への支援を通じた地元長生会への支援という形で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）長年、このような形で、連合会への支援という形でやっていたらと思うんですが、先ほど阪口議員が質問のときに住民協働ですね、協働参画事業ということで、自治会だとか青年団とか子ども会、長生会の話も少し出たんですが、住民に期待することということで、町に関心を持っていただいて、それで考えていただいて参加協力してもらおうと、そういう中で課題解決の担い手をつくるんだというような答弁があったんですが、今の長生会を見ると、担い手の担い手がもう80を超えている方が多くなってきて、つくれない状態の中で、今、問題が引き続き継続していくのが困難だという実態があるんです。それを、町として支援が必要だと思うんですけども、そこで、町のほうが何が支援できるのかという部分なんですけれども、今のお金の補助の支援だけでは、連合会だけの支援ではなく、ほかの支援が必要だと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）連合会に対してお金だけというふうなことではなしに、例えば、イベントごとに対しての場所の確保であったりだとか、イベントごとに町広報紙への掲載であるとか、そういう広く長生会連合会の高齢者の方々を中心に集える、交われる楽しいイベントの啓発を町も協力してそれに努めているというような状況です。

また、長生会連合会のほうは、そここのところをすごく意識しておられまして、全国の老人クラブの連合会でありますとか、府の連合会のクラブでありますとか、そちらのほうからも、江川議員ご指摘の、会員の方々が減員しているというところでもありますとか、その中心になる役員の担い手であるとか、そういったところも問題視しておりまして、やはり増員運動というような形で、高齢者の方々に対して、長生会、老人クラブのほうに加入してほしいということで、しっかりと取り組むようにということで流れてきているようです。

それを受けまして、具体的には、やはり歌声サロンでありますとか、この間実施やりました「ほっとシニア会」などの楽しいイベントを通じて、それは、長生会の会員だけではなしに高齢者全般的に広報することによって、たくさんの方々に来てもらって、それをきっかけに皆さんが長生会に加入していただけるような道筋をつけると、顔見知りになるというところを意識しながら取り組んでいただいているというふう聞いておりまして、きょうも全面的にそれについては、私ども「ほっとシニア会」にも行かせていただきますし、この間なんかは、歌声サロンに呼ばれまして「一緒に歌え」と言われて私はよう歌わなかったんですけども、そういったところがかかわりを持ちながら、ともに歩んでいるというところをご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）よろしくお願いします。

元気な方がますますふえて、活動する場が多様化しているんです。いろんなところで活躍されている人がふえている中で、長生会にも入っていただくみたいな、同時にやってもらえるような、そういうようなお誘いというか周知を広げていただけたらとてもありがたいなど、活発になるのではないかなと、介護予防になるのではないかなと思います。今、高齢者だけが入っているような長生会では、これから本当にこのままでは衰退していくような状態にあるということをやはり認識していただいて、元気な方にも活動しながら長生会にも入ってもらうような声かけを、ぜひ支援をお願いしたいなと思います。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そういうところも踏まえまして、介護予防の拠点ということで、地元の老人憩の家を拠点としてタピオステーションを立ち上げて、そこには、健康になっていただくのはもちろんのことなんですけれども、仲間をふやしていただく、こういったところは大きな目的の一つなので、一つの起爆剤になればいいなということもありまして、私らも、ぜひ全地域で、また江川議員の地元でもよろしくお願いしますなと思います。お願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、3つ目の質問に入ります。

国民健康保険についてお聞きします。

10月25日、大阪府は、事業費納付金・標準保険料率第2回試算を、当初8月末としていた期限を2カ月もおくれて公表しました。しかしながら、この試算は2月に公表された第1回試算と余り変わりありません。既に、提示されている新たな公費1,700億円のうち400億円しか反映されず、保険者努力支援制度も反映していません。さらには、今回の試算の目的である激変緩和の試算もされていないというものです。

熊取町でも、第1回試算で減額との数字がはじき出されましたが、それは、平均13%も保険料が引き上げになった平成28年度との比較であります。今回の第2回試算も、平成28年度との比較で減額の数字がはじき出されています。熊取町では、平成29年度と比較すると、保険料の引き上げとなります。来年度4月から大阪府の統一化になるに当たり、いかに住民負担を減らすために、町はどのように考えているかお伺いします。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）国民健康保険についてのご質問にご答弁いたします。

国保の都道府県化は、制度創設以来の大改革ということでございまして、本町といたしましても情報入手次第、その提供に努めさせていただいております。ご質問の第2回試算値につきましては、先ほどおっしゃるとおり10月25日、大阪府より公表されましたのを受けまして、同27日には、早急にその資料一式等を情報提供させていただいております。また、今回の都道府県化の根幹となる考え方等を示した大阪府国民健康保険運営方針につきましても、8月29日開催の第2回大阪府国民健康保険運営協議会の同日資料をご報告させていただいております。

したがって、申しわけございません、繰り返しのご説明にはなってしまいますが、今回の都道府県化という大改革は、医療費が高騰する中、どこでも誰もが十分な医療を受けられる皆保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、新たな公費の投入を受けると同時に被保険者間の受益と負担の公平性をより推進しなければなりません。

また、医療費の高騰の波は、もはや市町村単位の会計では維持することが困難であるという現状認識のもと、法の定めによる都道府県化を推進し保険財政の安定的な運営が求められておるということは、国保運営方針にも明記されているところでございます。本町といたしましても、この現状認識のもと、この国保運営方針に従い、円滑な都道府県化が推進されるよう国・府の枠組みの中で準備を進めておるところでございます。

さて、ご質問の第2回の試算値でございますが、平成29年度において新制度が適用されたものと仮定した場合のいわゆる粗い試算となっております。また、国が示すこととなっております係数も確定したのではなく、また、さらに算入していない項目もあり、粗い試算でありまして、来る30年度の保険料率そのものではございません。

したがって、現時点では、その比較など詳しく申し上げられないこと、ご理解いただきますようお願いいたします。

ご質問の住民負担を減らすための考え方でございますが、今回の都道府県化に当たっても国保運営方針にありますように、応分のご負担は、保険財政の安定的な運営のため、今までと同様にお願いをせざるを得ません。ただし、制度改革に伴う激変には、その経過措置も一定用意されておるところでございます。大阪府としても現状に応じた実施可能な制度設計を目指しておるところでございます。都道府県化という法定の枠組みの中にあっても、本町として、被保険者の皆様のご負担の軽減を目指し、既に取り組んでおります医療費の適正化等をさらに進めてまいりたいと考えております。まずは、一人一人の健康の保持増進が何よりも不可欠であると考え、保健事業のさらなる推進を図るとともに医療費の適正化についても、重複服薬の啓発事業、あるいは、ジェネリック医薬品の利用促進などについても根気強く進めてまいりたいと考えております。

そして、徴収率につきましても、府内トップクラスの徴収率の維持向上に努めてまいります。

これら市町村としての取り組みを強化し、国保特別会計内での単年度収支均衡を目標といたしまして、将来に赤字を残さない健全な保険財政の運営を行うことで、保険料負担が軽減できるように努めてまいりたいと考えております。

また、今回の都道府県化に伴い、国保運営方針に沿った適正な運営を行う市町村に対しましては、国・府を通じまして、保険者努力支援制度等による財源も用意されております。あわせて積極的に活用したいと考えております。

いずれにいたしましても、法定の制度改革の枠組みの中で、保険者として保険料負担軽減につながる適正な運営を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁、ありがとうございます。

今回の大阪府が出した資料も、前回と違ってすぐに提供していただいて説明もしていただくということで、本当に丁寧に対応していただいたなと思っております。

それから、この間のやりとりも激しいときもあり、とても嫌な思いもお互いにしたと思います。とても、大阪府に対して要望していただいたり、わからないところは真剣に電話して聞いて対応してくださっていること、よくわかりました。それで、ここまで来たんだなというふうに実感しております。それで、ここまで進んだから、これを反対しようとかいう話にはならないと思うんです。それで、今回の第2回の試算について、きょうは資料をつけさせていただいております。端っこに①と書いている分なんですけれども、ちょっと説明させていただきます。

この資料1の試算の前提は、これは先ほども説明がありましたように、平成30年度の実際の保険料額ではないとはっきり書かれています、今の答弁のとおり。

それから、前回からの主な変更点のところでは、医療分と後期分が3方式、介護分が2方式になったということ。それから、2つ下の平成30年度から追加公費、約1,700億円、これが丸々入るのではないかなと、それで保険料が安くなるのではないかなと期待していたんですが、これが普通調整交付金、特別調整交付金も合わせて400億円のみ算入であったということなんです。

それから、激変緩和用の暫定措置分、これも入っていないんです。これについては費用が上がる場所だけの適用になるということなので、ここは熊取町のこれからの訴え次第で、29年度から上がるんだということを町の働きかけで頑張れる範囲のところではないかなと思っております、わかりませんが。

それから、保険者努力支援等は1,300億円、これも算入していない。これは、インセンティブの部分ですね。これは、先ほどもお話ありました、軽減を目指すために適正化に努めるということで、重複の服薬とかをならないように積極的に軽減するための対策をしていくということで、インセンティブもここで打ち取る可能性はありますよね。その辺もぜひ頑張っていたきたいなと思うところです。今回の試算には、これも反映されていないということが前提にあります。

ということで、第1回の試算と第2回の試算は余り変わらへんのやというところは、ここから出ていることなんですけど、今後の試算スケジュールについては、色のついている2つ目のところ、今、平成29年試算というところが出ているところなんですけど、今後、国から係数が提示され、それが確定してはつきりわかるのが1月ごろという予定です。そのときにもすぐに熊取町へ連絡が来たら、議員のほうにもお知らせ願いたいなと思います。

右側のほうは、試算結果概要です。所得割の数値が変わっております。下の参考のところは2月の分と①が府内統一で今回の分なんですけれども、所得割が、これ合計すると、前回の試算では13.8%が、今回は13.43ということで下がっていることと、均等割の計算も平等割の計算も若干変わっております。それから、今回の試算についてですが、保険料の水準が増加したところ、18団体で、保険料水準が減少したところ、25団体ということで表記されております。前回は、熊取町は減少のほうの15団体に入っておりました。今回も減少のほうで25団体のところに入っているんですけど、これは、あくまでも平成29年度との比較であるということです。

ということで、2枚目の資料の説明に入ります。

2枚目は、これは全国の状況の1部分だけ添付させていただきました。

まず、富山県から島根県まで入っているんですけど、左端の長らくずっと私が質問のときに言っていた医療費水準です。どこも「1」ということで、医療費水準が計算の中に含まれております。大阪府はゼロということで、含めずに考えているということですね。ちょっと書かれていませんが、奈良県もゼロということで今進んでいるようです。こういった数字の中で、激変緩和の期間についても、6年のところもあれば、10年のところもある、8年のところもある、そういったような都道府県が運営の主になるので、そのように対応しているということです。

それで、第3回の試算について、大阪府は第2回なんですけれども、数字が出されておりますが、全国統一ではないんです。大阪府は統一にするということではありますが、よそと比べるとやはり大阪府は比較的高いと。それから、激変緩和措置が含まれていないということが右側になります。

じゃ、ちょっと早く行きます。

次、3枚目にまいります。

これは、大阪府が出した試算であります。熊取町の分は下から見ていただいたらわかりますように、こういう数字で出されております。府内全体の平均が、現行制度によると15万8,642円、これが府内統一になると13万1,420円、一番上の数字です。これは大阪府から出された数字で、前回議員もいただいた資料なんですけど、2月の試算も今回の試算も安くなっている。上の府内全体の平均になると安くなりますよというような試算になっているんです。

4枚目です。

4枚目は、大阪社会保障推進協議会が熊取町の大阪府下の計算をして出した資料であります。現役世代、40代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯の国保料がいかになっているかというのが①、所得100万円の場合、熊取町は18万9,617円、これが今年度、29年度の熊取町の保険料であります。第2回の試算で計算すると、この保険料が20万1,150円、一番上の数字です、この金額になるという数字です。②は所得100万円の人、65歳以上で74歳以下で年金生活者高齢者夫婦のみの世帯は、熊取町、29年度では14万9,453円が16万7,004円になるというふうに見ます。この表から見ると全体的に、やはり第2回試算に当てはめると、熊取町の保険料は統一になることによって上がるという数字になっております。

それで、再質問に入りますが、国保の熊取町の運営協議会では、この点についてどのように話し

合われる予定ですか。

議長（坂上巳生男君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）運営委員の皆様方にも議員の皆様方にご提供させていただいた資料と同様、資料提供のほうは現在行ってございます。今、それをごらんいただいておりますので、その際に、もう既に大阪府のほうのいわゆる確定の標準料率というのが出ておりますので、その説明も含めてさせていただく予定でございます。委員の皆様方には、今時点の現状、そして審議されている懸案になっているような中身について、個別訪問させていただきまして、ご案内をさせていただいたというような状況でございます。以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

きちんと筋道を通して、大阪府がこう言っているからこうだということではなく、話し合いをやっていたきたいなと思います。

それから、激変緩和措置または保険者努力支援等、これから数字がはじき出されるわけです。激変緩和措置は、とても統一化によって保険料が上がるのところだけ補填されるということであれば、余り変わらないところは、この措置分が回ってこないということですよ。これもちょっと不公平ではないかなという気がするんです。その辺では、しっかり意見を述べていただいて、熊取町の保険料が高くなならない、住民負担がふえないように、どうぞ頑張ってくださいますようによろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）本日、本会議第1日目、多分最後の質問バッターになりますので、お疲れでございましょうが、最後よろしくお願いをいたします。

私のほうから、一般質問通告に従いまして、大きく2つの項目についてご質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、平成30年度の予算編成に向けての基本的な考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

9月議会で28年の決算の審査をさせていただきまして、平成28年度決算は経常収支比率、平成27年の94%が99.9%に悪化をしている。大変厳しい財政状況が浮き彫りになったところでございます。現在、この時期、次の3月議会の平成30年度予算編成に向けてのそれぞれ職員の皆さん方は、大変なご努力をされておられるような時期だというふうに思います。

それで、今回12月の時点での一般質問としまして、30年度予算についての基本的なお考えをお聞きしたい、こういう趣旨でお願いをしたいと思います。

1点目は、新年度の予算について、歳入面での見通しはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）ご質問の1点目、新年度の歳入面での見通しにつきましてご答弁申し上げます。

本町の歳入予算のうち、約30%が地方自治体の収入の根幹をなす町税、約20%が国から交付される地方交付税、約10%が国・府から交付される地方譲与税、各税の交付金などとなっております。これらのうち町民税につきましては、本年度の課税状況を、さらに固定資産税につきましては、資産の異動状況を適切に次年度予算に反映させるため、当初予算案が確定する直前の1月に歳入額を見込んでおります。また、地方交付税、地方譲与税及び各税の交付金などにつきましても、国・府から公表される見通しを参考にしているため、町税同様、当初予算案がまとまる直前の1月に歳入額を見込んでおります。

以上のことから、現在のところ、新年度の歳入見通しにつきましては、これからの作業待ちとい



う状況でございます。

しかし、本町の歳入見通しの大きな流れといたしましては、平成28年度決算まで9年連続で町税が減少していること、国による地方交付税総額圧縮の動きもあること、また、各税の交付金につきましても景気動向にもよりますが、大きな増加は見込めないことなどから、総じて減少傾向に動くものと考えてございます。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

これは、9月の決算の中でも資料でお示しいただいた内容、町税の減少が28年度決算においても9年連続、28年決算は27年に比べて5,400万円下がっている、あるいは地方消費税交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、これも大幅に減少している、対27年度比で金額で1億5,400万円下がっていると。これに基づいて28年決算の審議は行われて、当然、状況は今29年やっている最中ですが、次の30年の予算を組むに当たっての財布にどれだけ入ってくるかという状況については、町税なり、あるいは国・府それぞれ今の言葉で言えば厳しい状況には変わりはないと、こういうことですね。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）熊取町の歳入の中でも、町税の次に地方交付税が非常に多いという中で、28が税及び地方消費税交付金なり、いわゆる一般財源の大きな根幹の部分下がった中で地方交付税も下がってしまったという、非常にまれといいますか、本来で言えば、収入が下がれば地方交付税でその分が幾らか回復するというのは、そういう仕組みがなされている形なんですけれども、そういう形にならない年であったということで申し上げますと、直近の29年度の状況で申し上げますと、実際のところ、地方交付税は28と比べて、特にこれも普通交付税ということでの数字なんですけれども、やはり回復している部分がございます。交付税で1億3,700万円なりが、算定上ふえている形となります。

ただ、地方消費税交付金、こちらは28年度かなり減ったんですけれども、こちら年間4回交付があるんですけれども、今既に3回分まで終わっていて、実際のところ、ほぼほぼ2割で300万円ほどの減少ということで、実質は28年度と大きく変わらないというような状況の要素もある中で言いますと、30年度では、大きな流れとしましては、29年度並みの交付税はいただけるものの、その他の税交付金なりの収入は、やはり景気状況から見ますとなかなか厳しいのかなと。さらに、税制改正のニュースとかは最近よく入ってきておりますので、個人課税については、一部の会社で言うと給与所得控除の見直しとかがありまして、ただ、それはまた1年おくれの町民税に影響が出るかと思えますし、地方消費税の都道府県からの配分も幾分か見直されるといふところの部分につきましては、これもまた大都市にはマイナスなる、そういう見直しの一応報道もありますので、決して大阪府全体、熊取町も含めての中での状況で言いますと、やはりふえるという要素が余り見つけられないのかなというような状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

29年の最新状況も教えていただきました。褒めることもしておかないかんですけれども、9月の決算審査の中でも、今ご答弁のあった30%を占める自主財源である町税の徴収率、これについては、本当に高水準を維持しながらちょっとでも数字を上げていると、こういうことでの税の担当の皆さん方のご努力についても、これも9月、決算審査の中で評価させていただきましたけれども、改めてこういう場でも、ご苦労に対しては本当に敬意を表したいというふうに思います。引き続き、大変な時期ではありますが、国のほうの動向等をつかみながら30年度予算編成に向けて歳入面でも頑張っていたきたい、このように思っております。

2点目の、新年度の歳出面での考え方についてご答弁いただけますか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）ご質問の2点目、新年度の歳出面の考え方につきましてご答弁申し上げます。

平成30年度当初予算の考え方につきましては、本年10月に予算編成方針を策定し、全庁的に通知してございます。

そこでは、基本方針としまして、平成28年度決算において多額の基金繰り入れが必要となったことに加え、経常収支比率が議員ご指摘のとおり5.9ポイント悪化した99.9%となったことなど、目下、厳しい財政状況を踏まえつつ、さらに、第4次総合計画・基本構想でうたう「効果的・効率的なまちづくり」、「協働のまちづくり」、「地域特性の活用」の3つの基本的なまちづくりの進め方を念頭に取り組むこととしてまとめてございます。

また、個別の方針としましては、厳しい財政状況から一定の削減目標を課していること、投資的経費のシーリングを設けていることなど、財政調整基金に依存しない持続可能な行財政運営を目指し、歳出予算の編成を進めることとしており、基本的には緊縮型の予算編成方針となっておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）3点目の予算要求について、各課への指示内容というのも一緒ですか、答えは。意味合い、また別につくっているか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）別にございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありますか。はい、わかりました。

歳出もどうしてもやらないかん継続的な事業もあるし、そういう状況の中での指示をしていると、考え方を聞かせていただきました。何分28年の99.9%というのは、一般財源の中でほぼやり切る、ほかのことができないような数字やという認識がわかるんで、そういう指示もしているかと思うんですが、関連することもございますので、この10月に方針を各課に示しておられる、新年度、30年度予算要求についての指示内容についてのご答弁も一緒をお願いします。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）ご質問の3点目、予算要求に係る各課への指示内容についてご答弁申し上げます。

先ほど申し上げました予算編成方針における基本方針を踏まえた上で、各課への指示事項は大きく3点ございます。

1点目は、一般財源ベースで削減目標額を平成28年度決算における財政調整基金繰入額3億8,500万円とし削減に努めること、2点目は、投資的経費の総額をおおむね5億円、そのうちの財源として一般財源をおおむね2億円に設定すること、3点目は、業務の見直しにより非正規職員を削減することとしてございます。

そして、それらを達成することにより、安定的かつ持続可能な行財政運営を行うため、基金繰り入れに依存しない、収支が均衡した財政構造を再構築するとともに、依存財源の多寡による影響を極力抑えた自立的な財政運営を目指していくこととしておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）3点言われた3点目、もう一回ちょっとお願いします。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）3点目ですね。

業務の見直しにより非正規職員を削減することとなっております。

議長（坂上巳生男君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） 非正規職員ね。わかりました。

28年、人件費が9,300万円ふえたり、子ども医療費助成の拡充分で6,600万円、対26年比でふえたり、扶助費がふえている、永楽ゆめの森公園の土地の買い戻しや駐車場整備で1億円ふえているというようなことが、歳出で9月にもありましたし、足りない部分ができている、基金もふるさと応援基金、きょうも一般質問の中で出ておりましたけれども、2億9,000万円ふえているけれども、その他の基金が2億9,000万円減少していると、現状ね。今、総額で38億5,000万円になっていると。こういうようなことが9月の時点で全て数字的に明らかになっているわけです。そういう中で、新年度予算の編成方針、「持続可能な行財政運営の実現に向けて」というスローガンのもとで各課に指示をしているということですよ。

そのとき示されていたのが、平成34年度までで——後のプランとのかかわりもあるんですが、このままで行けば19億5,800万円不足しますよという意味合いは、全ての基金を取り崩しても今の数字が出てくるという大変な状況やということが9月の決算委員会の中でわかってきたわけなんです。それで、今回の12月議会で議案として出ておるような、第3次行財政構造改革プランが出てると、こういう順序立てて今の12月議会があると、こういう位置づけなんです。

そして、今回の12月の各議員の一般質問でも午前中からずっと続いているように、それぞれのテーマを持って議員活動をやっておられる議員の方々は、きょうの質問項目の中でもいろんな今までの経過も含めて知恵を絞りながら、それを今までやってきたから、さらに今回もう少し知恵を絞って予算もつけながらということがつくんだけど、そういう状況であれば、もっと町民の皆さん方のためになる施策になりますよというような提言を含めた質問事項が、きょうは結構朝から多かったというふうに思います。

それで、財政を預かる方にきょうは僕は直球で聞いているわけなんですけれども、全ての要求を聞いていたらこんなもの予算編成できへんわというようなことにはなるんですけれども、やはりその中で、政策の順序を決めていかないかん。めり張りをつけないかん。今、熊取町にとって、今も大事やし、これから10年先、20年先の熊取町のことを思ったときに、そういうふうな考えのもとでの施策も取り入れていかなあかん。今、手をつけないかん。こういったことも中にはやっぱりあるかと思うし、これからの12月のあとの一般質問、あすも続きますし、3月の予算のときでもいろいろ議論があると思うんですけれども、そういうもとなる数字を出すのが、年明け1月に国関係のほうの、府関係のほうの財布に入ってくる収入の部分が出てきたら、もっとシビアに削ったり、あるいは、さっきちょっと言わせていただいたように優劣をつけて、緊急性の順位をつけて、ここには投資をするんだというようなことの判断も、また皆さん方としてはやらないかんというふうに思ってくるんです。これが、年明けの前の12月議会のちょっとじくじたる思いをする本会議の定例会の時期やと思うんです。

それで、4点目との絡みも実はあるんですけれども、4点目には、新町長になられて、藤原町長が折り返し地点を今回迎えるというふうに思うんです。選挙に当たって、やはり政策、マニフェスト、そういったことを住民の方にも明らかにして選挙で当選されたわけなんですけど、そういったまだ未着手の公約であるとか、そういうための施策については、町長もお金がない、金が大変なんやということをよく聞くんですけれども、そういう中で、現12月時点では、町長の腹の中にどのようなお考えがあるかということ、気持ちを聞かせただけならと思います。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 本当に議員の皆さん方には、熊取町の財政についてはご心配をおかけいたしております。私も常日ごろ、お金がない、お金がないというふうなことを口ずさんでおるんですけれども、その中で、町長に就任して2年近くがたとうとしております。公約というふうなことでは、実施できた分、できていない分いろいろあるんですけれども、議会の皆さん方の協力を得ましてできた分もごさいます。所信表明した施策の実現を皆さん方の協力を得ながら実現に持っていきたいという

ふうと考えております。

一例を申し上げますと、全中学校の普通教室へのエアコンの設置、特別教室も含みますけれども、外国語指導助手・スクールソーシャルワーカーの増員、タピオステーション、タピオ体操+（プラス）の自主運営の場ですけれども、こういった支援等の健康まちづくり、また、ひまわりバスの土日運行を実施してまいりました。

一方で、議員ご指摘のとおり、この間、財政状況の厳しさが浮き彫りになっております。また、少子高齢化社会の進行と人口減少時代の到来が不可避な状況にある中、効果的・効率的な行政運営をさらに徹底していかなければならないと考えております。

そのためにも、本定例会で提案の第3次行財政構造改革プランと第4次総合計画との整合やバランスに配慮しながら、持続可能なまちづくりの実現とともに、次代のまちの将来像であります「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまちの実現につなげてまいりたいと考えております。そして、住民の皆様が安心して暮らしていただける、一つ一つの施策を着実に推進し、公約の実現にもつなげてまいりたいと考えております。

今後とも、議員皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）今日時点でのご苦勞も含めて思いを聞かせていただきましたが、エアコンの設置であるとかひまわりバス、これはこの2年弱の中で土日運行も含めて実現をされてまいりました。駅前はまだですけれども。そういう状況の中で、担当課からは、こういう施策についてというか、要求するに当たっての枠をはめられているんですが、町長自身として、2年間この経験の中と、それと、こういうことをしたいということで信託を受けた、選挙を勝ち残って町長になられた身として、これはやはり優劣の中のトップリーダーの意思として、これはどうしても今やっておかんとだめなんやというようなことが、もし今の時点であるのであれば教えていただけませんか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）いろいろな公約を掲げて当選させていただいた中ではありますけれども、なかなか現実を見ますと財政的な縛りがあって手を加えられない、手をつけられないという状況にある中で、先ほど一般質問の中で、私がまちづくりの方向の中で一番重要性を持っているのが何やというふうな質問の中で、子育て、教育というふうなことですけれども、そういった環境をさらに充実させていきたいなというふうに思っております。

公約には掲げてはおりませんでしたけれども、これは、国のほうでも保育児童の無償化というものがあありますけれども、そういったものも国に準じて財政が許すのであれば、そういったものも実行していきたいというふうなことも考えております。

また、医療費の充実、これも優先度が高いのかなというふうな思いでおるのが今の現状でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。

去る11月20日に、未来の会派と私ども熊愛の会、2会派で町長に対して町政執行に当たっての要望ということでお時間を頂戴し、15項目にわたって要望書を出させていただきました。そのトップには、経費削減に向けた組織の効率化、スリム化の推進、2つ目には経費削減に向けた委託契約の見直し、いろいろ、あとは170号線の渋滞の解決であるとか、そういうようなことも含めて要望はさせていただきます。各会派も、今の時期、こういうことで要望を出させていただいていると思うんです。その中で、財政の状況であるとか国の状況、一番情報が入る町長が一番よくわかった中でも、こういう形をやりたいんやということの心境を吐露していただきました。

そこで、前回9月議会の中で浦川議員の質問にもありましたし、それを議会だよりの中に載せさせていただいた表があるんです。これは、地方創生関連補助金、そういうことを出させていただきます。

ました。今の中で、エアコン設置、めどが立った状況の中の話がされましたけれども、エアコンも完全に実現をしようと思えば、国からの補助金がちゃんとつかないかと、国からのお金が要ということもまず前提なんですけれども、9月時点で地方創生関連補助金のこの大阪19区の中に国のほうから下りた金額の中で、熊取町は件数で言えば2件で1,690万円であったと。19区の中で2.2%なんです、パーセントで言えば。一番たくさんとられたのが阪南市で、これは市長選の話題にもなりました幼稚園を全て1つにするというようなことについて、国のほうはお金をついたんですが、そこが率にして40.8%とってはるんです。同じ町で言えば、岬町は熊取町の約5倍、パーセンテージ10.7%の8,189万円、お金をとってきて事業をやっているわけです。深日港と洲本の航路の社会実験であるとか、そういうふうな形でお互い町長として、田代町長も必死で国へ陳情されたんだというふうに思うんです。

そういうことを考えると、僕は、もちろん熊取町の職員の皆さんも国に補助金をもらうための申請の用紙、あるいは19区には国会議員もおるわけだし、そういう方とのパイプ役としての国会陳情、そういったことも当然されたとは思いますが、ここでどうしても何が違うのかなと思っっているんですが、やはり2年間、町長が熊取町のトップリーダーとして財政の厳しいこの熊取町をこれからも引っ張っていくに当たっては、この2.2%と10%の5倍の差というのは何やろうなと思ったら、僕は、町長は維新のよろいを脱いだらどうかと思うんです。

今、ちょっと笑ってうなずいたから、どっちで考えを思っておられるんかわからへんけれども、岬町の田代町長、9月が改選で選挙がありました。当然無所属です。ですから、私も以前から懇意にさせていただいている町長ですので、そういう選挙関係の事務所開きだとか、そういうことには、出陣式にも顔を出させていただいたんですが、それこそ、全ての政党、全ての労働組合、連合も含めて応援団がございました。当然、対立候補もなく、また改選を、榮譽を勝ち取ったわけなんです。ですから、やはり維新という、僕は2年前の選挙を振り返ると、何も公認をとらんでも無所属で維新の推薦でも支持でもいいですよ。そういう形で出られておったほうがよかった。そやけど、もうそれで出てしもうたんやから、でももうなったんやから、なって、熊取町にお金をとってくるためには、全方位で頼むところには頼む、頭を下げるころは下げる、町民のために、そして、とってくるものは主張してとってくる、こういう英断をされてはどうかというふうに、これは僕の思いです。どうですか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ありがたいご指摘だと思います。ただ、維新の公認という立場で立候補させてもらっていますけれども、それと、この熊取町の運営を担っていく藤原ということを考えますと、公認は公認であるにしても、現実を見て、現実に即した、そういった行動なりは私にはやっているつもりなんですけれども、ただ、まだ2年足らずということで、時間的な制約もあって、いろんな方との接点の場がまだ限られているというのが、これは見方によっては違うとは思いますが、なかなか今までになかった、そういう連携の場所というのが、これからも探っていかなければならないというふうには思うんですけれども、頭を下げるころは頭を下げながら握手をしながら、熊取町の財政状況の一助になるということであれば、どこへでも行かせていただく、また、これは行かないかんというふうな、そういう覚悟は持っております。ただ、そういう場の設定が、今のところ、いろいろと模索はしているんですけれども、行き当たらないというふうなことだというふうに思っております。

これは、私なりにまたいろいろと展開の方向で担当と協議しながら、本当にこれは前へ進めていく必要があるというのは、これは覚悟を持ってやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）言いにくい話を答弁していただいております。

一言だけ言わせてもうたら、2年やからよろいを脱いだらええと思えます。やっぱり、これが3

年、4年たとうが、選挙のときに、あの緑のジャンパー着たのは町長やということは皆わかっているわけです。書いていませんけれどもね。だから、維新の首長より無所属の首長のほうの言うことを聞くほうが、町会議員、市会議員にしたかて、自分ところの首長がそっちのほうが、何ぼでも、国会議員や国への要望、そういうふうな形は連れていきやすいと思いますよ。みずから町会議員のときも一緒に政権のところへ行っただこと、一緒に行かせていただきましたけれども、それが僕は政治の現実やと思いますので、そこは、熊取町民のことを思って英断を早い時期にさせていただいたらありがたいというふうに思います。これは、町長に対しての個人的な要望でございます。

そしたら、すみません、2点目の任用のあり方ということを書かせていただいています。そちらへ移ります。

平成29年9月議会決算審査特別委員会で、議会对応の理事者数の多さを指摘させていただきまして、本議会から正式に本来の議会出席基準に基づいた出席理事者数になっております。まさに、9月議会の最終日も人数を絞って出ていただいた。理事者側の皆さん方、町長の英断に感謝をしたいと思います。これは、平成7年からずっと調べていって、理事者の数が22から多いときは27人、26人という形で出ておったんです。きょう、映像を見ていただいたり傍聴に来ていただいている町民の方が、えらい理事者席、席があいているなどと思われると思うんですが、実は9月議会までは、ここにびっしり理事者の皆さんが座っていたんです。それが、9月の最終日、そして、この12月が始まるまでに議会のほうと正規の議会出席基準を見直すと。

議会出席基準というのも初めて見たんですが、基準で言えば13人やったんです。それが倍ぐらい出ていたと。きょうも各質問によっては、理事の方が入っていただいたり、その議員の質問が終わったら退出されたりして、肝心の部長というのは答弁をする責任があると思いますから、そういう方は、こういう形で残っていただいていますので、私、きょう6人目ですけれども、別に26人も27人もおる必要は全くないし、この基準に基づいてやっていただいていることについては、これからも当たり前のようにやっていったらいいと思うんです。

そのときに、もう岬町から堺市までの数を言ったんですが、それこそ本当に政令都市の堺市が議員数が48人で、理事者数が23人やって、それよりも熊取町は多いんですよという、この資料をつくってびっくりしたようなことが実はわかって、町長も前々から、議員のときからも言っておられたことを実現していただいて、これは本当にタイムリーな英断だったというふうに思っております。

これが当たり前になるような形で、これから議会運営をやっていただきたいんですが、私の、たまたま理事者数の数という形で、目に見える形で思いを言わせていただいたんですが、実は本音は、きょうの質問内容にも書かせていただいておりますけれども、ポストをふやすよりも事務を効率化することが本筋ではないですかということなんです。これも、9月の中でも言わせていただきましたけれども、現実、こういう形にたまたまをやっていただいて、きょう1点目で、事務の効率化が本筋、その考え方はということで質問させていただいていますので、まずご答弁を聞かせていただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、ポストをふやすよりも事務の効率化が本筋ではないかというご質問について、ご答弁申し上げます。

本町では、厳しい財政状況等を踏まえ、従前より行財政改革のもと、人件費の削減に取り組んでおり、職員の平均給料月額につきましては、府内自治体の中でも最低水準で推移しており、職員数につきましても、採用者数の抑制や一部事務組合化などによりまして削減を進め、10年前である平成19年度の403人と比較しましても平成29年度は328人であり、75人を削減いたしたところでございます。

このような状況の中で、多種多様な行政上の課題などに迅速かつ的確に対応するため、その業務量や重要度に応じて、部長を初め各職階の職員を配置しているものでございます。

今後、職員数の抑制を初めとした人件費削減につきましては、削減する人員数より先に業務の見直しや事務の効率化を徹底し、その上で、業務量に見合った人員数を考えていくことを基本とし、部長級や課長級のポスト数については、必要性を精査しながら最低限にとどめ、業務の効率化を進めてまいります。

また、全職員一人一人が業務内容を見直すとともに、事務の効率化を行い、最大の効果を生み出すことは、限りある職員数の中で必要不可欠であると認識しており、その実践のため、今後も研修や人事評価などを通じて職員の人材育成に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）数字の確認なんですけれども、75人減っているというのは、先ほど江川議員の質問にも関連するんですが、消防が広域のほうへ行ってごそと抜けたとか、それも入っているんですね。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）はい。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）2 番目に、資料請求ということで、12月の広報くまのりの5ページに、「職員の人事・給与状況をお知らせします」という、すごくわかりやすい表を出していただきました。

それで、私のきょうの質問の中身については、この上の真ん中の表の一番上が、公務員の給料は、1級、2級、3級、4級、5級、上がっていくほどポストが上と。7級は部長級やと、こういうことで、29年4月1日現在の職員数と構成比が載っていましたので、大変忙しいときにお手数かけたんですが、さかのぼること5年ごと、平成9年からの表をつくってくれませんかということで、きょう議員の皆さんにも配付をさせていただいているというふうに思います。

ぱっとこれを見たときに、非常に、部長7級、8級、今、給料表がちょっと変更になって7級が最終になっているんですね。6級、7級、課長、部長の大体20%から25%ぐらいの割合で、逆に、入ったばかりが主事と言うんですが、主事級の人が49%、50%近くから大体43%ぐらい、最近になって。こういうふうな給料表なんですけど、これ、つくっていただいて、理事者の皆さん側からの説明というか、読み方というか、そういうのが、僕らが気づけへん部分があるかもわからへんで、ちょっとご教授いただけたらと思うんですが。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）読み方といいますか、職名が振ってありますので、そのまま見ていただいたらいいんですけれども、ただ、この級別の人数につきましては、大阪府とも毎年定員の関係でヒアリングを行ってはございます。その中で、この級数についての人数については、例えば、多ければ指導はされます。ですけれども、他市町と比較しても、特にそんなような指摘もされていない状況ですので、本町としましても、各級の人数については平均的な数字であるというふうな認識もしてございますので。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）先ほど、職員数328という答弁がありましたね、75人減って。役場の中には正規職員と再任用とかいろいろあると思うんですが、その区分を教えてください。現に仕事をされている方。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）人数でよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1 番（文野慎治君）その名称と人数。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）正職員は、先ほど申し上げました328人でございます。

同じところで、嘱託員につきましては100名、29年度の状況でございます。臨時職員につきましては278名、合計で378名。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）そしたら、嘱託員というのは、定年退職でやめた人はどういう呼称で呼んでいるんですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）定年退職で、さらに来ていただいている方ということによろしいですか。再任用職員ですね。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）何名ですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）今現在11名です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）今、窓口、住民票なんかをとりに行つて、女性が多いんですが、すぐ対応していただけの方は正職ではなくて、どうなんですか、嘱託ですか、臨時ですか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）課によってはさまざまなんですけれども、住民課のほうでは嘱託員もいますし、もちろん正職員も対応してございますという状況です。

議長（坂上巳生男君）文野議員。

1番（文野慎治君）この質問を考えたときに、おもしろい資料が出てまいりまして、地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会というのが総務省のほうでございまして、これは、先ほど今の熊取町を取り巻く状況、人口も減ってきてというのは、もうこれは全国的なことですよ、国全体の人口が減っている。その中で、もう一つ大きな特徴は、団塊の世代の方が、もうリタイアして、今までは熊取町でもそうですけれども、町税が減っている原因というのは、そういう方が大阪に出て所得税をもう払わなくなっている、こういう状況で町税はどんどん減ってきている、それに少子化、これは本当に全国どこでも起こっていることですよ。

そういう状況で、この研究会というのが、総務省自治行政局行政運営支援室長が事務局長やから、支援室というところが、俗に言う学識経験者を集めて提言というか、現状を認識したレポートなんです。これを読んでみて、「あ、なるほどな」と思ったんですが、先ほど言ったように、「人口減少が加速し、社会構造が急速に変化することが見込まれることなどに鑑みれば、制度改革の指針の必要性は以前にも増して高まっていると考えられる」。だから、この研究会をつくりましたと。

その中で、「20年前の職場は、課長、課長補佐、係長、主任、主事といったライン職がピラミッド型に配置されていたが、現在の職場では、職階がピラミッド型からフラット型になっている。また、課長と並列して課長級の担当監や参事が置かれる一方、その下で事務をこなす係員は、かつての半分以下になっているなど、中堅から幹部年代の職員に比して、若手職員が極端に少ない状態となっている。こういう人事が停滞すると、職場で人材育成に支障が生じ、十分にマネジメント経験を積まない管理職となる職員も現出しているというような現状の認識と」、それと熊取町で当てはまるかどうかかわからないんですけど、そういう認識が示されて、「かつてのピラミッド型の組織構成が崩れ、組織のフラット化が進んだ。これは、管理職の職位階層を減らし、上司が直接担当者を統括することで、意思決定のスピード化を目指すものであったが、一方で、管理職が庶務的業務を担当することとなった一面もある。働く者の多くが常勤職員で占められる職場が少なくなり、再任用職員や非常勤職員、また派遣職員など、勤務形態や任用方法が異なる職員グループがともに仕事をするのが一般的となった。施設の管理を職員が直営で行うことは少なくなり、民間事業者



が実施するものを職員は管理監督する形が主流となった」、「自治体を取り巻く社会経済関係の変化と、それに対応しようとした制度改革が強く影響しているものと考えられる」と。

今、3つ読んだんですが、ピラミッド型が云々という形が、これはちょっと熊取町では、まだ当てはまらへんのかもわかりませんが、後段の部分は、昔は正職員しかいませんでしたよね、さきに言った主事に入って、もっと昔やったら、主事補か何かで入って主事になってずっと上がっていく。そういうふうな環境がどんどんやはり変わってきて、公務員の職場というのが変わってきているんです。一般会社はもっと先で、同じ机を並べていても派遣であるとか何とか、本当にわけのわからんような状況になっているような職場もあります。公務をやる中で、どうしても今は、やはり人件費とかそういうような状況の中で、正職を抱えることが財政的にできなくなっている面で、こういう形に全国的にはなっているんでしょうけれども、そういう意味合いの中では、すぐ入って主事の人、臨時職だとかそういう方に指示をする立場で仕事をしている。

だから、昔は私も経験ありますけれども、主事でずっとやる中で、窓口に府民の方が来たらすぐに飛び出して、苦情を何でも聞く。僕も税金の職場でおりましたから、そういうことを積み重ねる中で、毎年新人が来たらそういう経験から積ませていくというような形やったんですけれども。これが、もうどうの昔の話になっているし、熊取町の場合は、先ほど資料を出していただいたように、部長職のところであるけれども、理事という立場の職階をつくることによって仕事を分けているわけなんですよ。今、熊取町の財政規模の中で、そういうポストを理事、部長の下に、同じ7級の中に同じ理事をつかって仕事を分担していくような形が、分けてそれぞれが持っている業務量が正しいのかどうか。

先ほど来、この発端で言った理事者としてこの席に座っておられた27人、26人ということ、当たり前には自分は部長級の理事やけれども、この仕事を担当しているから議会の対応は出て当たり前やということが、ずっと来たん違うかなというふうにして仕方がないんです。ですから、そういうふうな意味合いで、この問題を取り上げさせていただいているんです。

それと、もう一つは、よく役所が縦割り、縦割りと言います。そのがんじがらめの7級のポストの中で、同じ部の中の理事でまだ課があるわけです。そういうふうな状況で、風通しであるとか、部局間の意思疎通であるとか、統率であるとか、それをまとめようと思ったら、やはり町で言えば副町長、町長というラインに、そこはうまくつながらないと機能しないようになってきていると思うんです。

その1つの悪例が、今回の12月議会でも宿泊の条例の形が出てまいりますけれども、僕はそれも一つあらわれていると思うんです。なぜかと言えば、28年の中で、熊取町、これも町長の公約にありましたホテル設置条例を決めましたね。それが可決されて、議員にも2部もらって、1部は僕、仕事に行きましたよ。断られたというか、「土地もないのにそんな」と言われたんですよ。11月の全協の中でも経過を聞かせていただきました、70件、皆さん方、手分けして回ってきて。そやけど、もう5年の時限立法やから、それを今回2年延ばすということと、それと、土地はここですよという形で、今回初めてメニューで出たんです。28年のあのときも、どこにホテルを誘致するかということがわからへんのに、こんな本当に回れんという意見も言わせてもらったと議会の中では思うんですけれども、そういうことが縦割りの中で声が出ないようなやはり組織だと思うんです。

というのは、土地がなぜできたかと言えば、都市整備部かな、今は、そちらのほうから、もうそこしかないやろうなというのは、その時点でも思っていたけれども、駐輪場を町で好きにできるように、ちょっと簡単な言葉で言えば、なったから、そこを誘致しようという形で今回その土地を提供しようというメニューがふえたわけです。だから、本来、去年の10月に決まってから、年明けから皆さん方回り出して、また、ことしの4月にも再チャレンジをして70件まで行ったけれども、まだオーケーが出るところは1個もない。だから、この1年間、本当に僕は無駄にしたと思うんです。

ですから、もっと風通しをよくして、その時点でそういう形は自転車の関係ではできへんかった

かわからへんけれども、そこは町長が号令を出して、そうするんだと、そのプロジェクトの中の最重要課題だということを思う中で、この1年の中で、他市町でいっぱいホテル決まっていますよ。熊取町は、そこでもおけている。そういうことをどうか肝に銘じて、これから先ほど町長が言うてるようなことをやってほしいんです。

もう時間もないんで要望を言いますけれども、藤原町政になって広域化という話がよく出てきます、ごみの問題にしても。広域という形はある意味正しいかもわからへんし、なかなか単一ではできないということかもわからへんけれども、僕は、熊取町の組織の中も一つの広域やと思ってもらって、部、部の枠を取っ払ってほしいんです。これは、町長よく朝も町の職員に挨拶で外に立っておられるけれども、風通しをよくしたいんやという僕はあらわれやと思うんです。今までの町政の中では、どうもそういうところがこわもてで何か怖くて、言うたら無視されるような状況の風土を変えようとしていることが、僕は朝の行動につながっていると思うんやけれども、もう大分2年間たっています。ですから、そういう熊取町で何をしたいんやということをもっと号令を出していただいて、ホテルを呼ぼうと思ったら土地が要るやろう、そしたらという形で、この駐輪場の形が前倒しになったけれども、それを前倒しで交渉に行くことを部長に指示をして、内諾を得て、もう土地はここで確保していますということで、ことしの初めから回っていたら、ちょっと状況が変わったのではないかなというふうに思ってならないんです。

ですから、そういうふうなことですから、足元から、町長、町の組織を広域化という言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、縦割りの何か壁みたいなものを薄く薄くして、乗り越えて意見が言えて、そして、皆さん汗をかいてセールスに行くんやから、ただ、公務員やからそんなことやった経験がないんですよ。民間やったら絶対ホテルどうですかと言ったら、ほんならどこに建てるのという話になるんです。その感覚がやっぱりないんやから、そういうことを皆さん方のディスカッションの中で普通に出てくる組織にさせていただいて、お金もない、でも優劣をつけないかん、その優劣をつけるのはトップリーダーである町長が、やはり議会ともいろいろ意見調整をしていただきながら、そういう形で前を向いて官署を引っ張っていただく、こういうふうな形を、今の議会であれば、そういう提案については本当に真摯に受けとめて、皆さん方と一緒に汗をかく、こういうふうな私はつもりでおりますので、そういう意味合いで、ぜひ変えていくところは変えていただきたい。しつこいようですけれども、一番大きな決断はよろいを脱ぐことですけれども、それとあわせて、そういうふうな組織を変えていくということを精いっぱいやっていただけたらなというふうに思います。

後半は、ちょっと一方的にしゃべってしまいましたけれども、今のこの時期として要望ということにかえておきたいというふうに思います。

立派な30年新予算を考えていただいて、議会の中にも示していただける、また、それぞれの議員の要望も加味していただいた施策を提示していただけたらと、このように思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

---

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

それでは、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

---

（「16時52分」延会）

---

12 月熊取町議会定例会（第 2 号）

## 平成29年12月定例会会議録（第2号）

月 日 平成29年12月7日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	塩谷 義和	住 民 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 清隆	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例  
議案第80号 税条例等の一部を改正する条例  
議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例  
議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例  
議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について  
議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について  
議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）について  
議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）について  
議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について  
議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）  
議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年12月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、佐古議員。

11番（佐古員規君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問は、大きく2点ございます。今回質問するに当たって、私が思っている内容についての取り上げた理由について、ちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

私が熊取町にイメージするものという、教育のまち熊取、子育てしやすいまち熊取、それから文化意識の高いまちであろうというふうに考えております。それを推進するための、今回は子育てしやすいまちの中で安全・安心に対する子育てできるまちということで、その辺について取り上げたいと思っております。もう一つのほうにつきましても、これは礼儀正しく活発な子どもたちのまちでありたいという思いから、スポーツ、子どもたちの体力アップについてのことにも触れてみたいと思っております。

まず1点目、弱者の安全安心対策についてであります。

ここで言われる弱者と申しますのは、子ども、女性、お年寄りの方、体の不自由な方等々ございますけれども、そういうふうに定義されているかと思っております。ですけれども、今回は子どもと女性に絞った形で質問させていただきたいと思っております。

まず、その中の1点目、子どもの見守り活動について、今までの取り組みの状況、これをお聞きしたいと思っております。

本町では、過去に児童行方不明事案というのがございました。来年で15年目に当たります。これを踏まえて、本町での取り組みもしくは風化させないための取り組み、その辺について本町のお考えを聞きたいと思っております。1つ目の子どもの見守り活動について、よろしくご答弁お願いいたします。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、1点目の子どもの見守り活動についてご答弁申し上げます。

まず、これまでの取り組み状況についてでございますが、平成15年5月の児童行方不明事案の発生後、本町では子どもの安全・安心を確保するため、さまざまな取り組みを実施してきているところでございます。具体的に申し上げますと、平成16年11月に住民の発案に基づいて子ども見まもり隊が発足され、現在も日々活動が継続されており、平成29年11月末時点において235名の方々のご協力をいただいているところでございます。

この活動は、一人一人の自発的な意思に基づく無償のボランティア活動であり、自宅前や自宅近くの交差点等において、日常生活に無理のない範囲で日ごろから児童・生徒の登下校時の見守りが実施されています。本町では、この活動を継続して実施していただけるよう、警察や本町に入った不審者情報等を子ども見まもり隊の皆様いち早く連絡する体制整備に努めるとともに、ボランティア活動に係る保険料の負担を初めメッシュベスト、帽子、手旗等の活動に必要な物品の貸与や、また見守り活動の参考にしていただくための研修会を毎年、年2回程度開催しているところでございます。また、子どもたちへの安全啓発や見守り活動の際の参考資料としていただくため、多くの住民の皆様とともに地域安全マップを平成18年に作成し、その後も学校や地域住民の皆様から

のご意見等を踏まえながら、これまでに3回の更新作業を行うとともに、このマップを町ホームページに掲載しているところでございます。

平成25年7月には、子ども見守り活動に取り組む決意や意欲をあらわした標語を募集し、選ばれた標語を印字したのぼり旗や缶バッジを作成し、子ども見まもり隊だけでなく、子どもの見守りにご協力いただいている個人、団体等に配布し、連帯意識を高める取り組みを進めてきたところでございます。さらに平成27年4月からは、毎月8日の子ども安全デーに合わせて防災行政無線を活用し、子どもの安全確保に対する意識向上のための啓発を行っています。

その他の取り組みとしましては、こども110番の家運動にも参加しており、本町では平成29年11月末現在、家庭、事業所を合わせて1,034軒のご協力をいただき、子どもの安全確保に努めているところでございます。

今後の方針についても答弁させていただきますでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) すみません。

続きまして、今後の方針についてお答えいたします。

子どもの安全確保に向けては、これまで行ってきたさまざまな子どもの見守りに関する取り組みを今後も着実に継続していくことが重要であると考えております。そのためには、地域の子どもは地域で守るという意識のもと、自治会連合会、小・中学校PTA連絡協議会、地域教育協議会での会議や町ホームページ、広報紙等の媒体を活用して子ども見まもり隊の活動にご協力いただけるボランティアの確保に努めるとともに、その活動を支援するための研修会の開催や地域安全マップの更新等の取り組みを継続するほか、毎月8日に実施している子ども安全デー等の機会を通じて、子ども見まもり隊を初め、自治会や社会福祉協議会など各種団体等が連携していけるよう取り組んでまいります。

以上で、子ども見守り活動に係る過去からの取り組みの状況及び今後の方針についての答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君) 佐古議員。

11番(佐古員規君) 今先ほど、子ども安全デーは8日とありましたけれども、なぜ8日になったかというのはご存じですか。

議長(坂上巳生男君) 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) この8日につきましては、本町のみではなくて大阪府下でも同様にされておりますが、池田小の事件がきっかけであったと記憶をしています。

議長(坂上巳生男君) 佐古議員。

11番(佐古員規君) そうですね。まず、この項目を取り上げた理由について、少し私ごとをお話しさせていただきます。

まず、その当時、平成15年5月20日にこういう事案が起きました。その当初は、私はPTAの会長という立場でございました。吉川友梨さんの事案が発生したんですけれども、なぜここまで思い入れが熱いかといいましたら、私の息子と全く生年月日が一緒です。同じ日に生まれております。そういった意味でもすごく思い入れがあります。

次、お聞きします。平成15年5月20日に発生してから来年、平成30年、15年目を迎えます。このことについて、教育委員会としてはどう取り組まれるのでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) 来年15年目ということもありまして、それで特別な取り組みということで、この事件そのものを特に取り上げて何かをしようという考え方ではなくて、これまで行ってきた取り組みの中で、本町では安全なまちづくり大会というのを毎年行っております。ということで、企画部と教育委員会と連携しまして、来年の安全なまちづくり大会の中で子どもの安全であるとか見守りというようなことを視点に入れながら、第1部の式典、また第2部の講演会と、こ

の中に何らか入れられないかということで、現在、調整と検討は進めております。

それとあわせて、教育委員会単独のことになるんですけれども、これまでも見まもり隊にご登録いただいている方を対象として研修会を開催しております。佐古議員も毎回ほとんどご参加いただいているかと思うんですけれども、29年も第1回目は5月27日にしました。また、28年につきましては5月21日に行いました。といいますのも、それ以前、27年度以前はもう少し後の時期で、6月から7月にかけてというのをその年度の1回目の研修会の時期と位置づけておったんですけれども、児童の行方不明事案が発生した5月というのを大事にするべきということで、ここ2年、1回目の研修会についてはこの時期にしております。

ということで、来年の時期につきましても研修会は5月、ちょうど20日は日曜日になります。19、20、ここを中心にその前の週もしくは後の週まで含めて、この3週の間で研修会をしたいなというふうに考えております。当然、その際には児童の行方不明事案についても触れながら、研修は進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）14年前にその事案が起きたときには、町民全体がすごく危機意識が高く、皆さん率先して活動されておりました。皆さん方職員も、みんなその当時は何らかの形で携わっていたかなと思っております。教育長もその当時は教頭先生でしたか。教職員、教諭であったかと思えます。そのときに思われた内容、その当時はどういったふうに思われたか、それをもとにどう行動を起こされましたかということをお聞きしたいと思います。教育長、よろしくお願いします。代表してお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）私個人のことではいいましたら、ちょうどその当時はもちろん中学校の教員でした。小学校でそういう事案を受けたということで、もちろん教員の職員全体でもいろいろとその後の啓発、ティッシュを配りながら声かけであるとか、そういうことにも職員は参加しておりました。

佐古議員の言われるように、その後何年かたつにつれて職員の参加数は減ってきていることは確かでございます。私自身も、節目ごとにはそういうふうに参加させていただきましたが、常に参加したかといったらそうではございません。ただ、小学校と中学校と若干違うと思いますが、中学校でもそういう事案についての話、子どもの登下校の安全についての話は当時学年主任がしていましたので、子どもたちに話をしたという経緯は今でもはっきり覚えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）もちろん、学校の先生方は一番親身になって活動していただいたかなというふうに感じております。片や、職員の立場でおられた教育次長、同じ質問をさせていただきます。個人的な内容で結構です。

議長（坂上巳生男君）阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）私は、その当時は教育委員会以外の部署でした。ただ、職員全体で、事件が発生してから地元の七山区の公民館に情報とかそういうあれのときにお手伝いということで、職員が手分けして詰めたということで、そういう形ではかかわらせていただきました。

事件そのものが行方不明というのは確かなんですけれども、どういう犯罪になるんかわかりませんが、何の接触とかそういうのもないという特異な事件なので、家族の方の思いというのがどうなのかなというのがありまして、質問にはないんですけれども、15年の節目ということで佐古議員からちょっと唐突だったんですけれども申し入れされたときにお答えするのだけつくって、主体的に、亀坂理事が答えたように、吉川友梨ちゃんの15年目ということを主体に節目ということで、来年どう教育委員会として動くということは今のところ考えていないということでお答えしたのが、佐古議員はちょっとそれではどうかなということでご質問いただいたと感じております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）当初14年前、皆さんはもっと危機意識があつて、ボランティア精神にも富んでいたかなと思います。ですけども、中では教育委員会は余りそんなに協力的でなかった印象を持っています。だから、教育委員会を私、余り信じていないのは、この場で言うべきじゃないんやけれども、だから、やっぱり教育委員会が一番先頭を切つて動かなあかんと思います。

今、お二人に当初の感想等々をお聞かせいただきました。来年15年目になります。前回の10年目のときも教育委員会にお聞きしたところ、何も計画していないということで、やはり節目、節目に今の子どもたちを守るという取り組みは教育委員会が先頭を切つてやらんとあかんと思っています。今の子どもたちを守るという取り組みなので、先ほども答弁ありましたけれども、私は前回、9月議会の最終日、教育長、教育次長にこういった相談があります、来年節目なので何かしませんかと。言ったときに、一括で教育委員会は何もしませんというふうな答弁をいただきました。これは非公式なんでそれはさておいて、そういった教育委員会が何か他人事のような感じで話をするのはいかなものかというふうに感じております。

ですから、やはり当人の説明の中では、実際に被害に遭われた方のご両親のことを察するとなかなか表立ってできないんやということ、それはわからんでもないです。ですけども、いろんな事件、事案を全国的に見ていく中で、やはり本人たちも被害に遭われた方も、風化させたくないという気持ちは強く持っております。そのことを認識しておいていただきたいなというふうに思っております。

教育委員会が今言われたように、来年15年目を迎えます。僕が言いたいのは、来年吉川友梨ちゃんのことについてどうこうせえということを行っているのではなくて、15年前にこういった事案があったんやということを知りたがらないわけなんです。今の保護者もそうです。ですから、北小学校でも夜遅くに1人で帰っていたり、そういう危機意識的なものは大分薄らいできています。先ほど教育長も言われたように、やはり節目、節目で思い起こすような何かをしないといけないんです。それが、いやいや危機管理がするんですか。どこがするんですか。やはり子ども見守りということであれば教育委員会が音頭をとってやるべきでしょう。というふうに私は思っております。だから、前回のああいう非公式の場での回答というのは大変憤りを感じております。

それはそれとして、前向きに考えていって、いややはりああそうやなということで思い返していただいて、そしたら学校での生徒たちへの対応はどうかとか、今の見まもり隊の対応はどうかとか、そういう見直す機会になるのではないかなというふうに思っております。

亀坂理事が先ほどおっしゃったように、見まもり隊の活動もなかなか参加しておりませんでした。先回参加させていただきました。大変いい取り組みだったなというふうに感謝しております。そういった取り組みも、見まもり隊がたくさんいらっしゃる中で、来られる方は大体限られてきます。それから、見守り活動に出ておられる方も大体決まっております。町職員の方は、8日はたくさん出ているよと言うんですけど、そうではないんです。町職員の方がプラスアルファで出ているだけで、余り今までと変わっていないわけなんです。いつも、毎日出ている方は毎日出ているんですよ。8日やからといって出る日というのはもちろんいらっしゃるかもしれませんが、それを、8日を設けたからたくさん見守っていただいているというふうに勘違いしているんじゃないかなというふうに思っております。

そんな中で、やはり風化させないということが一番なんです。今回この質問をさせていただいているのは、本当に皆さん方が、以前14年前に起こったときに思っていたことと今とは多分変わられていると思います。来年15年と私が提案したから多分気づいたのかもしれませんが、そういった内容で本当に教育委員会として危機意識を持たれているのかどうかも甚だ疑問に感じます。その辺について教育長、もう一度答弁をお願いします。

議長（坂上巳生男君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）危機意識というか、もう常に吉川友梨ちゃんという名前は学校では、私は教育



長2年目ですけれども、当時校長であったときも、名前そのものは出さないし、熊取中学校に実際吉川友梨さんのお母さんが今勤務されているという状態で、なかなかそういうふうな具体的な話というのは当該の学校はしにくいかなというふうに思うんですが、名前は出さなくても登下校の安全、それは職員の中にはそういう事例があったということのを頭に入れて、常に子どもたちには接してきたというふうに確信を持って答えさせていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）その思い入れは大変ありがたいんですが、それが今の保護者、今の親御さんに伝わっているかどうか、危機意識が。だから、そういったものはやはり、安全ぼけと言ったら言い過ぎかもしれません。そういうふうに安全なれしているところがあるのではないかなど。実際に、安全なまち熊取と言っている14年前にはそういった事案があったんですよ。それは事実なので、そのことはずっと受け継いでいて、やはり我々みずから子どもたちに対してそういった教育もしないといけないですし、もちろん親御さんも、うちにはそんな関係ないわと思っている方もいらっしゃるかもしれないです。そういった方々にいかに考えるきっかけをつくるかというのが来年の15年目であるのかなというふうに私は感じております。

議長（坂上巳生男君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）今、佐古議員が言われたことで私自身が反省すべき点というのは、子どもたちについては実際にそういう気持ちで話をしてきたという自信はあるんですが、親御さんについて、なかなかそれを折に触れて話をする機会というのが私自身はそんなになかったかなというふうに思っております。これは私だけの反省なのか、あるいは現在の教職員の反省なのかちょっとわかりかねますが、私自身の当時教育に携わった者として、子どもたちには本当にこんなことがあるんやということ常には確信を持って言えるんですが、親御さんに、何かあったときにそのことを頭にあって言うたかというのはなかったもので、やはり少なかったもので、佐古議員の言われる点というのは非常にこれかも重要視していかないかなというふうに思いました。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）手前みそですけれども、私も護身術を子どもたちに教えております。そしたら、子どもたちというのはやっぱり危機意識は余りないです。手をつかまれて車に入れられるかもわかれへんとか連れ去られるかもわかれへんよと言っても、実際にはぼうっとしています。ですから、実際に車のこういう場所を想定して、ここの線まで来たらあなたはもう連れていかれますよとか言って手を引っ張っていかるとか、そしたら必死になって逃げようとしてます。そういった危機意識というのは、やはり訓練で培わないといけないなというふうに感じております。だから、学校側でも学校の中でそういった教育的なものをしっかりやっていただきたい。

CAPプログラムとか小学校ではやってございます。それも子どもの権利ということ、子どもの主張というのをしっかりうたっていただいていますけれども、そういった自分の身は自分で守るといって、それをしっかり教えるようなこともしないとイケない。だから、KYTプログラムであったりそういった何か取り組みを、この熊取やからこそやらんとあかんのですよ。だから、ここがせんかったらどこがするんですかというぐらい。それは池田小ももちろんそうです。池田小も、15年目にはいろいろそういったイベントもされてました。

そういった意味で、今後熊取町がこういった事案をもとにやっぱり安全・安心に真剣に取り組んでいるまちやということになれば、あ、安心して子育てできるな、これがひいては転入促進につながるかもしれないんです。そういった意味で、せっかくこういう見守り活動も充実してまいっております。それをさらに取り組みを子どもたち、それから今言われた親御さんもしくは地域の方々に再度見直す機会をぜひつくっていただきたいというふうに思っております。その辺について町長、お考えをお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）15年近くたちますね、5月20日。忘れもしません。毎年5月20日、心の中に浮かび上がってくる事案です。一人心の中で思っている、これは何も解決策というんですか、そういう防護策にはならないので、いろんところで啓発というふうなことが行われています。安全なまちづくり大会、毎年行っていますけれども、その中でこういう事案についての対処についてというふうなことが、ここ何年かはなかったのかなというふうな気がいたします。

先ほど亀坂理事が申しあげましたように、安全なまちづくり大会、来年在15年という節目を迎えるということになりますけれども、その中で改めて友梨ちゃん事件をもう一段、転入されてきた親御さん、また、15年たちますともう小・中学生になって、この事件を知らないお子さんもたくさんおられます。そういった方々に改めて、こういう事案があつた中での安全対策について、また、そういった施策を遂行していくのに、危機感というものについてそういった場所で広めていければというふうに思っております。

何につけても安心・安全、そういったまちづくりを皆さん方の協力を得ながら進めていきたいというふう思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）町長の思い入れも聞かせていただいたところです。

ですから、他市町と同じような安全なまちづくり大会ではだめなんです。熊取町独自で、こういった実際に被害のあつたまちだからこそやるべきことがあるんです。そういったことを、これは教育委員会、これは危機管理やではなくて、全庁を挙げて考えるべきやと考えています。そうしないと、周りのPTAの方、地域の方もぴんときません。やはり本気で取り組まないと、決して安全を手に入れるためにはそんなに易しいものではないというふうに感じております。何か起こってからでは絶対遅いです。ですから、まずは安全・安心に対してもっと取り組む必要をしっかりと考えていただきたいというふうに感じております。

まず、子どもの見まもり隊について、今の状況でお話しさせていただきました。教育委員会には大変ご苦勞をかけますけれども、ぜひ前向きな取り組みを期待したいというふうに感じております。ぜひよろしく願います。よろしいですか。はい。ぜひやってください。

一つだけ言っておくのを忘れました。今、子どもの見守り活動で、国の要は教職員等の働き方改革云々で教職員が登下校のときに付き添って行っていることを見直そうということも言われてきております。そんな中で、やはりそうなる学校先生も時間外に見守っていくということを地域の方に委ねていかないといけないというふうになってきた場合に、そういった体制づくりがぜひ必要です。ですから、ぜひとも教育委員会が音頭をとってやるべきなので、あわせてお願いしておきます。

2つ目の質問、女性、子どもへの犯罪防止の本町の対応状況はということで、前回、ニュースでもありますように、9人の殺人事案があつたりとかそういう事件がございました。そんな折に、子どもも含めて、女性も含めてそういった対応というのは、警察との協議も含めてですけれども、どのようにお考えなのかをお答えください。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、2点目の女性及び児童・生徒・学生への犯罪防止の本町の対応状況について及びスマートフォンのLINE等における対策についてご答弁申し上げます。

本町のこれまでの取り組み状況についてでございますが、まず、1つ目の取り組みとしましては、国や大阪府が作成しましたスマートフォンの使用等に関するリーフレットを町立小・中学校へ配布するとともに、各生涯学習施設に配架して広く住民に対して啓発を行っております。また、各生涯学習施設では、そのほかにも警察署が発行する例えばJKビジネスの危険性を喚起するチラシなど、防犯活動に関するチラシの配架も行っているところでございます。

2つ目の取り組みといたしましては、毎年子ども、青少年の健全育成について地域全体で考える講演会、児童・青少年を考えるつどいを開催していますが、今年度については、9月23日の土曜日

に子どもたちが持つスマートフォンに潜む危険性をテーマとして取り上げ、保護者を含めた広く住民を対象としてスマートフォンについて考えていただく機会を設けたところです。

また、3つ目の取り組みといたしましては、熊取ゆうゆう大学において多くの講座を実施しているところですが、平成26年度には、人権教育の観点からメディアリテラシーをテーマとした講座を2回開催し、ネットトラブルやSNS世界の危険性等について啓発を行ったところでございます。

今後も、女性や児童・生徒・学生など子どもたちが犯罪に巻き込まれることを防ぐためには、被害の対象となる人々はもちろん、その周囲にいる人々、大人たちもそのような犯罪について知識や理解を深めていくことが重要であると考えておりますので、さまざまな機会を活用して啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）漠然と女性といっても、どこでというのはもちろんあろうかと思えます。ですから、駅の掲示板等で、今現在どういった犯罪が起きているよ、どういったことに注意せなあかんよということをしっかり活用していただくとか、児童・生徒につきましては学校側でしっかりとした取り組みを期待しているところです。

続いて、次の質問に入りたいんですが、こっちが核心でメインかなと思います。

スマートフォンのLINE等における対策について、スマートフォンにつきましては、学校側でもいろんなトラブル対応としてノーメディアデーを開催しておったりとか、そういった意味で、きょうはノーメディアデーやからよく眠れたとかいう声を僕も聞きます。そういった中で、学校の先生が要はスマホのトラブルについて持っておかなければいけない知識というのを、そういう冊子がありましたのでちょっとご紹介したいと思います。

先生に求められるもの、スマホトラブル対応についてですけれども、まずは子どもを取り巻く環境を知ること、これは多分よくされているかなと思います。それから、子どもを守るテクニックを知ること、もう一つありまして、トラブルへの対応、いじめ被害者・加害者への対応、この後の部分も多分行っていただいているものと感じております。

真ん中の今言わせていただいた子どもを守るテクニックというのは日々進化してございます。それに対して学校の先生方が、スマホが得意な先生もおれば苦手な先生もいらっしゃいます。それを、いかに勉強会を開いて、子どもたちに対してスマホに対するLINEとは何や、SNSについてはどんなトラブルがあつてどういったことを、例えばLINEでのやりとりを監視する方法であつたりとか、フィルタリングというのは何やねんとか、そういったことをしっかり学ぶ機会をつくっていただけたらなというふうに感じておりますが、今の状況についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、佐古議員からお話がありました、例えば子ども自身が今どういったことをしているのかといったようなこと、これはもう教職員のみならず、保護者も含めてなかなか大人がわからない世界、子どものほうがどんどんと進んでいるという現状がございます。

昨日もご答弁の中でお話しさせていただいたんですけれども、例えば本年度、専門家を招いて全教職員を対象に、子どもの世界で一体どういうことが起こっているかという講演を実施していただきました。その中で教職員自身が知らなかったというようなことがやっぱりたくさんあったというような、これは事実でございます。

だから、そういった意味で、子どもの世界で何が起こっているかということをもっと知るということ、それに対して、また教職員自身もスマホの使い方に対する技術であるとか方法等を学ぶということ、それから、お話しいただきました最後に何か起こったときに素早い対応をするということ、これはもう常日ごろから心がけていかなければならないというふうに思っておりますし、現在、子ども自身にもそういったことを考えさせ、ルールを考える、あるいは保護者に対して啓発をすると

いう取り組みも今後ますます進めてまいりたいというふうに考えているというところでございます。議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。まずは先生方がしっかり学んでいただいて、それを子どもたち、保護者にいかに伝えるかということをしっかり取り組んでいただきたいというふうに感じております。

次に、保護者についてはどうかと。子どものスマホトラブルの保護者は何を知っておかなあかんかということをお伝えしたいと思います。

保護者が知っておかなければいけないことは、子どもたちはなぜスマホにはまっているのか、2つ目がトラブルから身を守るためのテクニック、3つ目は子どもがトラブルに巻き込まれてしまったらどうすればいいのか、その3つをしっかり保護者は知っておくべきだというふうに訴えてございます。

そういった中で、それを指導するに当たっても、やはり先生方がその一歩上をいってなければ指導もできません。LINEってどんなやと言われたら、いやちょっと僕使っていないからわかりませんねんとは言えないんで、やはりそういったものは擬似的にでもどういったトラブルなんやというのをしっかり研修するなり、それを子どもたちにもしっかりわからせる。そのためのノーメディアデーというのは大変ええことやなというふうに感じております。LINEについてもそうですけれども、先日あった9人の殺人事件についてでも、もとはといえばSNSで知り合ったということになっておるわけです。だからやっぱり、今の若い世代の段階でどういう犯罪が起こり得るであろうというのを予見できるような教育というのをしっかり学校の中でもやっていただきたい。それから、それを今度は家庭に戻っても保護者がそれを子どもたちと一緒に考えていけるように指導、教育という意味で、ぜひともPTA等を巻き込んだ形の、そんな講演会であってほしいなと思います。

教育講演会もそうですけれども、よくこういったいいことをされるわけなんですけれども、ここに出てくる親御さんというのは、別に来ていただかなくてもしっかりできている方なんです。いかにそこへ出てこない方にそういうことを伝えるかという取り組みに工夫が必要かというふうに感じております。今、私自身もそういった案は持ってございません。ですけれども、いかにそういった活動をするように、要はそんな講演会、いい立派な講演会とか立派な研修をしても、それに参加しなかったら意味がございませんので、聞いてもらいたい方に持ってくる方策、一つ言えば、例えばブラスバンド部に公演していただいて、その前座で何かしていただく。それを見ようとして親御さんが来ます。ふだんは来えへんけれど子どもが出るからそれに参加しましたとか、そういったのもあると思いますし、そういった形で、形はどうあれ、とにかく参加してもらうすべ、それをしっかり考えていただけたらと思います。そのことについて何かご意見がございましたらお聞きしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員からお話がありました。聞いてもらいたい方になかなか参加していただけないというのは、これはこういった講演会に対する対応等のみならず、学校の教育活動をしている中でさまざまな場面でそういったところを感じる部分がございます。だから、方法としては、まずは例えばペーパーであるとか啓発の資料を子どもを通じて親御さんにお渡しいただくであるとか、いろんな部分で働きかけを継続して行っていくということが何よりも大事なのかなと。だからそこは本当に難しいところで、どうしていくかという工夫が必要であるというのは常々考えております。何よりも粘り強く啓発活動を行うというふうなことが一つの大切な方法ではないのかなというふうに思っておりますので、そういったところを常に心がけながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）これはもう最後、要望になります。今は電子メディアがこれだけ発達してきており

ます。大変、言葉を要はしゃべらなくても、意思疎通をそういう携帯等でやってしまうことができます。たとえ親子であっても会話をスマホでやったりとか、そういったご時世になってございます。ぜひとも、これは学校のほうの教育になるのかもしれませんが、言葉の大切さ、こういうLINEでは伝えられないことが言葉では伝えられる、これは動物の中でも人間の特権かもしれません。そういったことを、言葉が持つ大切な意味というか、それを伝える、そういったことも必要かなと思っております。LINEはLINEでそれは言いたい言葉、言えないことをぴつと送ってしまったり、そういった手軽というのか、危険性も踏まえた上で便利さがあるんですけども、やはり言葉の大事さというのをしっかり伝えていただけたらなというふうに感じております。

それ、もし何かご意見がありましたら。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）学習指導要領が改訂されて、数年後には新しい内容で進んでいくわけですが、その中の目玉というのがコミュニケーション力の育成なんです。ですから、これは教科問わず全ての教科において、子どもたちのコミュニケーション能力を育てていくというのが非常に大きな目標の一つとなっております。ですから、学校現場におきましては教科の中で、あるいはいろんな活動の中でそういった力を子どもたちに育てていきたいということで、今現在進んでいるところでございます。

ですから、その辺のところも含めて、やはり今の親世代もついつい、今お話がありましたように文字で送ってしまうというようなことがあるかもしれない。ですから、もう社会全体がそういった危機意識を持ちながら、子どものみならず親自身も、あるいは地域の方々も、実際に対話することの重要性ということをしっかり認識しながら子どもたちを育てるという意識がやはり大事なのかなと思っておりますので、そのあたりは学校でも頑張っていきたいと思っておりますし、また地域のほうでは議員の皆様方のお力もおかりしながら、そういった子どもたちを育てていければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ、そういったことをしっかりとやっていただけるということで、期待申し上げていきたいと思えます。

では次、3つ目の質問に入ります。

本町全体としての考えをお聞きしたいと思います。安全なまちとしての取り組みはについてお答え願います。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、弱者の安全安心対策についての3点目、安全なまちとしての今後の本町のすべきことについて答弁いたします。

今後の本町における安全なまちづくりの一端を担う防犯対策の取り組みにつきましては、平成15年12月に発足いたしました熊取町安全パトロール隊による青色防犯パトロールを30年度も継続し、さまざまな発生事案に臨機に対応するなど、より効果的なパトロールを実施したいと考えており、あわせて、平成15年5月の児童行方不明事案から15年の節目でもあり、月間の重点パトロールなども検討してまいりたいと考えております。

なお、安全パトロール隊による防犯パトロールは、本年10月に泉佐野警察及び地域見守り活動のボランティア団体等と合同パトロールを実施し、テレビ番組のニュースにおいても取り上げられており、引き続き積極的に取り組んでまいります。

これに加えて、近年、犯罪防止や犯罪捜査におきまして効果が高い防犯カメラの設置につきましては計画的かつ効率的に推進することとし、安全・安心なまちづくりに取り組んでいるところであり、28年度は通学路等を中心に町立小学校区ごとに2台の合計10台を設置し、本年度におきましては各自治会と協議、調整の上40台の設置を予定し、本年度内の設置完了と運用開始を目指すなど、

今後も泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに邁進してまいります。

また、秋の地域安全運動期間中におきましては、泉佐野警察署の協力のもとに安全なまちづくり大会を開催し、特殊詐欺に対する講演等を行い、各区、自治会を中心に多くの参加をいただきました。この大会は毎年度実施しておるものであり、30年度につきましては、近年増加傾向にあるこうした特殊詐欺の犯罪防止対策とあわせて、児童や女性に対する犯罪被害の防止の講話等の実施についても泉佐野警察署に提案しているところでございます。

ほかにも、泉佐野警察署とのかかわりにつきましては、引き続き、泉佐野警察署管内防犯協議会に参画するとともに、熊取町安全なまちづくり推進協議会の活動に町長部局、教育委員会部局が一体となって取り組む所存でございます。

また、民間団体等との連携強化などの取り組みといたしまして、本年度においては、日々の犬の散歩において地域見守り活動を実施いただいておりますわんだふるくらぶのわんわんパトロールに対し、住民提案型協働事業に認定し、事業展開していただいております。

いずれにいたしましても、今後、各地域の自主防犯組織を初め、住民の皆様方とともにまちぐるみで安全・安心なまちづくりに鋭意取り組んでまいりますので、佐古議員を初め議員各位の倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

KSPについてですけれども、やはりいろんなところ、細かいところまで回っていただいている、住民の方からは、すごく細かな見守り活動をしていただいているということでお褒めの言葉をいただいております。その辺については感謝いたします。お伝えください。

その中でもそうですけれども、今度はその情報というのが、今回の見守りの研修会でもそうでしたけれども、細かな情報交換というのを持つ場というのが少ないわけなんです。安全なまちづくり推進協議会でしたか、それもそうなんですけれども、なかなかかた過ぎて、普通の意見、ざっくばらんな意見が言いにくい場所になってございます。ですから、そういった気軽な感じの防犯についてのコミュニケーションをとれる会議、場というか、そういう機会をぜひ設けていただきたいというふうに感じております。見まもり隊は見まもり隊で情報を持っています。KSPはKSPで情報も持っています。それがリンクしないことには、自分たちが勝手にやっているというのではダメなので、やはりそれは学校であったり保護者であったり、そういう情報を共有するというのもう昔からの課題でしたけれども、それをぜひ前向きに進めていただきたいと思います。それが、ひいては防犯カメラでこのあたりというのがもしかしたら出てくるのかもしれない。ですから、そういった取り組みをしっかりとやっていただきたいというふうに引き続きご要望しておきます。

あと1点ちょっと質問したいことは、これは教育委員会になるのか危機管理になるのかわかりませんが、今ちまたである北朝鮮のミサイル問題で、Jアラートを発令した場合、例えば子どもたちであったりとか児童・生徒が通学している場合、もしくは下校している場合にどういった対応をすればいいのか。何かそういった教育というか、それはされているのかどうか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）国民保護の関係をちょっと総括的にまず私のほうから。

児童・生徒の安全・安心にかかわらず、今、北朝鮮情勢がご存じのとおり状況ですので、非常に緊迫した、あるいは切迫した状況もあろうかと思っております。そういった中で、熊取町も含めてですけれども、全国的に国民保護計画という計画をつくっております、今その見直しの作業を進めておるところです。こういった中で、個別にまた計画に基づいて、学校あるいは住民の皆様への周知であったりとか避難、対処とか、そういったところは各論として個々に進めていきたいと考えております。

あと、今おっしゃられたJアラートに関する知識、情報であるとかそういった危機事象に至ったときの避難の仕方とか、壁際から離れるとか背を低くしてとか、そういった細かなことも含めて今ホームページのほうに危機管理から出ささせていただいたところですので、そういったところを児童・生徒も含めて活用いただければと考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）これは、ある方からのご提案を引用させていただいているんですけども、Jアラート等が発令した場合、通学時間帯であったり下校時刻であったりしたときには、今は子ども110番がございませけれども、そこ以外に建屋の中に入らなあかんということで、協力して下さるそういう緊急避難場所、その拡大というのが必要ではないかなというふうに私も感じております。ですから、そういった取り組みをぜひ教育委員会でも率先してやっていただけたらというふうに感じておりますが、その件についてはどうお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）Jアラートの対応に関しては、今現在、校長を含めて保護者等へ配布するためのマニュアルといいますか、啓発のペーパーを作成しているところでして、今お話があったように、どの時間帯にそれが起こるかかわからないと。それが起こった場合に子どもたちはどういうふうな行動をすればいいのか、あるいは時間帯によっては学校の授業をどうしていくのかであるとか下校時刻が近いときにはどう対応できるのかというようなところを、今細かく、どうしていくかということを検討している最中です。だから、校長は校長で話をまとめ、教育委員会と一緒に話をしながら保護者にどのように啓発していくのかと。

ただ、なかなか実際難しい問題が今ございまして、今お話のありました例えば子どもたちが建物の中へ入る、本来は地下等があればいいんですけども、そういったところがないという状況の中でどこへ逃げ込むのがいいのかといったところというのは、まだ課題として残っております。だから、その辺のところをどう開拓していくのか、どんなふうにご協力いただけるのかというようなところについては、まだどうしていけるかということがはっきりとしていないというのが現状です。

ただ、何か起こった場合にどうするかということについては今も鋭意検討している最中でございますので、できるだけ早く保護者にもこういった方向で進めたいと思っておりますということをお伝えしたいと。ただ、一点難しいのは、余りに細かくし過ぎててもがんにがらめになって動きがとれなくなる、大ざっぱ過ぎたら今度はどうしたらいいかというのがわからないということで、そこが今、我々が一番頭を悩ませているところでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）これはもう要望だけにしておきます。

きのうたまたま商工会でBCPについてということのそういう研修会がございまして、やはりそういう意味で、いかにそれを想定して動けるかという、マニュアルづくりに特化するのではなくて、そういった意識を子どもたちにも先生たちにも周りの方にも植えつけるかというのが大事かなと思います。ぜひ、検討しているのをしっかりと進めていただけたらというふうに感じております。

次、もう時間がございませぬので、大きな2番の子どもたちの体力アップについてということで、幼児からの町独自の体力アップに向けた取り組みについてお聞きしたいと思います。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、子どもたちの体力アップに関するご質問のうち、1点目の小学生又は幼児からの町独自の体力増進に向けた取り組みについてご答弁申し上げます。

まず、小学生など子どもの体力増進につながる取り組みの現状についてご説明申し上げます。

子どもの体力の向上を直接的に目指した取り組みとしては、南小学校と大阪体育大学が連携して進めている南小学校体力向上プロジェクトがあります。このプロジェクトについては、平成28年度

の途中から新規事業として実施したものであり、今年度も年明けの1月下旬から2月中旬にかけて、朝の始業前の時間を利用してマラソンの練習を行う予定になっています。また、このプロジェクトでは、小学5年生を対象として行われる全国体力テストに備え、小学校4年生を対象に握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、20メートルシヤトルランの8種目の体力測定を実施する予定でございます。

また、子どもの体力向上のみを目的としたものではありませんが、広くスポーツ振興の観点から、スポーツ推進委員協議会を初め体育協会所属の各連盟、スポーツ少年団、ひまわりドームの指定管理者、大阪体育大学等と連携し、子ども向けのスポーツ体験会の実施など、スポーツを始めるきっかけづくりとなる事業に取り組んでいるところでございます。

今後も、各種団体等と連携しながら子どもの体力向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）南小でやっておる体育大学との連携でということでしたけれども、今現在、熊取町と体育大学でダッシュプロジェクトというのをやっております。その項目の中に、小学校の放課後の体育施設を利用し小学生を対象としたスポーツクラブ活動実施とあるんですけども、学校の中でのうまく体力アップにつながるような体育大学との連携というのをぜひ熊取町で構築していただきたいと考えています。それが、ひいては熊取町の子どもたちは何か知らんけれど体力テストをやったらいつも上位におるなというふうにできれば、熊取町はやはり教育に力を入れているまちなやな、スポーツにも力を入れているまちなやなとなるかなと思います。ぜひ、その辺期待したいと思えます。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）さきの議員全員協議会、あれはその他案件ということでご意見を賜る機会がなかったんですが、その会議終了後、佐古議員からまさに小学校の体力向上という文言を入れてほしかったというコメントを受けまして、その翌日に第8回目の打ち合わせがあったわけですが、そこでしっかりと体育大学のプロジェクトリーダーの方にもお伝えしまして、そのことを強く認識していただきまして具体的な今進めるプロジェクト項目が上がってきております。その中でしっかりと小学校の体力向上に資するということも明記されてございますので、その点につきましてはご安心していただきまして、先方もはっきりとその点について力を入れていきたいとおっしゃっておりますので、強く進めてまいりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ、この熊取町から進めていただきたいと思えます。ご期待しております。

続いて2つ目、本町でのオリンピック関連の取り組みについてどうお考えか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）次に、2点目のオリンピックに関連した取り組みを本町では何か考えているかということについてご答弁させていただきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、一人でも多くの国民がこの大会に何らかの形でかかわっていけるよう、都道府県、市町村を初め各種スポーツ団体等が行う取り組みをオリンピックに関連する応援プログラムとして公認する事業が大会組織委員会より示されているところでございます。

このため、本町におきましても、オリンピック・パラリンピックに向けた機運を盛り上げていくため、町民総合体育大会やくまとりロードレース等の本町で現在実施しているスポーツに関する取り組みを応援プログラムとして登録できるよう、検討してまいりたいと考えています。これまでのスポーツ事業を応援プログラムとして位置づけることにより、幅広く住民にPRするとともに、み



んなで応援し、地域の取り組みからこの大会を盛り上げていくことで、大人はもちろん、子どもたちのスポーツに関する興味、関心を向上させ、スポーツに取り組むきっかけづくりにつなげてまいりたいと考えています。

佐古議員におかれましては、今後とも本町のスポーツ振興にご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）もう時間がないので、端的に申し上げます。

今の答弁を聞いていてもそうですけれども、今までやっている流れを延長しようかという考えは、もちろんそれは大事かなと思います。ですけども今度、違う観点からこういったことができないかというので私、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

オリンピック種目に今回、スポーツクライミングということでボルダリングが入ってございます。ですから、ひまわりドームのホワイエ、吹き抜けのところ、あそこにぜひボルダリング施設というのができないかなと。子どもたちから大人までできるような施設、それをすることで、これは応援プログラムと合致するのではないかなというふうに感じております。ぜひその辺の検討を始めていただきたい、これが1点。

もう一点が、ひまわりドームでの興行目的のスポーツイベントをしたとして、今の観客席は2階しかございません。1階に設けようとしても、これは有償でかなりお金がかかって、仮設のそういったものをつくらないといけません。これはもう前回から申し上げますように、なるべく安い形でも結構です。メインアリーナに手動でも結構ですので可動式の観覧席を設置できないか、ぜひ再度検討をお願いしたいと思います。この辺について、もう一度意気込みだけ聞かせていただければと思います。

議長（坂上巳生男君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）まず、1点目のボルダリングの設置の件につきましては、ひまわりドーム施設の有効活用、さらなる活用という観点からどのようなことができるかということ、今現在施設管理しています指定管理者とも協議しながら検討を進めてまいりたいと思います。

それと、あとイベント時のメインアリーナでの移動式の観覧席についてでございますが、これについては、過去に一度検討したことがございましたが、そのときはかなり高額な費用、それと、重量の問題もありましてメインアリーナの床そのものの補強が必要だというような課題が見つかったところであり、一旦は断念したところでございます。ですが、安いもの、もっと簡易なものということでの検討ということにつきましては、再度調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）最後に一言だけ言って終わりたいと思います。

ぜひ、ボルダリングについても公共施設で、学校であったりとか体育館であったり、ちょっとしたスペースに板等、そういったものを設けてやっているところというのは幾らでもございます。ですから、値段にもよりけりですし場所にもよりけり、そういったことで、研究をぜひしていただきたいなと思います。これは要望です。

前向きな答弁を聞けたかなというふうに判断して、これで終わりたいと思います。ぜひ今までの質問の内容が実のあるものになれたらというふうに思っておりますので、これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、佐古議員の質問を終わります。

次に、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い項目ごとに一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めは災害対策について5点質問させていただきます。

1点目は、平成23年6月議会、そして昨年の28年6月議会でも質問させていただきました被災者支援システムの導入についてです。

平時より災害時における迅速な行政サービスの提供ができるシステムを準備しておくことは極めて有益と考え、被災者支援システムの導入を再三お伝えさせていただいておりますが、検討状況についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、災害対策に関するご質問の1点目、被災者支援システム導入に係る検討状況について答弁いたします。

このシステムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これに被災状況を入力することによって、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元的に管理できるものです。

前回ご質問いただいた平成28年6月議会以降の本件の検討状況ですが、質問いただいてその翌月、7月に西宮市の被災者支援システム全国サポートセンターを早速視察させていただきまして、阪神・淡路大震災の際に西宮市において開発され、その後各自治体において導入が進んだ西宮方式の被災者支援システムの導入検討のため、本町においても調査研究を進めたところですが、昨年10月に大阪府より、府下市町村が共同で導入、利用できる、西宮方式とは異なる被災者生活再建支援システムの共同利用についての提案があり、府下市町村参加のもと導入検討会議が本年2月から8月までに5回開催されたところで、その間、大阪府の共同利用方式と西宮方式について鋭意調査検討を進めていたものでございますが、本年9月において費用対効果を検証した結果、本町においては共同利用システムを採用せず、本年度に更新のおおさか防災ネット上のサーバーを活用し、新たに大きな費用負担を生ずることなく導入が可能な西宮方式によるシステムを導入することが適当と判断し、目下その必要経費について、30年度の当初予算措置を検討しておるところでございます。

なお、30年度から新たな共同利用方式を導入することを決定した自治体は9月時点で府下7団体となったものですが、最終的にこの12月時点においては、やはり経費負担が増大すること等の同様の理由により全ての団体が脱退し、共同利用の導入を取りやめたとのことでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。早速西宮に行っていたということを知って安心いたしました。足を運んで、すぐにぜひともお伺いしたいというふうに昨年の6月議会のときにご答弁いただいておりますので、行っていただいたのかなというふうに思っていたんですが、吉田センター長にお話等を聞いていただいて、結局やっぱり西宮方式のほうを選択したということで、ありがたいと思います。取り組んでいるところは、私も平群町に視察してきて、本当に費用負担等も見ながらそんなにかからないというところに取り組んでいるというところでご紹介をさせていただきました。国のほうも推進しているシステムですので、来年度、30年度から導入ということで、しっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

本当に安全なまちづくりの一步前進、転ばぬ先のつえでございますので、つえをどれにしようかなと悩んでいる間に転ばないようにということで早く、ちょっと年数がかかりましたが、導入の方向になったことを大変うれしく思っております。今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

次、2点目へいきます。2点目は要支援者の避難についてでございます。

災害時の避難に支援が必要な要支援者への手だてをどう確保していくかは、災害対策の重要な柱だと思います。2013年の災害対策基本法の改正で、市区町村に要支援者名簿の作成が義務づけられました。災害時には、行政はその名簿を自主防災組織などに伝え、要支援者の救援に役立てるものとしておりますが、要支援者の避難については地域で連携し、事前に避難方法を想定し、日ごろの防災訓練の中でも実施していくことが重要かと思っております。要支援者に対する避難訓練の実施についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目のご質問の要支援者に対する避難訓練の実施について答弁いたします。

避難行動要支援者における避難訓練につきましては、地元地域との密接な連携協力が不可欠であり、各地区の自主防災組織訓練におきましても、既に一部の地区におきましては車椅子やリヤカーによる避難行動等について取り入れていただいております。したがって、平成30年2月に設立を予定しております自主防災組織連絡協議会におきましても、このような取り組みを自主防災組織に浸透、拡大されるよう、実践事例等の情報提供を行い意見交換の場を設けるなどさらなる働きかけを行い、加えて町実施の訓練メニューに導入することを検討するなど、町ぐるみで地域防災力の向上を目指してまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。来年2月に立ち上げるという自主防災組織連絡協議会、これをずっと要望させていただいております、その協議会を立ち上げていただくということで、39立ち上がった自主防災組織がしっかり連携しながら自助に努めていただくこと、ありがたいかと思っております。その中で、そういった要支援者の避難の訓練もしっかりと協議会の中で推進していただきたいと思います。

要するに要支援者についてでございますが、今、要支援者の名簿というものは作成しているかと思うんです。どの程度作成状況はできているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）こちらにつきましては、ことしの7月時点でございますけれども、全体の要支援者名簿というのが1,163名でございます、そのうち554名の方が同意をいただいております。その中でそれぞれ、個々に350人の方の個別計画を作成しているという現状でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。日ごろの訓練というのも大切でございますが、要するに要支援者をサポートするサポーター、そういった方たちがサポートする自覚を持って当たっていただくことが大切でございます、そのためには要支援者ごとの避難計画というものが必須かと思っております。その分につきましてまだ350人というところでございますが、名簿に対する同意とかも必要でありますのでなかなか進んでいない分もあるかと思うんです。いざというときに本当に自主防災組織でどの方が要支援者なのか、どこにいらっしゃるのかということをしっかり把握していないと、結局訓練していても生かされないかなというふうに思っております。ですので、本人の同意がなくても名簿をそれぞれの組織に提供できるという、そういったことも考えられないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）そここのところにつきましては個人情報というところもございまして、今、議員おっしゃられたところも重要なところであるかなと思うんですが、緊急時というところでもございます。そういったところでは、国等のその辺の方針であったりとかそういうところも十分に確認しながら、ただ、個人情報は重要な部分でございますので、そここのところも大切にしながら、ただ、緊急時ということになりましたらそうは言っておられないのではないかなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ことしの7月に九州北部で豪雨があった。そのときのところで要支援者の避難が円滑に行われた事例があるんですけれども、そこはふだんから名簿情報をもとに要支援者を手助けするサポーターというものをしっかりと育成しております、要支援者の、そしてまた危険箇所とかそういったものについてもサポーターと一緒に確認しながら、支援活動についての訓練等も行って

いるそうなんです。そういうことがあったから円滑に要支援者の救援活動が進んだというふうな事例があったそうなんです。

そういった意味で、個人情報等もあるんですが、要支援者の方の状況というものをサポーターも自主防災組織も平時から連携しておくことが、一番の命を救う施策になるかと思います。そういった意味で、個人情報保護条例とかありますが、それとは別に避難要支援者の名簿につきましても訓練のときにも使えるような、そういう情報提供ができるような、そういった条例改正というものもしていったらどうかというようにも提案させていただきたいんですが、そんなのはどうでしょうか。難しいですか。

議長（坂上巳生男君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 現時点でこれがどういふところではちょっとお答えしにくいかなというふうに考えてございます。ただ、今、議員おっしゃられました緊急時、災害が起こったりとかそういうことになりましたら、今進めています同意であったり自治会の皆様方のいろいろお力をいただいて地域で見守っていくというところ、そこが一番大事になってくると思いますので、さらに訓練をしてこれから進めていくというところの中では、地域の方々にもそういうところに参画していただくような、そういう中で要支援者の方をしっかりとサポートできるような、日ごろからのそういう取り組みというのでも企画部と調整しながら進めさせていただきたいなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。条例改正等は難しいかなというところでございますが、やっぱり要支援者の掌握というものが平時からできたらなというふうに、とりあえず同意をしっかりとっていくことが大事かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。

次に、3点目ですが、地域防災力の強化として避難所運営ゲーム（HUG）の取り組みについてです。昨年6月議会のご答弁で、まずは本年2月に職員を対象に実施していくとのことでしたが、HUGの取り組み状況についてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 続きまして、3点目のご質問の避難所運営ゲーム、通称HUGの取り組み状況について答弁いたします。

HUGでございますが、避難所運営をみんなで考えるための一つのアプローチとして、平成19年に静岡県が開発したカード型ゲーム形式の訓練メニューであり、さまざまな事情を抱える人を避難所にどう収容し、発生するであろうさまざまな出来事にどう対応するかなど、ゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができるものでございます。

これまでのHUGの導入についての調査研究や研修への参加等を通じ、その有用性を確認の上、HUGに使用するゲームツールを購入するとともに、28年度には町職員を対象とした訓練を既に実施しております。さらに本年9月17日には、神戸市の人と防災未来センターより講師を招き、各区、自治会や防災関係機関など約250人の参加を得ましてひまわりドームにて訓練を実施する予定としておりましたが、台風18号の影響によりやむなく中止となったところであり、平成30年度に改めて実施する考えでございます。また、将来的には自主防災組織でも個々に取り組んでいただけるよう、自主防災組織連絡協議会においても自主防災組織の訓練メニューの一つとして紹介するなど、働きかけを行ってまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

今ご紹介いただきました9月17日の神戸市の訓練につきましては、参加しようかなと私も思っていたんですが、台風でなくなったというところで大変残念だったんです。今後、それぞれの自主防

災組織でそういったHUGが利用できるように、またしっかりと指導していただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

次へいきます。4点目は、避難所での要支援者とのコミュニケーションについてです。

要支援者の中には意思疎通に時間がかかる方もいらっしゃいます。例えば耳の不自由な方や外国人の方など、避難所の方とコミュニケーションを進める上で有効とされるコミュニケーション支援ボードというものがございます。資料につけさせていただきます。避難所においてはコミュニケーション支援ボードを活用してはいかがかと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、4点目の避難所での要支援者とのコミュニケーションにコミュニケーション支援ボードを活用してはどうかというご質問について答弁いたします。

コミュニケーション支援ボードは、日常のさまざまな場面において聴覚障がい者や知的障がい者などとのコミュニケーション支援を目的として作成された図版であります。議員のご指摘のとおり、これを災害発生時に避難所において活用することは、避難所運営における障がいのある方との意思疎通の向上に資するツールであると認識しており、今後、大阪府下の導入状況や活用事例など情報収集を行い、鋭意調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）いろいろな方が避難所におられる中で、こういったボードを使って意思をコミュニケーションできるというところで大変有効かと思ひますので、ぜひとも取り入れていただきたいと思ひます。これ、全国知的障害養護学校長会の方が考案されて、資料の中にもありますが、文部科学省も後援してござりまして啓発してござります。また自由にご利用いただけるというところで勧めて推進されておられますので、ぜひともご利用していただきたいと思ひます。河内長野の図書館でも災害用ということで利用しているというものも資料の中でつけさせていただきますので、また参考にしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）鋭意情報収集と研究を進めてまいりたいと思ひます。

ただ、いろいろ我々勉強する中で、今回は避難所という場所に限定した支援ボードということですが、いろいろ調べる中で例えばそういう障がいのある方が駅でのとか、例えば切符を買ったりとかそういういろんな、ホテルであったりあるいはショッピングセンターであったりとかさまざまな場面、シチュエーションを想定してのそういったこともありました。そういった部分は、また健康福祉部局なりそういった福祉分野との調整等も図れればと考えています。あわせてそのあたりの研究も進めてまいりたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）よろしくお願ひします。警察とかそういったところでもこういうのに対応しているようなので、さまざまな、ふれあいセンター等福祉施設、そういったところでは必要かと思ひます。また検討していただきたいと思ひます。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほど企画部長からもお話が出ましたように、障がい者の方にとって意思疎通する手段としての必要性というのは私どものほうも十分感じてござりますので、その辺のところを、避難所での対応等も含めて企画のほうとまた協議を進めさせていただきますというふうにご考慮してござります。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。よろしくお願ひします。

また、次の5点目なんですが、聴覚障がいの方には災害時バンダナというものがござります。バンダナの片方には耳が不自由ですと書かれてあり、もう片方は手話ができませんと書かれてあります。

耳が不自由な方は、外見では障がいの有無がなかなかわかりません。こういったバンダナを希望者へ配布している市町もございます。本町も希望者に配布してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 続きまして、5点目の聴覚障がいの方には災害時バンダナを導入してはどうかというご質問について答弁いたします。

災害時バンダナは、災害時に要支援者が支援を要することを周囲に伝え、また、支援可能な者が支援可能であることを要支援者に伝え、要支援者が支援を受けやすくするためにつくられたバンダナでございます。これにつきましても、議員ご指摘のとおり、災害時に必要な人に必要な支援を届ける上で有用なツールであると考えます。

近隣市町の事例によりますと、岸和田市において聴覚障がい者関係団体より提供を受けた災害時バンダナを避難所に設置しているほか、泉南市においては、バンダナではなくゼッケン等を用いて対応していると聞き及んでおります。

今後におきましては、本町の社会福祉協議会や福祉関係部局等と連携し、大阪府下における導入状況や活用事例など情報収集を行い、これについても調査研究を鋭意進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

今回、聴覚障がいの方という形でバンダナを紹介させていただきましたが、資料にも載せておりますが、ほかには埼玉県越谷市では全ての障がい、私は目が不自由ですとか、また私は体が不自由ですとか避難に支援が必要ですか、そういった文言を入れて、90センチ幅のスカーフみたいなものをかけてという感じで、見えるようにという形で取り組んでいるようでございます。

先ほど、要支援者の支援活動について、同意がないと無理だということがございましたが、いざというとき、有事のときにそのバンダナを同意とは関係なしに個人が持っていて、それをすることによりまして自主防災組織の方とか地域の方がそのバンダナを目にして、この方は耳が不自由なんだとか目が不自由なんだとか、いざというときには名簿の同意とかではなくて、その人がバンダナでもって支援活動できるというふうに思いますので、そういった面で活用をまた検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

では、次へいきます。

次、2項目めへいきます。2項目めは小中学校のAEDについてです。

町内小・中学校のAEDは、主にどこに設置されておりますか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、1点目の町内小中学校のAEDの設置場所についてご答弁申し上げます。

町内小・中学校のAEDの設置状況につきましては、小学校5校のうち3校が職員室内、1校が保健室内、1校が職員室付近の廊下となっております。また、中学校3校のうち1校が保健室内、2校が玄関付近の廊下となっております。

なお、設置台数は各校とも1台であり、廊下に設置している3校については、専用の保管ケースに入れて保管し、いざというときに素早く取り出せるようにしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） それぞれ職員室か廊下、玄関付近ということでございますが、校舎自体に入らないと利用できないというところがございますね。

というところで、2点目に質問します。夜間や休日、学校のグラウンドや体育館を地域の方が利用したり、部活動等も行われていると思います。夜間、休日の学校開放時の緊急事態にどのように

対応されておられますか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、2点目の夜間・休日の学校開放時の緊急時対応についてご答弁申し上げます。

夜間、休日の学校開放につきましては、利用される団体に対してあらかじめ施設利用の遵守事項に基づいた利用をお願いしているところです。このため、利用時における傷害や疾病等への対応につきましては、それぞれの利用団体の責任において処理していただいているのが現状でございます。

なお、緊急時においてAEDの利用が効果的な場合も想定されると思いますが、設置場所や費用等の課題もあることから、今後の検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 今、各小・中学校の外部で利用しているスポーツ団体とか、そういった団体というのは何団体ぐらいあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 現在、小・中学校の体育館や武道館を利用されている団体が66団体ございます。それと、グラウンドを利用される団体につきましては15団体ございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） たくさんの団体が学校施設を利用しているというところでございます。そういった中で、今のところはそういった緊急事態は発生していなかったというところなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） これまで、発生したという事案は聞き及んでおりません。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 夏休みは小学校のプールを開放していると思いますが、そのときはどうしているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 現在のところ、夏休み学校開放をもちろん全ての小学校でやっておるんですけども、AEDの対応については今のところしていないというのが現状でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 今現在そういった緊急事態が発生していないというところで、そのままの状態、費用対効果ということで費用もかかるというようなご答弁があったかと思うんですが、きのうも江川議員の質問の中で、救急車が来るときに泉州南消防では6分42秒ときのご答弁の中であったかと思うんですけども、何かあったときに、心肺停止というそういった状況になったときには一分一秒を争う、少しでも早く処置できることが大切で、早く6分42秒の間に駆けつけてということで命が助かるということがあるかもわからないんですが、やっぱりその状況というものにはわからない。そういったことを考えたときに、せつかくあるAED、そこにあるのに使えないという状況をどう改善すべきかと思うんですが、その辺をもう一度ご検討できないでしょうか。

3点目にいきます。他市でのことですが、夜間に学校の体育館で利用者が心肺停止に陥る事故が起き、校舎内のAEDが利用できなかった事例があったそうです。対策として、屋外型AED収納ボックスを設置し、屋外でAEDを保管できるようにされたそうでございます。

学校施設利用者の方から、今回そういった団体、学校を利用している方から、緊急時や災害時の救命機器として重要なAEDを校舎内でなく屋外に移設してほしいという、そういったお声をお聞きいたしました。いかがお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、3点目のAEDの屋外移設についてご答弁申し上げます。

各学校内でのAEDの設置につきましては、基本的にはAEDを使用しなければならない際に先生方が支障なく使用できるよう、また学校休業日の管理面、いたずら防止といった面からも現在の屋内での設置が適当であると考えております。このため、現在設置しているAEDを屋外に移設するというのは難しいと考えているところでございます。

なお、夜間や休日の学校開放時における緊急事態への対応については、設置場所や財源確保等、今後も検討していく必要があると考えております。

今後とも安全・安心に学校施設を利用できるよう取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 命が大切かと思いますので、せっかくAEDがあるのに使えないという、そういった状態をやっぱり解消していただきたいなというふうに思います。

一部、屋外で設置しているところがございます。費用面では、ちょっと紹介させていただくんですが、神奈川県の大和市と二宮町というところがございますが、屋外に設置いたしました。そういった事案があったから設置したというところがございますが、収納ボックスが一応13万円、そして工事代が11万円で1個につき合計24万円、移動するのに1台24万円というところで、熊取は8校ありますので24掛ける8ということになるんですが、別に一遍にしなくていいと思うんです。よく利用している学校から順番に、2校ずつからでもいいかと思えます。毎年1校ずつからでもいいかと思えますが、屋外移設についてもやっぱり検討すべきかと思うんです。再度お尋ねいたします。

議長（坂上巳生男君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） ただいま、すみません、1点答弁を修正させていただきたいと思えます。といいますのが、先ほど夏休みの小学校のプール開放のときのAEDのご質問をいただいた際に、私は何も持っていきっておりませんという答弁をさせていただいたんですが、これにつきましては、この時間帯はプールの管理室のほうに移動させるというように今現在しておるということでございます。申しわけございません。

それと、AEDの屋外への移設ということでございますが、今、渡辺議員がおっしゃったように、費用ももちろんかかることでございますので、これについてはもちろん引き続き検討というのが必要であろうかと思えます。それと、学校側と協議なしに進めるわけにももちろんまいりませんので、今後、学校側とも協議をしてまいりたいと思えます。

それと、私どもも、学校施設の一般開放という事業につきましては近隣でもたくさん取り組まれておりますので、そういった状況も一回調べてみました。その結果なんですけれども、本町のように利用団体の責任ということで特に何もしていないというところもございまして、あと、議員ご提案いただいているように、屋外の校舎等に設置した事案も確認できております。それとあとは、屋内の保管ではあるんですけれども、どこに保管しているかということをはっきりと利用団体の方にお伝えし、緊急時のことでございますので、この窓を割ってここから侵入して使ってくださいと、そういう周知をされているところというのが3カ所ございました。

そういったことを考えますと、すぐに移設できるかどうかというのは今後の協議等もございましてははっきりと申し上げられないんですけれども、緊急時の対応ですので、できることからまずはやってまいりたいと思えます。どこにあるかという周知とか窓を割ってとかというようなことでしたら特に費用も必要ないので、その辺はできることからやってまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。



8番（渡辺豊子君）検討をさらにしていただきたいと思います。そして、できるならば移設を考えながら、一遍にしなくてもいいかと思います。1校ずつでもいいかと思います。命を救うために、スポーツ団体なので子どもたちも使っているの、子どもの命を救うこと、万が一のことですが、今までそういった事案はなかったということですが、そんなに、1個24万円というところで、1個ずつで考えたらそんなに高い費用ではないかと思いますので、命を守る施策ということで取り組みもさらに検討していただきたいということを要望しておきます。

次へいきます。3項目めは、いじめ防止対策についてです。

文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、2016年度、全国の小・中・高と特別支援学校で認知されたいじめの件数が32万3,808件と、過去最多を更新したそうでございます。それは、前年度より9万8,676件、約44%増加しているようでございます。また、小学校の認知件数は全体の7割を占めているようです。

本町のいじめの現状と取り組みについてお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、渡辺議員の本町のいじめ防止対策と取り組みについてご答弁申し上げます。

まず、1点目の本町のいじめの現状と取り組みについてでございますが、平成28年度のいじめの認知件数は小学校で39件、中学校で17件、小・中学校合わせて56件のいじめを認知しております。

いじめ防止に対する取り組みでございますが、国のいじめ防止対策推進法の施行を受け、学校は各校作成の学校いじめ防止基本方針のもと、いじめ対策委員会を組織し、学校全体で児童・生徒のいじめ事案の未然防止や早期発見に努めております。本町におきましては、いじめのみならず児童・生徒の課題解決のために、スクールソーシャルワーカーを町内で3名配置しております。さらに、中学校には府配置のスクールカウンセラーを3名、教育委員会では臨床心理士4名と教育相談コーディネーターを2名配置しており、児童・生徒、保護者の相談窓口を広く設けているところでございます。また、健康福祉部子育て支援課の児童相談員による家庭支援により、保護者の悩みの的確に、かつ迅速に捉え、適切な支援につなげているというところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）28年度の認知件数を教えていただきました。56件ということですが、その数というのは昨年度、27年度と比べてどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）27年度の認知件数につきましては、小学校で30件、中学校で74件、合計で104というふうな状況でございました。ですから、比較していただきますと中学校は大幅に減り、小学校が若干ふえているということなんですが、ただ、いじめの認知件数、数字についてなんですけれども、やはりいじめについては何が大事かという、認知件数が多いからだめというのではなくて、認知をするということは、やはりそういった状況を発見するという、つまり解決に取り組んでいけるということですので、ですから、認知件数が多いからどうか少ないからどうかではなくて、子どもたちの状況をしっかり見ながら、課題があれば、あるいはいじめがあれば早く見つけて早く対応するという、これを心がけていくということが重要ではないかなというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。どういったいじめが多いのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）いじめについてはさまざまございまして、例えば嫌なことを言うであるとか、あるいは仲間外しをするであるとか、中には例えば昨日、本日ありましたSNS等による書き込みでありますとか、意外と多岐にわたっている状況にございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

認知件数の中で、本町はスクールソーシャルワーカーも増員していただき、相談体制というものは拡充していただいておりますが、またそういった認知した中で解決しているというきのお報告もあつたわけなんです。

今回お尋ねしたいことは、各学校でいじめ防止基本方針というものをつくつたというふうに先ほどご答弁でもありましたが、学校ごとにその方針は違うかと思うんですけども、まずもっていじめをしない環境づくりをしていくことが、認知したからそれを解決するのではなくて、いじめがどんなに悪いことで、人を傷つけるのかというところで、いじめゼロの環境づくりというものをしていくことが大事かと思ひます。

そういった環境づくりをするために、2点目の質問なんですけど、文化庁の文化芸術による子どもの育成事業として車いすダンス講演会が先日、南小学校で行われました。文化芸術による子どもの育成事業は、子どもの豊かな心を育成する事業として国においても私たち公明党が推進している事業でございますので、私と二見議員が参観させていただきました。また、今回の車いすダンス講演会は、障がいがあることでいじめを受け自殺未遂にまで追い込まれた方が、その悩みを乗り越え車いすダンスの全日本大会で優勝した体験もご講演され、障がいのある人とない人がそれぞれの立場で生きていくことや、周りの全ての方に優しくしていくことなど、いじめや人権について考えるきっかけづくりとなる講演会でございます。いじめ防止対策として、子どもたちが自分でいじめや人権について考える機会として大変有効ではないかと実感をいたしました。

子どもたちのために、今後も継続して全ての学校で開催をしていただきたいと思います。いかにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2点目のいじめ防止対策として有効と考える今年度南小学校で実施された車いすダンス講演会の継続と、全校での実施についてお答えいたします。

各小・中学校におきましては、いじめへの理解、人権意識を高める取り組みとして、障がい者スポーツの選手を招いたり、福祉施設と連携して体の不自由な方を招いての講話や体験等、全校とも地域の実態や発達段階に応じて実施しているところです。このような教育活動を継続して実施していることから、全学校で車いすダンス講演会を継続することについては現在のところは考えていないという状況でございます。

いじめは、人として絶対に許されない重大な人権侵害行為であると考えております。今後も、各校がいじめを絶対に許さない学校づくりと、いじめを発見した際に確実に解決できる体制づくりをより一層推進できるよう、関係機関と連携を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 考えていないというご答弁だったんですけども、車いすダンス講演会につきまして南小学校の校長先生の感想とかも聞きたいわけなんでございますが、教育長が参観されました。教育長のご感想をお聞きしたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君） 感想そのものは、やってまずかったというのは全く考えておりません。子どもたちにいいものを見せることができたなというふうに考えておりますが、今、吉田統括が答えましたように、全小学校で実施するかどうかについては、あのダンスを見せていただく、ダンスの講演を聞かせていただくというのは、いじめをなくす、あるいは人権に対する感覚を身につける一つの手段であるというふうに考えていて、それが目的ではないというふうに思っています。だから、学校等でいろいろな目的を目指してさまざまな手段がある中で、それに特化してそれだけを確実に行

いますというような答弁は、やっぱり今のところできないというふうに考えております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） この取り組みにつきまして、各学校に希望をまず聞いていただいたときに、小学校が対象でございますが、5校ともやってほしいという、手が挙がったというふうに聞きました。だから、南小で今回は実施していただきましたが、やっぱり東小も北小学校も中央小学校も、みんなやっていただきたいという思いがいっぱいかと思います。子どもたちに本当にいじめについて考えるきっかけ、また障がいについて考えるきっかけになる、本当にすばらしい取り組みやったと私自身思っております。

それで、ほか、この事業につきましては、奈良県におきましては例年各小学校1校やっております、また大阪府内では、八尾市は各小学校ですとやっております。泉佐野市におきましては、今年度すごくやってよかったので、ほかの学校もということで来年度も実施するようでございます。

費用につきまして、そんなにかかるものではございません。また、文化庁の補助金もございます。そういったところで、子どもたちの本当にいじめ、命を考える、また障がいについて考えるいいきっかけかと思しますので、やらないと言うんじゃないでやっぴり検討していただきたいと思うんですが、やっぱりやらないですか。

議長（坂上巳生男君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 車いすダンスについては、決してそれがだめであるとかというふうなことで我々はご答弁させていただいているのではございません。先ほど教育長からございましたように、この取り組みというのは、目的というのは子どもたちの障がい者理解であるとか、あるいは人権意識を高めていきたいというふうなことで取り組んでいる、そこを目的にしていると。その一つ的手段として車いすダンスだったり、例えば昨日は熊取中学校でシットバレーという、不自由な方が座ってバレーボールをする方を招いたりであるとか、ある中学校では車椅子アメリカンフットボールの選手を招いてご講演をいただいたりというふうなことで取り組みをしております。ですから、さまざまなそういった方々の経験等を聞かせていただきながら、子どもたち自身が心を豊かにして、あるいは障がい者理解等をするということでの一つ的手段として捉えさせていただいていると。

その中で、例えば車いすダンスに関しては当然文化庁からの補助もあるんですけども、当然、町の単費としてもそこそこ費用がかかってくるという状況の中で、もしこれが費用がかからずに文化庁のあれだけでできるのであれば、またそれも学校としては一つの選択肢として選んでいけるのではないかなと思っているんですが、ただ、やっぱり費用がそこそこかかってくるというふうな状況の中で、それを毎年継続してしていくのか、それとも地域にはいろんな資源があるし、あるいはいろんな経験者が無償で来ていただいたりする状況の中で、目標を達成するために何を選ぶかというふうなところで今考えさせていただいているので、車いすダンスが絶対だめとかというふうなことで今ご答弁しているのではなくて、もしうまくそういった形で文化庁のものだけで来ていただける機会があれば、当然各学校は来てもらいたいなということもあるでしょうというふうに思っています。全く否定しているとかそういうものではないので、そこだけのご理解いただければありがたいかなと思っています。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。費用がかかるというところで、泉佐野市は、だからどのメニューで使っているのかなというのを聞きました。そしたら泉佐野市は、まなびんぐサポート事業という事業の中で、今回もそうですが、来年も取り組むというふうに言っておりました。それは講師を派遣している事業でございます。いろいろスポーツ交流とか、また体力向上事業、そういったものをまなびんぐサポート事業の中で行って、講師派遣事業という形で車いすダンスの講演会を来年も招いてやるというふうに言っておりました。

まなびんぐサポート事業のもとになるものは、市単費ではございますが、子育て支援についての子育てに使うてほしいというふるさと納税の寄附金、その分がその中に入っているらしいんです。だから、子どもたちのことを思う、その思いで寄附された資金をもとにまなびんぐサポート事業がありまして、その中からこういったいじめに対する子どもたちの命を守る施策として有効な分野ということで、車いすダンスメニュー、文化庁が推進するメニューを取り入れてやっていくということをお泉佐野市は考えているということだけは訴えさせていただきまして、検討していただけますよう、本当にせめて5校、せめてほかの小学校にも私は見ていただきたいなと思いますので、要望させていただきます。

じゃ、次へいきます、あと時間が10分しかないです。

4項目めはチャイルドファーストのまちづくりについてです。

本年7月、公明党の会派視察で岡山県総社市に行っていました。目的は、子育て王国そうじやまちづくり事業の視察研修です。

まず目に入ったのは、庁舎の入り口、玄関の上に大きく掲げられた子育て王国そうじやという看板でした。子育て支援を最優先に取り組んでいることが全ての来庁者の方に一目でわかるようにしておりました。そこにまちの姿勢があらわれているということが一番に思いました。子育て王国そうじやとは、特定の政策を行っていることをもって子育て王国と称しているわけではなく、まち全体で子育てを支えるという理念をあらわしてそう称しているもので、政策の優先順位を子ども最優先にしているとのことでした。まさにチャイルドファーストだと思います。子育て王国まちづくり事業として18項目の取り組みを紹介していただきました。まず最初に、第一に取り組んだ取り組みは、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるために、子ども条例を平成21年9月に制定したそうです。

子育て支援のまち熊取町も、子ども条例または子ども基本条例を制定し、チャイルドファーストのまちづくりを推進してはどうかと思います。昨年12月議会でも質問させていただきました。町長から中身を精査したいとのご答弁もいただきました。精査し、再考された結果をお聞かせください。  
議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、子ども条例または子ども基本条例について精査し、再考の結果につきましてご答弁申し上げます。

子ども基本条例につきましては、議員より昨年12月議会での一般質問時に子育て支援のまちの基本姿勢を示すためにも必要ではないかのご意見をいただき、前向きに再考したところでございます。再考の結果ということでございますが、当該条例の制定に向けて、本年7月に開催いたしました子ども・子育て会議におきまして、条例の内容の概要や制定時期などについての基本的な考え方をご説明させていただいているところでございます。また、条例に基づく取り組みを計画的に推進していくためにも、熊取町子ども・子育て支援計画とあわせて検討していく必要があると考えております。

そのため、条例制定時期につきましては、当該計画期間の最終年度であります平成31年度までに次期計画の策定作業と並行して条例制定作業を行いたいと考えているところでございまして、制定過程におきましては、子ども・子育て会議のご意見や住民皆様のご意見はもちろんのこと、子どもの意見も取り入れることも想定されますことから、制定までには一定の期間が必要と考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。前向きに検討していただいているということをお全然知りませんでした。子ども・子育て支援計画の中で並行して条例制定に向けて取り組んでいただきたいと思います。

総社市の子ども条例を参考資料として入れさせていただきました。前の大東市や四條畷市と同じように、基本理念、子どもの権利のこと、また家庭の役割、学校の役割、地域の役割、事業者の役

割、市の役割というものを記載しております。そういったものも参考にさせていただきながら、熊取町に合った子ども基本条例を制定していただきたいと思います。そして、子どもたちのアンケート調査もしていただきまして、子どもたちの意見をしっかりと盛り込んで制定していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目、また、総社市は、子どもたちの視点や意見をまちづくりに反映させるための意見表明の場として、そうじゃ子ども会議を設置することができると子ども条例第20条に明記しております。そこに子ども最優先の姿勢があらわれていると思えました。条例に基づき、子ども議会や高校生議会を開催しているようでございます。

昨年3月議会で、18歳選挙制度の導入に伴い、社会の一員としてともにまちづくりをしていくんだという自覚を促すために、子ども議会の復活について質問いたしました。子ども議会について再考された結果をお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、渡辺議員の子ども議会の再考結果についてのご質問にお答えいたします。

以前、子ども議会を実施していた際にも、体験活動というのは日ごろ授業等で学習したことを体験を通して定着させるもので、単発的な経験では定着させることにはなかなかつながらないこと、また、一部の限られた児童しか体験できないこと、どの学校も同じような質問内容になってしまうため調整が難しく、質問内容を考えることに苦慮すること、さらに取り組みの形骸化等も課題として挙げられております。

子ども議会にかわるものとして、本町では平成22年度より町長と児童の交流会を毎年実施しており、より多くの子どもたちがより身近に町政を感じられるよう取り組んでおります。また、中学校においては3中学校の生徒会交流会を実施し、それぞれの学校での生徒の主体的な取り組みについて意見交換を行っております。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、当該学年の発達段階に応じた政治や選挙等に関する授業の充実と、全ての児童・生徒を対象に、各学校において社会の一員として自覚を醸成するよう、さまざまな活動への参加を通し豊かな人間性を育んでまいりますので、ご理解賜りまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）なかなか子ども議会の開催については難しいというところではございますが、総社市では、子ども会議をまず開催し、また子ども議会を開催し、子どもたちが自分が思ったこと、感じたことを表現し、意見を表明したりすることができ、それを大人も支援しますということで、条例に基づいて取り組んでいることが紹介されました。また、高校生議会というものも行っているということで、18歳選挙導入に伴い高校生もしっかりと意識をしてもらってまちづくりに参画してもらおうという意味で高校生議会を開催したというところで、大変これについてもよかったというような感想を聞かせていただきました。

子どもたちの意見をしっかりとまちづくりの中に生かしていく、また、そういった社会というんですか、そういうものについて、子どもたちが自分たちが社会に対して何ができるのかというところでしっかりかかわっていくということを意識するための大きなツール、社会参加できる大きなツールかと思いますが、なかなか難しいというご答弁でした。

やっているところはすごく、先般、泉佐野市は議員がやっているというところで傍聴させていただいたわけなんです、理事者側に議員が座って、子どもたちが同じようにこうやって議会で質問し、議員が答えるという形でやっておりました。傍聴させていただきましたが、子どもたちが本当に真剣にまちづくりについて意見を言い、要望を言い、また考えるというそういった議会になっていたというところで、私たちも本当に子どもたちのそういった姿を見ながら、やっぱり子ども議会の必要性というものをまた感じさせていただいたわけでございます。よそでやっているところにま

た参加していただきながら、もう一度検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。はい。

では、もう時間があれないので、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、渡辺議員の質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩といたします。

---

（「12時01分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君）それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1項目めの子どものがんの予防についてお聞きしたいと思います。

1つ目の熊取町のがん教育の取り組みというのは、どのような内容になっておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、二見議員の子どものがん予防についてのご質問にお答えします。

まず、1つ目の質問についてですが、小・中学校におきましては、学習指導要領に基づきがん教育を行っております。小学校では第6学年の保健領域「病気の予防」の中で、中学校においては第3学年の保健分野「健康生活と病気の予防について」の中で、がんの種類やその原因となる生活環境等について指導をしております。

また、小学校では警察官を講師として招き非行防止教室を実施しており、その中で喫煙防止、飲酒防止について触れております。中学校においても、第1学年で喫煙防止教室、第2学年では飲酒防止教室を行い、それらの行為ががんの発生につながる可能性について指導しております。喫煙防止教室においては、がん経験者を講師として招聘し実施している学校もございます。

さらに、平成27年度には中学校1校にてピンクリボンによる出前授業を実施しました。平成28年度には全中学校において同様の出前授業を実施しております。これらの出前授業についても、がん経験者を講師として、中学校3年生の女子を対象に女性特有のがんについて学習する機会を設けております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

私たちも、中学3年生の女子でしていただいている出前授業、ピンクリボンの授業は見ていただいたんですけども、中学3年生の女子に限ってという授業だったかなと思うんです。できればもっと広い学年でというふうに思っているんですが、小学校、中学校も一応保健の指導要領に基づいてされているということで、授業としては、やっているという方向でしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員からお話がありましたように、教科書の中になんというふうな内容がきっちり明記されるようになりました。これは、学習指導要領の改訂の中でがんについてしっかり学ぶようにというふうに示されているということで、教科書にも出ています。その中の例えば後ろの資料等には、がん経験者のお話でありますとか、あるいはがん予防のために何が大事かというようなことが書かれておりますので、授業の中できっちりと指導させていただいておるといってございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。取り組みとしてはそうやってやっていたというところで、2つ目になるんですけれども、大阪府では府独自でがん教育の取り組みを実施しているようですが、がん対策基本法が平成28年12月に改正になり、新たにかん教育について記載をされました。第23条に「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というふうにあります。

また、第3期がん対策推進基本計画が平成29年から34年までの6年間というふうに10月に閣議決定をいたしました。個別目標として、国としても全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるというふうにあります。文部科学省の示した学習指導要領改訂予定ということで、統括理事もご存じかと思うんですが、小学校では平成32年から、また中学校では平成33年からがん教育を全面実施予定というふうにするようになっております。

国の教育庁のほうでは、主体的に文部科学省受託事業として、平成26年から28年の間にかん教育総合支援事業というのを実施いたしておりました。これは既に終わっております、手上げの分だったんですけれども、それに伴いまして平成27年度からは地域の実情に応じたがん教育の実施を、大阪府としてがん予防につながる学習活動の充実支援事業として、これは健康医療部が主体となって府独自の取り組みで公立中学校で実施をしているような状況であります。財源につきましても、大阪府ががん対策基金を活用しておりますので、講師の確保等、予算というのは市町村にかかることはないということで、とてもありがたい事業かなというふうに思っております。中学校の要望を確認しながら講師の確保も府がしていただけるということで、これもありがたいなというふうに思います。

現在の取り組みの中学3年生の女子だけでなく、全学年で外部講師、病院の先生であったりとか、またがん経験者を講師とするような、直接全体的に話を聞く機会を設けることが有意義になるのではないかなというふうに思って、質問させていただいております。

文部科学省で作成されておりますがん教育推進のための教材とか、また指導参考資料としてもパワーポイントでの補助教材もありますので、熊取町としても府の健康医療部が主体としているがん教育の実施というふうに取り組むのはどのようにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目の質問についてご答弁申し上げます。

今年度当初に府教育庁よりがん予防につながる学習活動の充実支援事業のモデル校募集があり、各中学校へその旨を既に周知しております。この府の事業につきましては、府下国公市立中学校528校に対して16校のみが対象となっている現状でございます。現在、本町から応募している学校はありませんが、1つ目のご質問でお答えしたとおり、各校において教育課程に基づき、各校の実態に合わせてがん教育を行っておるという現状でございます。

今後も、児童・生徒の発達段階、各学校の実態に応じて、教育課程の中にかん教育を位置づけ、児童・生徒が生涯を通して心身の健康の保持、増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）このままの状況でいくというようなお考えでいらっしゃるということですか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）この事業につきましては、先日も府の教育庁へ行った機会にこれを所管しております高等学校課の保健体育のほうへ話も聞いてまいりました。現段階でどういったところがこの事業を活用しているかというふうな状況についても、きっちり聞かせていただいております。

その中で、大体多くは近隣のお医者に来ていただいてがんについてのお話、ご講演もしていただいているという状況で、ただ、今までもこの事業を使わなくても、本町においても医師等を招聘して、先ほども申しましたように、がんの経験者等にも来ていただいてがんについての学習もさせていただいているという状況です。ですから、学校に対しては当然ながらきっちり周知もさせていただき、学校の教育課程の中で必要であれば応募してくださいということで勧めてはおりますけれども、現段階では上がってきていないという状況にあるということで、もし今後そういった学校から手を挙げるのであれば、その活用についても当然ながらしていきたいというふうに考えておるといふ状況でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）これ、行われたところの支援事業の実施前と実施後のアンケートというふうなものを見せていただいたんですけども、その中で、「がんの学習は健康な生活を送るために重要だ」というふうな問いで、実施前は「そう思う」が65%、実施後には84.4%と、19.4%アップした。また、「がんになっている人も過ごしやすい世の中にしたい」というふうな問いに、実施前は「そう思う」が62.7、実施後には74.1と11.4%アップしております。がんと健康についても、まずは身近な家族から語っていこうというふうな、それも「そう思う」というのが、した後は15.8%アップということで、効果を見たときに、各項目においては学習したらこれだけいいんやというのがポイントがアップしているということで、大阪府としてもがん教育の重要性を認識して推進されているかなと思うんですけども、熊取町は独自にやっている分だけで、中3だけとか授業だけでいいんじゃないかというふうなお考えでいいということですか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）小・中学生に対してがん教育を行うという意味は、私は2つあると考えております。まず一つは、がんという病気について知識として理解すること、それから何よりも大事なものは、がんにならないために、がんだけではなくて病気にならないために日ごろの生活をどうしていかなければならないのかということ自分で考え、自分の健康管理ができる子どもたちを育てるということ、後者の部分につきましては、これは病気等について学ぶだけではなくて、例えば、がんの原因の一つにストレスというのがあるというふうなことも言われています。例えば、ストレスをためないためにどういう方法があるのか、また、社会の中で人間関係を良好に力づくでいける力であるとか、先ほどからありますコミュニケーションする力をつくるのであるとか、あるいは食生活を考えると、だから、子どもたちが発達していく上で、がんの病気について学ぶだけではなくて、日ごろの生活の中で自分たちはどういうふうにしていかなければならないのか、規則正しい生活をしていかなければならないといったようなことをみずから考え、取り組むことが私は大事だと思っています。

ですから、広い意味で捉えてみますと、事業の中でがんについて焦点化して学ぶことだけががんの予防の教育ではなくて、日ごろの学校生活や友達との関係性や特別活動やら、いろいろな取り組みが実はそこにつながっているのではないかなと我々は感じております。ですから、そこを子どもたちにも理解させるような働きかけということ、これも含めてやっていくというふうなことが大事だと思っておりますので、教育活動全般で子どもの健康、基本的な生活習慣を考えていく、そして病気を予防するという視点、ですから病気についても学ぶ機会は必要やし、それ以外のことについてもしっかり学ぶことが大事だと、教育活動全体で考えていくことが大事だというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）がん教育を指導要領にも全面的実施で入れていくということの意味としても、やはり重要な教育であるということから指導要領にも入るといふ部分を考えてときに、前倒しではありますけれども、もう少し踏み込んだ勉強ができればいいかなというふうに思っております。2人に1人ががんにかかるとか、周りにいたりとか、家族の中にもがんの患者がいらっしゃるのかというの



を考えたときに、しっかりと、先ほど統括理事がおっしゃられたような知識であるとか原因は何であるかという部分を学習の中でしっかりと入れていただきたいというふうに思います。

府の事業でありますので、決められた財源は要らないですけれども、時間的に授業の時間をあけていくとか、その辺の部分はすごく中学校は大変かなというふうに思うんです。そこをどこの授業を使うかというのは全て学校でお任せになっているかとも思いますし、講師に関しても、このような方と言ったらそれを派遣していただけるということで、やっぱり体験も教科書にも載っているということですし、大事かと思うんですけれども、白衣を着たお医者に来てくれるとか、そこら辺で意識も変わるし、直接そういう専門の方からのお話を聞くということも物すごく大事じゃないかなというふうに思いますので、しっかりと検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）当然、今、議員がお話いただいたように、専門家を含めいろんな方から学ぶという機会というのは大事だ思っておりますので、学校の状況に応じながら、そういうところを含めてしっかりと検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）しっかりと、じゃ、すみません、検討をまた要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3点目ですけれども、これもがん予防の観点からなんです。受動喫煙によるがんのリスクから子どもを守るため、子どもを受動喫煙から守る条例をつくってはどうかという質問をさせていただきたいと思います。

受動喫煙を受けている者の罹患リスクというのはすごく高いかなというふうに思います。国立がん研究センターの発表で、肺がんが1.3倍、脳卒中も1.3倍、虚血性心疾患も1.2倍で、SIDS4.7倍など、少なくとも年間1万5,000人が受動喫煙を受けなければがん等で死亡せずに済んだと推察されております。東京都では全国初で、子どもをたばこの煙から守る条例として、罰則を設けず努力義務とする啓発的な条例ができました。子どもの健康に悪影響があることが明白な受動喫煙の防止について、理解と協力をもって条例の実効性が担保されることがすごく重要ということで、この条例ができたのかなと思うんですけれども、罰則のない努力義務であっても、条例によって子どもに受動喫煙させることを避けるべきだというふうな啓発活動というんですか、それも行きやすくなるのではないかなというふうに考えられます。

子どもは一方的に危害を受ける立場であり、みずからの意思で受動喫煙を避けることが困難で、受動喫煙からの保護の必要性が特に高い存在であります。子どもの健康を守るため、少なくとも努力義務、啓発の条例は必要かというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目の子どもを受動喫煙から守る条例につきましてご答弁申し上げます。

本年10月に、東京都におきまして子どもを受動喫煙から守る条例が全国で初めて成立いたしました。この条例は、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための環境の整備に関する事項を定めており、罰則規定はなく、都民への啓発を目的とした条例であると認識しております。

受動喫煙の防止につきましては、健康増進法第25条におきまして「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定められており、また、本町における第2次健康くまとり21におきましても受動喫煙防止を柱の一つとして位置づけ、既に啓発などに取り組んでおります。

このことを踏まえすと、ご質問の条例の制定につきましては、現時点におきまして具体的な条例制定の予定はございませんが、今回のご質問を機会に、当該条例の趣旨や制定目的などについて深めていくとともに、引き続き、健康くまとり21に基づき、妊娠中の禁煙指導を初め、乳幼児健診

やがん検診、健康教育、健康相談などを実施する際に、喫煙マナーやたばこによる健康被害に関する正確な知識の啓発を行っていくことにより、住民全体、ひいては子どものがんに対するリスクの軽減に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）たばこによる健康被害については、健康くまとり21の中にも受動喫煙の防止として、喫煙者は子どもやたばこを吸わない人の前では吸いませんというふうな文言も入っておりますし、最近家庭でも、お父さんとかお母さんとか吸われる方は換気扇のところに行って吸われたりとか、おうちの中でも吸われないようにしているとか、また、家じゃなくて外に出て吸われている方とか、それは子どもに対しての防止なのかどうかちょっとわからないんですけども、そのようなこともされていて、それが受動喫煙を防止するためなのかどうかというのはわからないですけども、そのような感じでされている方もいらっしゃるようです。

ことし制定されました手話言語条例も、条例制定によって意識とか取り組みが本当に変わったのではないかなというふうに思っております。罰則のない努力義務の条例で理念の部分でありまして、子どもに受動喫煙を避けるべきというふうな意識ができるんじゃないかなというふうに思います。

熊取町は、子育てのまち熊取ということで、どこよりも早く、やっぱり子どもの健康を守ることにもしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、熊取町におきましても計画に基づいて、受動喫煙の防止に対して努力義務ということで取り組んでいるところです。やっぱり健康増進法の施行に伴いましてその機運が高まったかなというふうに思っております。現時点でこの法律に基づいた取り組みで十分なのかということにつきましては、そうではないというふうに理解しておりまして、特に子どもの場合は、議員ご指摘のとおり、環境を自分である程度制御することができないということ踏まえますと、やはりそういう理念的なところも大事であるかなと思います。

ご答弁の中にもありましたけれども、そういうところをまずは東京都が制定した条例などの考え方なども研究していきたいなというところで、入っていききたいなというふうに思っております。この条例制定、東京都でもいろいろ賛成派、反対派あったようなので、そこらもひっくるめて研究していきたいなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）たばこを吸われる方にとってはとても大変なことになるのかなというふうに思っておりますし、でも健康を考えたときに、避けることができない子どもたちということも考えたときも、そこら辺のことを前向きにまた取り組んでいっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の災害時の対応についてお聞きしたいと思います。

1点目、町では災害が発生したときに防災行政無線でお知らせをしています。平成27年度にデジタル化し、31局になりましたが、聞こえないというふうに言われる住民がたくさんいらっしゃいます。これをどのように対応されているのかなというふうなことをお聞きしたいと思うんですけども、防災行政無線というのは、万一の地震、台風などの災害時において各種の災害情報を迅速、的確に町民の方々に伝達することを目的に設置しているということも考えたときに、聞こえる方、聞こえない方がいらっしゃるというのはどういうふうなことなのかなというふうに思うのですが、そこら辺いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、災害時の対応についてのご質問の防災行政無線が聞こえない住民へ

の対応について答弁いたします。

ご質問の防災行政無線につきましては、平成5年度に28局の防災行政無線を整備し、平成12年度から14年度で6局を追加整備、34局で運用を行っていたものですが、平成27年度には、機器の老朽化や国のデジタル化推進の方針を踏まえ、デジタル防災行政無線へ抜本的に更新するとともに、音達範囲の拡充のためさらに5局を増設するとともに、音声の到達範囲の広い長距離スピーカーを7局導入し、町内39局のデジタル防災行政無線を整備して平成28年4月に運用を開始したものでございます。

これにより、音声の到達範囲の拡大や聞き取りやすさについては一定向上できたものと考えており、ご質問の聞こえない等のご意見に対しましては、本町ホームページや毎月号の広報くまどりの枠外を利用した紙面において、放送が聞き取りにくかった場合の対処としまして、放送後の2時間は電話により放送内容が確認できる旨の案内をしております。また、広報紙の本文におきましても、本年10月号広報において同関連記事を掲載し、住民の皆様にご案内させていただいたところでございます。

このほかにも、防災関連情報については、本町ホームページにおきまして、お手持ちの携帯電話やパソコン等のメールにおいて防災情報メールを受信する方法もご案内しており、地震、台風、各種警報や避難勧告、避難所の開設情報などについても大阪府のおおさか防災ネットに登録いただくことで防災情報を直接受信できるなど、総合的に対応を図っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）野外スピーカーというのは、設置の近くの方はすごくうるさく感じる方もいらっしゃるって、音が遠くに行けば行くほど小さくなって、音をうまくできるように波長の長い部分を使っているのかなというふうには思うんですけども、でも、なかなか今、家とかも気密性というのが高くて、家の中ではまず聞き取れなかったりとかというふうな場合もありますし、じゃ、音量を上げて下さいということにもなると近くの人のはうるさいという、そこら辺がすごく難しいかなというふうに思います。

2番目の質問になるんですけども、基地局をふやしてきたかなというふうに思うんですが、これ、局をふやせばもう少し聞こえにくくなるのかなというふうに思うんですけども、予算とかもあると思うんですが、そこら辺はどんな感じですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）2点目の局をふやす予定はないのかについて答弁申し上げます。

1点目の答弁のとおり、直近では27年度の整備において5局を増設し、長距離スピーカーも7局導入するなど、町内39局のデジタル防災行政無線の整備を抜本的に図りまして、平成28年4月に運用を開始しております。

議員ご指摘のとおり、近年の気密性の高い部屋を閉め切った状態であったり、風向きや災害による大雨時等におきましては聞き取りにくい状況も発生すると考えられますが、本町防災行政無線においては、基本的に市街地を中心に全エリアをカバーしており、また聞こえにくい場合における電話確認等の対処方法もございますので、新たな整備費用もかさむなど、現時点では局の増設は考えてございません。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）増設はなかなか難しいかなというふうに思っております。

防災行政無線は、スピーカーは4つですか、ついておりますよね。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）物によっては1つのトランペットの分とかもございまして。本町も含め、物によって形式とか機器が違いますので、一様ではございません。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）自分とこの住宅でいいますと、国際村なんですけど、高い位置に防災行政無線がありまして、スピーカーが3つか4つか何かついているんですけども、音はどうなんですか、上に上がるんですか。とてもその近くを通ったときは聞こえるんですけど、本当にすぐそこで、もう離れてしまうとなかなか聞こえにくいというふうなことも多々ありまして、うちもほとんど聞こえていないような、何を言っているかわからないような状況なんです。そのときに、スピーカーの角度とかというのは変えられるんでしょうか。幾つかついているスピーカーであれば、もう少し角度をつけるか何か、大概同じ角度を向いているんですけども、そこら辺は何か手を打つことはないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）角度については、導入時、その機器の業者と最適、最善な角度で調整して設置しております。基本的には、それを変更するという考え方は持ち合わせておりません。先ほどおっしゃられたように、通常のトランペットスピーカーは半径大体300メートルで、基本的には四方に、おっしゃるように4つつけているところ、あるいは長距離スピーカーも半径500メートルで4方向に基本的には設置する方向になっております。

調整どうこうと、可搬で自動で動くというものではないので、冒頭申し上げたように最善、最適の音量、方向等で調整されたものということで、ご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

聞こえなければ仕方がないかなというふうな感じにしか私は今、聞こえなかったんですけど、3番目になるんですけども、戸別の受信機とか、この前、家を二重サッシにしているのも全然聞こえないという住民がいらしたんです。その方は二重サッシにされていたら当然聞こえないんだろうなというふうに思ったんですけども、普通にいて聞こえない場合、戸別で受信を受けたいとか受けられるとか、そういうのは何か考えていないんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、3点目の聞こえにくいところには防災行政無線の戸別受信機を考えていないのか、こういった点につきましてご答弁申し上げます。

本町におきましては、先ほど来申し上げますように、町内39局のデジタル防災行政無線の整備や補足的な電話案内のほか、携帯電話等に対する緊急速報メールの発信などにより一定の情報伝達が適時適切に図られているものと認識しており、府下では千早赤阪村や太子町での整備が見受けられますが、近隣の自治体等におきましても戸別受信機の整備は行ってなく、経費の面で新たな投資や継続的な維持管理経費も必要となるこうした戸別受信機の整備については、現状では困難であるものと考えております。

今後も、的確に災害の状況を見きわめつつ関連情報の発信に努めてまいりたいと存じますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）戸別受信機は、開発していくのも高いというのでなかなか難しいのかなというふうに思うんですけども、高齢者の方、おひとり暮らしの方であったりとか、また、ちょっと障がいのある方、聴覚障がいの方とか視覚障がいの方の対応というのは、情報をとる分ではどのようにされているのか教えていただいてもいいですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）第一義的には、やはりなかなかそういうハンデのある方の情報というのは、非常にやりとりというのは重要だと思っております。そういう認識はございます。その中で自助、共助という点で、先ほど避難行動要支援者の話にございましたように、やはり近隣、近傍の自治会の中での相互のそういった方への配慮、支援等が重要になってこようかと思っております。

それとあと、補足ですけども、先ほど来申し上げますように、ホームページやあと携帯、

スマホ等への防災情報メールを使っていたりとか、あるいはフェイスブックなんかでも今情報提供等、いろんなSNSと申しますか、できる限りの媒体等で情報発信には努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

高齢の方で携帯を持っておられない方とかというのもたくさんいらっしゃいますし、受信設定すれば入ってくるから携帯を持っていたら何とかなるという場合もあるかと思うんですけども、携帯自体を持たれていない高齢者の方であったりとか、先ほどおっしゃっていたように自主防災組織が立ち上がって、そこで要支援者の登録をさせていただければそこら辺の部分はカバーできるのかなというふうに思うんですけども、自分自身が障がいがあって、何かファクスであるとか電話とか、事前に町で登録していただければファクスが流れてくるとか、何かそういうふうなことで対応もしていただくというふうなお考えというのはないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今おっしゃられたファクスとか他の機器類、そういった何か新たな情報媒体とか、そういったものは情報収集なり研究を今後進めてまいりたいと考えています。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）そこら辺も研究をお願いしたいなというふうに思っております。

携帯を持っていれば緊急メールがすぐく鳴って入ります。それを持たれている方は防災行政無線が聞こえなくてもいいんですけども、持たれてなくて聞き漏らしたり聞こえなかった場合、電話でどうぞとおっしゃって、町のほうは電話をかけていただいたら2時間はそれを流していますということなんです。これ、テレホンサービスを利用してくださいというふうにおっしゃられていて、何でうちが聞こえへんのうちに電話せなあかんねんというふうにおっしゃられた住民もいらっしゃったんです。

みんな同じように聞こえているんだったら聞き漏らした自分が悪いから自分のお金で電話したらいいんですけども、これ、テレホンサービスはフリーダイヤルになっていないような状況で、やっぱりお金を使って、自分の身を守ることでありますのでそれは当然かなというふうに思うんですけども、そこら辺のサービスとして、テレホンサービスをフリーダイヤルにするとかというふうなお考えというのはないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ほかの自治体等の問い合わせ回答も再度確認いたしますけれども、私らの知る限りでは、やはり通常のこういった電話で対応しているというふうに認識しております。先ほども申し上げたように、いろんなファクス等も含めてですけど、ほかに媒体として何か費用対効果の点で使える手段等も研究を進めてまいりたいと思います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）テレホンサービスにかけてこられる方はたくさんいらっしゃいますか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ちょっと件数は今手元に持っておらないんですけども、先ほど、基本的には防災行政無線が聞こえないということで、そういう苦情等、ご指摘等は統計をとっておりまして、28年4月から本格導入ですけども、27年12月から試行導入しておりますので、今約2年たちまして、6件そういったお電話をいただいております。ですから年に3件程度、今ご指摘のような聞こえないということで、そういったご相談なり苦情の電話をいただいております。

ただ、難しいのは、その反面やはりうるさいという、聞こえないというのよりもそれを超える件数で、これは8件ですけども、同じ方とかも含めたら10件ぐらいなんです。そういったバランス等もなかなか難しいのかなと。いずれにしても、今あるこういった手段等をさらに、より住民に向けて使いやすい、そういう費用のかからないというか、そういったことは研究を進めてまいりたい

と考えております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）しっかりと検証というか、聞こえているところはいいですけども、聞こえていない方、音量も一定そんなに最大にされていないというふうにお聞きして、本当の災害のときは最高レベルにするというふうにもお聞きしていますので、そこら辺もあわせてもう一度検討していただきたいと思うのと、私、前にも言わせてもらったんですけども、コンピューターの声がやっぱり聞こえないんじゃないかなという、すごく抑揚をつけて、何か女の人なのか男の人なのかちょっとわからないような音なんですけれど、あれがとても何か私は聞こえない要件じゃないかなというふうに思っているんですが、そこら辺もあわせてまた検討していただきたいというふうに要望しておきます。

次に、4点目に移ります。

避難所でのお湯等飲料水の確保のための災害協定の推進について、被災者に飲料を提供することを目的に飲料メーカーとの災害支援協定を進めてはどうかというふうに思っております。資料にもつけさせていただいたんですが、地震とか津波とか台風による風水害被害がとにかく最近たくさん発生しておりますので、被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要であるということで、飲料自販機の中には災害時に被災者に対して無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機というのがありまして、各地方自治体において、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体があるというふうにお聞きしました。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機というのは、災害発生後、電気、水道が確保されれば災害時にお湯、お水、特にお湯が無料でできるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理において大きなメリットがあるというふうに言われております。資料にもつけさせていただいたんですが、私もこの機械を初めて見たのが大阪市の厚生年金病院、今の大阪病院ですか、そこの病院に行ったときに、病院の中にはこれが全部設置されておりました。各階ごとに何台も設置されていて、ああこういう自販機があるんやなど。通常の時も、飲み物以外に水は常にコップも出てきて飲めるというような自販機でしたので、すごく便利だなというふうに思ったんです。

熊取町においても、自販機とかいろいろ入札とかでもされているかなというふうに思うんですけども、災害協定の締結を組んで、こういうふうな災害対応型紙カップの自販機の導入を検討すべきじゃないかなと思うんです。福祉避難所であるふれあいセンターなどでは入れていただけたらいいんじゃないかなというふうに思っておるんですが、この辺はどうでしょうか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、ご質問の4点目、飲料メーカーとの災害支援協定を進めてはどうかについて答弁申し上げます。

本町におきましては、平成25年8月に大阪いずみ市民生活協同組合と災害時における物品の供給協力に関する協定書を締結し、ご指摘の災害時における飲料等の優先供給と輸送について災害協定を締結してございます。また、備蓄水については熊取町地域防災計画に基づき各小・中学校の避難所において備蓄しているところでございますが、議員ご提案の飲料メーカーとの支援協定につきましても、被災時の有効な飲料確保の手段の一つと考えられます。

近隣自治体におきましては、岸和田市が飲料メーカーと災害時における飲料水の提供に関する協定を締結している状況は把握しておりますが、今後も、飲料等の確保の有用な手段について、他の自治体の取り組み状況を注視しつつ、本件についてのさらなる情報収集や調査研究に努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）実績も少しここに載っているかなというふうに思うんですけども、つくばみらい

市の鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から1カ月、10月10日の避難所閉鎖まで約8,000杯提供された。また熊本地震では、災害協定締結先の、これは医療機関なんですけれども、1日最大500杯提供されて、各地から派遣されたDMA Tの方からも、水は備蓄して置いておけるものでありますけれども、お湯というものがすごく助かったというふう実績の部分で載っていたので、前向きに検討していただけたらなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）資料のご提示ありがとうございます。書いておるとおりだと思います。やはり温かいものというような、こういったお湯とかは必要性からいっても重要かと思えます。

そういった意味で、熊取町は災害時等におけるLPガス等の供給に関する協定等も平成18年、10年以上前ですけれども締結しておりまして、例えばひまわりドームなんかでしたら、そのためのカセットコンロややかんとかそういったものも一定備蓄しておりますし、炊き出し用の大きな釜等もございますので、そういった意味で、そういったところにも対応は可能かなと思えます。いずれにしても、こういったものがどの程度避難所、今おっしゃられたようなところとかで導入されていくのかということはどういう程度研究してまいりたいと考えております。

近隣をざっと見ましたら、あと泉佐野市なんかでも例えば自動販売機の設置の公募をするときに災害対応型清涼飲料水等の自動販売機の設置事業者を募集しますと、そういうふう条件づけしているところ、こういった方法もございますし、直接危機管理でどの施設を管理等がございませんので、町内でそういった施設管理の部署であったりとか、あるいはそこについて指定管理とかをやっているところとか、例えば今おっしゃられた福祉避難所であればふれあいセンターとかひまわりドームもその他避難所に当たっておりますので、そういったところを優先的にそういった条件づけをして求めていくことの有用性等は検討してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく願います。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。前向きにこういう自販機、お湯とかを沸かせばガスとかということもありますけれども、電気が多分一番早くつながるかなというふうに思っていますので、すぐに自販機で押せばお湯が出てくるというような形というのはすごく大事なかなと思えます。また検討をよろしく願いたいと思えます。

続きまして、3点目の転入定住促進について、毎度毎度聞かせていただいておりますが、平成30年からの10年間で第4次総合計画の基本構想、基本計画が策定され、実施計画においては3年ごとの見直しで取り組むことになっているかなというふうに思っております。その中で、町の財政においては厳しい現実があり、行革にも取り組みながらの実施計画というふうになるかなと思えます。

パブリックコメントで住民のご意見を見させていただいたときに、やっぱり熊取町は子育てに関する町への期待というのがすごく大きいなというふうに感じました。財政をふやす施策を講じていきながら、子育て世帯が熊取町は子育てしやすいなと本当に口コミで広がっていくことで子育てのまち熊取町というのが広がっていくように思っていますので、そのような施策に期待をしておりますが、1番目、その部分を踏まえまして、町としての税収をふやすような施策というのは何か考えておられますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、1点目のご質問、税収をふやすための施策につきまして答弁申し上げます。

まず、町政を運営していく中で、住民サービスの維持、向上や社会情勢を見据えた柔軟な行政運営のために安定した税収の確保は必須であり、その中でも税収の増減につきましては生産年齢人口が大きく影響するものと考えております。

本町では、昨日のご質問でも答弁しましたとおり、生産年齢人口の中でもとりわけ子育て世代と想定します25歳から39歳の人口確保に重点を置きまして、これまで積み上げてまいりました充実し

た子育て・教育施策を中心としたプロモーション活動とともに、平成25年からの3年間実施いたしました7つのインセンティブの転入・定住促進策による人口確保に基づく税収増に努めてきたところでございます。

今後につきましても、これまで着実に積み上げてきました充実した子育て・教育施策を中心とした転入・定住促進のプロモーションによる生産年齢人口の確保に努め、議員ご指摘の税収入の増加、ひいては住民サービスの向上にしっかりとつなげてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）今何か考えていることはないということですか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それは2つ目のご質問でご用意させていただいているんですけども。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、2つ目の若い世帯が転入したいという施策をお願いします。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、続きまして2点目の若い世帯の転入を促進するための施策につきまして答弁申し上げます。

1点目の答弁のとおり、本町では、生産年齢人口の中でもとりわけ子育て世代と想定します25歳から39歳に対しまして、これまで着実に積み上げてきた充実した子育て・教育施策を内外ともに幅広くPRすることにより、転入・定住促進を図ってまいりました。

平成30年度からは、これまでの取り組みにあわせまして、新機軸による転入・定住促進策として、かねてから二見議員、また昨日の浦川議員よりご提案いただいております3世代同居近居支援策などをあわせて実施することで、さらなる若年世代の転入・定住促進につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）具体的には決まっているのでしょうか。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）現時点で、2つの施策につきまして具体的な検討に入っているところでございます。一つが、先ほど申し上げました3世代同居近居支援といったところです。もう一つが独身寮、社宅の誘致支援といった内容でございまして、3世代同居近居につきましては、現在、子ども世帯が近居する場合に取得する住宅に対しまして、固定資産税の課税免除を基本として税務課と調整しているところでございます。また、独身寮、社宅誘致、こちらにつきましては、本町の空き土地が少ないという事情を考慮いたしまして、企業そのものの誘致ではなく、一例を申し上げますと、りんくうタウン、また関空での企業に対して補助金を出して社宅を誘致し、住まれる従業員の住民税を確保していこうという、このような施策、この2つを今のところ具体的に検討しているといったところでございます。

それと、いずれの施策につきましても現在検討中、設計中ということでございますので、一定30年度の当初からの施策の開始を目指しておりまして、詳細につきましては2月の会期前の議員全員協議会でご説明したいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。3世代同居近居していただけるということで、また社宅誘致ですか、すごく考えられたなというふうに思っております。

もう一つ提案させていただきたいなというものがあるんですけども、以前にも質問させていただいたんです。国の結婚新生活支援事業というのを提案させていただいたかなと思うんですけども、これは結婚に伴う住居費や引っ越し費用の補助ということで、支援が拡充されましたので、今年度の事業の対象世帯が所得300万円から340万円未満になりました。補助の上限も18万円から24万



円にふえたということで、国が4分の3補助して自治体としては4分の1の負担というふうな仕組みになっているんですが、支援する自治体も、昨年9月の時点では101だったんですけど、ことしの10月には231まで広がっているということで、これ夫婦年間所得なので、年収ではありませんので、年収としてはちょっとあれですけど、440ぐらいになるというふうに考えられるかなと思っております。奨学金を返還されている世帯というのはその分も控除できるということで、すごくいい政策やなというふうに思っております。

先ほど、同居近居もですけども、転入してもらうのに呼び込む施策という言い方は悪いかもしれないですけども、まずはそれで見ていただいて、住んだらやっぱり熊取町は教育の面もすごいなというふうに思ってもらえるようなものでやっていただきたいなというふうに思っておりますので、またこの辺も検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君）新婚新生活支援ですが、こちらは、国の最新情報によりますと、30年度の概算要求で所得要件が現在の340万円から380万円に緩和されまして、そのかわり町の単独費用が3分の1、若干ふえるというふうな、こういった情報は入手してございます。

また、この施策につきましても先ほどの2つの施策とあわせて今般の検討施策の一つとして検討してまいりましたが、諸般の事情によりまして、いわゆるこの諸般の事情といいますのが、大阪府内でもまだ若干少数団体であるのかなというふうに分析しておるんですけども、いずれにしましても、本町におきましてももう少し他の団体の状況などを見ていきたいと、このように考えておりますので、引き続きこの施策につきましても研究をさせていただくということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ちょっと金額も変わっているということで、町の持ち出しも大きいという部分も厳しいかなというふうに思うんですが、呼び込む施策ということで考えていただけたらなというふうに思っております。

それでは、最後の3点目ですけども、空き家、所有不明の土地ということで、そこら辺の以前に質問させていただきました空き家対策というのは進んでいるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、3点目の空き家や所有者不明土地の活用はどうかについてご答弁申し上げます。

転入・定住促進に空き家を活用することにつきましては、今後増加が見込まれる空き家、空き地の解消とあわせて本町への転入・定住をご検討されている方に対する住居の確保につながるものと考えており、一定の効果が見込めることから、現在、空き家所有者と空き家希望者の橋渡しとなる熊取町空き家バンクの来年度開設に向けた準備を進めているところでございます。

もう一つの所有者不明土地についてでございますが、今後、人口減少や高齢化の進展に伴い増加が懸念されており、これらの土地の活用については所有者特定に多大の時間、費用が発生するなど、多くの問題が生じている現状でございます。このため、現在、国においてこれらの土地の活用を進めるための検討が行われているところでございまして、今後、この動向を注視していきたいと考えております。よろしくご理解いただきますようお願いいたしますし、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）空き家バンクは来年度開設ということで、前向きに前回の質問のときもさせていただいて、さほど動いてはいないということですか。着々とということよろしいんですか。

議長（坂上巳生男君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）府内でも新たに設置される団体とかも出ておりますので、その辺の状況も踏まえて着々とという形で、できるだけ現在空き家になっている家を持たれている方が気軽に相

談いただけるようなことも検討いたしまして、そういうような中でバンクの設置というふうな形で現在準備を進めているという状況でございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

土地の先ほどの不明というところで、熊取町は持ち家率が高いということもありますし、固定資産の税収とかいうことも考えたときに、登記の部分と固定資産の分というのは別の形になるかなというふうに思っているんですけども、今後、国が所有者がわからない土地を公共目的などに利用できる仕組みを検討していくというふうなこともありますし、亡くなられた方がスムーズに相続して所有者不明の土地をふやさないように、亡くなられたときに相続登録を含む手続を窓口でしていただければいいんじゃないかなというふうに思っているんですが、ここら辺はされているんですか。

議長（坂上巳生男君）塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）所有者不明の土地についての相続に関する事で、固定資産税の担当をしております私から答弁させていただきたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、所有者不明の土地というのは現在、死亡によって変更の登記がなされていないというふうな土地がございます。しかしながら、固定資産税につきましては課税標準額が30万円未満のいわゆる免税点ということで、税金の課税されない土地であるとか、また水路、ため池といった税法上の非課税というふうな土地もございますので、そういう土地を除きまして、課税に当たっては、所有者が亡くなっておる場合でも相続人を選任していただいて納税義務者というのを特定させていただきまして、適正に固定資産税の課税、徴収を行っておりますので、そういった意味では、所有者不明の土地というのはないというか、賦課漏れはないというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

まちづくりとか、また防災の妨げにならないような形で、不明な土地が出ないようによろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、二見議員の質問を終わります。

次に、重光議員。

2番（重光俊則君）それでは、議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

本会議には、熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についてと熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についてという議案が審議されることになっています。これらの議案は、今後の熊取町の行く先を決める計画で、非常に重要な議案であります。これまで私は、議会質問や委員会において部長や理事の方々に時にとても辛辣な言葉を投げかけてきたことがあります。このたびの第3次行財政構造改革プランでは、アクションプラン（素案）において各部長や理事の皆さんの真剣な検討姿勢を感じ取ることができました。

町のトップである前町長は、自分が言ったことや気に入らないことをするととんでもないお仕置きをするということもあったように私は思っておりまして、職員の皆さんが言いたいことも言えない8年間があったと私は思っております。現在の藤原町長は、職員や住民の皆様は何をすべきかを明確には示さないで、皆さん、いい案を出してくださいといった姿勢がよく見られると私は感じておりました。そういう意味で、多くの職員の皆さんは戸惑われた2年間だったのかと私は感じております。

平成28年度の決算が経常収支比率99.9%となりましたが、この程度は大阪では普通だよとおっしゃる幹部の方もおられたかに感じたことがありました。しかし、このたび示されている第3次行財政構造改革プランからは、各部長の皆さんや理事の皆さんのこのままではいかんという真剣な取り

組み姿勢を感じ取ることができました。

藤原町長は、これまで実施したタウンミーティングにおいて、平成30年度以降、持続可能で身の丈に合った行政運営の実現に向けて、抜本的な改革に聖域なく取り組むことを住民の皆様に約束されました。これから来年度の予算編成や投資的事業の選択などの重要な検討課題が待ち受けておりますが、皆さんの知恵を最大限に絞っていただき、将来の熊取町を救っていただきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、本日の私の一般質問は、これから熊取町の活性化のために解決していかねばならない項目の何点かを選んだと思っております。

最初の質問項目は、外環状線の4車線化です。

これまで、熊取町民は長年にわたって毎日ひどい渋滞を体験し、多くの政治家が外環の渋滞緩和を公約に掲げてきました。しかし、ここ10年間一向に具体的な計画が見えていません。せんだって大阪府から、岸和田南海線の外環までの延長と泉州山手線の事業化計画が示され、その後、外環の4車線化に取り組むといった計画が示されました。これは、外環の渋滞というのは熊取町の悪いイメージの代表的なものですが、国道170号（大阪外環状線）の4車線化に向けた熊取町の取り組みはどうなっているのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） まず、1点目の国道170号（大阪外環状線）の4車線化に向けた町の活動につきましては、現在、暫定2車線供用区間に伴う慢性的な交通渋滞が発生している状況であり、本町域内において計画幅員相当の事業用地取得が完了していることから、緊急時の迅速な対応及び交通渋滞解消に向け、全線4車線化への早期事業着手について大阪府に対し機会あるごとに要望しているところであり、今年度におきましては、7月5日に事業の実務担当である大阪府岸和田土木事務所長と町長との意見交換会の際に、国道170号（大阪外環状線）の4車線化及び都市計画道路大阪岸和田南海線の早期完成について強く申し入れを行いました。8月28日には、大阪府町村長会を通じ、国道170号（大阪外環状線）の計画幅員の早期完成を図るよう、大阪府に対し要望を行ったところでございます。

また、11月17日には、3会派の大阪府議会議員団を通じて平成30年度大阪府当初予算に対する要望書を提出した上、意見交換を行ったところでございます。また、11月22日には藤原町長が松井大阪府知事と面会し、直接、国道170号（大阪外環状線）の4車線化及び都市計画道路大阪岸和田南海線の早期完成について要望を行ったところでございます。

今後も、大阪府に対しまして機会あるごとに、都市計画道路大阪岸和田南海線の早期事業完了とあわせまして国道170号（大阪外環状線）の4車線化に向けた早期事業着手を強く要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 重光議員。

2番（重光俊則君） これまで何回も外環の4車線化について要望してきたということなのですが、外環の4車線化がなぜ必要かという説明資料を熊取町は持っているのか、それから、車両の通行データ等から外環の4車線化は必須のものであるというような資料をもって大阪府に働きかけをされているのでしょうか。その辺の資料というのはございますか。

議長（坂上巳生男君） 泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君） 本町におきまして、そのような資料は今のところございません。ただ、大阪府もこの4車線化につきましては、今年度の7月7日に大阪府域における道路整備についてということで市町村を対象に説明会がございました。その中でも、大阪外環状線の4車線化事業化ということで本町の熊取町久保付近約1.7キロメートルについては位置づけされているところでございますので、大阪府も4車線化につきましては必要であるというところで考えられているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）大阪府は必要性は考えているけれども、やはり大阪府に対して書面をもって、データをもって、4車線化をやってよと言うだけで4車線化はならないと思うんですよ。外環の車の流れ、これをデータをとって、明らかに岸和田南海線が通じて山手線が出てくるとその間を抜ける車はふえるわけですが、当然、さらなる渋滞が予想されるわけです。だから、一番最初に取り組んでもらわなあかんのは4車線化なんです。言葉でもって4車線化をやってよと言っても、それだけで動くような行政ではないですよ。大阪府にしてもそれだけの金はあるのかということになりますと、やはり国にも働きかける必要があるんじゃないかと思うんですが、国への働きかけはしなくていいと考えられているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）まず、大阪外環状線につきましては国直轄事業ではございませんので、まずは大阪府に要望するということでございます。

あと一点、議員は先ほどから岸和田南海線と泉州山手線ができてからというお話をされているんですけど、現時点での大阪府の考え方といたしましては、大阪外環状線の4車線の計画区間につきましては、貝塚市界から都市計画道路大阪岸和田南海線までの区間となっております。交通分散が可能となるよう、事業中である都市計画道路大阪岸和田南海線の泉佐野市界から国道170号（大阪外環状線）までの間の完成後に事業化を判断していきたいということで、現在のところ伺っております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これは、大阪府がそういう考えで進んでいるよと、熊取町はそれでいいですよという考え方に従いますよ。大阪府は本当に外環の4車線化を早期に取り組むことを約束しているのか、それだけのお金は確保できると思われるのか、その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）岸和田南海線完了後ということで聞いておりますので、まだ岸和田南海線につきましては、28年8月の大阪府の中期計画に特に第2期事業区間、府道泉佐野打田線から国道170号までを着手する区間として位置づけられたところでございます。現在、大阪府のほうでは28年度から用地測量等も入っておりますし、今度詳細設計にも入っていくということを聞いてございます。この区間ができた段階で大阪外環状線の4車線化に取り組んでいきたいということでございますので、ちょっとまだ数年先のことなんで、予算額ベースでの話までは至ってございません。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今、外環の4車線化を大阪府に任せている状態だけでええのかということで、それ以上の働きかけをするかどうかところなんですよ、熊取町が。岸南線ができてから、そこからちゃんとやりますよということを言っているから、それを信じてやりましょうということですけども、それであつたらいつまでたっても外環の4車線化は実現できないと思うんですよ。

事業用地はもう確保されていると。そこに大阪府が決断して早く取り組んでいただくということをお願い込んでいく、これがやはり熊取町の町長の仕事やないかと思うんです。それは、そのために政治家を動かす、そして何回もやはり頼みに行く、その熱意をもってやっど道筋ができるんであつて、今までの話は、大阪府がこう決めてやったよと、だから待っどけよということで受け取っているだけなんです。これでは、やはりなかなか外環の4車線化というのは実現しないと思うんですよ。事業用地があるんだつたらそこをぜひともやってもらおう、これは、もういろんなあらゆる手を尽くしても頼み込んでいくということをやっていかないといけないと思うんですよ。

そういうためには、やはりきちんとした説明資料を、大阪府も大阪府の金だけで国道ですからやるわけじゃなくて、やはり国からの補助も必要となってくるわけでしょうから、国からの補助もと

れるような働きかけもする必要があるんじゃないかと思うんです。その辺はどうなんですか。大阪府だけに今、面会して頼みますよと言っているだけで実現するのかどうか、その辺の見込みはどう考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）ちょっと日にちは忘れたんですけども、国の国道事務所の所長が町長に面会に来られたときにも、町として大阪外環状線の渋滞が慢性化しているというところでご要望したところでございます。ただ、大阪府事業となっていることから、国のほうからも大阪府にはそういう事情が熊取町にあるということは伝えておくということで、できるだけ早く事業化するようにということで、私たちも応援はさせていただくというような内容のお答えをいただいたところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう国のほうからも応援するよということがあるのであれば、やはり藤原町長は国にも大きな働きかけをしていくと。そして、超党派で19区から2人も代議士が出ているわけです。その2人の代議士にも十分に働いていただいて、熊取町の要望をあちこちから伝えていくという活動がやっぱり必要だと思うんですよ。その辺については、やはりまだ十分に一番行きやすいところに行かれていると思うんです。

これから熊取町のトップとして、全方位外交ということで町民のために実現すべきことについては国や府に働きかけていくことが必要だと思うんですが、その辺については町長はいかにお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）その件につきましては、議員からそういう発言がありましたけれども、以前から、全方位外交ということではないですけども、政党にこだわらず、熊取町のそういった安全・安心、生活の利便性も含めた考えのもとにあらゆるところへ要望活動は行っているつもりです。偏ったそういった要望活動は行っていないというふうには私は思っております。皆さん方の思いはどうあるかわかりませんが、これは全て熊取町民の生活の利便性、安全・安心を求めている町政運営ですので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

私が特定の政党の公認やというふうなことは、皆さん方の中ではお考えはあるかもしれませんが、それは大きな施策としての枠でありまして、熊取町政に関してはそれは別の問題だというふうには思っておりますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の町長の発言から、やはり熊取町のトップとして住民のために必要なことには汗をかくということが伝わってきましたので、議員も力を合わせてやっていくということで真剣に取り組んでいきたいと思えます。

そして、外環の4車線化につきましては、やはり口頭じゃなくてそれなりの、本当は大阪府がそれをつくって私たちに提示してもおかしくはないんですが、熊取町としてはこれは絶対必要であることを1枚の紙で説得できるものを持って、あちこちの政治家、それから国の機関、大阪の機関に足しげく通うことが必要だと思いますので、そういう4車線化に向けた熊取町の考え方を示す資料をまず作成していただくとともに、場合によっては外環に大きな立て看板を立てるなども町の活動としてはあり得るのかなということを思います。

町民が長年外環の渋滞を緩和してよというのがあるけれど、今までに何にも進んでいない、これを打破していただくには藤原町長に頼むしかないと思えますので、ぜひそれには力を入れてやっていただきたいと思えます。何かありますか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）議員のおっしゃられるとおりで感じております。この渋滞というのが町

のイメージを悪くしているというところも心得てございます。

ただ、一つご理解いただきたいのが、岸和田南海線が外環と交わる場所から泉佐野側というのが4車線にはならないと、今のところ2車線であるということと、あと、それに伴って岸和田南海線ができることによって交通分散が図られて、渋滞解消がまずはできると。ですから、4車線化を岸和田南海線の交差点まで持っていったところで、そこからまた渋滞が発生するという原理につながってきますので、その辺のご理解をまずやっていただきたいのと、あと一つは、町長も先ほどおっしゃられたように、4車線化というのはもう以前からずっと要望している案件でございますので、今後、機会あるごとに要望はしてまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今おっしゃった中で、外環の渋滞というのが今は1車線で流れているわけです。だから、長さが例えば500メートル渋滞しているときに、もしそれが4車線になっていけば、それは半分になるわけです。車の長さというのは、車列がふえる分だけ単純に半減されるわけです。そして、側道へ逃げていく車がたくさんあります。そういう意味で、4車線にするだけで大部分の渋滞は緩和されると私は思います。今、とまっている車が長くて信号がたくさんあるから、後ろの車が動き出すまでの始動時間がすごくかかっているわけです。その長さが半分になるだけで非常に短縮されるのは、データをとれば一目瞭然だと私は思います。

そういう意味で、今は仕方がないやというんじゃなくて、4車線化にすることによって車の流れが非常によくなるというところをやはりデータで示せると思っていますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。これは要望しておきます。

次の質問です。次の2つはもう直前に具体的な計画検討されている事項だと思うんですが、まず2番目は、ひまわりドーム下の通学路でもある歩行者通路の拡幅工事、これはいつ実施するのかということと、その費用と財源、それについてご説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）続きまして、ご質問の2点目、ひまわりドーム下道路の歩行者通路の拡幅工事の実施時期と財源についてご答弁申し上げます。

ご質問の町道久保高田線のひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点間の約320メートルにつきましては、つばさが丘地区及び高田地区から町立東小学校への通学路に指定されており、現在404人の児童が利用していますが、朝夕の通勤通学時間帯において車両通行が著しく、特に泉佐野市方面や貝塚市方面への通過車両が増加している状況となっております。

当該路線につきましては、平成25年度に中間見直しを行った第2次道路整備計画に優先度の高い路線として位置づけられるとともに、平成27年1月策定の熊取町通学路交通安全プログラムにおいて安全対策必要箇所として位置づけられたことから、平成27年度に道路予備設計業務を実施し、今年度におきましては泉佐野警察等関係機関と協議を進めながら道路詳細設計及び用地測量を実施しているところであり、来年度より用地交渉を進め、事業用地の確保ができ次第拡幅工事に着手できるよう鋭意事業に取り組んでいるところでございます。

なお、財源につきましては、国からの社会資本整備総合交付金と町債を活用し、事業実施してまいります。

今後におきましても、交付金の確保に努めながら早期事業完成を目指し鋭意事業に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）次の煉瓦館入口の紺屋上橋の拡幅、これは今測量等をやられていましたけれども、これはいつ実施するのかということと、その財源はどうされるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）それでは、ご質問の3点目、煉瓦館入口の紺屋上橋の拡幅時期と財源についてご答弁申し上げます。

煉瓦館入り口の紺屋上橋につきましては、平成24年度に実施しました橋梁長寿命化修繕計画策定に係る橋梁点検におきまして修繕が必要な健全度Cランクに判定され、計画的に対策を検討していく橋梁に位置づけられてございます。

また、平成28年5月に二級河川住吉川の河川整備計画が策定され、河川断面等の諸条件が確定したことから、平成28年度に紺屋上橋の修繕予備設計業務を実施し、今年度におきましては、大阪府等関係機関と協議を進めながら河川整備計画と整合を図りつつ橋梁詳細設計業務を実施しているところであり、今後、事業進捗が図れるよう財源確保に努めながら、橋梁修繕工事に着手できるよう鋭意事業に取り組んでまいります。

橋梁修繕工事につきましては、熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき優先度の高い橋梁から順次工事を行う予定であり、来年度は向田橋のかけかえ工事を予定しており、紺屋上橋につきましては平成31年度にかけかえ工事を予定しているところでございます。

なお、財源につきましては、先ほどと同様、国からの社会資本整備総合交付金と町債を活用し、事業実施してまいります。

今後におきましても、交付金の確保に努めながら早期事業完成を目指し鋭意事業に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）いずれも社会資本整備総合交付金、これをいただいて実施するということですが、それぞれ今の費用見込みというのはもうでき上がっているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）町道久保高田線の拡幅事業でございます。これは超概算でございます、ただいま詳細設計中でございますので。工事費につきましては、工事費と用地費を含めまして約1億6,000万円程度と考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）2点とも費用を教えてください。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）紺屋上橋につきましては工事費で6,000万円程度と考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これらについて、資本整備交付金というのは黙っていてもいただけるものなのでしょうか。それとも働きかけをしないと確保できないのか、計画を出したら当然ついてくるものなのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）やはり国全体のパイがございまして。全国からこの交付金を要望されています。そんな中で、やはり交付率は悪うございまして。悪いときでしたら約60%程度、今年度で80%程度でした。やはり100%の交付金というのはいただけない状況でございまして。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）100%は非常に無理な状況にあると思うんですが、50でも60でも取ってくる。それと、これも国に事業計画を明確に早くつくって、概算費用であっても説明に行くということが必要になると思うんですが、その辺はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）現在、基本的には大阪府取りまとめで全ての経営計画書を提出させていただいております。もう来年度に向け、要望も行っているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）町は大阪府を通さないと全ての要求は国に伝わらないわけですが、これも国へも要望していくと、熊取町はこういうことでこれを府に強く働きかけているということを示して

いただくというので、先ほどの外環と同じような位置づけで、早く動き出しをしていただきたい。そのためには早く資料をつくっていただきたいと思います。

それからもう一点、煉瓦館から外環までの道路の拡幅というのは、まだ計画の考えは生きているよというような言葉を聞いたことがあるように思うんですが、これはどういう状況なんですか。議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）続きまして、ご質問の4点目、煉瓦館から外環状線までの道路の拡幅の検討についてご答弁申し上げます。

ご質問の町道五門七山線につきましては、大阪外環状線紺屋交差点から旧国道170号までの区間につきまして、町道五門七山線道路整備事業として平成14年度より整備に向けた地元協議を鋭意進めてまいりましたが、事業に対し一部の方からご協力が得られず、平成18年度に事業休止となったものでございます。現在は、平成25年度に中間見直しを行った第2次道路整備計画に基づき、幹線道路である町道小谷穴釜線や町道久保高田線など優先度の高い路線から事業を進めているところでございます。

また、町道五門七山線につきましても、第2次道路整備計画に生活道路として優先度が高い路線として位置づけられているものでございますが、来年度予定しております道路整備計画の見直しの中で必要性、実現性などを考慮し総合的に判断してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これ、煉瓦館から外環までのところで道路を拡幅していくというのは、非常に難しい事業であるというのはよくわかります。ただしかし、1回計画が休止になっているわけですが、やはりこれは熊取町の悲願であって、そこに服部議員も言われていました大型バスも入れないような状況を解消するという意味で、これは熊取町にとっても非常に重要な路線であるということで、住民の方々の理解を得ていくという活動はやはりもう一回再開していくということが必要だと思っておりますので、その辺をぜひ進めていっていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2番目、永楽ゆめの森公園の来園者数についてということで、平成28年度と29年度の毎月における永楽ゆめの森公園の来園者数の比較を表で示していただきたいと思いますということですが、これについて簡単にご説明いただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の平成28年度と29年度の月ごとに永楽ゆめの森公園の来園者数の比較及び夏季の来園者数の確保のために水遊び場の設置は検討しているかについてご答弁申し上げます。

まず、1点目の平成28年度と29年度の月ごとの来園者数の比較につきましては、お手元にお配りさせていただきました資料のとおりでございます。11月末までの来園者数では全体的に減少傾向になっており、夏季の6月から8月の3カ月間で見ますと、平成28年度は3万598人、平成29年度は2万5,245人で、17.5%の減となっている状況でございます。

永楽ゆめの森公園につきましては、夏場の暑さをしのぐことができるようミストシャワーを6月より設置しているところであり、今年度につきましてはユニバーサルブランコ付近に1カ所増設し、熱中症対策などに取り組んできたところでございます。

2点目の水遊び場の設置検討につきましては、設置費用などを検討したところ、規模などにもよりますが、一例としまして直径8メートルの円形の水遊び場を設置する場合、設計費用も含めると約1,000万円の費用が必要となり、新施設は交付金対象とならないこともあり、厳しい財政事情の中、夏場の来園者数の増加を見込めるほどの水遊び場の設置は非常に難しいと考えているところでございます。

なお、来年4月より指定管理者における管理がスタートすることになりますので、指定管理者の



専門的なご意見などもいただきながら、夏季における来園者数の確保のため引き続き検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）来園者数が4月から今年度は11月まで示されておりますけれども、6月は5月に比べると、雨季ということもあるかもわかりませんが、やっぱり暑さのせいも加味されて5月の半分と。7月は5月の4分の1に近い値、8月は7月とほぼ同じ。9月も、暑さのせいもあるかもわかりませんが復活していない。こういう状況にあるのは、今の永楽ゆめの森公園に行ってもミスがあるだけで、永楽ゆめの森公園で冷をとるというような場所ではないということがもう認知されて、これがどんどん進んでいきますと、永楽ゆめの森公園は春と秋、せいぜい春が一番いいかなという程度のイメージになってしまいます。

やはり間断なく子ども連れのお客が入ってくるようにしていかないと、3カ月も4カ月も暑いときに行かなくなると、その公園のイメージというのはどんどん行きたくなる方向に行ってしまうと思うんです。だから、そういうところで水遊び場というのは、夏場において多くの公園で水遊び場があって、子どもたちが来て親御さんとにぎわっている、それはどんな水遊び場かという、泳ぐような深さはなくて、水でぶちゃぶちゃとちょっと靴先だけがぬれるとか、大きなシャワーを浴びるとか噴水を浴びるとかそういった、小さい子が親御さんがすぐそばにいらなくてもちょっと先で遊べるような状況をつくっている公園というのは、夏場の来客者は多いと思うんですよ。

今、川や海に子どもを連れて行って遊ばせる親御さんというのは物すごく減っていると思うんです。やはり安全な公園に行って、そこで小さい子どもたちと一緒に水で遊ばせる、そこで冷がとれるというのであれば、お母さん方も一緒に、特に永楽ゆめの森公園は春のイメージもいいし、あいう芝生もありますし広場もあるし、テントも張れるしというようなところもあって、非常にいいイメージになると思うんです。そういうところで、費用が1,000万円かかりますというのはわかります。1,000万円とか1,500万円かかるかもしれませんけれども、ある程度子どもたちが、特に7、8というのはもう夏休みですよ。夏休みで兄弟そろってそういう遊び場に行きたいというふうなときに水遊び場があるというのは非常に重要だと思いますので、1,000万円だからやるかやらないかというのはその結論を出さずに、本当に1,000万円かけてやって来場者がどれぐらいふえるかということの見込みも検討していただいて、効率的な遊び場をつくるということで検討していただきたいと思うんです。

これは、指定管理者になってからそのアイデアを聞くよということになってはいますが、いいアイデアを出してくれたらいいですけども、特に、やはり費用がかかりますから、これはいいアイデアが出たら、それを実現化するためにどれぐらい費用がかかるかを検討していただくのは町の責任だと思うんです。今の状況で、もう少し1,500万円ぐらいかけて水遊びができるかどうかということを含めて、それによって私は人が集まれる公園にできる可能性が高いと思います。特に、夏場安全な遊び場所というのはこの近辺ではないわけですから、ぜひそれを目指してやっていただきたいと思います。

指定管理者に来年度から移行するわけですが、そこに要望事項とかいうのは入っているんでしょうか。夏場の遊び場について検討しなさいとかいう要望は入っていますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）これから指定管理者が決定いたしますと、当然今まで議会の中でも水遊び場については強くご意見いただいていることもございますので、水遊び場も当然含めた形で、より来園者数が増す施策について協議してまいりたいと考えてございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）永楽ゆめの森公園は、私自体は本当に金がかかって大変な公園になっていると思いますけれども、この公園を持ってしまった限りはこれをうまく活用していけるものにしていかないと

と熊取町のマイナスの財産になってしまいますので、それを解消できる方策は皆さんと一緒に考えていって、夏場もにぎわう場所にしていこうということをぜひ考えていっていただきたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は熊取町内の保育所の運営についてですが、熊取町内の公営及び民営保育事業に関して幾つか質問をさせていただきます。

まず1番目は、認定子ども園を含む公営及び民営保育所における受け入れ可能幼児数と入所者の実態はということで、これをご回答いただけますか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、認定子ども園を含む公営及び民営保育所における受入可能児童数と入所者数の実態についてご答弁申し上げます。

まず、受け入れ可能児童数についてでございますが、12月1日時点におきまして、施設の面積基準から算出した場合、全年齢児童で町立が708名、民間が628名で合計1,336名の受け入れが可能となっているところでございますが、現在配置しております保育士数から算定した場合、町立が626名、民間が583名で、合計1,209名が受け入れ可能人数となっております。

次に、12月1日時点での入所児童数についてでございますが、町立が611名、民間が529名で、合計1,140名となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の受け入れ可能幼児数と入所者数の実態というのはわかりました。今ほぼいっばい入っていただいている状況であるということがわかります。

それから、せんだって熊取町に子育てのまちということで引っ越してきたけれど、保育所に行こうと思ったら入れなかったという方がおられました。そういう方が受け入れられる状況に、少しでも待機児童が出る状況にあるというのはそのときに確認したわけです。民間のほうがわかればですけども、町営保育所において正職員と臨時職員の数の実態というのはどういう状況でしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の保育所における正職員と臨時職員の数の実態についてご答弁申し上げます。

12月1日時点で町立保育所におきましては、所長以下再任用職員を含む正規職員45名に対し臨時職員が155名となっており、率にいたしますと正規職員が22.5%、臨時職員が77.5%の割合となっております。

また、民間保育所につきましては、正規職員と臨時職員の割合のみのご答弁で非常に申しわけございませんけれども、平均値で申しますと正規職員が45.9%、臨時職員が54.1%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）民営保育所の場合はそれぞれの民営保育所の努力によって幼児を受け入れするための職員の確保等をされていると思うんですが、町営の保育所において、受け入れ可能人員にある程度余裕を持たないと待機児童解消はできないわけですけども、その辺のある程度待機児童を出さないための余裕率をもって正職員と臨時職員は確保されているんでしょうか、その辺はいかがですか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、入所の児童の状況でございますけれども、特に低年齢児、いわゆる本町の場合は0、1歳児の入所につきまして、そちらのほうで職員がいっぱいいっぱいになっているという状況でございます。比較的まだ受け入れ可能人数に余裕があるというところは、年齢の高い3歳、4歳、5歳といったところは比較的受け入れの幅は余裕があるんですけども、低年齢児は厳しいという状況でございます。そのような中で、後ほどご答弁にもなるんですけども、

保育士の確保が非常に難しいというような状況の中で、余り低年齢児に至っては余裕があるといったような状態ではございません。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味で保育士の確保が大変であるという実態があるわけですが、インターネット等で保育所の臨時職員募集等がいろいろ出ております。熊取の町営保育所の臨時職員の募集時の時給、通勤手当の実態は、貝塚市と泉佐野市と比較してどういう状況にありますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）3点目の町立保育所の臨時職員募集時の時給及び通勤手当の実態と貝塚市及び泉佐野市との比較についてご答弁申し上げます。

本町の正規職員とはほぼ同等の勤務形態であるクラス担任臨時職員の時給は1,190円で、通勤手当の支給はございません。

次に、貝塚市及び泉佐野市における臨時職員の賃金及び通勤手当についてでございますが、貝塚市では時給が1,140円、通勤手当は、通勤距離が2キロ以上で交通機関を利用し、かつその利用区間が片道1キロ以上の場合に片道100円が支給されております。また、泉佐野市におきましては、時給が1,325円、通勤手当は電車・バス通勤の場合定期代として月額5万5,000円を上限に支給、車・自転車通勤の場合は通勤距離に応じて、自転車は月額上限7,100円、自動車は月額上限2万8,500円が支給されることになってございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の状況から見て、本当に泉佐野市が保育士に対する1時間当たりの単価が非常に高い状況で報酬を出しておられるということで、通勤手当は貝塚市も出ておりますけれども、その辺について熊取町が待遇を改善するというようなことは検討されておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）臨時職員の処遇の改善、賃金の単価の改善につきましては、今年度、鯉谷議員からご質問がございましたときにも答弁させていただいております。せんだっての議員全員協議会でも重光議員からご指摘ございまして、総務部よりご答弁させていただいたように、やはり近隣の状況等を踏まえ、人材確保のためには一定処遇の改善というのが必要になってこようかというふうに十分認識してございますので、私も健康福祉部と総務担当部局と今後、協議を引き続き続けていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）子育てのまち熊取町というところで、保育所に預けられない、待機児童が出るという状態は非常に異常な状態だと思います。それをどのようにして解消していくか、貝塚市と泉佐野市と比べて熊取町は子育てのまちやなというところを示していかないといけないわけです。

最後の質問に入る前にもう一つだけ、障がいのある児童がおられますけれども、その人の受け入れ対応というのは公営、民営を含めてどのようになっておりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）4点目の町立及び民間保育所における障がい児童の受入対応についてご答弁申し上げます。

本町におきましては、町立保育所での受け入れを前提に、保護者からの依頼に基づき、障がい等により配慮が必要な子どもの状況に応じて、医師の診断書や保健師の意見書などをもとに加配保育士を配置した上で受け入れする対応を行っております。なお、加配保育士の配置につきましては障がい等の状況に応じた対応をしており、これまでも自閉的傾向や発達障がい、ダウン症、全盲、難聴などを抱える児童を受け入れてきております。また、今年度におきましては57名の児童を受け入

れておりまして、32名の加配保育士が対応している状況でございます。

なお、配慮が必要な子どもの保護者が民間園への入所を希望された場合は、本町から子どもの状況を園に伝え、受け入れが可能であるとの判断であれば入所が可能な状況となっております。また現在、民間園におきましては5名の児童を受け入れており、3名の加配保育士が対応している状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）加配保育士というのは加配の仕事を専門でやられているということでしょうか。時には普通の仕事に戻るとかそういうものではなく、採用のときから加配ということで採用されているということなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）加配保育士につきましては、先ほど答弁で申しましたように、障がい等ということで配慮が必要だということで、1対1になるのか2対1になるのか、それはお子さんの状況によるんですけれども、基本は加配の業務ということに専念してございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）わかりました。そういう障がい者の方に対応する加配保育士の方の人数の確保も、公営保育所でないとなかなか十分に確保できないと思いますので、その辺にも十分配慮していただきたいと思います。

最後にもう一つですが、今後の熊取町内の保育所運営方針として、何をどう改善しようとしているのかと。子育てしやすいまちという町のスローガンとの整合性はどういうことで、今、待機児童が出るか出ないかいっぱいいっぱいのところであると。先ほどの募集する保育士の待遇についても、泉佐野市に比べると極端に差がある。そのような状況の中で、子育てを十分にできる施設と人を持った町であるというところを確保していくために、今、熊取町はどこにどう力を入れて何をしようとしているのか、ちょっとわからないんです。

民間は民間で頑張っているという状況にあるわけですが、その辺について、保育所の運営方針として、今、公営保育所があります。民間もあります。時には民間移行も考えていますというような声もあるわけですが、その辺は今、どういう方向に町の保育所運営あるいは民間を含めて持っていこうとされているのか、その辺はどういうお考えでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、5点目の今後の熊取町内の保育所運営方針の改善内容及び「子育てしやすいまち」という町のスローガンとの整合性についてご答弁申し上げます。

現在、保育所運営につきましては、多様化する保育ニーズに応えていくことができるよう、公、民が役割分担しながら一体となって、子育て支援のさらなる充実を図るために、保育を必要とする全ての方が安心して子どもを預けられるよう保育サービスの充実を努めているところでございます。

しかしながら、現在の状況といたしまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、保育の施設面ではおおむね充足されているものと考えてございますけれども、年度途中の入所申し込みなどに対応するための保育士確保に苦慮する状況が続いておりますことから、待機児童を出さないよう保育士の確保を図るため、臨時職員の賃金等の処遇改善の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、子育てしやすいまちという町のスローガンとの整合性についてでございますが、子育てしやすいまち熊取のさらなるブランド力の向上を図るために、社会状況の変化により高まっている長時間保育や病児保育などへの対応、さらには今後高まっていくと考えられる幼児期の教育、地域の子育て支援の課題やニーズに応えられるよう取り組んでいく必要があると考えております。

一方、本町の厳しい財政状況の中で、町立保育所運営のさらなる効率化等もあわせて検討しなければならぬ状況であることから、今後の児童数の推移や保育ニーズを的確に把握しながら引き続

き保育サービスの充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今後町内の保育所をどのように運営していくか、これは非常に難しい状況があります。その中で、熊取町に来て、生まれた子どもは熊取町でちゃんと保育できる体制を整備していくために、やはり保育士の処遇改善とか、それから民間と公営のすみ分けといいますか、特徴を出し合えるものを考えていかないといけないので、非常に難しい方針選択となりますが、簡単に民営化していくというような状況ではなく、具体的に熊取町はどういう保育所運営をしていくんやというのを示した上で、その方向性を考えて示していただきたいと思います。これは要望にしておきます。次の質問に入ります。

高齢者の健康増進についてです。これは先ほど来質問が出ておりますが、江川議員のときにも出ておりますけれども、熊取町内で元気な高齢者が多くなっていただくために、一般介護予防事業の一環としてタピオステーションの立ち上げが行われております。立ち上げたタピオステーションの数と各地区の1回当たりの平均参加者数というのを教えてください。これは江川議員の回答と重なるかもわかりませんが。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、高齢者の健康増進についてに係るご質問の1点目、立ち上げたタピオステーションの数と各地区の1回当たりの平均参加者数につきましてご答弁申し上げます。

議員もおっしゃられましたように、昨日の江川議員のご質問に対する答弁と重なる部分がございますが、改めて申し上げますと、平成27年度から28年度にかけてのモデル実施として立ち上がった3地区に加え、今年度新たに7地区で立ち上がっており、合計10地区となっております。また、参考までに、今後立ち上げを予定している地区が2カ所、実施に向けた問い合わせが6カ所から入っているといった状況でございます。

次に、各地区における1回当たりの平均参加者数でございますが、先行して立ち上がっている3地区から申し上げますと、南山の手台が10名、若葉が15名、水荘園が23名となっており、今年度立ち上げの7地区におきましては、桜が丘が23名、美熊台が15名、青葉台が20名、緑ヶ丘が10名、自由が丘が25名、翠松苑が12名、新野田でも12名となっております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）各地区で10名以上の方が集まっていたいただいてタピオ体操に取り組んでいただいていると。タピオ体操というのが、新しいタピオステーションの立ち上げにおいては町からチームが派遣されて、導入まで数週間にわたって指導されていると、これは非常にいい取り組みだと思うんです。それによって、次から次に自分のところも立ち上げていこうというので、これは広まっていくと思われま。

それで、今後この活動拡大計画と期待する成果というのはどのようなことを考えておられますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の今後の活動拡大計画と期待する成果についてでございますが、まず活動拡大計画につきましては、平成31年度までの3カ年で町内全地区、合計39カ所に展開していくことを目標としており、モデル実施の3地区に加え、各年度12地区ずつ立ち上げることにしております。

また、タピオステーションに期待する成果につきましては、主に3点申し上げさせていただきます。

まず、1つ目は元気な高齢者をふやすことでございますが、参加者の健康状態において、立ち上げ支援のメニューの中に体力測定を盛り込んでおり、その後、継続支援として年1回体力測定を行ってまいります。そして参加者の個人票を作成し、測定数値の経年変化を積み上げ、一定時期が来

れば分析、評価していくことにより、健康づくりのモチベーションの向上にもつなげていきたいと考えております。

2つ目に、タピオステーションに参加することにより、知り合いがふえ、体だけでなく心の健康にもつながっていくものと考えており、この人と人とのつながりが地域における支え合いの礎になるものと期待しております。

3つ目に、本年度におきましては、一部の地区ではございますが、タピオステーションに町内大学の学生の方々が実習として参画していただいております、今後も拡大していきたいと考えております。そして、このことが町内大学と地域の交流につながるなど、集いの拠点化に向けての相乗効果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）大学生との連携というのは非常にいいと思います。それから新しいタピオで、タピオ体操だけでなく、いろんな面での頭の体操とかいろんなレクリエーションを含めたプログラムが用意されておりますけれども、それは、かなり多くの人が活用できるように広めていただきたいと思います。

最後の質問ですが、これも同じような、今のタピオ体操のほうは個人データをとってデータ評価できるようにされているというのは、非常に素晴らしいと思います。それ以外に元気なシニアや介護を担うボランティアの活動というのが、これは大分前ですが、厚生労働省の指導で展開されております。これは、多くの場合は65歳以上の高齢者がボランティアとして活動していくと。その活動によって、自分自身は元気になっていって、ボランティア活動でポイントをもらって何らかの報酬を受けるといって制度になっておりますけれども、熊取町で介護ボランティア制度の導入というのは検討されたことがございますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目の介護ボランティア制度の導入につきましてですが、介護ボランティアにつきましては、高齢者自身がボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献を行うとともに、ご自身の健康増進や介護予防を図ることを目的とし、その活動に対しポイントを付与する事業でございます。本町におきましても、今後において地域での支え合い、助け合いの仕組みを構築していく中で、当該事業は一つの効果的な方法であると考えております。

しかしながら、当該制度につきましては、既存のボランティア制度とのすみ分けや、対象者、活動内容、ポイント付与の方法やその管理など整理しなければならないことが多くございますので、関係機関とともに制度導入の是非を含め検討してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）せんだって政界の雑誌に、東京都稲城市の介護ボランティア制度を導入して、介護ボランティア活動をしている人は要介護になっている人はほとんどいないと。非常に元気である。そうでない人はやっぱり何%か健康状態を崩されているというデータがありました。そこ自体は9万人の都市ですけれども、ボランティアの人口は非常に少ないんです。560人ぐらいだったと思います。熊取町は、本当に見渡しただけで物すごい数のボランティアがおられて、本当にその方たちが病気を知らないといいますが、本当に元気に活動されております。稲城市のほうも、病気になられてないということからポイントを換算すると、かなり財政面で町政に寄与しているということで、1人5,000円程度の報酬をやられているわけですが、熊取町が先ほど言われたどういふぐあいにそれを把握して評価するかというのは非常に難しいところはありますけれども、そうやって一生懸命やられている方に何らかの表彰システムといいますが、それを取り入れるというのを中では検討されておりますか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）たくさんのボランティアの方々に支えられて、熊取町の健康づくりというのはここまで来たのかなというふうに認識しております。具体的に表彰するとかというのは、例えば団体で健康くまとり探検隊でありますとか食生活改善推進協議会、また今回ご質問のタピオ体操ひろめ隊の方々につきましては、大阪府などに表彰する団体はありますかと来たときには必ず対象になればアプローチさせていただくというようなことをやっております、過去におきまして食改でありますとか健くま隊でありますとか、表彰を受けたということもあります。また、今回ちょっとまだ検討中なんですけれども、タピオ隊の方々にも表彰を受けてもらえないかということで考えているところです。

ただ、町独自ではまた別のところでまたいろいろ考えていかなければならないかなというふうに思っております、今回ご質問いただいたボランティア制度につきましても、やはりこの成果というのはボランティアの方々のための制度ということで、その方々の健康づくり、介護予防につながるんだよということも十分認識しております。それでまた、今後の介護特会の運営、一般会計からの繰り入れにも貢献できるのではないかとということもありますので、また考えていきたいというふうに考えております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）多くの高齢者の方が、本当に80歳、90歳を超えても元気にボランティア活動をされると同時に、自分自身の心身の健康を維持されているというのは非常に素晴らしいことだと思いますので、やはりそういう方々に報いる何らかの手だて、これはお金じゃありませんけれど、いろんなサポート的なものを含めて、広報に載せるとか、そういうものを含めて何らかの、より高齢者の方が生きがいを持ってボランティア活動を積極的に展開されるような方策を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、重光議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時20分まで休憩といたします。

---

（「15時02分」から「15時20分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

次に、河合議員。

12番（河合弘樹君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は地域防災についてですが、近年、全国各地で地震や台風、集中豪雨などで大規模な災害が発生している中で、住民の防災への関心が高まっています。本年10月に起きた台風21号に伴う熊取町の被害状況とその対応及び今後の防災・減災のための取り組みについての答弁を願います。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）地域防災に関するご質問の台風21号に伴う熊取町の被害状況と熊取町が行った対応について答弁いたします。

まず初めに、熊取町管内での重立った被害の状況ですが、本町は、10月20日12時から23日12時にかけて府内11カ所の観測所中1位となる340ミリもの降水量を記録する豪雨に見舞われ、住宅につきましては石垣の一部損壊や雨漏りなどの報告が4棟、床下浸水1棟の被害があり、道路及び河川につきましては小垣内、高田方面で道路の法面崩壊が4カ所、河川につきましては見出川及び住吉川の法面が一部崩壊、ほかには和田地区及び山の手台地区の民地の崖崩れが2カ所発生しましたが、順次応急対策などを実施し、適時適切に対応しております。

次に、災害対応でございますが、台風21号につきましては、超大型の状態での接近が予想されていたことから、事前に今後の体制方針会議を開催し、職員各自が防災気象情報の適時確認を行い、警報発令時には配備体制を迅速に確立する方針としておりましたが、順次、台風対応における重立った取り組み等についてご報告いたします。

10月22日曜日の午前3時37分に本町に大雨（土砂災害）の警報が発令され、これに伴い災害警戒本部を設置するとともに警戒配備体制を確立し、防災気象情報の収集に努め、職員にも配備体制に関する情報発信を行いました。

同日12時50分には大阪府土砂災害警戒情報が発令され、本町は警戒対象地域の対象外ではありましたが、南中学校の体育館及び熊取ふれあいセンターの2カ所を避難所として開設し、避難所開設及び避難準備・高齢者等避難開始情報の発信を行いました。また、13時40分には同対象地域となったため、14時10分に高田地区及び成合地区に対し避難勧告を発令しました。

その後も、気象情報に注視しつつ、状況の推移から適宜判断を行い、災害警戒本部から災害対策本部へと切りかえ、災害応急対策実施体制の配備を確立したものであり、夕刻に1時間当たりの降雨量が期間最大の24.5ミリに達した後、17時30分に本町で初めてとなる避難指示を高田地区の一部及び五月ヶ丘地区の一部に対し発令するに至り、対象地区の住民に対し、町職員が戸別訪問の上、避難を促したところでございます。

また、この避難指示発令に伴い、ふれあいセンターを福祉避難所へと位置づけを行い、要配慮者の避難に備えました。

深夜以降、台風が遠ざかるに従い、台風の進路予想や雨量推測などの防災情報の収集結果を踏まえ、10月23日月曜日午前1時25分に職員の配備体制の縮小及び南中学校体育館の避難所の閉鎖を決定しましたが、有事に備え、引き続きふれあいセンターの福祉避難所は継続開設していただいております。

その後、同日23日の17時に避難指示、避難勧告の解除及び福祉避難所の閉鎖並びに災害対策本部の閉鎖を行うとともに、引き続き災害警戒配備体制を維持し、警戒及び情報の収集を継続したものでございます。同日20時20分に大阪府土砂災害警戒情報の警戒解除地域となり、また大雨（土砂災害）警報も解除されてことを受け、警戒配備体制を解除いたしております。

以上、台風21号の接近に伴い、本町におきましては住民の身体及び財産を守るべく迅速かつ適切に主要な活動を展開したことをご報告いたします。

続きまして、今後の防災・減災の取り組みについてでございます。

本年度におきましては、国及び大阪府の防災関連計画の見直しを受け、本町も地域防災計画の見直しに取り組んでいるほか、地域防災の原動力となります自主防災組織におきましても、39地区のうち38地区において自主防災組織が結成され、その結成率が99.3%となったところでございます。

各自主防災組織におきましては、本町及び消防署等が参加のもと、平素より自主的に訓練を実施いただき、本年度におきましては既に昨年度を上回る延べ24団体で自主防災組織訓練が実施され、約1,450人が参加されております。さらに、年内に2団体の自主防災訓練が予定されるなど、活発な防災活動が実施されており、地域の防災力の向上が確実に図られているところでございます。

また、自主防災組織の連携を高めることを目的に、本年度中には自主防災組織連絡協議会を立ち上げるとともに、平常時における訓練の充実や防災知識の普及などさまざまな取り組みを行い、さらなる地域防災力の向上を図っていく所存であります。これに加えて、地域における消防防災の専門的知見、技術を有します消防団においても自主防災組織の訓練指導に当たるなど、地域の各団体との相互の連携強化を図り、自主防災組織と緊密なつながり、防災力の拡充に取り組んでいただいております。

また、本年度は、消防活動と地域の防災拠点ともなる5カ所の消防団分団器具庫の耐震改修等を行い、施設の充実強化にも取り組んでいるところでございます。

以上、本町におきましては、地域のさまざまな組織や団体と連携した幅広い活動を展開すること



により、地域防災力の向上、さらには減災へとつなげていきたいと考えますので、何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）避難指示が出て避難された方の人数というのはおわかりですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）避難指示とそれ以外の自主的な分も含めてになりますけれども、最大で、10月22日日曜日の19時30分現在で2家族の5名の方が避難いただいております。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）それは南中に避難したんですか、ふれあいセンターですか。

議長（坂上巳生男君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）全て熊取ふれあいセンターのほうに避難いただいております。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）先ほど熊取町の被害等をいろいろ聞かされたんですけれども、それ以外にも田畑などの冠水など多々あったと思いますが、さまざまな被害がある中で、先日、七山地区の議会報告会で、七山区の墓の斜面が台風21号の影響で崩れて被害に遭われ、熊取町に対して何らかの支援を要望したが、補助金等の支援はできないと言われたと聞きました。財政難で大変なことはわかっていますが、今後もこういった被害が起こる可能性があると思います。町として、ふるさと納税を使うなどして見舞金等の何かしらの支援を少しでもできるように考えていただきたいと思います。

また、そのほかにも七山区の3つのため池が氾濫や浸食で危険であり、農業用水としても活用されていないので埋めてほしいと要望したところ、費用対効果がないと言われたと聞きました。ため池につきましては、6月の一般質問でも言いましたが、費用対効果がないのであれば、例えばただ土を埋めるだけではなく、環境センターで出る可燃ごみの灰等を埋めるなど、今後、水利組合、自治区、町が協議し、よりよい解決策をとっていただきたいと思います。

減災についても、自主防災訓練の啓発強化、訓練実施に伴うマニュアルの作成など、住民の自助、共助の防災意識と地域の防災力の向上を図ることが必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

私も先日、消防団に入っておりますので、消防団の幹部研修で熊本県の熊本城と益城町に視察に行ってきましたが、震源地の益城町は、倒壊、半壊の建物は既に更地になっていて、一部で屋根にブルーシートをかけた家が残っていましたが、瓦をふく職人不足でいまだにそのままの状態でした。家の解体工事は国の補助金で行われたと聞きました。また、熊本城におきましては、天守閣で2年、石垣などの全体を復旧するには20年かかり、全体の復旧費用は600億円を超え、その費用は国の補助金と企業や個人の寄附で補うそうです。ここでも石垣の職人不足と聞きました。熊取町におきましても、今後、職人不足等の対策を考えなければと痛感いたしましたところ です。

それでは、次の項目のひまわりバスについてですが、過去5年間の乗車人数とこれまでの経緯や今後の運営等の改善策は。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）それでは、ご質問の2点目のひまわりバスについてご答弁申し上げます。

過去5年間の乗車人数につきましては、平成24年度は2万8,784人、平成25年度は3万2,319人、平成26年度は3万6,328人、平成27年度は3万9,928人、平成28年度は5万2,448人で、平成24年度に対し82%の増加となっております。

また、今年度におきましては、10月までの7カ月で3万6,658人、年度末では約5万9,000人を超過する見込みであります。毎年確実に利用者数は増加しており、住民の皆様の移動手段として定着しているものと考えております。

これまでの経緯につきましては、平成11年4月1日から公共施設の利便性向上を目的として、平

日のみ1日5コース22便で無料運行を開始いたしました。その後、平成21年度にひまわりバスの運行並びに将来の望ましいバスサービスの実現に向けて熊取町内循環バス検討会議を開催し、町の財政負担及び受益者負担の公平性の観点から有料運行とするなどの提言をいただき、平成22年10月1日から1日2コース16便に運行見直しを行い、有料運行を開始いたしました。

平成23年10月には、なんかいバスカードなどによる運賃收受の開始及びバスカードによる乗り継ぎ割引サービスを開始し、利便性向上に努めたところでございます。

また、平成24年7月1日には、さらなる利便性向上のためコース再編を行い、現在運行しております1日4コース32便に運行見直しを行いました。

さらに、平成26年7月からは、七山方面循環コースの希望が丘北から希望が丘南区間及び自然公園方面循環コースの成合から高田区間においてフリー乗降を実施し、平成28年4月から交通系ICカードによる運賃收受を開始しました。

また、平成28年8月からはこれまで要望等がありました土日祝日運行を開始し、利便性向上及び利用者数の増加に努めているところでございます。

また、平成28年10月には、車両の老朽化により低床車両に更新し、お年寄りからお子さんまで乗りおりしやすい車両となっております。

また、これら以外でも、停留所の増設や広告事業、広告事業者とのタイアップによる時刻表の無料化など、利便性向上も含め調査研究しているところでございます。

なお、平成24年7月1日から、高齢者運転免許自主返納支援事業として、運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者に対しひまわりバスの5年間無料定期乗車券の交付を行い、平成28年度には7,312人の方にご利用いただいております。

続きまして、今後の運営等の改善策につきましては、議員皆様方からも要望いただいております永楽墓苑駐車場への乗り入れについて検討を進めているところでございます。

また、熊取駅への乗り入れにつきましては、これまで議員皆様方にもご説明させていただいたとおり、南海ウイングバス南部株式会社と協議を進めているところではございますが、結果的に路線バスの衰退につながるようであれば住民皆様方の負担につながりますので、今後も南海ウイングバス南部株式会社と慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成30年度には利用者アンケート調査を行い、皆様方のニーズを把握し、利便性向上策の検討を行うとともに、ひまわりバスのPRに努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ひまわりバスについては、これまでもよく質問に出ていて、きのうも文野議員が言っておりました。休日運行開始など、年々増加している乗車人数に関しては評価いたしますが、まだまだ駅前乗り入れや、コースによっては乗りかえて次のバスまで40分役場前で待たないといけなとか、逆回りのほうがいい、バス停まで遠いという声がよく聞かれます。他府県の山間部ではコミュニティバスのかわりに10人乗りのワゴン車で行われている自治体がありますが、熊取町でも導入すれば、バスが入れない住宅街の中でも入れますし、集会所や憩いの家などを停留所にし、運転手はシルバー人材センターで2種の免許を持った方で行い、できるだけ低コストにし、町全域に住民サービスの充実として発揮するのではないのでしょうか。

今後、超高齢化時代に伴って検討課題としてぜひ考えていきたいので、どうぞよろしくお願い申し上げます。これに対して何かありませんか。

議長（坂上巳生男君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）これまでもご答弁させていただきましたが、現ひまわりバスについては町の施設を循環するバスという位置づけで、路線バスと役割分担をして、現在、町施設循環バスというところで運行させていただいているところでございます。

今、議員からご提案のありましたワゴンバスの導入というのは、多分、交通機関のない山間部で

お年寄りの方々が基本的には買い物に行くにも不便な状態のところ、そういう方々を家から順番に乗っていただいて商店とか病院とかに連れていくようなバスであると考えています。都市整備部としましては、今のところ循環バスと路線バスを使っていただくことによって交通の空白地が熊取町の場合はないという状況であると考えてございますので、ワゴンバスの導入につきましては今のところまだ予定がないという状況でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）河合議員。

12番（河合弘樹君）今後、検討課題としてあるということで、ないのはわかっていますけれども、考えてみてください。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、河合議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。ことし最後の一般質問者となりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、池にソーラーパネルをつけることについて質問いたします。

私は、自然エネルギーを利用することに反対ではありませんが、住民の不安に応え、住環境に影響を与えないことが大切だと考えております。和歌山で風力発電が行われたときの事例ですが、できた後、風車の下の家の方が電波障害で不眠、耳鳴りを訴えられ、転宅を余儀なくされました。さまざまな方法で住民に影響がないことを調べてからつくるべきだったと思っております。

そこで、池にソーラーパネルを設置する計画の熊取町での経過についてお聞きいたします。

4つの池を選定した基準は何でしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、まずご質問の1点目、4つの池を選定した基準は何かについてご答弁を申し上げます。

本町といたしましては、ソーラーパネルが設置できるため池の選定を行うに当たり、設置条件項目としまして太陽光パネルの設置可能面積、進入路の有無及び幅員、電気設備設置用地の有無などについて、これまで水利組合から要望のあったため池及び満水面積が1万平方メートルを超えるため池22カ所において調査し、設置条件を満たしている免丸池、大谷池、弘法池、大池の4つのため池を今回選定したものでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）お聞きするところによりますと、草刈りなどを行う費用が捻出できないというようなことも聞いたのですけれども、それは4つの池だけではないと思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）そういった本来ため池を維持管理していくに当たっては、当然、地元の水利様のご協力というのは今まで多大にいただいております。どこの水利におかれましても後継者の不足とか、そういった面で維持管理費がかかってくるという事実はございます。

ただ、実質的に太陽光パネルをそしたら全ての池に設置できるかということになりますと、当然これは発電しての事業となりますので、事業者を募集して取りかかっていくということもございまして、事業者におきましてはその採算性というのが一つ大きい要素になってくるかなと。この採算性につきまして幾つかの業者にお聞きしたところ、このうちの選定基準となっております満水面積が1万平方メートル、これが一つの採算がとれる最低の面積ではないかということでお聞きしまして、町としましてはこれを一つの判断の材料としまして今回選定を行ったというところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 2番目に移らせていただきます。

公募にかけられた条件というのが何かありますでしょうか。ありましたらお聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それでは、ご質問の公募にかけられる条件は、現在の状況はについてご答弁申し上げます。

先ほどご答弁させていただきました4つのため池につきまして、ソーラーパネルの設置に向けて水利組合及び地元自治会と協議を行い、協議が調いました免丸池及び弘法池について募集を開始いたしました。11月30日に申請の受け付けを終了し、2つのため池について3事業者からの応募がございましたので、現在、事業者の選定作業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今、何件かの公募があったと聞いたんですが、自治会では承認されているけれどもまだ説明会は行っていないというところもあるかと思えますし、地域の住民の皆さんが全員知っていらっしゃるとは限らないかと思うんですけれども、住民説明会を開くとしますといつごろになるでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） まず、募集に当たりまして事前には関係する自治会と協議を行わせていただいて、募集についてはいいですよということで協議が調った自治会対象の先ほどの2つの池について公募を実施させていただきました。今後事業者を決定していくわけなんですけれども、事業者が決定すれば当然事業を始めるまでには、これは要項でも明記しているんですけれども、必ず自治会を窓口に住民を対象にきちり地元説明会を実施して、例えば光害とか熱害とかそういった実質的に害を及ぼす状態をクリアできなければ事業は中止しますということで要項上も明記してございますので、今後、業者が決定して計画をこうしたいというのが正式に固まれば、地元へ当然入っていかせていただいて説明会を開催したいなというふうに思っております。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 議会にいただいた資料の中には、12月上旬に審査、決定をするということで12月中旬に協定書締結と書いてあったんですが、ちょっと早過ぎるのではないかと。業者が決まってから協定締結までの時間というのは、上旬と中旬というともうこの議会中にも決まってしまうということになってしまうので、これはちょっと早過ぎるのではないかと感じるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 選定につきましてはスケジュールどおりの予定としてございますけれども、ただ、業者と町が協議をしまして、正式な計画というんですか、それを業者が作成するには少し時間を要するので、この予定からは少しおくれる可能性があるかと考えております。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 地元とのきちとした約束がとれてから協定書を作成するというほうが、もう協定書を作成してしまったらこのとおりにつくっていきますよという感じでお話をされるような気がして仕方がないんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） 協定書と申しますのが、まず今回募集をいただいて町が審査して適正な業者であってということで選定して、まずため池をお貸しするといった協定になります。その後、当然事業者が次の手続としましては電力会社なり国の機関なりという申請手続に入ります。それと並行しまして当然地元への説明会というのも予定してございますので、ご理解よろしく願います。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 第3番目の環境への影響についてお聞きさせていただきます。

パネルの反射光で気温が上昇するという事はないのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それでは、ご質問の3点目の環境への影響はについてご答弁申し上げます。

ため池にソーラーパネルを設置した場合想定されます環境への影響としましては、熱害と電波や反射光などによる影響が考えられます。

夏場においては、太陽光パネル自体の温度は約70℃になるものと伺っておりますが、パネル自体を水上に設置すること及びため池の岸から10メートル以上離すことにより、近隣における気温の上昇はないと考えております。

次に、電波については、パワーコンディショナーから高周波の電磁波が発せられますが、総務省において電波防護指針が示されており、各メーカーともこれに基づき設置されるため、人体への影響はないものと考えています。

また、反射光につきましては、パネルの設置角度や設置位置などを工夫する等の対策を行うことで対応は可能であると考えております。

最後に、パネルに含まれる重金属につきましては、メーカーに問い合わせたところ、ソーラーパネルによっては鉛やセレンなどの重金属が含まれているパネルがあると聞いてございます。通常時では問題はなく、ソーラーパネルが破損した場合でも環境への影響はないと聞いておりますが、事業者が決まりましたらこの点についても十分確認したいと考えています。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 70度以上になって、10メートル離れているから熱害はないとおっしゃいますけれど、1万平方メートルというか、それだけのところが全部熱くなってしまうと、10メートル離れているから周りには熱害ないというのが本当にそうなのかどうかというのはきちっと調べてもらいたいなというふうに思います。近隣のお野菜とかいろいろつくっていらっしゃるところもあるかと思うので、そんなところが熱害でつくれなくなったとか、それから熱くなって気温が、70度といったら相当の熱さですから、それが周りに影響されないかどうかということもきっちり話をさせていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りますけれど、大阪狭山市では、でき上がってその後に住民の反対があつて、大阪狭山市は140ほどのため池があつて次々とつくっていく計画をしていたらしいんですけども、今、計画を中止しているそうです。でき上がってしまったから反対が起こった場合、パネルを取り外すのにも大きなお金がかかるということですので、そんな場合もしっかりと考えてやっていただきたいんですけども、もし2つの自治会で反対があれば、公募して選んだけれども中止をすることはできるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それでは、ご質問の4点目、反対があれば中止できるのかについてご答弁申し上げます。

今回の公募においては、募集要項の中で、事業者決定後、周辺住民に対してパネルの反射光など影響を及ぼすことが判明し、対策することが困難な場合には事業を中止するものとする明記した要件を入れておりますので、事業者決定後、設置位置や反射光について具体的に地元事業説明を行い、住民に何らかの影響が出ることが判明し、その対策をすることができない場合については中止することとなります。ただし、環境面で何も実害はなく、単に反対というご意見だけでは、事業を中止するという事は難しいと考えております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） いろんな反対理由があるかと思うんですけども、桜が丘も、初めは大谷池のほうでつくるといっていろいろ話し合いがされました。その中には、やはり環境というんですか、横にあるため池の景観がよくてここへ私は引っ越してきたんです、なのに、ここにそういうものをつくれるということにとっても我慢ができませんと言って訴えに来られた方もあります。やはり熊取町は自然環境がいいんやということで引っ越してこられた人に、ため池にお金がかかるからソーラーパネルをつくって100万円なり200万円なりもうけさせてくださいと言っても、いろんなことであつたとしても、その人たちの思いというのもきちっと受けとめてあげてほしいんです。やはりそこへ、この景色がよくて、この家を選んでここへ引っ越してきたんですといつて訴えに来られました。大谷池の場合は魚を飼っているということで候補地にはならなかったんですけども、そういう方の思いというのも受けとめて、きちっと業者の方とお話し合いをしていただけたらというふうに思います。

なかなか、できてしまってからこうやったああやったというふうなことがあるかと思ひます。それから、開きますと言ってもそこへ来られない方もたくさんあるかと思ひますので、きちっとそういう書いた文書で、こういうふうなことについて話し合いますので皆さん来てくださいというふうなことで近隣の方に配っていただいて、していただきたいというふうなことを要望しておきます。

なかなか難しい問題やと思ひますけれども、業者の方もそれをわかっていたかのように話し合いをしていただけたらと思ひます。私は、後から問題が起こつては絶対にいけないというふうに感じています。大き過ぎるといふのも、家の上につけるぐらいのパネルだったらいいですけども、私にはちょっと、何平方メートルと言われても想像ができないぐらいたくさんパネルがつくんだろうなというふうな感じで思つております。メガソーラーというだけにかんりのパネルがつくのではというふうに感じているので、その辺のこともきちっと住民に説明してやっていただけたら。何もなければそれにこしたことはありませんけれども、できた後で何かというふうなことが絶対に起こらないようにしていただけたらというふうに思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

電力会社は買い取り費用を電気利用者全体に負担させているようです。そして、それも毎年上がつてきています。町には収入があつても、結果としては町民に負担をさせているのではないのでしょうか。その辺についてどうお考えか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君） 大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君） それでは、ご質問の5点目の町に収入があつても町民に負担させているのではないかについてご答弁申し上げます。

まず、電気料金につきましては電気使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金が課されておりますが、この賦課金は、再生可能エネルギーの普及により日本のエネルギー自給率が向上し、化石燃料への依存率の低下につながり、燃料価格の乱高下に伴う電気料金の変動を抑えるといった観点から、全ての電気利用者にメリットがあるものと考えられているものでございます。したがいまして、本町において太陽光発電を行い利用料収入を得たとしても、住民の皆様への負担をさせていることにはならないものと考えてございます。

今後におきましても、当該事業につきましては周辺自治会に対しご理解、ご協力をいただけますようご説明を行つてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 賦課金が毎年上がつてきているということは、それだけ自然エネルギーというんですか、太陽光発電がふえてきているということになっているんだと思うんですけども、だから、熊取町がちょっとだけ、これだけしてもそんな大きな賦課金はかからないから、これは自然エネルギーのために、それから石炭とか石油とかは使わないがためにはこれをしなければならないんだと

いうふうなお答えやったと思うんですけども、ちょっと違うんじゃないかなというふうな感じがするんですよ。電気料金の中には原子力発電のお金も入り、そして太陽光発電の賦課金も入り、毎年毎年電気料金は上がっていく仕組みになってきています。賦課金はその中の一つであると思うんですけども、それをふやしていくようなことを町の施策としてしていくというのはどうかなというふうな感じがするんです。その辺についてはお考えがありますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）当然、町の施策として進めるという点はございますけれども、ちょっと答弁でも申し上げましたとおり、再生可能エネルギーの促進ということ自体が国の施策となっており、国ができるだけ再生可能エネルギーをつくって化石燃料への負担を軽減していくというのが一つの国策になってございます。町が独自の町の施策というわけではございませんので、ご理解賜りたいと思います。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括部理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）町の施策という点からご説明させていただきたいと思います。

太陽光発電とかにつきましては、先ほど議員もおっしゃっておりましたけれども、原子力発電に依存した電気エネルギーが平成23年に発生した東北大地震によって全ての原発が安全基準の見直しによって一旦停止したことに伴いまして、平成24年に再生可能エネルギー、電気調達の特別措置法、いわゆるFIT法を制定して、国策として原発に依存しないような低炭素社会を実現しつつ自給エネルギーの確保を目指すというところでございます。町の施策の一つといたしましては、低炭素社会の実現、これは環境部門での一つの政策でございますので、そういう意味ではクリーンな再生エネルギーをつくり上げていくというのは、一つの町の施策であります。

また、価格の分につきましては、原発を依存しないためには国民全員でその費用を賄っていくというのが今までよりも余計電気料金として負担する仕組みづくりになっておりますので、その辺につきましては広い視野で見ていただけたらなというふうに思っております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）低炭素社会をつくっていくというのはわかりますけれども、だったら、こういうソーラーパネルをつくっていくならば原子力発電所は再稼働しなくてもいいはずなんですよ。でも再稼働するという事は、まだまだ足りないということではないと思うんですけどね、これだけ電気とかそういうのも昔ほど高いワット数が要るような電気製品はなくなってきていますので、それでも国の施策としてこういうのを進めていくというのはどうかなというふうな感じはします。ソーラーパネルも進め、それから原子力も再稼働していく、それはちょっとここで言っても仕方がないことだとは思いますが、ちょっと考え方が違うんじゃないかなというふうな感じになりますし、そのために電気料金はどんどん上がってしまっている。

電気料金の中には福島のリモートのための費用なども入っているというふうな話も聞きますので、電気を使わずに生活できない世の中で電気料金を上げるということは極力しないようにしていただきたいという思いで、ソーラーパネルのことも思っております。また、その辺はお考えいただけたらというふうに思います。国の施策と言われると私たちは何も言うことができませんので、国の施策なんだろうということで理解しておきます。

次の質問にいかせていただきます。

大津市は、12月議会へ太陽光発電設備の設置の規制などに関する条例を提出しました。事業面積1,000平方メートル超え、発電出力50キロワット以上などを規制の対象としております。町でも考える必要があると思いますが、それについてお聞かせいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括部理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、6点目の設置の規制などに関する条例についてご答弁申し上げます。

太陽光発電設備につきましては、自給エネルギーの確保、低炭素社会の実現等の観点から平成24年に電気の固定価格買取制度が開始され、以来非住宅の太陽光発電施設がふえ、それに伴ってパワーコンディショナーの稼働音による騒音や電磁波による電波障害、また太陽電池モジュールからの反射光による光害などの環境保全上の問題や制度上の問題などから、平成28年6月に法律が改正され、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設されました。さらに29年3月には、その事業計画の策定ガイドラインが資源エネルギー庁から発出されました。この中で、固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電事業者が遵守すべき事項などが示され、関係法令の遵守の徹底や地域住民と適切にコミュニケーションを行いながら事業を実施すること等についての規定がなされたところでございます。

本町といたしましても、このガイドラインに沿った対応を事業者が行うよう、国や府とともに協力して適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

このように、国では引き続き再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷低減を実現しつつ長期にわたり安定的に発電を継続させるとともに、環境保全対策にも目を向けてきたところでありますので、町独自で規制を行う条例につきましては、必要性や他団体の動向等を注視しながら研究してまいりたいと考えております。

以上で条例についての答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 大津市の例は、山の斜面を伐採してそこへソーラーパネルをつくるという計画があって、これは山が崩れていく、そういうふうなことになっていくおそれがあるということで反対運動が起こって、規制条例ができたというふうに聞いております。

つばさが丘の前の山に設置された太陽光パネルは、泥の流出などでいろいろと問題になっておりました。今も見ますと、ブルーシートを崖にかぶせたまま放置されてあります。地すべりなどが起こるととても怖いなというふうに感じているんです。だから、住民の生活に影響のある太陽光パネルはやはり規制していくべきではないかというふうに思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 吉田住民部統括部理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 規制の面につきましては、議員おっしゃるように危険な設置の仕方であるとかそういうのは問題がございますので、それにつきましては先ほど説明いたしました認定制度、事業をする前にはあらかじめ事業計画を国に提出するというふうになっておりました、それにいろいろな建築の基準とかもございます。それをクリアすれば認定を行うということで、もし認定後に保守点検が不十分であるとか設備のふぐあい、事業計画どおりになっていない場合とかいいますのは国のほうで改善命令や認定の取り消しを行えるように今回法律でも改正されておりますので、そういった中で市町村の独自の条例が必要なのかどうなのか、そういったところにつきましては、先ほど答弁いたしましたように状況とかを確認しながら、国の基準がありながらそれよりも厳しい基準で町が撤去命令とかをできるのかどうなのか、そのあたりを調査研究したいというふうに思っておるところでございます。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） わかりました。くれぐれも住民の意見をしっかりと聞いて、問題のないようにしていただけたらと思いますので、よろしく願いしておきます。

介護保険のことについてお聞きさせていただきます。

1点目は、2017年度から始まりました総合事業についてです。

要支援1、2の方で今年度、緩和型、介護士ではなく12時間の研修を受けた方による訪問介護を受けている方は今何名いらっしゃいますか。また、緩和型の通所サービスを受けている方は何名でしょうか。サービスやリハビリを受けて自立へと戻られた方は何名でしょうか、お答えをよろしくお願いいたします。



議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の介護保険事業につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問のうち平成29年度総合事業における訪問介護、通所介護それぞれの緩和型サービスの人数についてでございますが、平成29年4月から9月までの実績といたしまして、訪問介護分につきましては延べ28名、通所介護分につきましては延べ48名となっております。

次に、卒業者の人数ということでございますが、こちらにつきましては、議員の今のご質問の中にもありましたように、介護予防・生活支援サービスの短期集中予防サービスであるふれあい元気教室の修了者の状況としてお答えさせていただきます。

教室への参加者数につきましては20名となっております、そのうち修了者が17名、うち1名が引き続き緩和型サービスを継続しているほか、14名が自主活動グループやタピオステーションなどにつながっており、教室に参加した仲間とともに運動を継続しております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。まだまだ28名と48名、人数的には少ないかなというふうに感じておりますが、それは緩和型のほうですけれども、また後からやらせていただきます。

3月議会で聞いたときには、研修を受けられて緩和型のほうにお手伝いに行かれているという方、研修を受けた方が19名と聞いておりますけれども、今もう一度、研修2回目が3月以降にあったかと思うんですけれども、何名ぐらいふえていらっしゃるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、平成28年度の開催につきましてはおっしゃるように19名でした。29年度におきましてもこの従事者に対する研修を行っており、参加者につきましては11名となっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）30名の方がボランティア的な緩和型の介護をされているということで、事業所につきましては緩和訪問型が1事業所、緩和通所型が2事業所だと聞きました。この事業所につきましてはふえているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）緩和型の事業者数でございますけれども、訪問のほうで町外で5カ所、町内で3カ所、計8カ所となっております。また通所型でございますけれども、町外で7カ所、町内で2カ所、計9カ所となっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）町外ということは、そこへ通っていらっしゃるようになったというふうなことで町外もカウントされるようになったということでしょうか。前のときは町内のことしかお聞きしなかったんですけども。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）必ずその届け出した町外、町内の事業所に行っておられるというわけではございません。広域福祉課に届け出があった事業者数ということでご理解いただければと思います。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。では、28名、48名の方々は町内、町外両方へ通っていらっしゃるということで理解していいのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）すみません、一人一人のどこに通っているかというところの拾い上げと

いうのはまだできておりませんが、大体傾向的に緩和型のサービスに実際精力的に動かれているのは、町内の事業所、訪問型、通所型各1事業所が精力的に活動していただいております、ほぼその活用というふうに理解しております。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 緩和型ではない要支援1、2の方は現行相当サービスというんですか、そちらのほうにいらっしゃるかと思うんですけれども、かなりの人数が要支援1、2を合わせて介護予防通所介護、これ、第6期のいきいきくまとりなんですけれども、介護予防通所介護に通っていらっしゃるという方が1,812人で、29年度には984名になりまして、そのほかの方は、私は現行と通所と、それからリハビリとかという形に、半分になっているところはそういうふうになるのかなと自身は勝手に思い込んでいたんです。984人のうち28人と48人だけが緩和型で、あとはどうなってしまったのか、ちょっと今疑問に思ったんですけれども、その辺についてわかりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 大変コアな質問で、今、議員おっしゃっていただいた計画の何ページに……。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 49ページと、それから訪問看護のほうは48ページにあるんですけれども、29年度はこれだけ減りますよというふうな感じで書いてあって、それは介護予防かなというふうに感じて、サービスと、それから緩和型と現行相当サービスの3つに分かれているかと思うんですけれども、その辺のことはわかりますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 今、議員ご指摘の人数の半分になっているといいますのは、平成29年度におきまして介護予防の給付から事業に移行する期間ということで、全員が全員一遍に移るわけではございませんので、29年度におきまして半分の方が給付から事業に移行したということで計算をやっているというところで、半数というふうな理解をしております。ですので、例えば48ページの介護予防の給付の部分につきまして半分になっておりますけれども、その半分は地域支援事業のほうに移っているというふうに理解していただければと思います。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） それは理解しました。その中で緩和型が、今言ったように介護予防訪問介護では引き算したら700人ぐらいが介護から事業のほうに移っている予定になっているんですけれども、緩和型がこれだけで、あと現行型と、それからサービスになっているんですかということをお聞きしたんです。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） すみません、ようやく理解させていただきました。

この人数が延べ人数だというふうに理解します。実人数はやはりもっと縮小されております。ですので、私が先ほど延べ人数で申し上げさせていただきましたけれども、一定の例えば9月の時点での実人数で申し上げますと、緩和型の訪問介護が8人、通所介護が16人となっております。

先ほどちょっと言われたように、現行相当に移っておられる方、これが実人数で訪問介護が89人、通所介護が112人となっております。また、この9月の時点で予防給付のままである方は、実人数で訪問介護の方が36人、通所介護の方が23人となっております。ですので、実人数で申し上げますと、もうかなりのパーセンテージが給付から事業のほうに移行しているというふうに理解していただければ結構かと思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 私も実人数と延べ人数と勘違いしてしまっていて、すみません、間違えました。

2のほうの質問へ移させていただきます。

第7期介護保険で施行される改正介護保険法では、介護度が改善した自治体には交付金などのインセンティブが支給されます。

私の参考資料を見てください。この資料なんですけれども、表のほうは厚生労働省の資料から作成したもので、かなり言葉が難しくなっております。裏のほうが今回の介護保険法改正で持ち込まれた仕組みということで書いております。市町村に要介護状況改善目標を義務づける、目標達成を実績評価し結果を公表する、実績評価に基づいて、国から交付金がもらえる、そういう制度になっております。

全国的に評価されてからインセンティブが与えられると書いてあります。熊取町はタピオ体操ですごく頑張っているんですけども、タピオ体操でインセンティブがもらえるかどうか、その辺はどうかお聞かせいただけますでしょうか。

議長（坂上巳生男君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 議員、すみません、1点目の質問の補足をさせていただきたいと思いません。

移行したと私、申しあげましたけれども、緩和、現行相当に移っておられる方は新規の方も入った人数ということで理解していただければと思います。やはり年々新規の方がふえていきますので、その方と移行された方を合わせての人数ということでご理解いただきます。すみませんでした。

それでは、2点目のタピオ体操に対する交付金などのインセンティブについてでございますが、平成29年5月の介護保険法の改正で、自立支援、重度化防止等に向けた保険者機能を強化するため、保険者のさまざまな取り組みの達成状況を評価する客観的な指標の設定が求められております。

このような状況の中、本町におきましても改正法の趣旨を踏まえ、現在策定作業中でございます第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で当該指標を設定していきたいと考えておりますが、現時点において国から指標に対する評価方法など具体的な内容が示されていない部分もございまして、本町におきましても情報収集しているとともに、その考え方を整理しつつ、どのような形で計画の中に示していくかなどを検討しております。

したがって、ご質問のタピオ体操に対するインセンティブにつきましては、本町の介護予防、健康づくりの取り組みがその対象となるよう評価指標を設定し、その指標の達成に向けた事業の推進に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） ありがとうございます。まだインセンティブについてはわからないということなんですけれども、大東市の例をちょっと話させていただきます。

大東市では2016年から総合事業に取り組み、2016年には1.3億円削減、2017年には2.5億円削減を予定しています。大東方式はあめとむちで、卒業移行加算、更新拒否をしています。ケアプランをつくる地域包括支援センターへは、あめとしてサービスから卒業や自立へ戻ると卒業加算、通所、それから訪問サービス、現行相当サービスから安い緩和型サービスに移行したら移行加算、1年で100人以上卒業移行させたら200%を加算するというようにしているそうです。デイサービスセンターやヘルパーステーションへのむちとして、2018年3月末の指定更新のときに利用者の30%以上を移行や卒業させていないと更新されない、要支援サービスができなくなるとされているので、卒業、自立へとどんどん促しているようです。大東市の大東方式はNHKの「クローズアップ現代」で放映されました。元気でまっせ体操によって元気になった人も放映されておりますが、やっと家の中で歩けるようになった人が自立になり、自宅でリハビリや入浴の計画を立てられたが、外へも行けず、無理がたたってわずか6カ月で要介護5になってしまった例などが放映されておりました。

同じことですが、私の参考資料で載せました。これでは、改善目標を決め達成し、結果に基づいて交付金が出るという大東市と同じようなことが全国で行われていくんじゃないかということで不安を持っております。持続可能な介護保険は本当に大事なことですけれども、改善されたと思われた人が見過ごされてしまったり、介護保険料を払いながら使えない制度になってしまうのではない

かと心配しております。

熊取町は一人一人の状態をよく見てくださっているので大丈夫だと思っておりますが、無理な卒業や自立には絶対しないようお願いしたいことを訴えたいと思います。

議長（坂上巳生男君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）最後のほうで鯉谷議員も熊取町のことを信用していただいているというふうに理解しております。

大東市の取り組みもすごく立派なことやと私らも認識をしております。熊取町も、やはり介護予防で自立支援に向けた取り組み、これは絶対的に大事やと思います。ただ、そこに絶対的にあるのがお一人お一人の状況に合わせた個人の介護予防の地域ケア会議、ケアマネジメントをするのがおのおのかかわった方々、ケアマネジャー初めご家族、本人の意思もそうですし、お医者であるとかいろんな運動指導士の方であるとか専門のスタッフがみんな集まって、その方にどういうふうなサービスを提供すればいいかということを一一人その方に応じたことを話し合っ、それでどこへつないだらええかということをやっているというところで、丁寧に対応しているということをご理解いただいていると思うんですけども、そこを私から申し上げさせていただきました。

以上です。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）よろしく願いしておきます。

3番目に移らせていただきます。

利用料は1割で続いてきましたが、2014年に2割となり、7期では3割になる人が出てきます。保険料、利用料が上がると払えない人が出てくる。保険料の引き上げ、利用料の減免など町独自にできないでしょうか。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、3点目の介護保険サービスの利用者負担が3割になることにより、保険料、利用料が上がると払えなくなる人が出てくる。保険料の引き下げ、利用料の減免など町独自にできないかのご質問についてご答弁させていただきます。

平成29年、本年5月の介護保険法の改正によりまして、平成30年8月から合計所得金額が220万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計が340万円以上の現役並みの所得がある方につきましては、介護保険サービスの利用者負担が2割から3割となります。今回の改正につきましては、少子高齢化が進行し人口が減少している中、さらに2025年には団塊の世代が後期高齢者となるなど、今後も介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる状況であることなどを踏まえ、介護保険制度の持続可能性を高め必要なサービスを提供できるようにするため、負担能力に応じたご負担をお願いするものでございます。

本町におきましては、この改正の趣旨を踏まえまして、町独自での3割負担となる方への保険料の引き下げや利用料の減免などの軽減策は考えておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）すみません、時間がなくなってきましたので希望だけ言わせていただきます。

保険料は今12段階に分けておりますが、もっと階層を分けられないか。上のほうは100万円規模で上がっていています。下のほうはちょっと小さい規模で上がっているんですけども、70万円ぐらいで上がっているところもありますので、もう少し階層を分けていくことはできないか。

それから、第1段階、第2段階、第3段階は消費税が導入されたら0.3、0.4、0.7の保険料率に下がる予定だったので、利用料、保険料が上がっていくのならば第1、第2、第3段階は消費税が導入されなくても下げていただきたいというふうに思っております。またご検討をよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）来年度からの次期計画に合わせて、また介護保険料というのも検討しているところでございます。ご意見として承らせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。最後の質問にいかせていただきます。

3月議会で学童保育の施設改善を要望しましたが、現在の見通しはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、学童保育の施設改善における現在の見通しにつきましてご答弁申し上げます。

まず、施設整備の前提といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たすことはもとより、立地場所については児童の通所時の安全確保や戸外遊び場の確保、さらには公共施設の有効活用を図ることなどに留意してまいりたいと考えており、本年3月議会での一般質問時にご答弁申し上げましたとおり、まずは中央学童保育所の整備が最優先課題であるという認識のもと、施設整備の方法や立地場所、整備に要する費用等を総合的に勘案し、財源確保も含めた整備計画の検討を行っているところでございます。

また、中央学童保育所以外につきましても、今後の児童数の推移を見据えながら条例基準を満たすべく必要な整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。考えていただいて、中央学童では人数が多過ぎて、子どもたちは雨が降ってしまうと芋を洗うような中で遊んでおりますし、お天気の日でも運動場を使い、横の公園も使い、いっぱい遊んでいるので、あの状況を見たら何とかしてやりたいと思います。一日も早く広いところで生活できるようよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終わります。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第4 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の大上明子氏につきましては、平成30年1月31日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第78号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(坂上巳生男君) 次に、日程第5 議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございます。

さきの議員全員協議会でご説明申し上げましたとおり、宿泊施設誘致条例に基づく奨励措置について、魅力ある条件を追加することにより、宿泊施設誘致の達成に向けた取り組みを促進させるため、この条例案を提出するものでございます。

議案書4ページをお願いいたします。

こちらは改め文となります。説明につきましては議案書の後ろ側、ピンクの分界紙以降の資料1番、新旧対照表にて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

まず、第5条、奨励措置でございます。

1点目の改正は、第2項の固定資産税の奨励措置に関する条項の改正となりますが、現行、奨励金の交付する期間を固定資産税を新たに付加する年度から5年間としているものを、改め後は7年間に延長するものでございます。

次に、2点目の改正といたしまして、第3項の借地料の奨励措置に関する条項の改正となりますが、現行、奨励金の交付する期間を宿泊施設が営業を開始した月から5年間としているものを、改め後は7年間に延長するものでございます。さらに、改正案のとおり、第3項にただし書きを追加し、賃借する土地が町有地である場合は、賃借期間の初日から営業開始する日の属する月の前月までの期間、つまり諸手続や建設期間が想定されますが、その期間を交付期間に加えるものといたします。

また、改正案の第4項では、ただいまご説明の第3項ただし書きに規定する場合における奨励金、つまり準備期間中の奨励金は、2分の1ではなく全額とする旨を規定するものでございます。ただし、営業開始に至らなかった場合は奨励金を支払わないものと規定するものでございます。

それでは、恐れ入ります、議案書の4ページにお戻りください。

第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は適用区分で、今般の改正の適用はこの条例の施行日以降に指定を受けた事業者に対して適用され、施行期日前に指定を受けた事業者については、従前の適用とする旨を規定してまいります。

以上、議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君) 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長(坂上巳生男君) お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

それでは、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

---

(「16時49分」延会)

---

12 月熊取町議会定例会（第 3 号）



## 平成29年12月定例会会議録（第3号）

月 日 平成29年12月8日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	塩谷 義和
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 清隆		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第80号 税条例等の一部を改正する条例  
議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例  
議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例  
議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について  
議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について  
議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）について  
議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）について  
議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について  
議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）  
議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（坂上巳生男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第6 議案第80号 税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君） 議案第80号 税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをごらんください。

提案理由ですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い税条例等の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

6ページをお願いいたします。

税条例等の一部を改正する条例でございますが、今回の改正は、第1条、税条例の一部改正と11ページの下から8行目、第2条及び12ページの下から5行目、第3条、税条例等の一部を改正する条例の一部改正による構成となっております。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書のピンク色の分界紙の後ろの資料2-1をごらんください。

税条例等の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

それでは、順にご説明させていただきます。

初めに、第1条関係でございます。税条例の一部を改正する条例でございますが、第9条でございますが、消費税率の引き上げ時において現行の「軽自動車税」が「種別割」に名称変更されることに伴う所要の措置でございます。

第11条でございますが、消費税率の引き上げ時において都道府県税である自動車取得税が廃止されることに伴い、自動車に係る環境性能割が新たに創設されます。その際に、軽自動車に係る環境性能割については府から町に税源移譲がなされ、また、徴収の方法が申告納付となることに伴う所要の措置でございます。

資料2-2の中段をごらんください。

第22条でございますが、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差を縮小するため法人住民税の税率を引き下げ、その税収全額を地方交付税の原資とするため、法人町民税法人税割の税率を現行の税率から3.7%引き下げるものでございます。

資料2-2から2-4にかけて、第35条第4項及び第44条第5項は、誤った表記である「令」を「施行令」に改めるものでございます。

資料2-5の中段をごらんください。

第86条でございますが、第1項において、3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割を課し、自動車等の所有者に種別割を課すとするものでございます。

第2項は、製造業者が製造により取得した車両及び販売業者が販売のために取得した車両については、環境性能割を課さないとした規定でございます。

第3項は、環境性能割が新たに創設されることに伴う地方税法の条ずれ対応並びに軽自動車税の名称が種別割に変更となること等に伴う所要の措置でございます。

第87条でございますが、第1項は、軽自動車等の売買契約において所有権が留保されている場合は、買い主を所有者とみなして軽自動車税の納税義務者とするものでございます。

第2項は、買い主が変更となった場合は、その新たな買い主を所有者とみなして軽自動車税の納税義務者とするものでございます。

第3項は、販売業者等が取得した3輪以上の軽自動車について、通常の使用により道路の運行の用に供する場合において、車両番号の指定を受ける場合は環境性能割の納税義務者とするものでございます。

第4項は、海外等から3輪以上の軽自動車を取得して日本国内において通常の使用により道路の運行の用に供する場合は、その運行の用に供する者を所有者とみなして環境性能割の納税義務者と

するものでございます。

第87条の2につきましては、今回の改正に伴う条ずれ対応でございます。

資料2-7をごらんください。

第87条の3でございますが、環境性能割の課税標準を通常要する取引における販売価格とするものでございます。

第87条の4でございますが、燃費基準等に応じて環境性能割の税率を規定するものでございます。

第87条の5でございますが、環境性能割の徴収方法については申告納付とするものでございます。

第87条の6でございますが、環境性能割の申告納付時期について、車両番号の指定を受けるときはそのとき、所有者の変更が生じたとき等は、そのときから15日以内に申告書を提出し、納付することとするものでございます。

資料2-8にまいりまして、第87条の7でございますが、環境性能割に係る申告を行わなかった場合において過料を科すための規定でございます。

第87条の8でございますが、第1項は環境性能割の減免できる範囲を、第2項は減免の手続を規則で定めることとするものでございます。

第88条から資料2-14の中段、第96条までは、現行の「軽自動車税」を「種別割」と名称を改める措置並びに文言の整理等を行うものでございます。

資料2-15の中段をごらんください。

附則第8条の2でございますが、誤った表記である「令」を「施行令」に改めるものでございます。

資料2-16にまいりまして、附則第9条でございますが、個人町民税に関する規定で、平成31年度の課税から納税義務者本人の合計所得が1,000万円を超えた場合は配偶者控除を適用しないという改正を踏まえまして、所得税法等の定義規定にあわせて文言の整理を行うものでございます。

附則第13条の3の2でございますが、消費税率引き上げの実施時期が2年6カ月延長となったことに伴い、当該制度の適用期間を延長するものでございます。

資料2-17、附則第16条の2第12項でございますが、固定資産税のわがまち特例を定めるもので、市民緑地認定制度に係る課税標準の特例を国の参酌標準である価格の3分の2とするものでございます。

附則第18条の2から附則第18条の5でございますが、当分の間軽自動車税の環境性能割は、賦課徴収及び減免に係る事務は大阪府において行い、申告書の提出及び納付についても大阪府に対して行うこととし、町が大阪府に当該税収の5%を徴収取扱費として支払うこととするものでございます。

附則第18条の6でございますが、第1項は、当分の間、環境性能割の税率について、営業用車両にかかる税率を0.5%から2%の範囲に、また第2項は、環境性能割の税率の上限を2%とするものでございます。

附則第18条の7でございますが、新車新規登録後14年を経過した3輪以上の車両について重課税を課す規定でございまして、軽自動車税の種別割への名称変更及び第89条の表記の変更に伴う所要の措置でございます。

次に、資料2-19の附則第19条でございますが、消費税率の引き上げ時、つまり環境性能割の導入までの暫定的措置でございますので、削除するものでございます。

資料2-20、附則第19条の2及び附則第26条でございますが、誤った表記の「令」を「施行令」に改めるものでございます。

資料2-22をごらんください。

次に、第2条関係でございます。

平成26年条例第10号の税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、附則第6条ですが、平成27年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の車両に対し旧税率を適用する旨の読みかえ規

定でございます。種別割への名称変更及び第89条の表記の変更に伴い所要の措置を行うものでございます。

資料2-24をごらんください。

最後に、第3条関係でございます。

平成27年条例第25号の税条例等の一部を改正する条例を改正するもので、附則第5条第7項でございますが、平成28年度から平成31年度までにかけて行われる旧3級品たばこの特例税率の廃止に伴う手持品課税の申告納付に係る読みかえ規定でございます。今回の改正に伴い環境性能割の申告書が追加されたことに伴う所要の措置及び誤った表記である「号」を「条」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の13ページにお戻りください。

上から3行目、この改正条例の附則でございます。

第1条は、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第1号として、第1条中の税条例附則第9条第1項の改正規定及び改正条例附則第2条第1項に規定する個人町民税に関する規定については、平成31年1月1日から施行するものでございます。また、第2号として、軽自動車税の環境性能割の創設並びに種別割への名称を改める改正及び法人町民税の税率引き下げに係る改正規定については、消費税引き上げ時期の平成31年10月1日から施行するものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

第1項は、個人町民税に係る改正規定は平成31年度の課税から適用し、平成30年度分までは従前の例によるものとして適用いたします。

第2項は、法人町民税に係る改正規定は平成31年10月1日以降に開始する事業年度分について適用し、それ以前の分については従前の例によるものとして適用いたします。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。

第1項は、軽自動車税の環境性能割に関する部分について、平成31年10月1日以降に取得された3輪以上の軽自動車税に対して適用するものでございます。

また、14ページの第2項は、軽自動車税の種別割について、平成32年度以降の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度までの軽自動車税については従前の例によるものとして適用いたします。

以上で、議案第80号 税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第7 議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、議案書の15ページをごらんください。

議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の都市公園条例の一部改正は、都市公園法施行令の一部改正を受け、地域の実情に応じた都市公園敷地内の運動施設整備を可能とするため、運動施設の敷地面積の総計の割合を条例に規定することとなったもので、参酌基準である100分の50を参酌し条例の一部改正するものでございます。

提案理由でございますが、都市公園法施行令の一部改正が平成29年6月15日に施行されたことに

より、同施行令を引用している都市公園条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

16ページについては改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料3をごらんください。

都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

運動施設の敷地面積の総計の割合について、第2条の3の次に第2条の3の2として「令第8条第1項の規定による条例で定める割合は、100分の50とする。」条文を追加するものでございます。恐れ入りますが、16ページにお戻り願います。

附則をごらんください。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第8 議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

提案理由でございますが、平成30年4月1日付で下水道事業において地方公営企業法の適用を実施するに当たり、組織、財務及び職員の身分取り扱いが変更されるのに伴い、関係条例の一部の改正及び廃止が必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

この条例改正の主な内容につきましては、提案理由のとおり、下水道事業が地方公営企業法の全部を適用するに当たり、水道事業設置条例及び関係条例に下水道事業に関する項目の追加、それに伴う名称変更及び「水道事業の町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めるものなどでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

18ページから19ページは改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料4-1をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

題名につきましては水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例とし、第1条の見出しを設置に改め、同条の次に第2項として下水道事業設置の内容、第1条の2、法の全部適用をそれぞれ加えるものです。

内容は、地方公営企業法及び同法施行令の規定により、下水道事業に法の規定の全部を平成30年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2条第1項中、水道事業の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、水道事業の経営の規模を第2項から第4項までを第2項第1号から第3号とするものでご

ざいます。

資料4-2をお開きください。

第3項として、下水道事業の経営の規模について新たに加えるものでございます。

次に、第3条第1項中「地方公営企業法」を「法」、「地方公営企業法施行令」を「令」、「水道事業」を「上下水道事業」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、同条第2項中「水道事業の町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるものでございます。

次に、第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に、第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」にそれぞれ改めるものでございます。

資料4-3をお開きください。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に、次の第7条第1項中「水道事業の町長は、水道事業」を「管理者は、上下水道事業」に、同条第2項第3号中「水道事業の経営状況」を「上下水道事業の経営状況」に、「水道事業の町長」を「管理者」にそれぞれ改めるものでございます。

資料4-4をお開きください。

同条同項第3号中についても、「水道事業の町長」を「管理者」に改めるものでございます。

19ページの本文にお戻りください。

附則でございます。

第1項、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項、下水道事業特別会計条例は廃止するものでございます。

第3項以降につきましては、ピンク色の分界紙の後ろの資料にてご説明いたしますので、恐れ入りますが資料4-5をお開きください。

第3項、事務分掌条例の一部改正につきましては、第2条中第6号上下水道部及び資料4-8の第3条中上下水道部、第1号下水道事業に関するものをそれぞれ削るものでございます。

資料4-9、4-10をお開きください。

第4項、情報公開条例の一部改正並びに第5項、個人情報保護条例の一部改正については、それぞれ「水道事業管理者の権限を行う町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めるものでございます。

資料4-11をお開きください。

第6項、職員定数条例の一部改正については、条例第2条第1号中、町長の事務部局の職員「290人」を「281人」に、同条第5号中「水道事業の事務部局の職員22人」を「水道事業及び下水道事業の事務部局の職員31人」に、それぞれ改めるものでございます。

資料4-12をお開きください。

第7項、下水道条例の一部改正については、第1条中「設置及び」を削るとともに、次の第2条、設置を削除するものでございます。次の第3条の見出しを定義に改め、同条第10号中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるものでございます。

資料4-13、第3条の2第3号から資料4-23の第27条までの規定中「規則で」を「管理者が」、「規則に」を「管理者が」、「町長」を「管理者」、「規則」を「管理者」にそれぞれ改めるものでございます。

資料4-24をお開きください。

第8項、下水道事業受益者負担金条例の一部改正については、第1条中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改め、第2条第2項中、資料4-27の第11条までの規定中、「町長」を「管理者」、「規則で」を「管理者が」にそれぞれ改めるものでございます。

資料4-28をお開きください。

第9項、企業職員給与条例の一部改正については、題名を上下水道事業職員給与条例に改め、第1条から第2条までの規定中「企業職員」を「上下水道事業職員」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第10条の2中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるものでございます。

次に、第13条第2項から資料4-30の第17条までの規定中、「町長」を「管理者」、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」、「企業職員」を「上下水道事業職員」にそれぞれ改めるものでございます。

資料4-30をお開きください。

第19条の見出しを委任に改め、同条中「町長」を「管理者」に改めるものでございます。

資料4-31をお開きください。

第10項、水道事業給水条例の一部改正については、第5条第1項中「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めるものでございます。

次に、同条第2項から資料4-38の第34条までの規定中及び資料4-40、別表第1備考並びに別表第3の項中、「町長」を「管理者」にそれぞれ改めるものでございます。

以上で、議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第9 議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松企画部理事。

企画部理事兼シティブロモーション推進課長（明松大介君）それでは、議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定につきましてご説明申し上げます。

議案書22ページをお願いいたします。

要議決事件条例第2条第1号の規定により、熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画につきまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、提案理由でございます。

平成20年を基準年次として策定した熊取町第3次総合計画が、平成29年をもって目標年次を迎えるに当たり、人口減少社会を乗り越え、将来にわたり活力ある地域社会を維持するため、住民にまちづくりの長期的な展望を示すべく、熊取町の総合的かつ計画的な行政運営の総合指標として、熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画案を提出するものでございます。

それでは、初めに基本構想でございます。

次のページが総括表紙、1枚おめくりいただきまして、こちらが基本構想の目次となります。

もう1ページおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、1番の将来像でございます。

リード文のとおり、10年後に熊取町がめざすまちの姿、将来像への想いとして、ごらんとおり「すべての住民の思いをつむぎ、安心して健康で永く楽しく住み続けられるまち。一度まちを離れた人も、いつか帰りたいと願うまち。そんな光景を見て、『私も住んでみたい』と思われるまち」。そして下段のとおり、「子ども、若者から高齢者まであらゆる人々が交流し、つながり、ともに歩

むことで、まちの活力を維持し、『住みたい 住んでよかった ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち』を将来像として目指すものでございます。

次に、2ページ以降が2番の熊取町の人口・財政でございます。

まず、2ページの人口では、年齢3区分人口のこれまでの推移と今後の推計人口を示し、年少人口と生産年齢人口の減少と高齢化率の上昇を示すとともに、3ページでは、自然増減と社会増減の推移とともに、本町の合計特殊出生率が全国や大阪府の平均と比して低いという現状を示してございます。

また、加えて4ページでは、財政状況として、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の推移を示し、とりわけ子ども医療費助成に代表されるとおり、扶助費の増加傾向を示しております。

また、次の5ページでは、公共施設整備基金と財政調整基金の取り崩し状況を示し、近年の財源不足傾向による新たな行財政改革の必要性を掲げてございます。

これら今後のまちづくりを進めていく上で重要な要素となる人口と財政状況を確認した上で、次の6ページの3番といたしまして、まちづくりの進め方を示します。将来像の実現に向けて、あらゆる取り組みに共通する3つのテーマ、方向性を示すものです。

1点目が、限られた経営資源で住民生活の質を高めていくための効果的、効率的なまちづくりです。2点目が、大学が集積し多くの学生が集う優位性を活用した地域特性を生かしたまちづくり、もう一点が、多様な協働の機会と住民が選択して取り組むことができる協働のまちづくりです。この3つのまちづくりの進め方を念頭に、今後のあらゆる取り組みに対して取り組んでまいります。

次に、7ページの4番の都市計画基盤としての都市形成の方向性です。

ここで、1点上書きをお願いいたします。中ほどの図の中の字が薄くなっておりますが、住宅都市・学園文化都市でございます。お手数ですが、よろしくをお願いいたします。

図でお示しのとおり、コンパクトな町域として発展を遂げてきました住宅都市・学園文化都市を維持、充実させるため、これまでの土地利用や施設整備を基盤として、高齢化を初めとする人口動向や住民のライフスタイルの変化等に対応し、ごらんの5つの視点を向上させ、住民生活の質を高め、もって将来像の実現につなげていくという、そういう方向性でまとめてございます。

そして、このまちづくりの進め方と都市形成の方向性を受けて、8ページ以降、将来像の実現に向けた施策の大綱として5つの大綱を示すものでございます。

初めに、8ページの大綱の1点目、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまちをめざします」です。

こちらは、熊取町協働憲章でうたっている協働のまちづくりへの取り組みを、まず住民が参加するという段階から、住民が参加することで地域の課題解決などをしっかりと結果を出すという次の段階に進めることを目標として、さらに充実させるものとして、住民協働・住民参画、地域コミュニティ、防犯、防災、男女共同参画、平和・人権などの施策を大綱として、その方向性をまとめてございます。

次に、9ページの大綱の2点目、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもたちが育つまちをめざします」でございます。

こちらは、次代を担う子どもたちがまちへの愛着を深めつつたくましく生きる力が持てるよう、住民、地域、大学、行政が一体となってまちぐるみで子どもの育ちを支えるまちづくりを進めるものとして、ごらんの子育て、保育・幼児教育、学校教育、生涯学習などの施策を大綱として、その方向性をまとめてございます。

次の10ページが、大綱の3番、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまちをめざします」でございます。

こちらは、住民の誰もが生きがいを持って社会で活躍し、健康で長生きできるよう、子どもから高齢者まで住民が健康長寿を延ばすために取り組むことをまちの文化として生涯にわたる健康づくりを進めるものとして、ごらんの健康・長寿、運動・スポーツ、高齢者、障がい者福祉などの施策



を1本の大綱として、その方向をまとめてございます。

続きまして、11ページが大綱の4番、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまちをめざします」でございます。

こちらは、あらゆる人が住み続けたり新たに転入してくることで、いつまでも活力のあるまちであり続けられるよう、住民が「住み続けたい」「一度は転入しても帰りたい」と願い、「いつか住みたい」と憧れを持ってもらえるまちづくりを進めるものとして、市街地整備や道路・交通といった社会基盤の整備を初め、商工、農林、観光・交流、雇用・就労、また住環境などの施策を一つの大綱として、その方向性をまとめております。

そして、12ページの大綱の5番、「健全で安定した持続可能なまちをめざします」でございます。

こちらは、少子高齢化や人口の減少など、本町の運営も今後ますます厳しくなると想定されます。そうした中でもまちの個性と魅力が次世代にも引き継がれ感じてもらえるよう、行政の取り組みも健全で効果的、効率的な運営をさらに徹底していくものとして、行財政運営や情報の公開、多種多様な連携並びにシティプロモーションを施策の大綱として、その方向性をまとめてございます。

以上が基本構想部分でございます。

続きまして、基本計画でございます。

1枚おめくりいただきまして1ページでは、基本計画の策定趣旨とその構成を凡例として記載しております。

まず、趣旨としまして、5つの施策の大綱を具体化するため、基本施策の方向性を31の分野で示すものとし、その計画期間は平成30年から39年までの10年間の計画となります。

次に、構成としましては、初めにめざすべき10年後のまちの姿を示した上で、現状と課題を整理し、目標を達成するための施策の方向性を示し、その進捗状況を客観的数値で示す成果をはかるための主な指標として、構成について凡例として示してございます。

それでは、内容に移ります。

2ページの基本計画の大綱1、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまちをめざします」として、ごらんの6つの政策分野を掲げております。

初めに、3ページの1番、住民協働・住民参画でございます。

めざすべき10年後のまちの姿として、ごらんとおり、本町の特徴を生かした住民や地域コミュニティ、大学、NPO、行政等によるさまざまな形の協働のまちづくりがあらゆるまちづくり分野に広がり、地域の課題解決や目標達成につながることで、地元への愛着が高まるとともに、さらなる地域活性化が図られていますという10年後の姿を描き、その上で、3点の現状と課題を示し、目標を達成するための施策として住民協働の推進を掲げております。そして、成果をはかるための主な指標として、ごらんの2つの指標について現状と目標数値を示しております。また、最下段には関連計画として、熊取町協働憲章を参考として記載してございます。

以降のページとしまして、4ページでは2番の地域コミュニティを、5ページでは3番の防犯・交通安全・消費生活を、7ページでは4番の防災、9ページでは5番の男女共同参画・多文化共生、11ページでは6番の平和・人権について、それぞれ凡例に基づき示してございます。

それでは、続きまして12ページ、基本計画の大綱の2番、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまちをめざします」として、ごらんの5つの政策分野を掲げております。

初めに、13ページ、7番の子育てでございますが、めざすべき10年後のまちの姿として、ごらんとおり、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく相談や支援が受けられ、安心して産み、子育てでき、子どもが健やかに育つまちとなっています。そして、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合いながら、地域全体で子どもと親の育ちを支える環境が整っていますという2つの10年後の姿を描き、その上で2点目の現状と課題を示し、目標を達成するための施策として切れ目のない子育て支援施策を掲げております。そして、成果をはかるための主な指標として、ごらんの2つの指標について現状と目標値を示してございます。また下段には、関連計画としてごらんの3つの計画を参考

として記載してございます。

以降のページとして、14ページでは8番の保育・幼児教育を、15ページでは9番の学校教育、17ページでは10番の生涯学習について、19ページでは11番の文化・芸術について、それぞれ凡例に基づき示してございます。

続きまして、20ページの基本計画の大綱の3番、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまちをめざします」として、ごらんの6つの政策分野を掲げております。

初めに、21ページ、12番の健康・長寿でございますが、めざすべき10年後のまちの姿として、ごらんのとおり、一人一人が生き生きと健康で豊かに暮らせるまちとなっています。そして、住民や大学、関係機関と協働で健康づくりに取り組む事業がふえていますという2つの10年後の姿を描き、その上で3点の現状と課題を示し、目標を達成するための施策として健康まちづくりの推進を掲げております。そして、成果をはかるための主な指標として、ごらんの2つの指標について現状と目標数値を示しております。また下段には、関連計画としてごらんの2つの計画を参考として記載してございます。

以降のページとしまして、22ページでは13番の保健・医療、23ページでは14番の運動・スポーツについて、24ページでは15番の高齢者福祉を、25ページでは16番の障がい者福祉について、27ページでは17番の地域福祉・社会保障について、それぞれ凡例に基づき示してございます。

それでは、続いて29ページの基本計画の大綱4番、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまちをめざします」として、ごらんの10の政策分野を掲げてございます。

初めに、30ページ、18番の市街地整備でございますが、めざすべき10年後のまちの姿として、ごらんのとおり、生活利便が高く、美しい自然に恵まれた「トカイナカ」の個性にあふれる住宅都市の中で、住民が、快適に、ゆとりを持って豊かに暮らしています。そして、熊取駅周辺において、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地が形成されていますという2つの10年後の姿を描き、その上で4点の現状と課題を示し、目標達成するための施策として、計画的な土地利用、良好な市街地の形成、駅周辺の整備を掲げてございます。そして、成果をはかるための主な指標として、ごらんの2つの指標について現状と目標数値を示しております。また、関連計画として都市計画マスタープランを参考として記載してございます。

以降のページとして、32ページでは19番の道路・交通について、34ページでは20番の上水道・下水道、36ページでは21番の公園・自然環境について、38ページでは22番の住環境について、40ページでは23番の循環型社会、41ページでは24番の商工業・サービス業について、42ページでは25番の農林業、44ページでは26番の観光・交流について、45ページでは27番の雇用・就労につきまして、それぞれ凡例に基づき示してございます。

それでは、続きまして46ページの基本計画の大綱5番、「健全で安定した持続可能なまちをめざします」として、ごらんの4つの政策分野を掲げてございます。

初めに、47ページ、28番の行財政運営でございますが、めざすべき10年後のまちの姿として、ごらんのとおり、行政事務の効率化により、住民サービス・窓口サービスが便利になっています。そして、行政基盤が強化され、健全で持続可能な行財政運営ができています。さらに、住民ニーズに的確に応えられる組織のもと、職員が熱意を持ってまちの個性と魅力を引き出す取り組みを実施していますという3つの10年後のまちの姿を描き、その上で4点の現状と課題を示し、目標達成するための施策として、効果的、効率的な行財政運営と公共施設等の適正管理を掲げております。そして、成果をはかるための主な指標として、ごらんの3つの指標について現状と目標値を示してございます。また、関連計画として3つの計画を参考として記載しております。

以降のページとしまして、49ページでは29番の情報の公開について、50ページでは30番の多種多様な連携について、最終52ページでは31番のシティプロモーションについて、それぞれ凡例に基づき示してございます。

以上が第4次総合計画の基本構想と基本計画ということになりますが、ご裁可いただいた後は、

さきの議員全員協議会での説明のとおり、この基本構想と基本計画の前段としまして本町の特徴や本町を取り巻く社会経済情勢の変化などの序章を追加し、また後段には総合計画審議会の委員名簿などの資料編を追加した上で、見やすさ、読みやすさといったデザイン性なども考慮した構成を予定していることを申し添えさせていただきます。

以上、議案第83号 熊取町第4次総合計画の基本構想、基本計画の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）すみません、今のご説明の中で3点ほど読み間違いをしてございます。修正させていただきます。

まず、基本構想の10ページでございます。私、資料の上から2行目の「住民が健康寿命を」というところを「健康長寿」と読み上げてしまいました。健康長寿ではなく健康寿命ということで修正させていただきます。

続きまして、その横の11ページでございます。こちら資料の上から2行目になりますが、中段中ほど、「一度は転出しても帰りたい」というのが正しいところでございますが、「一度は転入」というふうに読み上げてしまいましたので、転出ということで修正させていただきます。

そして、基本計画の47ページの28番をお願いいたします。めざすべき10年後のまちの姿でございますが、上から2つ目のところ。「財政基盤」というのが正しいところでございますが、私、「行政基盤」と読んでございます。行政基盤を財政基盤ということで改めさせていただきます。

以上3点、すみません、修正のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（坂上巳生男君）以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第10 議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定につきましてご説明申し上げます。

本案は、要議決事件条例第2条第2項の規定により、熊取町第3次行財政構造改革プランの策定をするための議決をお願いするために上程したものでございます。

提案理由といたしましては、平成30年度から34年度までの財政の基本的な考え方を示す熊取町第3次行財政構造改革プランを策定し、将来に向けて持続可能な行財政運営の確立を図るため、このプランを提案するものでございます。

まずは、本町の行財政改革につきましてここ10年で申し上げますと、平成18年度から21年度までの第1次行革では、給与制度の適正化や職員数の削減、議員報酬の見直しなどの歳出削減やさまざまな歳入確保策に徹底的に取り組み、経費縮減及び歳入増加の効果を上げたところでございます。そして、22年度から26年度までの第2次プランにおきましては、さらなる職員数の削減、保育所の統廃合、町税徴収率の向上などに取り組みました。その取り組みのいかにもあり、平成18年度から20年度の間は基金の取り崩しが減少し、21年度から25年度の間は収入と支出が均衡した状況を達成したところでございます。平成27年度以降は、それまでの行政改革の取り組みを継続しながらも、住民サービスの向上に資する取り組みを充実する行政運営アクションプログラムを策定し、不断の行政改革の一方で、転入・定住促進事業や子ども医療費助成の対象拡充など住民サービスの向上に取り組んでまいりました。

しかしながら近年、子育て支援や医療費助成などの社会保障関連経費や新たな行政需要に伴う歳出の増加が見込まれる一方で、歳入の柱でもある町税収入が減少傾向にあること、地方交付税の大幅な増額も見込めないこと、景気動向に大きく影響を受ける税交付金等の推移が不明瞭であることから、現状のままの行政改革にとどまった場合収支のバランスを好転させることができず、基金の取り崩しが続き、再び厳しい財政状況に陥ることが懸念される状況にあります。

地方公共団体を取り巻く状況も一層厳しさを増す中におきましては、改めて行財政改革を断行していくことが必要であり、今般新たに第3次プランとしてご提案させていただいたところでございます。

改めて、策定に係る体制につきましては、町内部におきまして町長を本部長とする行政改革推進本部と副町長を推進責任者とする行財政構造改革プロジェクトチームを組織し、プランの検討を進めてまいりました。また、附属機関である熊取町行政改革審議会に対しまして、本年4月の開催の第1次審議会で次期プランの策定について町長から諮問を行い、その後、8月には第2回の審議会を開催し、第3次行財政構造改革プラン（素案）の審議をいただきました。その後、プラン（素案）をもちまして10月2日から23日までの間、住民の皆様からの意見募集を行い、頂戴した32件の意見に対する町の考え方を取りまとめるなど、最終案の検討を行い、11月の第3回審議会における審議を踏まえ、11月15日付で町長に対してプランの答申をいただいたところでございます。

このように、本案の策定につきましては、行政改革審議会において慎重かつ活発にご審議いただくとともに、町議会に対しましても3度の議員全員協議会におきまして検討状況をご報告するなど、策定手続を順序立てて進めてまいりました。

策定の経過につきましては以上のおりでございますが、次に、プランの内容についてご説明申し上げます。

お手元のプランの表紙、初めに、目次をめくっていただきまして、1ページまでお進みください。

I、町を取り巻く現状として人口と財政の現状をまとめております。

①としまして人口の推移として年齢3区分別の推移を、②としまして主な歳入の中でも町税の推移を、2ページの③では地方交付税と臨時財政対策債の推移を、加えてその下、④では、主な歳出の推移としまして、人件費等の義務的経費と繰出金、投資的経費の推移をまとめております。

続きまして、3ページをお開きください。

3ページ下段、⑤には財政指標の推移として経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の推移を、4ページの⑥では本町の主要基金である財政調整基金と公共施設整備基金の繰り入れ状況の推移をまとめ、最後に人口推移や財政状況を総括する分析を加え、新たな3次プランによる行財政改革の取り組みが必要であるとまとめさせていただいてございます。

続きまして、5ページをごらんください。

IIです。こちらは財政収支の見通しでございます。

今後も社会経済情勢の変化が予想されることから、町財政を精緻に見通すことは難しいところではございますが、下段箱囲みに記載のとおり、前提条件を設定し、向こう5年間の収支推計を算出したものが6ページの表1となります。

この収支見通しでは、現在の行財政運営を続け特段新たな行政改革の取り組みを行わなければ、表1-1最下段のとおり、単年度収支の赤字が続き、それを基金で補填する状況となります。さらに、平成32年度には主要3基金が枯渇することから実質収支も赤字に転じ、34年度には米印3のとおり累積赤字が約20億円となる見込みでございます。

続きまして、7ページをごらんになってください。

III、改革の目標等です。

ここでは、プランの計画期間を平成30年度から34年度までの5年間とし、箱囲みに記載している2つの目標を掲げております。①としまして、単年度収支が均衡した基金繰入に依存しない持続可能な行財政運営を確立すること、②として、本町の主要3基金である財政調整基金、公共施設整備

基金、減債基金の平成34年度末基金残高を6億円確保することの2点を目標としてございます。

次に、目標達成に向けての5つの留意点を掲げています。

1つ目が、熊取町第4次総合計画との整合を図りつつ、財政の健全化や身の丈に合った行財政運営を目指すこと、2つ目が、今後、住民1人当たりの行政サービスコストが増加する一方で歳入の大幅な増加も期待できない状況から、事務の効率化や委託化、職員に係る経費の削減などについても引き続き取り組むとともに、事務事業や事務量を見直す必要があること、3つ目が、老朽化する公共施設の維持管理等につきましては、機能や総量の適正化、施設の適正な維持管理、さらには長寿命化等について検討を進めること、4つ目が、行財政改革を断行する一方で、新たな行政需要にも適切に対応すること、5つ目が、平成29年度に前倒し実施が可能なものについても積極的に取り組むことの全5項目を留意点としてまとめてございます。

8ページをごらんください。

IV、主要な改革項目です。

ここでは、計画期間に取り組む主要な改革項目を(1)の事務事業の改善から12ページにおきます(11)議会における改革まで、合計31の改革項目を一覧表の形で列挙させていただいております。続いて、13ページをごらんになってください。

V、第3次プランの進行管理と推進体制でございます。

(1)といたしまして、改革項目ごとに目標とする効果、取り組み内容、工程を明確にしたアクションプログラムを1次、2次プラン同様に策定すること、加えて、年度ごとに実績調査を行い、各年度の取り組み内容や進捗状況を明らかにするとともに、フォローアップを行い各般の取り組みの実効性を高めていくこと、(2)住民の皆様方等と一体となった推進体制といたしまして、行政改革推進本部会議を中心として全庁的な推進体制のもと、全部局が一丸となって改革に取り組むことや、行政改革審議会や町議会の皆様方に対しまして報告を行うとともに、町の広報やホームページを通じて積極的な情報公開に努め、町全体で推進していくとまとめております。

14ページ、15ページにつきましては、第1次、第2次行革における主な実績を資料としてまとめておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上、第3次プランの概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案書でのご確認をお願いしたいと存じます。どうかよろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番(重光俊則君)ただいま第3次行財政構造改革プランについての策定経緯と内容についてご説明がありましたけれども、行財政改革審議会で十分な審議をされたものであるということも理解しております。

しかし、実際の行財政改革プラン、これはここで総務文教委員会にかけられて審議されるわけですが、実際にどんなアクションをやるか、どんな成果が出るかというのが、今非常に素案段階のものがちらっと出ておりましたけれども、アクションプログラムをこれとどうリンクさせるかというのがちょっとわからないんです。ここで、12月議会で構造改革プランが承認された、ただアクションプランの策定を見たら、そのアクションプランがいつ完成するかちょっと知りませんが、それと絡めて、行財政改革プランとアクションプランとの間のそごがあるかないかというところはどやって検証できるかなと思うんです。

これは、審議として構造改革プランが出てきておりますけれども、どういう項目をやりますというのは書いてあります。最終目標も書いてありますけれども、じゃ何を手がけていつごろどうするのかという具体的なアクションプランが出ないと、本当にこれができるのかなというところもあるし、もっとやるべきところがありますよね。そういうところについて、この12月議会で構造改革プランを承認すべきなのか、あるいはした後、じゃアクションプランについてはどのような位置づけ

で議会との間で内容についての審議ができるのか、その辺が非常に不明なんです。その辺をご説明いただけますか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回こういう形で議案として上程させていただいているのは、要議決事件条例の中で財政の基本的な方針を定めるものということでの計画として上げさせていただいているという中で、あくまでここでは基本的な方針というくくりになろうかと思えます。さらに、主要な改革項目を具体的にどう進めていくのかというのは、ここでも書かせていただいている、議員もおっしゃっていたとおり、アクションプログラムの中身がどんな形になるかに全てかかってくるという状況になろうかと思えます。

11月の会期前議員全員協議会で、現状この審議をいただく上で実際どういうものが上がってくるのかが全く見えない中ではなかなか12月議会でもご判断いただけないという前提のもとで、作業途中の段階ではございましたが、一定こういう内容で今作業を進めさせていただいているという説明をさせていただいた中で、当然アクションプログラムの中身につきまして委員の皆様のご意見を頂戴する機会というのは、3月の会期前議員全員協議会の段階でご説明するような形でチェックしていただけるという機会は当然考えてございます。

ただ、このアクションプログラムにつきましても年度内完了ということで完成を目指していますので、現状、会期前議員全員協議会に向けてのプラン作成の作業を続けている中で、最終的に議会の皆さんの意見につきましてもその段階で反映させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）そういう意味では、年内にアクションプログラムをつくって3月議会前に議員の説明あるいは議員全員協議会等にかけるということですが、今までの例で、やはり議会直前に資料ができ上がって説明を受けるというのが多いわけです、アクションプランについて。そして、アクションプランができ上がったらほとんどそれについて変更、見直しはしないというのが従前の計画だったと思えます。アクションプラン自体の項目の見直しとか目標値の見直しとかを本当はされるべきですが、過去2回のアクションプログラムで見直しをされて目標値が変わったというようなことはほとんどなかったと思うんです。そういう議論もせずにどんどん進められてきているんです。

今回、12月末までにアクションプランができ上がってであれば、できるだけ早期に、3月議会の議会ぎりぎりでのこの形が完成ですといく前に議論をして、今回の12月議会ですべてを通す必要がマストで、これがベースで成り立たないとその承認に至らないのであれば、アクションプログラムがどんなものになるのか、もう少し具体的に、本当にこれは実現できるのか、あるいはもっと掘り下げないといけないのかという議論を議員全員協議会といった1時間足らずのところでは議論するのではなく、やはりアクションプログラムができた時点、12月末にできるのであれば1月、2月の早い時期に、1回の議論で今まで通すのは普通ほとんどなんです、1回会議にかけて。それをやはり、その内容について、これは非常に重要な施策がいっぱい入っていますので、その辺について議員あるいは審議会の意見も聞くとか、そういう場をぜひ持っていただきたい。その辺はどうなんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）今、議員の皆様方へのご説明ということで、その部分だけお話しさせていただいたんですけれども、審議会に対しても並行してアクションプログラムの内容をご説明して、内容についてのご意見を頂戴する機会も当然予定しておりますし、現状、公式的な場として議員全員協議会なりという、そういう機会が基本のご説明の機会となっておりますので、そう申し上げたまでなんです。

結果として、アクションプログラムの中身につきましては、例えば予算にかかわるものというこ

とであれば、それが予算に反映されるものであれば予算の段階でも当然いろいろ議論いただける部分もあろうかと思えますし、さらに1次、2次の行革の中でなかなか中身の修正がなかったというふうな部分は全くなかったわけでもないわけですし、実際、新しい取り組みについてはその項目で、出てきた部分については実績の報告、中間年度でも新たな取り組み項目が上がってきて追加している内容等もごぞいます。ただ、そのあたりにつきましても、毎年毎年の実績報告の中でさらにここはもっと進めるべきであるとか、ここはちょっと行き過ぎであるんじゃないかとかという議論は、5年間のあくまでも期間の中で、その都度のタイミングでご意見を頂戴できるものかと考えておりますので、議員全員協議会1回だけでとって全てが全てそこで固定されるものではありませんので、そういう中でご意見を頂戴できればなというふうに現状考えているような次第でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今のでアクションプログラムを行財政改革審議会にもかけられるということであるとしたら、やはりほぼ同じタイミングで議会にもその辺は資料提供して、議員も検討できる時間をいただく、それは議員全員協議会のかかなり前になっていると思うんです、審議会にかけるのは。大体この形で審議会にかけられたら、審議会で決まったことをほぼ議会は承認しろよというような位置づけになるんですよ、大体今までも。だからそういう意味で先ほどおっしゃった、もちろん審議会は重要な意見を聞くということで重要ですけども、やはり議会の意見を聞く場がないわけですよ、3月議会の議員全員協議会の場合であれば。その前に、審議会に出される計画がどんなものであるのかというのは見させていただいて、それに議員側からも意見が言えるような時間、場所等を持っていただきたいと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）審議会自体公開の会議ですので、きちっとまとまった段階で議員の皆さんに提供することは何ら問題ありませんので、可能になった段階で全てお配りするようなことは全然問題ないかと思っています。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）第3次行財政構造改革プランは本当に非常に重要な内容になっております、特にアクションプログラムについては。本当に資金が枯渇する中で熊取町が行財政をちゃんと維持できるのかどうかというのを決定することになりますので、その辺、議員自身も十分に勉強すべきことやと思っております。ぜひ、その辺を早く実現して、そういう時間を議員にも与えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第11 議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）についてご説明申し上げます。

議案書24ページをごらんください。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、施設の名称は熊取永楽墓苑でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称は、大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号、株式会社ハウス

ビルシステム、代表取締役坂下芳史でございます。

次に、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

以上、簡単ではございますが、議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。2番（重光俊則君）今、指定管理者選定の議案のご説明がありましたけれども、最終の具体的な指定管理者との契約はどういう形でどういう条項になっているかというのは、この議案の審議の中で資料、情報提供はしていただけるのでしょうか。あるいはこの1枚で審議することになるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）まず、議決となりますのは指定管理者の指定ということでございますので、議案といたしましてはこの3つの内容でご可決いただくということになってきます。

契約等につきましては、指定管理者につきましては契約というものじゃなくて行政行為ということで、こちらからの指定という形になってきますので、一般的な契約を締結するというものではございません。こちらと指定管理者と結ぶものにつきましては、議決内容ではないんですけれども、基本協定書を締結して業務内容を定めるものということになってきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）例えば学童等は指定管理になるとき、どういう条件でどれぐらいの費用でやっているかというのが示されたと思うんですよ。今回、永楽の指定管理、一般業務としてどんなものがあるかというのは今までの説明でわかりますけれども、補完的な業務あるいは企画とか運営とか、いわゆる実務レベル以外にどう永楽ゆめの森公園を管理していくかというようなところの項目については、最終的にどういう形になったのかなど。途中でこういうこと考えているよというのはありましたけれども、最終どういう形で指定管理者にどういう業務を指示しているのか、どういう内容の管理運営をするように指示しているのか、その情報はいただけるものだと思うんですが、その辺はいただけないんですか。

議長（坂上巳生男君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）指定管理者の指定につきましては従前から何点か行っているところがありますので、そこで行った形と同じように、この件につきましても後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）その内容につきましては、これは事業厚生にかかるんですかね。その審議の中で確認することになりますけれども、前回の一般質問の中でも、永楽ゆめの森公園はどうしていくかということで、将来的な新しい企画等については指定管理者が決まったら指定管理者と協議しますというような答弁がありましたよね。そういうものが指定管理者の中に依頼するようなことができてあるのかなのかというのは、一部の答弁ではそういうのはありましたけれども、実際に最終的に指定管理者にどういう形でお願ひしたのかというのを明確に示していただかないと、この審議はできないんじゃないかなと。

選考結果で1番になったからこれになりましたというのはわかりますけれども、具体的に、最終的にどういう業務範囲で指示することになるんですよというのは、当然情報として示されてしかるべきじゃないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（坂上巳生男君）委員会の中で説明資料の提供はできますか。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）委員会の中で説明をさせていただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）



以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第12 議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、議案書の25ページをごらんください。

議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）についてご説明申し上げます。

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

まず、施設の名称は永楽ゆめの森公園でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称は、大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号、株式会社ハウスビルシステム、代表取締役坂下芳史でございます。

次に、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）今、第85号に引き続き第86号が説明されましたけれども、これは2本の契約になって、片方は永楽墓苑だけについての指定管理の業務範囲とかそれが決まっていて、片方は永楽ゆめの森公園部分として契約が指定されて、先ほど、墓苑については事業厚生委員会で情報提供されると言いました。公園については水とみどり課から説明をいただけますかと聞かないといけないのが一つと、これが何で2本の指定管理という契約というか協定になるのかと、その辺がわからないんです。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、墓苑と公園と別々にというご質問なんですけれども、本来、条例の上で熊取永楽墓苑と永楽ゆめの森公園というのが条例ごとに定められている施設というところもございまして、今後予定しています協定書とかそういうのは、それぞれで協定書を結んで行いたいと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の説明で2本出ているというのは理解できますけれども、本当にそういう指定管理契約形態でいいのかなというのちょっと疑問を抱きます。これは今の疑問ではなしにして、そういう位置づけであるということを理解いたしましたけれども、先ほど言いました永楽墓苑のほうでは事業厚生委員会で指定管理の内容については情報をいただけることですが、公園のほうも同じような情報はいただけますか。

議長（坂上巳生男君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）以前、募集に当たりまして事前に議員の皆様方にも募集要項、それと仕様書、これをお配りしていたかと存じます。説明はさせていただくんですけれども、主にはこの内容についてのことと重複する部分が出てくるかと思っておりますけれども、ご了承よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それは理解しようと思っておりますけれども、今までは墓苑と公園を一本化して指定管理にするんですよという説明で来ていましたよね。ここに来て契約は別々なんですよというのがちょっと驚いているところなんです。そういう意味で、それぞれ説明を聞かなわかれへんのかなと、非常にわかりにくい契約になっておりますけれども、この辺はきょうの議論ではやめておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第13 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）それでは、議案書26ページをごらんください。

議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についてご説明申し上げます。

土地改良法第96条の4の規定により準用する同法第87条の5第1項の規定に基づき、応急工事計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、平成29年8月7日から8日の台風5号豪雨により発生した農業用施設の災害復旧事業を実施するため、応急工事計画案を提出するものでございます。

当日の雨の状況でございますが、7日午前3時から24時間雨量が100.5ミリ、1時間最大雨量が24ミリとなっており、その影響で農業用施設2カ所が被災したもので、復旧工事が国庫補助事業の対象となるものでございます。

27ページをごらんください。応急工事計画書でございます。

1件目の被災箇所につきましては、地区及び箇所番号は501/912、所在地は七山1丁目地内でございます。事業量は延長が18.5メートル、豪雨による水路崩壊でございます。工事計画につきましては、後ほど図面により説明させていただきます。工事着手及び完了予定時期につきましては、平成30年1月に着手し平成30年4月の完了を予定してございます。事業費につきましては316万円で、事業効果も同額でございます。

2件目の被災箇所につきましては、地区及び箇所番号は502/912、所在地につきましては成合南地内でございます。事業量は延長が14メートル、豪雨による水路崩壊でございます。工事計画につきましては、後ほどこれも図面により説明をさせていただきます。工事着手及び完了予定時期につきましては、平成30年1月に着手し平成30年4月の完了を予定してございます。事業費につきましては134万円で、事業効果も同額でございます。

28ページの図面をごらんください。

1件目の被災箇所は、七山ふれあい公園付近の町道五門七山線と町道小垣内七山線の交差点東側の幅1.8メートルの農業用水路で、水路の片壁が18.5メートルにわたり崩壊したもので、工事内容は、コンクリート三面張り水路の側壁及び底版を一体とした高さ1.8メートルの側壁を延長18.5メートル施工し、復旧するものでございます。

続きまして、29ページの図面をごらんください。

2件目の被災箇所は、成合地区の信号機がある交差点から高速道路の側道である町道成合高田線を約300メートル雨山方面に行った左手の道路に沿った農業用水路で、水路の右岸にあった重力式擁壁が延長5メートルにわたり崩壊したもので、工事内容は、コンクリート擁壁工として高さ1.35メートルから1.4メートルの重力式擁壁と、洗掘防止のためふとんかご工を5メートル施工し、加えてこの下部部分のコンクリート擁壁の基礎部分が洗掘されていることから、根固め工とふとんかご工を延長9メートル施工し復旧するものでございます。

なお、これら2件の計画につきましては10月17日に国の災害査定を受検し認められた内容となっており、国の補助率につきましては65%となっております。

以上、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長(坂上巳生男君)次に、日程第14 議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君) それでは、議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の補正予算の主な内容でございますが、寄附の見込み増による寄附額の増額及び謝礼品費等経費の増額、2つ目がコンビニ交付システムの開発に伴う債務負担行為の設定、3つ目、就学援助の新入学学用品費入学前支給に係る経費などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,987万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億5,174万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条につきましては債務負担行為、第4条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございます。

款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業467万1,000円及びその下の項 公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業3,782万4,000円ですが、これは、今回の補正で予算計上しております農業施設災害復旧事業、河川災害復旧事業について、工事の完了が翌年度にまたがることから繰り越しを行うものでございます。

次に、5ページの第3表債務負担行為補正でございます。

住民票等コンビニ交付システム開発委託につきまして、平成29年度から平成31年度までの期間で、限度額を2,898万3,000円と設定するものでございます。

6ページをお開きください。

第4表地方債補正でございます。

農業施設災害復旧事業130万円につきましては、七山水路及び成合水路の災害復旧事業に係る財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては補助裏の90%であり、交付税措置は元利償還金の95%でございます。

続いて、その下の河川災害復旧事業3,870万円につきましては、準用河川見出川等の災害復旧事業に係る財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては起債対象事業費の100%であり、交付税措置は元利償還金の47.5%でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして事項別明細書により説明させていただきます。

7ページ、8ページは総括ですので省略させていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金115万5,000円の増額につきましては、平成29年度分の国庫補助金でございます。

その下の目 民生費国庫補助金の地域生活支援事業統合補助金220万円の増額につきましては、平成30年度からの制度改正に伴う障がい者自立支援給付費支払等システム改修経費に係る国庫補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の福祉医療費システム改修費補助金500万円の増額につきましては、平成30年度からの制度改正に伴うシステム改修経費に対するもので、補助率は2分の1でございます。

その下、目 商工費府補助金の消費者行政活性化基金事業補助金42万2,000円の増額につきましては、消費者問題啓発ステッカー作成経費に対するもので、補助率は10分の10でございます。

その下、目 災害復旧費府補助金の農業施設災害復旧費補助金292万5,000円の増額につきましては、七山水路及び成合水路災害復旧事業に対するもので、補助率は65%でございます。

次に、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億2,500万円の増額につきましては、寄附実績によるものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金7,236万2,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

また、項 特別会計繰入金、目 介護保険特別会計繰入金2万8,000円の増額につきましては、平成27年度低所得者保険料軽減負担金の再確定による繰り入れでございます。

次の目 下水道事業特別会計繰入金4万9,000円の増額につきましては、平成28年度の繰出金の精算に係る余剰金の繰り入れでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の後期高齢者医療広域連合負担金返還金3,139万9,000円の増額につきましては、平成28年度後期高齢者医療定率負担金返還金でございます。次の電算機使用負担金1,405万6,000円の増額につきましては、介護保険特別会計及び国民健康保険事業特別会計におけるシステム改修に伴う負担金でございます。

最後に、款 町債につきましては、第4表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 財産管理費の庁舎維持管理事業、修繕料117万円の増額につきましては、学校教育課等の執務室移転に伴う電話配線、内線、同敷設等に係る経費でございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、謝礼品費6,600万円の増額及びクレジットカード等決済手数料255万5,000円の増額につきましては、寄附の見込み増によるものでございます。

次の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料2,931万円の増額につきましては、平成30年4月からの制度改正に伴うシステム改修経費でございます。その下、電子計算機器管理運営委託料77万3,000円の増額につきましては、教育・子どもセンターからの執務室移転に伴うLAN配線工事分でございます。

次の項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、印刷製本費4万円の増額につきましては、住民票等コンビニ交付に係る周知用チラシ印刷経費でございます。

次に、款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の子ども医療費助成事業、子ども医療費公費負担額295万4,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

次に、目 児童福祉施設費の教育・子どもセンター管理運営事業、通信運搬費の84万6,000円の増額につきましては、教育・子どもセンターからの執務室移転に係る経費でございます。その下の子育て支援事業、国・府支出金等返還金547万6,000円の増額につきましては、平成28年度子ども・子育て支援交付金の確定による国庫支出金の返還金でございます。

次の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金1,117万1,000円の増額につきましては、システム改修に係る事務費を特別会計に繰り出すものでございます。その下の介護保険事務事業、国・府支出金等返還金2万1,000円の増額につきましては、平成27年度低所得者保険料軽減負担金の再算定による国・府支出金の返還金でございます。

次の款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の母子保健事業、国・府支出金等返還金11万円の増額につきましては、平成28年度母子保健衛生費国庫補助金の確定による返還金でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

款 商工費、項 商工費、目 消費生活対策費の消費生活対策事業、消耗品費42万2,000円の増額につきましては、消費者問題啓発ステッカー作成経費でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校運営事業、教師用指導書代96万2,000円の増額につきましては、平成30年度からの道徳の教科化によるものでございます。次の小学校維持管理事業、修繕料203万7,000円の増額につきましては、西小学校における障がい児受け入れ環境の整備に係る経費でございます。

次に、目 教育振興費の小学校就学援助事業、通信運搬費9,000円の増額及び要保護・準要保護児童就学援助費211万2,000円の増額、そして、次の項 中学校費、目 教育振興費の中学校就学援助事業、要保護・準要保護生徒就学援助費402万9,000円の増額につきましては、いずれも新入学生用品費の入学前支給に係る経費でございます。

次の款 公債費、項 公債費、目 元金の町債元金償還事業、町債元金償還金2,101万7,000円の減額及び目 利子の町債利子償還事業、長期借入金利子258万円の減額につきましては、平成28年度借入分及び29年度借り入れ見込み分の再算定分でございます。

次に、款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費、目 農業施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業、災害復旧工事費467万1,000円の増額につきましては、台風5号による七山水路、成合水路の災害復旧に係る経費でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の河川災害復旧事業、災害復旧工事費3,880万1,000円の増額につきましては、台風21号による準用河川見出川等の災害復旧に係る経費でございます。

なお、18ページの債務負担行為調書と19ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

以上で、議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第15 議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、平成28年度決算額確定に伴う前年度繰越金及び一般会計繰出金の補正となっております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,016万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、6ページ、7ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金4万9,000円の増額は、平成28年度決算額確定に伴う前年度繰越金の計上を行うものでございます。

8ページ、9ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金4万9,000円の増額は、平成28年度決算額確定に伴う金額を一般会計繰出金として計上するものでございます。

以上によりまして、4ページ、5ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から4万9,000円を増額し、補正後の額を13億9,016万円とするものでございます。

以上で、議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第16 議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、介護保険法の改正に伴うシステム改修や高齢者生きがい活動促進事業の補助に係る経費等でございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,984万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 調整交付金844万6,000円の増額につきましては、平成29年度交付決定によるものでございます。

その下の目 介護保険事業費補助金のうちシステム改修補助金98万円の増額につきましては、平成30年度に予定されています介護保険法の改正に伴うシステム改修に対し補助を受けるものでございます。その下の高齢者生きがい活動促進事業補助金38万5,000円の増額につきましては、町内の自治会が実施する高齢者日常生活の援助サポート事業に対し補助を受けるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金1,117万1,000円の増額につきましては、歳出における介護保険システムの改修等に伴う経費から先ほどご説明しましたシステム改修補助金を控除した額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金708万4,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、補正を行うものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険事務事業の電子計算機使用負担金1,215万1,000円の増額につきましては、介護保険システムの改修に伴う一般会計への負担金でございます。

次に、款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費につきましては、歳入における調整交付金の補正に伴い財源振替を行うものでございます。

次に、款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業の高齢者生きがい活動促進事業補助金38万5,000円の増額につきましては、町内の自治会が実施する高齢者日常生活の援助サポート事業に対する補助金でございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国・府支出金等返還事業の国・府支出金等返還金133万4,000円の増額につきましては、調整交付金の再確定手続に伴い、返還が生じたものでございます。

次に、項 繰出金、目 一般会計繰出金、一般会計繰出事業の一般会計繰出金2万8,000円の増額につきましては、平成27年度低所得者保険料軽減負担金の再確定手続により一般会計からの繰入金が増額となったため、一般会計に返還を行うものでございます。

以上で、議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）次に、日程第17 議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、墓園内の側溝の改修に必要な修繕料の補正予算でございます。

1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,357万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、補正予算の内容につきましては事項別明細書で説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入予算でございます。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金、節 墓地基金繰入金101万9,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整として増額するものでございます。

次ページをお開きください。

歳出予算でございます。

款 墓園費、項 墓園費、目 墓園総務費、節 需用費で修繕料101万9,000円です。

以上で、議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（坂上巳生男君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

---

（「11時59分」散会）

---



12 月熊取町議会定例会（第 4 号）

## 平成29年12月定例会会議録（第4号）

月 日 平成29年12月19日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 重光 俊則	3 番 浦川 佳浩
4 番 阪口 均	5 番 坂上 昌史	6 番 鱧谷 陽子
7 番 二見 裕子	8 番 渡辺 豊子	9 番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事 兼 シティプロモーション推進課長	明松 大介	企 画 部 理 事 兼 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	塩谷 義和	住 民 部 長	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
都 市 整 備 部 長	泉谷 徹	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	阪上 清隆

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例  
議案第80号 税条例等の一部を改正する条例  
議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について  
議案第84号 熊取町第3次行政財政構造改革プランの策定について  
議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）  
議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例  
議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例  
議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）について  
議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）について  
議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について  
議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）

追加付議案件

議案第92号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例  
議案第93号 退職手当条例等の一部を改正する条例  
議案第94号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第5号）  
議案第95号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第96号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第97号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第98号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第99号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）

議員提出議案第6号 全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書

議員提出議案第7号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書

議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議員提出議案第8号 環境施設広域化調査特別委員会の設置について

議会選任第4号 特別委員会委員の選任について

---

議長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年12月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（坂上巳生男君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月12日午後1時半から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議をいたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、理事者提出議案として、一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件ほか7件、議員提出議案として、全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書のほか1件、以上10件の追加議案といたします。

本10件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

そのほか、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案8件、議員提出議案の意見書2件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上11件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本11件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長（坂上巳生男君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第80号 税条例等の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件、日程第4 議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての件、日程第5 議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件、以上5件を一括議題といたします。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についてに関しまして、補足説明を申し上げたいと思いますが、よろしいですか。

議長（坂上巳生男君）お願いします。藤原町長。

町長（藤原敏司君）去る12月14日の総務文教常任委員会におきまして、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての採決が行われ、反対多数で否決すべきものとなりました。

委員会の議論の中で、町の考え方を示したところですが、内容に関する説明の一部に十分ご理解いただけなかったことを残念に感じております。

その中で、本議案では熊取町第3次行財政構造改革プランが示されています。その中には、改革の目標として2つの項目が記載されています。目標の①は、平成34年度までに単年度収支が均衡した基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営を確立すること、目標の②は、主要3基金——財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金の平成34年度末基金残高の合計額を現金ベースで6億円確保することです。目標の②は最低限の財源確保の目標を示したものであり、平成34年度末において、基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営のための施策が実現されていることが前提であります。

具体的な改革項目は、今後策定するアクションプログラムに各取り組み項目と効果額をお示しすることとなります。11月の議員全員協議会で提示しましたアクションプログラム骨子の効果額は、現時点で集約できた額を記載したもので、多くの項目は、これから具体的な方策と効果額を詰めていく段階にあります。来年3月までに確定した内容を皆様にご提示できるよう尽力する所存ですが、時間的な制約もあり、十分な効果額を示せない可能性もあると考えております。

そのような点も考慮して、来年2月にお示しするアクションプログラム素案につきましては、住民の皆様や議会の皆様のご意見をいただきまして、より効果的なプログラムとなるよう、適宜見直しを行っていく必要があると考えております。

以上のことを考慮していただきまして、本議会で現在提示しています議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について、改めて議員各位のご判断をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第84号に関する追加説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）議事の途中ですが、ただいまより10時20分まで休憩いたします。

---

（「10時08分」から「10時20分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど申し上げた5件は、12月7日及び8日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（佐古員規君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月7日及び8日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、12月14日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 税条例等の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

次に、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第79号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号 宿泊施設誘致条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第80号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号 税条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定に反対の立場で討論いたします。

今回の総合計画は第3次総合計画に比べ、簡素でより実践的な総合計画になったと思われま。行政がつくる計画は、より実践的な各分野ごとの計画や、総合計画の実施計画など多種多様です。総合計画は、それらの計画の最上位に位置づけられる指針であり、まちづくりの方向性を示す重要な計画です。

今回の提案された第4次総合計画基本構想及び基本計画ですが、特徴を一言で言えば、財政状況の悪化と今後の高齢化の進行を踏まえ、何とか人口減少を食い止めつつ、若い人たちに戻ってきてもらいたい、そのような切実な願いの込められた総合計画となっています。また、第3次総合計画の大きな特徴であった「みんなが主役の未来かがやくまちづくり」という構成はなくなりましたが、協働のまちづくりをさらに進化させ、地域の課題解決などにしっかりと結果を出すことが強調され

ています。協働は大切な課題ではありますが、主権者は住民です。一人一人が主権者としての自覚を持ち、小さな力を寄せ集めてまちづくりを考えていかなければなりません。行政には、それを支える専門職としての力量が求められております。

総合計画の内容は、審議会で住民代表も参加して十分に議論されたものでありますが、どうしても納得できない点は、基本計画の行財政運営の項目です。厳しい財政状況の中で、共産党議員団としても行革の必要性はよく理解しています。しかしながら、目標とする指標として経常収支比率を掲げ、10年後の目標値を平成27年度大阪府町村平均の92.6と定めています。経常収支比率は、平成28年度決算を見てもわかるように極めて不安定な数値であり、国からの財源の変動に大きく左右されます。また、直近3年間で経常収支比率が一時的に改善された平成27年度の大阪府下町村平均値を目標とすることは、これからの行革のあり方を大きく左右すると思われまます。経常収支比率を財政運営の指標として目標に掲げることは、自主財源を大きくふやすことが困難な熊取町にとって、住民サービスの低下と福祉の後退につながりかねません。

以上をもって、共産党議員団の反対討論といたします。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。二見議員。

7番（二見裕子君）私は、議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定について、熊取公明党を代表し、賛成の立場で討論いたします。

平成30年から10年間の熊取町の総合的、計画的な行政運営の総合指標である本計画案については、3回のまちづくり懇話会と10回に及ぶ総合計画審議会で審議され、答申されたものであります。私も委員の一人として参加しておりましたが、町議会議員を含め、公募による住民代表や各種団体の関係者、町内大学や有識者の方々など、多様な関係者で慎重に議論を重ね、またパブリックコメントでの意見も反映させた、まさに総意としてまとめた内容であります。

基本構想では、人口減少社会を乗り越え、将来にわたり活力ある地域社会を維持するために、厳しい財政状況を踏まえながらも、町の将来像とその実現のためのまちづくりの進め方や都市形成の方向性を踏まえた5つの施策の大綱が示されています。基本計画では、その施策の大綱を具体化するための基本施策の方向性をまとめており、目指すべき10年後のまちの姿、現状と課題、目標を達成するための施策、成果を図るための主な指標が示されています。審議会においても、指標のあり方や目標設定に関して、さまざまな議論を行ったと記憶しています。そうした議論を経た上で、この計画案となったと思います。

また、指標の一つである経常収支比率に関してですが、総務文教常任委員会で目標数値について共産党の委員からご意見がありました。厳しい財政状況の中でも改善していくべき数値であることから、妥当な数値であると私は考えています。

本計画案は、10年後の熊取町の総合的、計画的な行政運営の総合指標であります。そういった意味で、町と議会が両輪となって町政運営を進めることが肝要で、町議会の代表である議長及び議長会派が、この計画案に反対することはいかなるものかと考えます。10年後の熊取町の目指すべき姿、「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまちを今からしっかり目指していきたいと決意し、熊取町第4次総合計画基本構想、基本計画の策定についての賛成討論といたします。

以上です。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、討論を終わります。

それでは、議案第83号 熊取町第4次総合計画基本構想及び基本計画の策定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立多数であります。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

このプランは、さきに出された第4次総合計画基本構想及び基本計画の行財政運営に密着に関係しており、31項目にわたる改革項目の提案であります。

平成28年度決算では、町税収入が落ち込み、経常収支比率が99%と財政が硬直化しており、プランを立て、計画的に行うことは必要ではありません。

しかし、このプランについては、1つ、町税収入が落ち込み、あわせて地方交付税や税交付金等も大きく減少した特別な年である平成28年度決算を収支見込みの土台としていること。2つ、住民サービス低下や福祉の後退が懸念される改革内容となっていること。

事務の改善では、窓口業務の民間委託化が提案されており、住民の個人情報等の漏えい等の心配があります。地方公務員には法律上の守秘義務が課せられていますが、委託先の労働者にはありません。大阪府では、短期で雇いどめされた労働者から税務情報が漏えいする事件も起きています。

また、施設の管理運営では、指定管理者の導入の提案がされています。現状では熊取町の魅力ある施設の一つ、町立図書館が視野に入っているものと思われます。公共施設や図書館が本来果たすべき役割に照らすと、図書館の指定管理はなじみません。

事業の見直しでは、町単独事業の削減や町単独扶助費の見直しです。町独自の事業が削減され、町単独扶助費の見直しで、近隣と比べ、ますます熊取町のよさを失います。

保育所についても、現在公立保育所が4つ、民間保育所が4つになっていますが、さらに民営化及び統廃合が含まれております。熊取町の魅力を失うような、急激な住民サービス低下とならないことを求めて、日本共産党熊取町会議員団は、この第3次行財政構造改革プランについて反対いたします。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。服部議員。

9番（服部脩二君）熊取町第3次行財政構造改革プランについて、新政クラブ及び新守クラブを代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

本プランの策定については、本年5月23日の議員全員協議会において、プランの計画期間や位置づけ、スケジュール等について説明いただくとともに、8月17日の議員全員協議会では、プランの素案を、11月16日の議員全員協議会においても、行政改革審議会から答申を受けたプランの説明を受け、あわせて、パブリックコメントの結果などについても逐次説明いただいたところであります。

平成30年度から平成34年度までの財政の基本的な方向を定める本プランでは、主要基金の残高を6億円とすることを目標としておりますが、改革の実行段階では、人件費の削減を初め、事務事業のあり方や優位順位、さらなる冗費削減などの見直しを精力的に推進し、単年度収支が均衡した持続可能な身の丈に合った財政構造を早期に確立することにより、近年の繰り入れ最大額5億8,500万円を念頭に置いた主要3基金の残高目標である6億円を上回れるよう取り組んでいくものと、理事者側から説明をいただいております。

さらに、アクションプログラムの進行管理については、年度ごとに実績調査を行い、取り組み内容や進捗状況を明らかにするなど、適時適切に対応し、改革の実効性を確保し、さらに改革の達成度により、必要に応じてアクションプログラムの改革項目の見直しを適宜弾力的に図っていくとも説明いただいております。

加えて、本プランの12月定例会への上程については、要議決事件条例の規定に基づくものでありますが、これは条例制定当時の町議会が理事者側との協議を踏まえ、プランについては議決対象とし、アクションプログラムについては議決対象外として整理したものでございます。ゆえに、アクションプログラムについては、このプランを土台として策定するものであり、まずは総論としての基本的な改革の方向性などを示すプランを定めてから、各論としてのアクションプログラムを策定することが原則であることも説明いただいております。

したがって、町議会としても、町理事者側と一体となり、財政状況の改善を目標とした行政改革の取り組みを推進することが急務であり、先延ばしすることなく着実に取り組んでいく必要があるものと考えます。

我々の会派としましては、今般、提案されたプランが可決され、速やかにアクションプログラムの策定につなげていただくことが、熊取町にとりまして極めて重要なことと考えます。

以上、新政クラブ及び新守クラブからの賛成討論とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）私は、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について、熊取公明党を代表し、賛成の立場で討論をいたします。

このたびの第3次行財政構造改革プランは、本町の財政状況において、このまま特段の新たな行財政改革の取り組みを行わなければ、財源不足を基金繰り入れにより補填する状態が続き、平成32年度には、主要基金を全て取り崩しても実質収支は赤字、平成34年度には約20億円の累積赤字になる見込みとのことで策定されました。

本改革プランは、平成30年度から34年度までの5年間で、目標は、1、平成34年度までに単年度収支の均衡、基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営の確立、2、平成34年度末主要基金残高の合計額を現金ベースで6億円確保となっております。平成30年度からスタートです。本改革プランをもとに、実行計画となるアクションプログラムの着実な実行を推進しなければなりません。

さて、第1次行財政構造改革プランは、平成18年度から21年度までの4年間で、目標効果額は23億8,800万円、実績効果額は28億3,500万円でした。目標より約5億円上回る実績がありました。

次いで、第2次行財政構造改革プランは、平成22年度から26年度の5年間で、目標効果額は17億9,000万円、実績効果額は27億9,600万円と、10億円も目標より上回る効果額がありました。

しかし、平成27年度から29年度までの3年間は、行政運営アクションプログラムを作成し、実質行革を行いませんでした。そこに基金繰り入れによる財政運営がなされてきた要因があるのではないかと思います。実際、平成28年度決算は、財源不足の5億8,500万円を基金から繰り入れし、約5,000万円の黒字としましたが、経常収支比率は99.9%で、大変厳しい財政状況になっております。

私たち議員も危機感を持って行財政改革を推進しなければなりません。そういった意味で、議会における改革項目については、議会改革検討会で協議しておりますが、議員定数や報酬等についても検討を急がねばならないと思っております。

熊取町の第3次改革丸の船出に当たり、出発前にあれこれブレーキをかけていては、目的地に到着するまでに沈没してしまいます。住民、議会、行政が一緒になって、一丸となって船をこいでいかなければ前に進めません。先ほどの議案第83号の第4次総計と同じく、町と議会が両輪となって町政運営を進めていく中で、この町財政の緊急事態において、町議会の代表である議長及び議長会



派がこの行財政構造改革に反対することはいかがなものかと考えております。

以上のことから、熊取町第3次行財政構造改革プランの策定について、速やかに可決し、本プランに基づき、実施計画となるアクションプログラムの着実な実行により、財政収支バランスの確保と基金に依存しない財政運営の確立に努められることを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（坂上巳生男君）ほかに討論される方はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）議案第84号の熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についてに対する賛成討論。

去る12月14日の総務文教常任委員会において、会派熊愛の会及び会派未来は、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての反対の立場をとりました。しかしながら、この議案は熊取町のこれから先の行財政改革に着手する重要な議案であることを鑑み、かつ、先ほどの議案第84号に対する藤原町長のご発言を吟味しました結果、このままでは幾つかの問題点はあるものの、これからの行財政改革に関する検討と審議を早急に開始して、住民の皆さんが納得できる方策を検討して提示する必要があるとの思いから、熊愛の会及び未来は本議案に賛成することといたしました。

そういった経緯を踏まえて、本議案に関して賛成討論をいたします。

本議案では、熊取町第3次行財政構造改革プラン案が示されています。その中には、改革の目標として2つの項目が記載されています。目標の1つ目、平成34年度までに単年度収支が均衡した基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営を確立すること、2つ目、主要3基金の平成34年度末基金残高の合計額を現金ベースで6億円確保することとあります。

11月の議員全員協議会で示されたアクションプログラム骨子には、アクションプログラムの改革事項一覧の改革推進により一定額の基金を確保し、平成35年度以降の行財政運営を持続可能なものとするに記載されております。したがって、このアクションプログラム骨子に示された効果額の合計は約22億5,000万円で、何とそのうちの約10億円はふるさと納税が充てられております。多くの項目の効果額は現時点で未確定ですが、これでは実質的な行財政改革効果額は12億円しかありません。言いかえれば、34年度末までに基金21億円を取り崩し、6億円を残せばよいとも読み取れてしまいます。すなわち、この議案第84号を無条件に承認することは、今後5年間で基金21億円を使ってしまい、12億円しか効果のない改革を進めることを議会がそのまま承認することになります。これでは、平成35年度以降に基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営を確立することはできません。

この議案審議に入る前の先ほどの町長の説明で、アクションプログラム骨子の効果額では不十分であるので、さらに突っ込んだ改革検討を進めることと、3月末までに作成したアクションプログラムは、適宜議会や住民の意見を取り入れて見直しすることが示されました。現在の熊取町の財政運営は非常に厳しい状況にあることは万人が認めているところであり、組織の効率化、スリム化を含め、大胆な行財政改革が検討され、平成35年度以降に基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営が確立されることを期待して、熊愛の会と未来は本議案に賛成することといたします。

これから平成34年度までに単年度収支が均衡した、基金繰り入れに依存しない持続可能な行財政運営を確立できるよう、町長を初めとした理事者の皆さんの真剣な施策の検討と実行が行われることを期待しております。

以上で、熊愛の会及び未来の賛成討論を終わります。

議長（坂上巳生男君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、討論を終わります。

それでは、議案第84号 熊取町第3次行財政構造改革プランの策定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は原案否決であります。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立多数であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君) 次に、議案第88号について討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君) 次に、日程第6 議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第85号 指定管理者の指定(熊取永楽墓苑)についての件、日程第9 議案第86号 指定管理者の指定(永楽ゆめの森公園)についての件、日程第10 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件、日程第11 議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件、日程第12 議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、日程第13 議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第2号)の件、以上8件を一括議題といたします。

本8件は、12月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(阪口 均君) それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました議案8件の審査を行うため、12月12日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号 指定管理者の指定(熊取永楽墓苑)についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号 指定管理者の指定(永楽ゆめの森公園)についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（坂上巳生男君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第81号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号 都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第82号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第85号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号 指定管理者の指定（熊取永楽墓苑）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第86号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第87号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第89号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第89号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第90号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、議案第91号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第91号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第1 議案第92号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第92号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書追1ページをごらんください。

提案理由でございますが、平成29年8月8日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

追2ページから6ページまでは、改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料追1-1をごらんください。

本条例の改正につきましては、施行期日が異なることから、同じ条項を二度改正する2条建ての手法をとってございます。

まず、第1条による改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第21条第2項第1号は、一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の85」を「100分の95」に、第2号は、再任用職員に係る勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の40」を「100分の45」に改正するものでございます。

次のページをごらんください。資料追1-2でございます。

附則第23項につきましては、勤勉手当限度額を算出する基準の中で、特定職員となる55歳以上6級以上の職員の減額分を全体の支給限度額から減ずることとなっていることから、今回の支給率の改正により、その減額率「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」にそれぞれ改正するものでございます。

次に、資料追1-3から1-8は一般職職員の給料表の改正であり、今回の人事院勧告に伴い、平均0.2%の増額改正となっております。

次に、資料追1-9をごらんください。

第2条による改正でございます。

第21条第2項第1号は、一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の95」を「100分の90」に、第2号は、再任用職員に係る勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の45」を「100分の42.5」に改正するものでございます。

次に、附則に、大阪府職員の身分をあわせ持つ者等の給料月額及び昇給に関する特例を加えるものでございます。

まず、第26項については、大阪府からの派遣職員を対象にしているもので、大阪府で受けていた給料月額が高い場合は、本町の給料表に当てはまらないことが、今後において考えられることから、大阪府で在籍していたときの給与面との均衡を保つため、町長が別に決定するという規定を設けるものでございます。なお、現状は、そういった事例はございませんが、今後の対応策として規定するものでございます。

次の第27項の規定は、内容は同じで、本町に派遣となる職員が大阪府教育委員会指導主事の場合でございます。指導主事の場合も、現状は、そういった事例はございません。

恐れ入りますが、議案書追5ページにお戻りください。

下から4行目、附則でございます。

第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、遡及のための適用規定でございます。第1条の規定による改正後の一般職職員給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものとし、第21条第2項及び附則第23項の改正規定は、平成29年12月1日から適用するものでございます。

第3項は、給与及び勤勉手当の内払い規定でございます。

第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職職員給与条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は、第1条改正後の給与条例の規定による給与及び勤勉手当の内払いとみなすものでございます。

第4項は、平成27年1月の昇給時に昇給幅を1号給抑制していたことから、若年層を中心に抑制分を回復させるもので、具体的には平成30年4月1日時点で37歳未満の職員を対象に、1号給上位の給料月額を適用するものでございます。

次に、第5項は、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める旨の委任規定でございます。

以上で、議案第92号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）この改定が、第2条による2段階にわたった改定になっているので、その内容をもう少しわかりやすく説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）まず、1段階目で第1条による改正ということで、まず、賞与分につきましては、0.1月分の改正が必要になります。これは12月1日からの改正です。

第2条によりまして、このままですと、来年もその0.1月分の改正がずっと続くようになりますので、国のほうでは、夏と冬の賞与分については、0.05月分ずつ分けてということになりますので、一旦、第1条で0.1月分、第2条で一旦改正したやつをさらに0.05月分を分けるというスタイルをとりますので、1条、2条建てということでございます。

以上です。

2番（重光俊則君）わかりました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）教えていただきたいんですが、最後の附則のところ、平成30年4月1日において37歳に満たない職員についてというところがあるんですが、平成27年1月1日に抑制されていた分の昇給の回復ということで、その分があるということですが、対象者というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）61名でございます。

8番（渡辺豊子君）はい、わかりました。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員、よろしいですか。

8番（渡辺豊子君）はい。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、追加議事日程第1 議案第92号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第2 議案第93号 退職手当条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君)それでは、議案第93号 退職手当条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書追7ページをごらんください。

提案理由でございますが、国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げに合わせて、本町においても退職手当の支給水準の引き下げを実施するため、この条例案を提出するものがございます。

今回の改正内容の概要につきましては、国家公務員の退職手当について、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果、官民均衡を図るために設けられている調整率の改正により、平成30年1月1日から支給水準が引き下げられることを受け、国公準抛の考えから所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げます。

追8ページは改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料追2-1ページをごらんください。右が現行、左が改正案でございます。

第1条による改正、附則の改正でございます。

附則第8項の改正ですが、先ほど説明しました退職手当の引き下げに伴う調整率の改正でございます。現行の「100分の87」を「100分の83.7」に調整率を引き下げるものでございます。

次に、資料追2-2ページをごらんください。

第2条による改正でございます。

附則第3項の改正につきましては、初めて退職手当の調整率を設けた際の経過措置の規定で、昭和48年4月1日に在職する職員に適用する附則となっているもので、改正内容については、本則附則と同様で、退職手当の調整率を引き下げるための改正となっています。

なお、本町に昭和48年4月1日に在職していた職員は現在いませんので影響はありませんが、今回、国に合わせて改正するものでございます。

次に、資料追2-3ページをごらんください。

第3条による改正でございます。

現行の附則第2項については、平成18年4月1日施行の退職手当条例の改正時において、基準日に在職している者で、改正後の条例に基づく退職手当額が改正前の条例に基づく退職手当額を下回る場合の保障に関する経過措置を設けています。今回の改正は、その改正前の退職手当を算定する際においても、次のページになりますが、調整率を「83.7」に減額する旨の改正でございます。

恐れ入りますが、追8ページにお戻りください。

附則をごらんください。

この条例は、平成30年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第93号 退職手当条例等の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）この改正によりまして、施行日が平成30年1月1日になっておりますので、今年度、29年度に退職される方が対象になってくるかと思うんですが、その対象者人数と影響額ですけれども、一応3.3%下がるということと減額ということですよ。その影響額というんですか、それを教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）これは人によりましてちょっと変わってくるんですけども、この3月末に退職される方の平均額でいきますと、1人当たり約75万円で、退職される方は5名です。

以上でございます。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、追加議事日程第2 議案第93号 退職手当条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第3 議案第94号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）議案第94号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、平成29年人事院勧告への対応及び人事異動等による人件費補正によるものとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。議案書の1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,996万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億2,177万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金2,996万9,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。



続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページから歳出予算となりますが、人件費の補正につきましては、26ページ以降の補正予算給与費明細書の中で後ほど一括して説明させていただきますので、まず、12ページ、13ページをお開きください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金48万8,000円の減額につきましては、人件費補正によるものでございます。

それでは、14ページ、15ページをお開きください。

2段目となりますが、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金228万円の減額及びその下の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金149万5,000円の減額につきましては、いずれも人件費補正によるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

2段目、款 衛生費、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計繰出事業、水道事業会計繰出金9万6,000円の増額につきましては、水道事業会計の人件費補正に伴い、地方公営企業繰出基準に定められた職員の児童手当分を増額するものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

これも2段目です。款 土木費、項 都市計画費、目 下水道費の下水道事業特別会計繰出事業、下水道事業特別会計繰出金233万2,000円の増額につきましては、人件費補正によるものでございます。

次に、26ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

まずは、特別職でございますが、下段の比較の行のところ、こちらの共済費におきまして、保険料率が上がったことにより長等の部分で9万7,000円の増額となったものでございます。

次に、27ページに移りまして、一般職でございます。

上段、給与費ですが、比較の行のところで、給料の列、こちらで2,368万2,000円の減、職員手当で821万円の減、共済費で366万1,000円の増となり、合計で2,823万1,000円の減となっております。給料及び職員手当につきましては、人事院勧告に準じた改定に伴う増、自己都合退職や育児休業等に伴う減及び人事異動等に伴う補正となっております。共済費につきましては、自己都合退職や育児休業等による減少はあったものの、保険料率が上がったことにより、共済費全体としては増加したものでございます。

次に、28ページの給料及び職員手当の増減額の明細をごらんください。

ここでは、表側で給料、職員手当の区分に加えまして、給料改定に伴う増分及びその他の増減分という区分で人件費の補正について整理してございます。

以上で、議案第94号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません。ちょっと人数で教えていただきたいんですが、先ほどの27ページのところで、一般職の職員数が比較のところでマイナス3ということで、3人減っているというところで、28ページを見ましたら、給料のところで、人数が退職に伴う減少分がマイナス6ということで、6人、採用に伴う増加分1人とありますので、これでやったら5人退職という形になるかと、マイ

ナス5となるかと思うんですが、ちょっとその辺の人数のところを教えてくださいたいと思うんですが。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）では、ちょっと一旦それぞれで説明させていただきます。

27ページのマイナス3人につきましては、平成28年度末の急遽の退職が4名ございました。これはもともと当初予算では去年の10月時点の情報で組んでございますので、その分が反映してございません。その4名とあと広域福祉課の派遣が1名ございます。それでマイナス5人、一旦5人です。プラスの要因としては、そういった急遽の退職がありましたので、採用を1名、追加採用をさせていただいてございます。その分が1名。それと、人事異動分として、特別会計のほうから一般会計のほうへということで1名ございます。それでプラス2名。先ほどのマイナス5人と差し引きしましてマイナス3人という状況でございます。

28ページの先ほどご指摘のありました退職に伴う減少分、これは完全に退職者の部分を掲載させていただいてございますが、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、急遽の退職の分が入ってございませんので……

（発言する者あり）

総務部理事（林 利秀君）はい。若い職員ばかりなんですけど、専門職が4名、自己都合で退職。あと、先ほど言いました広域福祉課の派遣が1名。これが28年度末の退職者数、それが5名分まありません。

それで、今年度に入ってから、保育士のほうで1名自己都合退職がございましたので、その分を反映させまして、マイナス6人ということでございます。

以上でございます。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

議長（坂上巳生男君）林総務部理事、ちょっと私のほうから1点だけ質問よろしいですか。

27ページの退職手当の補正前、補正後、退職手当の金額は変動ございませんが、これはこれでよろしいんですか。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）退職手当につきましては、毎年度ですけれども、先ほども説明しました年度末に退職者が出るという可能性もいつもありますので、その時期に確定しますと3月補正のほうでいつもさせていただいてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）はい、わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、追加議事日程第3 議案第94号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第4 議案第95号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） それでは、議案第95号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、歳入歳出とも人事院勧告等に伴う人件費及び一般会計繰入金の補正となっております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,249万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、6ページ、7ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金の一般会計繰入金233万2,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整として増額補正をするものでございます。

8ページ、9ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 下水道費、項 下水道費、目 下水道総務費、給料10万4,000円の増額、その下、職員手当等26万2,000円の増額、その下、共済費21万6,000円の増額、その下、負担金、補助及び交付金3万7,000円の増額は、全て人事院勧告に伴う補正でございます。

次に、目 下水道建設事業費の給料10万9,000円の増額、その下、職員手当等112万9,000円の増額、その下、共済費47万5,000円の増額は、人事院勧告などに伴う補正でございます。

以上によりまして、4ページ、5ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から233万2,000円を増額し、補正後の額を13億9,249万2,000円とするものでございます。

10ページからは、補正予算給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で、議案第95号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君） 以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、追加議事日程第4 議案第95号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第5 議案第96号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び追加議事日程第6 議案第97号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第96号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第97号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

それではまず、議案第96号につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、一般会計と同様、人事院勧告の実施及び人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,084万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 他会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与費等繰入金につきましては、後の8ページ、9ページの歳出における総務費の人件費の補正に伴うもので、歳出予算と同額の228万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出の予算の説明に移らせていただきます。

今回の補正は、職員に係る人件費の補正のみとなっております。

10ページの補正予算給与費明細書、総括で説明をさせていただきます。

10ページをごらんください。

まず、上段真ん中の給与費でございますが、比較いたしますと、給料が128万1,000円の減、職員手当が92万2,000円の減、共済費が7万7,000円の減で、合計228万円の減額となっております。給料ですが、人事院勧告に準じた給与改定による増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。また、職員手当は人事院勧告に準じた給与改定に伴う増及び勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げたことに伴う増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。共済費につきましても、人事異動等に伴い減額となったものでございます。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第96号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第97号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、人事院勧告の実施及び人事異動に伴う人件費の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,594万9,000円と定めるものでござ

ございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、後ほどの8ページ、9ページの歳出における総務費の人件費の補正に伴うもので、歳出予算と同額の48万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

今回の補正は、職員に係る人件費の補正のみとなっております。

10ページの補正予算給与費明細書、総括で説明をさせていただきます。

10ページをごらんください。

まず、上段真ん中の給与費で比較いたしますと、給料が32万3,000円の減、職員手当が8万5,000円の減、共済費が8万円の減で、合計48万8,000円の減額となっております。給料でございますが、人事院勧告に準じた給与改定による増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。また、職員手当につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増、勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げたことに伴う増及び人事異動に伴う減による補正となっております。共済費につきましても、人事異動に伴い減少したものでございます。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

以上で、議案第96号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第97号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議させていただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、まず追加議事日程第5 議案第96号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

次に、追加議事日程第6 議案第97号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第7 議案第98号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)それでは、議案第98号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,809万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)12万2,000円の減額、その下の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)6万1,000円の減額、その下の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)6万1,000円の減額につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費の人件費の31万2,000円の減額補正に対し、介護保険法の規定に基づき、国39%、府19.5%、町19.5%のそれぞれの割合に応じて減額補正するものでございます。

その下の目 その他一般会計繰入金の職員給与等繰入金につきましては、歳出における総務費の人件費の143万4,000円の減額補正に伴い、同額を減額補正するものでございます。

その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、減額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、今回の補正は、職員に係る人件費の補正となっておりますので、10ページ以降の補正予算給与費明細書でご説明させていただきます。

10ページをごらんください。

一般職でございます。

まず、上段の給与費でございますが、比較のところ、給料で120万9,000円の減、職員手当で48万4,000円の減、共済費で5万3,000円の減となり、合計で174万6,000円の減となっております。給料につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。また、職員手当につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う増、勤勉手当の支給率0.1月分の引き上げに伴う増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。次に、共済費につきましても、人事院勧告の増及び人事異動等に伴う減による補正となっております。

なお、11ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第98号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせ

ていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、追加議事日程第7 議案第98号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第8 議案第99号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第99号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、人事院勧告及び人事異動等伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。平成29年度熊取町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。平成29年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額に13万3,000円を増額し、補正後の額を1億7,934万3,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業収益の補正後の額を9億8,704万4,000円とするものでございます。

支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額に48万円を増額し、補正後の額を9億1,700万5,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億7,812万4,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,074万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,127万円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億9,090万3,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億9,143万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に52万7,000円を増額し、補正後の額を3億3,027万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を4億6,364万3,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものです。

職員給与費の既決予定額に100万7,000円を増額し、補正後の額を1億4,553万1,000円とするものでございます。

次の2ページは、平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

詳細については、7ページからの説明書でご説明いたしますので、7ページをお開きください。

収益的収入の表をごらんください。

人事院勧告及び出産への対応に伴い、一般会計から繰り入れています児童手当に係る負担金並びに下水道事業特別会計から繰り入れています上下水道部長に係る兼務職員人件費負担金との合計13万3,000円の増額補正を行うものでございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額9億8,691万1,000円に補正予定額13万3,000円を増額し、9億8,704万4,000円とするものでございます。

続きまして、収益的支出の表をごらんください。

人事院勧告及び人事異動への対応に伴い、原水及び浄水費で4万5,000円の増額、配水及び給水費で24万3,000円の減額、総係費で19万2,000円の増額補正を行うものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額9億7,764万4,000円に補正予定額48万円を増額し、9億7,812万4,000円とするものでございます。

8ページの資本的支出の表をごらんください。

人事院勧告及び出産への対応に伴い、建設費で52万7,000円の増額を行うものでございます。

以上により、資本的支出合計の既決予定額4億6,311万6,000円に補正予定額52万7,000円を増額し、4億6,364万3,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

平成29年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございます。

4ページから5ページまでは、補正予算給与費明細書でございます。また、6ページは平成29年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。

いずれも、このたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第99号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。  
議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、追加議事日程第8 議案第99号 平成29年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第9 議員提出議案第6号 全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書及び追加議事日程第10 議員提出議案第7号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第6号 全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-9ページをお開きください。

議員提出議案第6号 全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書。

「障害者基本法」では、障がい者の自立及び社会参加の支援に向けた基本原則を定めており、全ての障がい者が社会活動に参加する機会が確保されることによる共生社会の実現がうたわれている。また、「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行などにより、障がい者の社会参加の促進による共生社会の実現に向けた機運が一層高まっているところである。

このように、障がい者が自立し、社会に積極的に参加していくためには、公共交通機関をはじめとする移動手段の確保が必要不可欠であり、各種公共交通機関においては、障がい者の経済的負担を軽減するための運賃割引制度を設けているが、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を対象とするものであり、精神障がい者を対象とするものは極めて少ない。

平成24年に「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」が改正され、精神障がい者の運賃割引に関する規定が整備されたにもかかわらず、障がい種別により大きな格差が生じているのが現状である。

よって、政府においては、全ての障がい者が平等に運賃割引の適用対象となるように、具体的な対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

最後に、議員提出議案第7号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-11ページをお開きください。

議員提出議案第7号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子
同じく		矢野	正憲
同じく		佐古	員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書。

道路は地方創生の基盤であり、地域経済・社会活動を支え、生活環境の向上に資する最も基礎的な社会資本である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率が50%から55%等にかさ上げされているため、地方負担が軽減されている状況となっているが、このかさ上げ規定は平成29年度までの時限措置である。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいる中、補助率等が低減することは、地方財政への負担増となるとともに、地域づくりへの影響、活力の低下など、総じて地方創生の停滞を招くことが確実であり、地方自治体にとってまさに死活問題である。

よって、国においては、下記の事項を基本として道路財源の確保に努められるよう強く要望する。

#### 記

1. 地方が必要とする道路整備を早期に、そして長期安定的に実施できるよう必要な予算を確保すること。

2. 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月19日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、2件についてよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

よって、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、追加議事日程第9 議員提出議案第6号 全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第10 議員提出議案第7号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置継続に関する意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第11 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む。）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成29年12月定例会閉会から平成30年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成29年12月定例会閉会から平成30年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいまから12時25分まで休憩いたします。

---

（「12時15分」から「12時25分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま江川議員ほか6名から、お手元に配付いたしておりますとおり、議員提出議案第8号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についてが提出されました。

この議案は、議会会議規則第15条の規定に基づく所定の賛成者があります。

お諮りいたします。環境施設広域化調査特別委員会の設置についての件ほか1件を日程に追加し、議題とすることについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、環境施設広域化調査特別委員会の設置についての件ほか1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程第12 議員提出議案第8号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についての件を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、議員提出議案第8号 環境施設広域化調査特別委員会の設置について説明いたします。

追加議案書の追-13ページをお開きください。

議員提出議案第8号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についてでございます。

議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川	慶子
賛成者	熊取町議会議員	浦川	佳浩
同じく		文野	慎治
同じく		鱧谷	陽子
同じく		二見	裕子

同じく  
同じく

矢野 正憲  
佐古 員規

でございます。

#### 記

1. 名称 環境施設広域化調査特別委員会
2. 設置目的 廃棄物の処理の広域化について必要な調査を行う。
3. 設置期間 目的が達成されるまでの間。  
ただし、閉会中も継続審査とする。
4. 委員定数 7人  
であります。

以上で、議員提出議案第8号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議員提出議案第8号 環境施設広域化調査特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長（坂上巳生男君）次に、追加議事日程第13 議会選任第4号 特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

環境施設広域化調査特別委員会委員に議席1番 文野議員、議席3番 浦川議員、議席5番 坂上昌史議員、議席8番 渡辺議員、議席10番 矢野議員、議席12番 河合議員、議席13番 江川議員、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を環境施設広域化調査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を環境施設広域化調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

---

(「12時31分」から「12時37分」まで休憩)

---

議長(坂上巳生男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境施設広域化調査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。

委員長に文野議員、副委員長に坂上昌史議員。

以上のとおりでございます。

---

議長(坂上巳生男君) お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議の上、ご可決賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました点につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をし、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じますので、議員皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、ことしも残すところあと10日余りとなりました。厳しい寒さが続いておりますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、輝かしい新年を健やかに迎えになりますようご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。よいお年をお迎えください。

議長(坂上巳生男君) これをもちまして、平成29年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「12時40分」閉会)

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成29年12月19日

熊取町議会

議 長

坂 上 巳生男

議 員

文 野 慎 治

議 員

江 川 慶 子